



令和2年 第6回定例会

会 議 録

(令和2年9月4日～10月1日)

枕 崎 市 議 会

令和 2 年
枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28 日間（9 月 4 日～10 月 1 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9 月 4 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第21号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第22号、第23号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 15 報告（日程第25号、第26号） 16 散 会
		委員会	前 8:48	1 議会運営委員会
9 月 5 日 (土)	休 会			
9 月 6 日 (日)	休 会			
9 月 7 日 (月)	休 会			
9 月 8 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
9 月 9 日 (水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（6名） 3 散 会
9 月 10 日 (木)	休 会	委員会	前 9:23 後 1:08	1 総務文教委員会 1 産業厚生委員会
9 月 11 日 (金)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会

9月12日(土)	休 会			
9月13日(日)	休 会			
9月14日(月)	休 会	委員会	前 9:27	1 決算特別委員会
9月15日(火)	休 会	委員会	前 9:24	1 決算特別委員会
9月16日(水)	休 会	委員会	前 9:27	1 決算特別委員会
9月17日(木)	休 会			
9月18日(金)	休 会			
9月19日(土)	休 会			
9月20日(日)	休 会			
9月21日(月)	休 会			
9月22日(火)	休 会			
9月23日(水)	休 会	委員会	前 9:16	1 議会運営委員会
9月24日(木)	休 会			
9月25日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第3号、第4号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第5号-第10号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第11号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 散 会

9月26日(土)	休 会			
9月27日(日)	休 会			
9月28日(月)	休 会			
9月29日(火)	休 会	委員会	前 9:20	1 議会運営委員会
9月30日(水)	休 会			
10月 1日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告(決算特別委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号) 9 表 決 10 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和2年9月4日)

令和2年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	56	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
6	57	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	58	令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
8	59	令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	60	令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	61	令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
11	62	枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
12	63	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	総 文
13	認1	令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
14	認2	令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
15	認3	令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
16	認4	令和元年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
17	認5	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃

18	認6	令和元年度枕崎市立病院事業決算	〃
19	認7	令和元年度枕崎市水道事業決算	〃
20	陳5	(自家増殖を原則禁止とする) 種苗法改正の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情	産 厚
21	陳6	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	総 文
22	64	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
23	65	人権擁護委員候補者の推薦について	
24		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
25	報6	健全化判断比率について	
26	報7	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
駒水孝広 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
小湊哲郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
山口美津哉 会計管理者兼会計課長	田中幸喜 総務課参事
丸山屋敏 教育長	宮原司 教委総務課長
満枝賢治 学校教育課長	上園信一 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
山口太 総務課主幹兼行政係長	中山俊吾 総務課行政係主任
水谷彰吾 総務課行政係主事補	

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和2年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、5番禰占通男議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和2年第3回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和2年第6回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

先月28日、安倍晋三首相は、御自身の持病の悪化で職務の継続が困難だという理由で総裁を辞任することを表明し、今月、国の新体制が発足する予定となっております。

安倍総理におかれましては、8年近くもの長い期間、そのプレッシャーは私たちの想像を超える大変なものがあったと思いますが、その中で国のリーダーとしてかじ取りを続けてこられたことに心から敬意を表します。

新型コロナウイルス感染拡大の中、感染の収束への見通しや社会経済活動の見通しが、それぞれ不透明な状況下での国のトップの交代という事態に、多くの国民、市民が不安な状況にあると思いますが、本市としては、引き続き感染拡大の防止と暮らしを支える雇用の維持と事業の継続、そしてその先の経済活動の回復、強靱な経済構造の構築といった現下の課題に対して、丁寧に取り組んでまいります。

7月12日に投開票が行われた鹿児島県知事選挙では、経済産業省出身で新人の塩田康一氏が当選し、7月28日に鹿児島県知事に就任されました。

新知事は、今年の開催が延期されたかごしま国体について、佐賀県をはじめとした今後の開催県の知事との協議に臨み、3年後の2023年開催に向けて精力的に動かれているのは御承知のとおりです。

私も、南薩地区総合開発期成会の要望活動で面談する機会をいただき、新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実や南薩縦貫道の機能強化について直接要望を行ったところです。今後も県への要望活動、県との取組強化に努めてまいります。

それでは、本市のさきの6月定例会以降の諸報告を行います。

まず、いまだ収束を見ない新型コロナウイルス感染症ですが、7月3日に本市居住の4人の方の本市における初めての感染が確認されました。

鹿児島市の飲食店クラスターによる今回の感染で10人の本市居住の感染者が確認されましたが、全て感染経路が把握されたもので7月下旬までに皆さん退院されております。

今回の感染は、最初の感染者4人が医療従事者であったことから当該医療機関での院内感染が危惧されましたが、医療機関内のふだんからの徹底した感染対策、加世田保健所の適切な対応、濃厚接触者の迅速な特定や関係者への早急な検査の実施などにより、市中感染等の感染拡大を抑えることができました。

市民の皆様に対しましては適切な情報発信に努めましたが、市内での初めての感染確認ということで大きな不安を感じる状況であったと認識しております。今後は、秋から冬に向けて季節性インフルエンザが流行する季節を迎えることもあり、市内医療機関での検査体制の拡充や感染が発生した場合の適切な情報発信、感染者や医療従事者に対する差別や偏見の撲滅など、対策本部として万全の取組を進めてまいります。

また、国内外の感染の拡大による経済活動の停滞は、本市経済にも大きな影を落としているところではあります。

5月の臨時会から6月定例会、さきの2度の臨時会において、様々な新型コロナウイルス感染症対策事業を可決、承認いただきました。その事業の進捗につきまして、経済対策の主なものを中心に御報告いたします。

まず、7月の臨時会で可決いただきました、7月、8月のいずれか1か月の売上げが前年同月と比べて15%以上減少した事業者に対する応援資金を支給する事業者応援資金支給事業については、8月末現在で既に200件を超過する利用件数があり、4,080万円を執行しております。

経済対策第一弾として実施しました雇用調整助成金申請費支援事業には27件の利用があり、281万円、店舗等賃借料の一部を補助する中小企業等事業継続支援事業は105件、1,241万6,000円を執行しております。

国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金については、対象世帯件数1万0,808件に対して、申請いただいた1万0,781件分の支給を行いました。支給率は99.8%となります。未申請の27件は辞退者、死亡者、行方不明者などで、全ての対象者は把握できたところです。

そのほか、市内飲食店及び宿泊業者の事業継続、地域内経済循環を高めることを目的に、グルメ・宿泊クーポン4,000円分を3,000円で販売する「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業は、8月1日、2日は総合体育館、3日から7日まで商工会議所で第1回目の3,000セットの販売を行いました。

また、市外に住む若者や近畿、東海、関東のふるさと枕崎会の会員の皆様方に、地元産品をお届けする「枕崎の、仕送り。」ふるさとの味メール便事業は、7月から実施して地元産品が手元に届いた多くの皆様からお礼のお便りやメールを頂いたところです。

その他の事業者支援事業をはじめとした経済対策や感染防止対策事業など、これから執行する事業も含めて、事業の効果を見据えながら実施してまいります。

本市新型コロナウイルス感染症対策本部では、7月31日に第31回目の対策本部会議を開催し、

感染予防対策や経済対策のさらなる取組に向けて、健康課長を部長に關係課の係長で組織する感染予防対策部と、水産商工課長を部長に關係課の係長で組織する経済対策部の2つのワーキンググループを対策本部内に組織しました。今後は、さらにきめ細かな対応のできる体制で感染症対策に取り組んでまいります。

8月5日、総務省自治税務局市町村税課は、ふるさと納税に関する現況調査結果を公表しました。令和元年度の本市の寄附額27億4,180万1,204円は、鹿児島県内で4位、全国21位にランクされました。改めまして、皆様から温かい御寄附を頂きましたことにつきまして、心から御礼申し上げます。

私の活動について報告いたします。

冒頭、南薩地区総合開発期成会で知事要望を行ったと申し上げましたが、そのほか7月にJR指宿枕崎線輸送力強化促進期成会の要望に会長市としてJR九州鹿児島支社長を訪問しました。

そのほか、県外での会合要望活動については、今般のコロナ禍の状況を鑑み見送っております。

そのような中で、全国漁港漁場協会の意見交換会や日本カツオ学会の総会など、リモート形式での会合には積極的に参加させていただいております。

5月に実施を見送った市長と語る会ですが、現状ではこれまでと同じ形式で開催することが難しいと判断しており、11月の開催も見送ることといたします。業界幹部や自治公民館長など、できる範囲で個別での協議や面会を実施し、業界や地域の現状を少しでもお聴きしたいと考えております。

本日開会しました9月定例会においては、引き続き国の臨時交付金等を活用した新型コロナウイルス感染症対応の補正予算、令和元年度各会計決算を中心に御議論いただくこととなります。

議員の皆様方の御協力をお願い申し上げ、行政報告を終わります。

引き続き、6日の日曜日から7日の月曜日にかけて猛烈な勢力で接近する見込みの台風10号に関しまして、記録的な大雨・暴風・高潮・高波のおそれがあると認識しております。

大潮時期と重なっていることもあり、高潮・高波・浸水被害に特に厳重な注意が必要です。風雨が強くなる前の早めの避難を市民の皆様に対策を取っていただくよう、防災行政無線、直接自治公民館長等を通じてお願いをしているところです。

気象情報や避難所開設に関する情報につきましては、防災行政無線、市ホームページ、防災・一般情報提供メール、車両公報などでお知らせいたします。

避難所は、6日の日曜日早朝に開設の予定です。市民会館、健康センター、妙見センター及び各地区公民館を開設いたしますが、状況に応じて学校等も追加開設する準備をしております。

特別警報級の猛烈な台風です。市民の命を守ることを第一に、万全の準備を進めてまいります。皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第21号までの17件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例1件、枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について1件、人事案件2件、決算7件及び報告事項2件の計19件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く15件について説明を申し上げます。

まず、議案第56号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億2,144万1,000円を追加し、予算総額を178億5,150万円にしようとするものです。

債務負担行為は、新型コロナウイルス関連資金対応利子補給・保証料支援事業において、次年度以降分の利子補給を債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、県単砂防事業及び補助災害復旧事業の追加と過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した各種事業、令和元年度決算剰余金の財政調整基金への積立て及び地方債の繰上償還の実施等、生活保護費など令和元年度の事業費確定に伴う国県支出金等の精算返納金、鯉出汁の聖地「枕崎」で鯉出汁と日本の食文化を極める旅造成事業、単独災害復旧事業、補助災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第57号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ311万円を追加し、予算総額を36億8,109万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、県支出金及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第58号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ320万2,000円を追加し、予算総額を3億6,469万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金、諸収入及び国庫支出金の増で措置いたしました。

次に、議案第59号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,811万4,000円を追加し、予算総額を29億3,387万6,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第60号令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計補助金の増に伴い、営業外収益を198万円追加し、収益的支出においては、配水及び給水費の減などに伴い、営業費用を193万8,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、建設改良費の増に伴い、支出を1万3,000円増額し、収入額が支出額に対し不足する3億2,087万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第61号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量において、主要な建設改良費を補正するほか、収益的収入において、長期前受金戻入の増に伴い、営業外収益を77万2,000円追加し、収益的支出においては、総係費及び減価償却費の増並びに管渠費及び処理場・ポンプ場費の減に伴い、営業費用を8万7,000円増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、企業債及び国県補助金の減に伴い、収入を3,120万円減額し、建設改良費の減に伴い、支出を3,003万5,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する2億2,852万9,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分利益剰余金処分額で補填しようとするものです。

次に、議案第62号枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、枕崎児童館に新たに冷暖房装置を設置したことに伴い、その使用料を定めようとするものです。

次の議案第63号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、同計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

なお、認定事項第1号令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号令和元年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号令和元年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号令和元年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号令和元年度枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案も併せて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、提案された議案の中で、議案第63号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更の議案についてですね、質疑をいたしたいと思います。

先日の報道でですね、関東地区、特に東京都の人口が少しずつ減ってきたと。日本最大の過密都市東京の人口が減ってきた。これコロナの影響が出てきていると思われるんですけども、そういう点からしますと、地方のこの過疎計画というのは非常に今後重要になっていくんじゃないかと考えます。

そこで、ちょうど1年前に、9月議会で次の過疎に対する立法措置はどうなるのか、つまり現在の過疎地域自立促進特別措置法は、本年度、令和2年度末でもって終了ということですので、もうそんなに日もないんですけども、現在、次の過疎に関する立法措置というのはどういう状況になっているのかですね、その点を教えていただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 新たな過疎法の制定についてであります。これまでも過疎法については議員立法という形でずっと行われております。

今現在、情報でありますのが自由民主党政務調査会の過疎対策特別委員会、ここのほうで本年3月にですね、今後の過疎法の方向性ということで素案を取りまとめております。そして、その後、地方ヒアリング、それから有識者ヒアリングを行いまして、本年夏までに今後の過疎対策の基本的な考え方を取りまとめるということでございました。ただ、その後の情報については、私どものほうではまだ具体的なものは得ていないところであります。

これまでの過疎法の経緯といいますか、現行の過疎法の平成12年制定時の附則等を見ますと、平成12年3月31日に公布されて4月1日施行という日切りの形で成立をしております。

そういうことを見ますと、今後、来年ですね、年明け通常国会あたりに提案がなされて、審議の上、制定がなされるという流れではないかというふうに推察しております。

○9番立石幸徳議員 今、企画調整課長の説明で、政権与党である自由民主党の政務調査会では

いろいろ検討がなされているということなんですけれども、どういった内容に変わっていくのかですね、私どもにはなかなか情報も出されてきていないんですよ。

今度のこの議案の変更部分については、また改めて委員会のほうで質疑をしますけれども、過疎計画の中で過疎地域指定でいろいろ今日まで課題といいたいでしょうか、問題になっていた、いわゆる一部過疎の問題、つまり鹿児島県内でいいますと鹿児島市あたりも過疎地域の指定を受けているわけですね。

しかしながら、串木野市とか出水市、こういったところは過疎地域ではないと。私どもが一見考えると、その辺が非常に矛盾があるんじゃないかと思っっているんですけども、この鹿児島市あたりの一部過疎についてはどのような次の立法に向けての課題整理といいたいでしょうか、問題点は整理ができていないのか、これを最後に聞いておきます。

○東中川徹企画調整課長 全国の過疎自治体で構成をします全国過疎地域自立促進連盟における新たな過疎対策法の制定等に関する要望書、この中で過疎地域の指定要件と指定単位ということで、過疎地域の特性を的確に反映したものとし、現行過疎地域を継続して指定対象とすることということで、今議員からありましたように一部過疎、それとみなし過疎というものもありますが、そういったものを含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本とするということを要望しております。

それと、先ほど申しあげました自由民主党の特別委員会のほうの今後の過疎対策の方向性の素案の中におきましては、過疎地域の指定要件という部分では、過疎地域については現在の市町村単位を基本とするということではありますが、その中で一部過疎を設けることについても検討するというのがございますので、ここで言及はできませんが、その一部過疎というものを含めて検討がなされていくものというふうに思っております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 一般会計について、ここ数年の財政力指数について、それと経常収支比率についてなんですけど、財政力指数については年々0.38ぐらいからだんだん何か好転してきている。また、経常収支比率についてもこの4年ぐらい前までは上下を繰り返して、95になったり、94になったりしているんですけど、この好転している要因は何なのかということをお尋ねいたします。

○佐藤祐司財政課長 まず、財政力指数についてですが、財政力指数は基準財政収入額と基準財政需要額の比率でございます。枕崎市の場合は、令和元年度で3か年平均は0.423となっております。県内では、鹿児島市が最もいいわけですけども、枕崎市は順番を言いますと6番目にいいという形になっております。これにつきましては、需要額と収入額の比率でございますので、需要額に対しまして税収等を含めた収入がそれだけあるということでございます。

今後の見込みを考えますと、どうしても過疎対策事業債の元利償還金に対する交付税措置額というのがどんどん増えてまいります。そうすると需要額が上がってきます。基準財政収入額がそのままですれば、比率的には下がっていくだろうという見込みを立てております。

それから経常収支比率ですが、30年度が93.8、令和元年度が93.6ということで0.2ポイント好転をいたしております。これにつきましては、経常経費充当一般財源と経常一般財源収入との比率でございます。

市税あるいは普通交付税等の一般財源収入が、それだけ例年同程度ある中で、経常経費に充当される一般財源が若干ですが減少していること、これが数値の好転につながっております。

具体的に言いますと、先ほどの公債費の話もありますが、公債費に充当される一般財源が減少していること。これについては、残高が減少していることもございますし、最近の繰上償還を実施して各年度の経常的な公債費償還を減少させているということもございます。

令和元年度の特徴でいいますと、扶助費や物件費については増加をしておりますが、先ほど申

上げた公債費の減、あるいは人件費の減によりまして、全体的に経常経費に充当される一般財源が減少したことにより好転しているものでございます。

○5番 禰占通男議員 先ほど市長も、ふるさと納税の27億4,000万と報告がありましたけど、私が質問したんですけど、財政力指数等にふるさと納税の分がですよ、相当な影響を与えていると思うんですけど、どうなんですか。

○佐藤祐司財政課長 先ほど申し上げましたように、財政力指数の計算は普通交付税の計算であります。基準財政収入額と基準財政需要額との比率でございまして。ですから、ふるさと寄附金の関係が財政力指数に影響することはございません。それが影響しているのは、基金残高が増加しているというところに影響をしております。

○5番 禰占通男議員 あと1点、この一般会計の決算の概要ですよ。ここにずっと載っているんですけど、ふるさと納税という言葉が何回も出てきます。相当県内でもいいところにいる。

そして、本市はどっちかというところ1品が高価なもので27億を稼いでいるということになるんですけど、そういったブランド品がないところは申込数である程度の数を確保しているというふうになっていると思うんですけど、こうして県内でも有数のふるさと納税に応募していただく全国民の方々には本当にありがたいとおっしゃるんですけど、本当にこれからのふるさと納税の在り方というのは、今コロナの影響で返礼業者ですよ、生産者、それもさま変わりしてきているというニュースなんかもあります。

今後、その返礼品に対して、本市の在り方というのは何かこう模索とかそういうのはなされているんですかね。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税の今年度の実績等を申し上げますと、緊急事態宣言等がありましてステイホーム、そういった影響もあると思いますが、今現在では前年度より上回っている状況で、大変ありがたいと思っております。

返礼品につきましては、今までどおりの考え方で地場産品ということでやってまいりますが、コロナの影響を受けて今後その内容を見直すとか今はまだそこまでは取り組んでおりませんが、いろんな今度のコロナ関連の事業におきましても、地場産品の送付でありますとかそういったことで生産者の皆さん方にもですね、少しでも支援ができるような取組は続けてまいりたいというふうに考えております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、また決算関係議案については、議長及び監査委員である6番議員を除く全議員で構成する決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第22号及び第23号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第64号及び議案第65号の2件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第64号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員豊留伸一郎氏は、令和2年10月14日をもって任期が満了となり

ますが、その後任として古閑修一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第65号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、松野下富士郎氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第22号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、7
番吉松幸夫議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第23号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番吉嶺周作議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第65号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第24号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員6人について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から2人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの出席議員は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○中原重信議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番永野慶一郎議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、川越桂路5票、木原繁昭1票、前川原正人8票。

以上のとおりであります。

次に、日程第25号及び第26号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項2件について報告いたします。

報告事項第6号健全化判断比率について及び報告事項第7号資金不足比率につきましては、令和元年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和2年9月8日)

令和2年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月8日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	清 水 和 弘 議員（19ページ～29ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（29ページ～35ページ）
		沖 園 強 議員（35ページ～44ページ）
		禰 占 通 男 議員（44ページ～54ページ）
		立 石 幸 徳 議員（54ページ～63ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
山 口 英 雄 福祉課長
田 中 義 文 健康課長
高 山 京 彦 市立病院事務長
小 峯 恵美子 監査委員事務局長
堂 原 耕 一 企画調整課参事
新屋敷 増 水産商工課参事
丸 山 屋 敏 教育長
満 枝 賢 治 学校教育課長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
佐 藤 祐 司 財政課長
原 田 博 明 農政課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長
水 流 敏 幸 監査委員
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長
田 中 幸 喜 総務課参事
宮 原 司 教委総務課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番清水和弘議員、2番下竹芳郎議員、3番沖園強議員、4番禰占通男議員、5番立石幸徳議員、6番豊留榮子議員、7番永野慶一郎議員、8番城森史明議員、9番東君子議員、10番眞茅弘美議員、11番上迫正幸議員の順に行います。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 まず、コロナウイルスによる経済活動や私生活に対し影響を受けた多くの方々に、心よりお悔やみ申し上げます。

さて、市長就任2年半経過後の成果と反省について質問いたします。

枕崎市は、これまでの慣行や組織風土を変え、既得権益を壊す改革を実施しない限り、枕崎市に明るい未来はないと、私は言っても過言ではないと考えております。

それができるのは、行政のトップ、市長であります。日本全国、人口減少や財政再建策は近々の課題だと私は考えております。

本市の財政状況を改善するには、本市の場合、過度な調和志向を改善、風波を立てるものに手をつけ、これには短期的なものや長期的なものがあります。まず、長期的利益を上げることが大切だと思います。

次に、特定の一部の者の利益か、万人の利益かを考えたとき、万人の利益を考えるべきです。そして、現役か、将来世代の利益か、高齢者の利益かとなれば、現役・将来世代の利益を考えるべきと考えます。

市長は市長選挙で訴え、施政方針にも述べておりましたが、当時の具体的計画と現在の枕崎市社会環境状況を比較したとき、選挙期間中述べておりました目標と違っている部分がどれくらいあるのか、また市長自身の政策で成功事例がどれくらいあるのかをまずお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市長選挙での私の訴えですが、産業競争力の向上、子育て支援、コミュニティの再構築を3つの柱として述べさせていただいておりました。

まず、産業競争力の向上について、本市は元来、産業競争力を強みとして地域経済を牽引してきた歴史があります。

3年前、私の選挙での訴えの1番目に産業競争力の向上を掲げたのは、本市のその強みをさらに強くして、今後も経済を牽引していくことが本市のさらなる成長につながるの考えからのことでした。

そのときの私自身の本市の産業に関する見方としては、まず一次産業の農林水産業に関して申し上げますと、従事者の高齢化、次世代の担い手が少ないといった課題がある一方、お茶や花卉、畜産などの中でも比較的規模の大きな農家においては一定の後継者がおり、将来に期待する部分も十分にあると評価しておりました。

一方、需要の面では生活者の嗜好の変化、例えば、お茶で言えばペットボトル茶飲料の台頭、花卉では葬儀や墓参りなどの生活習慣の変化などにより、新たな需要創出の課題を抱えている状況であるということも認識しておりました。

農業に関しては、就任後も市場価格の低迷などもあり、これらの課題に対して抜本的な解決を見ていない状況であると認識しております。

質問者の言われるとおり、現役・将来世代への利益と申しますか、投資という部分は産業の未来をつくっていく上でも重要と考えておりますので、今後も相応の取組を行ってまいりたいと考

えております。

また、水産加工業を中心とした食品製造業に関しては、本市の最も強い産業部門であり、私が選挙を戦っていた3年前当時から和食の世界遺産登録等の追い風もあり、枕崎の存在感を最も発信できる産業との認識でした。

この点は、就任後も水産庁漁港漁場整備事業等を積極活用しながらチャレンジングな事業が推進されており、産業競争力の向上につながっているものと考えております。

細かく見ていきますと、労働力の確保や食品衛生法の改正など足元の課題もありますが、水産加工組合や個々の事業者の企業努力で前に進んでいるものと認識しております。

また、飲食業やその他サービス業についても、私の就任当時から意欲のある若手経営者の皆さんが前向きに取り組んでおり、街のにぎわいに貢献していただいていたという認識をしております。

政策の成功事例ということですが、ふるさと納税の制度を活用した枕崎ブランドの発信に关しましては、一昨年度の8億0,700万円、昨年度の27億4,000万円という寄附額が示すとおり、大きな成果があったと思っております。

しかしながら、この半年間の新型コロナウイルス感染症の地域経済への負のインパクトは、非常に大きなものがあります。

行政報告でも申し上げましたが、全ての産業において雇用の維持と事業の継続という当面の課題に対して、行政としてきめ細かく対応していかなければならないというのが現状であると認識しております。

2つ目の子育て支援についてですが、特に学校教育の面について、就任前の私の認識と就任後の認識で大きく違った部分がございます。

就任前は、近い将来の学校の統合というのが現下の本市の課題であると認識しておりましたが、市長に就任して実際の本市の学校教育の状況、地域と学校の関係性、そして教育行政の現状を総合的に判断したとき、4小4中の体制、そして各校区の小中学校連携教育の強みをさらに磨き、可能な限りこの体制を継続していくことが本市学校教育の進む方向だと認識いたしました。

これらは、実際の学校訪問、1回目の市長と語る会での議論を通じて、私自身が皮膚感覚として感じたものです。外からの視点と実際に現場での感じ方の違いを学ばせていただいたところです。

政策としては、給食費について元年度から実施しました就学援助費及び特別支援教育就学援助費の対象となる世帯への給食費助成の支給割合を80%から100%に引き上げたことは一つの成功事例と考えます。

3つ目のコミュニティの再構築ですが、この点はまちづくりの根幹をなすものと感じており、その取組はソフト面、ハード面含めて多岐にわたるものだと認識しております。

就任後も様々な課題が見えてきております。市民と市役所・行政とのコミュニケーションの在り方についても、私自身の情報発信も含めて様々な課題に取り組んでいるところです。

ハード面で申しますと、コミュニケーションの新たな手段としてのコミュニティFM開設も公約に掲げていたわけですが、この点については現在、他の自治体のFM局の視察や開設する場合の問題の洗い出しなど研究を進めております。

コミュニティの再構築については、市民の暮らし全般についても多くの取組課題がありますので、この先も市民生活を豊かにするための取組を職員の知恵を総動員して進めてまいります。

この2年半での成功事例については、現在コロナ禍で中断を余儀なくされているものもありますが、高血圧ゼロプロジェクトや地域包括支援の活動範囲の拡大やブラッシュアップ、私自身の情報発信の点で申し上げますと、市長と語る会の開催、広報まくらざきへのコラム掲載などの取組を挙げさせていただきます。

長くなりましたが、以上、答弁させていただきます。

○13番清水和弘議員 るる自分の成功例とかいろいろ述べましたけどね、市長は施政方針でっしゃいましたけど、魚価の安定化ということも述べておるわけですね、産業競争力向上についてですよ。

それとですね、この農水産物の収量増減、価格低迷、後継者不足、これも言われとるわけですよ、後継者不足による将来の不安定、これらについてですね。具体的にどのように取り組んできたのか、また魚価はどのような状況になっているのか、その原因は何なのか、その辺をお聞きいたします。

○原田博明農政課長 農業後継者の減少というか、それにつきましては、本市においても顕著でございます。

農業後継者の育成に関しましては、農業次世代人材投資事業または農業後継者育成対策事業を創設して、農業後継者の育成を検討しているところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工関係におきましても、後継者不足につきましては漁業、水産加工業で奨励金等の事業を行いましてその対策をしているところですが、市長の答弁でもありましたとおり、水産加工業関係におきましても、一定の後継者というのが育っておりまして、加工組合の中でも青鯉会、若鯉会といったような年齢層における活動も充実しているところです。

魚価の低迷につきましては、昨今の全国的な魚食離れであったり、また食の多様化、そういったものでなかなか水産物需要については低迷しているところですが、本市におきましては、鹿児島県と一緒に協力しながら魚食普及ということで、特にカツオの魚食普及ということで漁協、加工組合含めまして、行政と一体となって全国発信をしたり、また地域の子供たちということで市内小学校、それと近隣の小学校、鹿児島市の小学校のほうも魚食普及ということで社会科教育の中で水産センターなり、またかつおぶし工場等を見学しながら魚のことをまずは知ってもらって、そして食べていただく、そういったことが子供の小学校5年生ぐらいの記憶というのが非常に重要であって、その記憶が将来またカツオを食べてみたいですか、かつおぶし、そういったことの意識が残っていくということでありまして、今後も子供たちを対象にこういった魚食普及の取組もすることによりまして、魚価の低迷という点におきましては対策を引き続き講じてまいりたいと考えているところです。

○13番清水和弘議員 農政課長のですね、この後継者についてですよ、具体的な数値はどうなっとるんですか。市長が就任してからでいいですよ、この3年間、2年8か月ですか。

それと、この魚価の安定性についてですよ、具体的にどのような手段、対策を講じたのか、その辺はどうなんですか。

○原田博明農政課長 農業後継者につきましては、今現在、農業次世代人材投資事業で国の事業を活用して農業後継者の育成をしております。

数値につきましては、今ちょっとここに資料を持ってきておりませんので、確かな数値は申し上げられませんが、昨年度は次世代の新規就農者が5名で事業を行ったところでございます。

本年度から本市の農業後継者育成対策事業を創設しました。国の補助事業に該当しない農業後継者に対しても対応できるように創設したところでございます。今後も若い農業後継者を育成していくということで考えているところです。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、カツオの魚価、浜値につきましては、3年ほど前の29年頃だったと思うんですが、カツオの水揚げ量が少なく浜値が一時期高騰したこともございました。

魚価といいますのは、やはり漁模様で高低差が出てきます。それと、近海の沿岸漁業につきましても、現在コロナの状況ということで高級魚とされているような魚介類等も含めましてイセエビであったり、アラとかそういったものの比較的金額の高い魚種が3割、4割と低迷しているところです。

イセエビ漁が8月21日から始まったところですが、やはり三千七、八百円を推移しておりますので、年末になりますと1万円近くまで上がる年度もあります。これにつきましてもお魚センター等を通じまして、イセエビ祭りとはまではいきませんが、少し魚価の安定のために関係団体から協力を得て、そういったイセエビのフェアみたいなものによってですね、魚食普及とそれと魚価の安定化に向けた対策を講じる取組を今、漁協、それと関係団体、あとお魚センターのほうと協議をして、イセエビ、そういったものについても昨年度も浜値が安い時期もございましたので、漁が始まってまだ1か月もたっていないところですが、そういった取組をすることによりまして浜値を維持、また漁業者の皆さんの所得向上に向けた取組を講じてまいりたいと考えております。

○13番清水和弘議員 私はイセエビ、これについてですよ、枕崎はこのイセエビ祭りというのではないわけですね。この薩摩半島で一番イセエビが捕れるところは枕崎だというふうになっていますから、今後ですね、この辺も改善してもらえるようにこれはお願いしときます。

次にですね、市長はこの就任2年半を過ぎまして、人口2万人の幸せなまちと表現してきました。

ところでですね、私は今回この人口を増やすためにはですね、お魚センターの経営改善など必要と考えて質問通告をしました。ところが、この私に対する事務局の答弁はですね、経営に対する質問はするなということでした。だから、今後はもう我々議員は一般質問等、この経営に関する質問はできないものと私は信じて、今回はいたしません。また、ほかの人もそうあってほしい。そういうふうに注意してほしいものです。

次にですね、この農産物の、農業従事者の基腐病についてなんですけど、これは私が思うところに三、四年前から発生しているわけなんです、農業従事者が相当困っている。これに対する三、四年前からの対応をどのようにしてきたのか、国県等にも相談してきたのかですね。

それと沿岸漁業なんですけど、今現在、沿岸部の白化現象、これが発生して沿岸漁業の水揚げ量が大幅減少しとると私は聞いとるんです。

これらに対する透明性のある説明、これがされて、具体的にどのようなようになっているのか、現在ですね、どのような解決状況になっているのか、その辺をお尋ねいたします。

○原田博明農政課長 カンショ基腐病につきましては、これまでも議会で答弁しておりますが、平成30年12月に発生が確認された病気でございます。発生が確認されて2年目というところになっています。

発生が確認されて以来、農水省や農業・食品産業技術研究機構、鹿児島県農業開発総合センター等で防除対策や防除剤の研究、開発がされてきており、予防剤の新規登録が幾つかされてきました。しかしながら、現在のところ、これという特効薬がないところでございます。

今年産においても、宮崎県や本県の大隅地区、南薩地区において発生が見られ、場所によっては大きな被害が出ており、今後カンショの塊根が大きくなるにつれて被害の拡大が予想されています。

国、県、本市農政課、JA南さつまにおいて、サツマイモ基腐病防除対策のパンフレットでの周知、各生産部会での防除講習会、実証圃場での調査研究などを実施し、生産者と一緒に対策について対応しているところでございます。

また、農水省が実施しましたかんしょ生産性緊急支援事業において、機械導入、機械リース事業、土壌消毒剤、苗消毒剤、堆肥散布経費、他作物への転作支援、ウイルスフリー苗の助成、予防剤への補助など支援策への申請支援を実施いたしました。

申請の内容としましては、1法人、6組合、80人の個人農家が、平成30年度補正の一次募集から平成31年度補正の二次募集、令和2年度事業において申請したところでございます。

事業の内容として、農業機械の導入及びリース事業が総事業費5,003万3,800円、肥料、薬剤、

ウイルスフリー苗、予防剤、転作等への支援として、総額1,744万0,705円の支援事業が実施されました。

今年度の支援事業としては、県が補正予算で対応するとして、環境と調和した農業推進事業（土づくり展開事業）で堆肥散布の費用補助も近日中に公募するということでございます。内容が確定次第、補正予算でお願いするということになります。

国への要望等につきましては、県市長会定例会において要望事項として提言しています。また、南薩地区総合開発期成会でも要望書で使用農薬登録拡大を要望したところでございます。県、JAにおいても、農水省への要望を実施しているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、農政課長がるる申しましたけどね、国県に要望事項を出していると言われますけど、現在のところ、その国県のリアクションはどのようになっているんですか。

○原田博明農政課長 答弁でも申しましたが、現在のところ、病気が発生した塊根等について薬剤で防除するということはなかなか難しいということで、特効薬がまだ開発されていないところでございます。

現在のところ、基腐病を含め様々な病気を防止するためには、栽培基本技術の徹底に努めるということになっております。圃場での消毒、それから育苗期の苗床消毒と健全な苗の確保、植付け前の圃場においては、土壌消毒の徹底、排水対策、植付け時には苗の消毒の徹底、こういった作業を農家の方々に実施していただくということが重要でございますので、これらを各地区の座談会やさつまいも生産部会、仲買人等を通して、様々な機会を通して周知しているところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 磯焼けにつきまして、私のほうから説明をしたいと思います。

近年、国内の沿岸海域におきまして、地球温暖化による海水温の上昇や食害生物の増加により、サンゴの白化や藻場の減少が顕在化し、深刻な問題として取り上げております。本市の沿岸海域におきましても、平成20年頃より磯焼けが顕著になり、藻場・干潟等保全活動支援事業、平成25年度からは水産多面的機能発揮対策事業で、その対策を行ってきたところでございます。

潜水調査において、藻場が少なくなりコーラルリーフが増えてきていることや、サンゴの食害生物であるオニヒトデが多く発生していることが確認され、その駆除等をこれまで実施してまいりました。

また、藻場を再生するには、藻の生息する環境の提供や胞子を持つ母藻の投入などが必要であるとともに、その海域での生息に適した種類を選択することが重要であるとされております。

本市の沿岸漁業者や漁協、市で構成する藻場保全活動組織では、本市沿岸海域に生息するホンダワラやトサカノリによる藻場造成を実施しておりますが、その中で行ったトサカノリの生育実験ではトサカノリ礁に根づき生育することが確認され、ホンダワラにつきましても食害状況も含めたネット保護生育実験を本市沿岸海域で行った結果、ネットの目より小さな魚に食害されていること、外洋で流れの速い港の外の沿岸海域ではホンダワラが基質から離れやすいことが確認されております。

現在の藻場の再生につきましては、こうした生息調査やモニタリング、生育実験を基に行っているところでございます。

今後も、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、潜水によるモニタリングを行い海水温や沿岸海域の状況を観察しながら、漁協、漁業者、そして水産高校とも連携し、効果的な対策を研究、実施していきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 次に、地方創生制度に対する人材確保について質問していきます。

今、人口5万人以下の自治体に対してですね、地方創生人材派遣支援制度に基づき市町村長の補佐役としてですね、国の職員や大学研究者、民間人などの派遣を実施し、県内においてもですね、平成27年には南さつま市、長島町、平成28年には阿久根市、志布志市、平成29年には出水

市といちき串木野市に派遣され、その派遣期間は原則2年間となっているようです。

本市では、このような事業に対して取り組んだ実績はあるのか、ないとすれば、なぜ取り組まないのか、その理由についてお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 地方創生人材派遣支援制度につきましては、地方創生における人的支援の3本の矢の一つでありまして、質問者もおっしゃられるとおり、比較的規模の小さい市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する制度となっているところです。

派遣された人材の役割は地方創生に関し、市町村の総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担うものとされておりまして、これに令和2年度からは、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で新たな目標として設定されましたSociety 5.0の実現に向け、情報通信関連事業者等の民間事業者をデジタル専門人材として派遣するメニューも追加されているところであります。

この制度は、平成27年度から開始されておりまして、令和2年7月現在で、これまで244の市町村に対して人材の派遣がなされているところのようです。令和2年度は全国46市町村に対して派遣されることが決定しておりまして、過去には議員からもありましてとおり鹿児島県内の市町村に対しても派遣されているところであります。

第1期地方創生総合戦略の策定以降、これらの制度の活用は本市においては図られていないところです。

今後は、専門的知識や技能を持つ国家公務員、大学研究者、民間企業といった人材との協働が有効かつ必要と判断される事業について、その事業にマッチした人材派遣が望めるのであれば、地方創生人材派遣支援制度ですとか、同様の制度であります地域おこし企業人プログラム制度などの活用を検討していきたいと考えております。

本市において活用が図られてこなかった理由と申しますのが、今も申し上げましたとおり、まずそういった人材を活用すべき取組というか、何に対して必要なのかという検討というところを実施してはおりますが、それに応じた事業等が今のところ、まだ準備と申しますか、そこら辺ができていないという理由からでございます。

○13番清水和弘議員 これ平成27年から始まっている事業ですよ。平成27年には鹿児島県でも南さつまなんかもう実施しているんですよ。こういうことだから、枕崎は今現在の財政状況だと私は思いますよ、市長はこれに対して今後どのように考えておるんですか。

○前田祝成市長 やはり、そのような人材活用のメリットというのは多々あるかと思えます。

平成27年の地方創生総合戦略、第1年目のところからこの5年間についてはですね、今参事からありましたようにマッチングというところがなかなか具体化しなかったということであろうかと思えます。

そして、今年から始まっております第2期の地方創生総合戦略の中におきましてはですね、できるだけそういう我々の市内の職員の力だけではない部分というの幅広く考えていこうというふうには考えているところでございます。

民間の力というのもですね、私自身どれぐらい、どのようなものがあるのかっていうのもですね、これまでのキャリアの中でいろいろ体験もしてきておりますので、その辺りは十二分に発揮させていただきたいというふうに思っているところです。

○13番清水和弘議員 やっぱすごい制度ですよ、これは。国の職員や大学研究者の採用ができるわけですよ、民間人で。そしたら、どれだけ効果を上げとるんですか。民間人の採用はなぜしないのか。これだけ知識を持った人たちをなぜ採用しないのか、私はそこを聞きたいんですよ、どうなんですか、これ。

それとですね、そういう方を採用した場合、それについてもどのような効果があると予測され

るか、その点についても答弁をお願いします。

○前田祝成市長 ただいま申し上げましたように、その人材活用のメリットというのは多々あるというふうに思っております。

就任していただくに当たってはですね、やはり我々に目的とするプロジェクトがあって、そこに我々が持っていない専門的知見、それを取り入れられる事業であるかどうかというのがまず大前提になろうかというふうに思いますので、そこについてはですね、積極的に取り組んでいけるようにそういう事業も含めてですね、事業立案を含めて取り組んでいければというふうに思っているところです。

○13番清水和弘議員 今、この制度がですね、地方のほうと事業推進のノウハウが共有され、派遣期間終了後は地域関係者が自立的に事業を推進していけることを期待しているとなつとるんですね。

本市のような小規模の自治体ですよ、小規模の自治体だけど、私は持っている能力というのはほかの自治体より大きいと思うんですよ。それを生かすためにも、こういった制度を率先して採用すべきだと、もう一回この採用について市長の答弁をお願いします。

○前田祝成市長 申し上げましたとおりですね、そういう地方創生に資するプロジェクト、政策ですね、そういう部分をしっかりと捉えた上で、そこに庁内の職員、我々のリソースだけではなかなか解決できない、あるいはもっとほかの力を入れたほうが良いというプロジェクトを立ち上げてといいますか、そういうものがあればですね、そこにマッチングするものがあれば積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後の地方創生総合戦略の中でもですね、いろいろ施策を今組んでおりますので、その中で、やりながらどうしてもここは足りないなと、もっとこういう力を使いたいなというものがあればですね、そこについては積極的にやろうというふうに思っているところです。

○13番清水和弘議員 長島町とかですよ、南さつま、採用したところはずごく財政状況がよくなつとるじゃないですか。そのようには思っていないんですか。

南さつまなんか、基金残高なんか160億からなっていますよ、もう。枕崎はどんなんなんですか、10億そこそこじゃないですか。このような財政状況を考えたらですよ、率先して取り組むべきなんですよ。

それから、次の質問に移ります。

各地において地方創生のための具体的事業を本格的に推進する人材を養成するための地方創生カレッジを創設してるようなんですね。これが2年から3年で約1万人に受講していただき、5年間で高度な専門性を有する人材を500人以上の輩出を目指した事業であるとあります。

本市の場合、これまで取り組んできてないと思うんですけど、この期間を利用した若い職員に教育を受けさせるための制度、何か考えておるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 地方創生カレッジは、地方創生に必要かつ実践的なカリキュラムが整備されておりまして、そのカリキュラムがインターネットを利用した学習形態である「eラーニング」で提供されているものです。先ほども答弁いたしましたとおり、国の人的支援の3本の矢の一つであります。

現在、地方公共団体や政府機関のほか民間企業を含めた様々な方々が全国で約2万人以上登録しているということだそうです。受講できるカリキュラムは170以上に及びまして、本市では、今確認できているところでは自己研修の一環として、1名の職員が受講登録をしているところがございます。

この地方創生カレッジは、地方創生に資する様々な分野がカリキュラムとして網羅されておりますので、自らの資質や能力を向上させるための自己研修の機会として、特に若手職員の方々を中心といたしまして、庁内への周知を積極的に図っていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 若い職員の教育係は、どのような形で育成されて、今やっているんですか、実際。

○堂原耕一企画調整課参事 地方創生カレッジ以外で、若手の職員に向けた政策立案等の、ある程度高度な内容の研修の受講状況について御説明申し上げたいと思います。

研修の内容といたしましては、地域づくり新戦略研修という研修につきまして、県の市町村振興協会自治研修センターで行われている研修ですが、この内容と申しますのが、自治体独自の政策をつくり上げていくプロセスを体験いたしまして、自治体が取り組むべき地域づくり戦略に必要な思考方法や論理構築手法を学ぶといった内容になっております。

こちらの研修に対しまして、今、私の手元で確認できる限りでは、平成26年から令和元年度の間、これは若手の職員が5名参加しているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、5人ほどと言いましたけど、そういう人たちのグループをつくってですよ、その若い人たちが頑張るための導き方、行政ですよ、先輩職員として、どのように若い職員の能力を引き出そうと、そのような政策を何か考えとるんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 先ほどから議員からも指摘があります若手の職員の方々に私が言うのもあれかもしれませんが、育てていただくということは大変大事で、そして若手職員の考え方というものも市の事業ひいては枕崎市を活性化していくためにも大変重要なことであると考えております。

それに当たっては、市長も日々おっしゃっていることではございますが、例えば今回9月定例会にも予算計上しております地方創生臨時交付金の様々な事業でありますとか、今年度から開始いたしました第2期地方創生総合戦略に掲げた各事業におきましては、一部の管理者等で協議するのではなく、若手職員も含めて全ての職員が意見を出し合って、特にその若手なりの意見というものを吸い上げて、それらの内容を反映させて、事業の構築に結びつけているところでございます。

○13番清水和弘議員 次にですね、私は以前も質問したことがあるんですけどね、市職員を一定期間、民間企業に就業させる、こういうことは考えていないんですか。

○前田祝成市長 民間企業への派遣ってということにつきましてはですね、過去にも事例がございます。何名かの職員の方は民間企業にも派遣されております。その方々がですね、今こちらのほうで仕事をされているわけですけども、そういう方々が今後また定年されて、いらっしゃらなくなるということで、民間のノウハウというものについてはですね、そういう形で少なくなっていく傾向もございますので、機会を見てその辺りは検討していこうというふうには思っております。

あるいは、さきの議会でもお答えしたことはあろうかと思っておりますけれども、今、枕崎の青年会議所のほうに2名の職員を派遣しております。

そういった形でですね、そういう派遣されている者が枕崎市の民間の経営者の方々と仕事をすることによって、そのノウハウであるとかいろんな知見を日常の業務に反映させるということもあろうかと思っておりますので、その辺りについては積極的に取り組んでいくことを考えております。

ただ、現状、職員数の課題であるとか、庁内の課業の問題であるとかでですね、なかなか派遣にまで及ぶ人的余裕が今ないというような状況もございますので、その辺りも含めて前向きに検討できればというふうに思います。

○13番清水和弘議員 今、市長は職員のことを言われましたけど、私としてはですね、再任用職員が週に3.5日ですか、この行政機関で就業しとると思うんですけどそういう人たちがおる間、枕崎市の職員の全体数というのは若い人たちの採用できないんじゃないんですか。上が詰まってくるからですよ。

それをまず入れようとしたらですよ、今度は負担が増えるじゃないですか。そういうことを考

えたらですよ、これは私の考えですよ。再任用制度の職員をですね、例えばシルバー人材センター、そこには採用できないんですか。

○山口英雄福祉課長 シルバー人材センターは、基本的に60歳以上の方で、自分の培ってこられた特技とかそういったものを生かして、簡単な作業をしたりとか、草刈りだったりとか、いろんな分野で十分な収入ちゅうわけじゃないですけども、そういったこれまで培ってこられた技能を生かして若干の収入を得たり、あるいは生きがいづくりをしたりとかする会員の集まりでございます。

シルバー人材センターは雇用という形態ではございませんで、希望する方が会員として登録するというごさいますので、そういった市が再任用職員みたいな感じで雇用形態ということではございませんので、そのところは御了解いただきたいと思います。

○中原重信議長 清水議員、質問の要旨に従って質問をお願いしたいと思います。

○13番清水和弘 地方創生に従っとるじゃないですか。ずっと書いていますよ、地方創生制度について。ここにあるんですよ、地方創生制度幾らでもありますよ、これ言うことは。

○中原重信議長 質問をしてください。

○13番清水和弘議員 なぜそういうことを言うんですか。

次にですね、県立鹿児島水産高校ですね、これは現在、地域社会貢献のための研究として、1番目、港湾内の航路を確保するための水中ロボット開発、2番目、臨時災害放送局開設に向けた取組、3番目、地元の食材を生かした備蓄可能な製品の開発、4番目、防災かまどベンチで調理可能な非常食レシピの開発、5番目、藻場への新たなアプローチに関する取組、6番目、チョウザメの種苗生産とキャビアの活用、7番目、海技免許講習の充実による後継者育成に関する取組があります。

こういう、現在の鹿児島水産高校の取組をですね、私は以前に言いましたけど、産官学、漁協を含めたですね、産官学で生かす考えはないのか。もっと突っ込んだやり方はないんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 県立鹿児島水産高校が取り組んでおりますチョウザメの飼育に関して、その技術等を活用し、また水産高校の協力を得て養殖ができないか模索、検討している民間事業者がいらっしゃいます。また、こういった取組が産卵やふ化、稚魚の育成、そういったものが必要なんですが、まだ確立されておられませんので、事業者と学の学校と、そしてまた民間と、漁協を含めたそういった産官学連携の事業化というのには至ってないところです。

ほかにもいろんな、今議員がおっしゃった水中ロボットですとか、先ほど私が申し上げました藻場のそういった白化現象のこともあったり、そういったことにつきまして、今、水産高校のほうでもドローンを使ったですね、海域調査といいますか、そういった藻場の調査もしております。

そこにつきましては、現在漁協のほうを中心に、先ほど言いました藻場のそういったモニタリング、潜水調査等を行っているところですが、そこにつきましても、水産高校が取り組んでいる研究成果等も見ながらですね、今後また秋以降にそういった潜水調査をしますが、併せてそういったドローンの活用等も高校の協力等も得られないか、協議を進めていきたいと考えているところです。

○13番清水和弘議員 次に、これも地方創生ですからね。地域おこし協力隊は、3年間の期限付と聞いております。この地域おこし協力隊の皆さんも事業継承の有力候補として後継者人材バンクに登録するとあるんですね。この事業継承と地方への若者の定住を同時に実現しようとする取組を開始しているところがあります。はっきり言います。宮崎県川南町で成功しとるんです。

このような事業を、本市においてはどのように考え、地域おこし協力隊をですよ、どのように生かそうとしているのか、また地域おこし協力隊に今後定住してもらおうという考えはないんですか。

○東中川徹企画調整課長 地域おこし協力隊の制度につきましては、一定期間、地域に居住して

地域での活動等を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でありまして、3年間の期限終了後には本市に定住していただきたいというのは私どもの願いでもあります。

任期終了後に、本人の能力、そして意欲、それから協力隊として任期中に培ったノウハウ等を引き続き発揮をされまして、本市において起業や就業されるということであれば当然、定住にもつながってまいります。

しかしながら、起業の場合、それに要する資金面などの経済的な課題、また就業においても受け入れる団体・企業等の存在がどうしても必要になりますし、これらに加えて、御本人の生涯の設計等もございますので、なかなか難しい面もあるとも認識しております。任期終了後に、引き続き本市で活躍できる場というものは、私どもも一緒になって考えていかなければならないというふうに考えております。

ただいま議員からありました後継者バンクにつきましては、後継者不在の個人事業主等と起業家をマッチングすることによりまして、地域に必要な事業を存続をさせ、創業も支援する経産省の事業であります。事業主側としましては、自らこれまで育ててきた事業を意欲ある後継者に引き継ぐことができると。それから、従業員の雇用も維持することができるというメリットがございます。起業家側としましては、生産設備や顧客等の生産資源と経営のノウハウを引き継ぐため、起業に伴うリスクが大幅に低減するというメリットもあるというものです。そして、この後継者人材バンクに登録した地域おこし協力隊員による事業引継ぎも今ありましたように実現をしているようであります。

そのような意味では、地域おこし協力隊の任期終了後の定住のためには意義のある制度であると思えます。今後、研究させていただきたいというふうに思えます。

○13番清水和弘議員 私はですね、この地域おこし協力隊、今テレビ等にも度々出ていますよ。なぜこれが今まで出てきてないのか。3人のうち1人ですよ、こうしているいろいろやってくれと。このことを具体的に言うわけいきませんが。やっぱり、あんだけ活動できるちゅうことは、行政の協力がないとできないわけじゃないですか。あとの2人についてはですよ、行政はどのような協力をしとるんですか。それについてお答え願います。

○東中川徹企画調整課長 ただいま1人だけということでおっしゃいますが、それぞれのミッションがございまして、SNS等を利用して情報を発信している業務もありますし、いろんな地域の団体、NPO法人とかですね、その活動支援をしたりとか、あと本人が将来農業をしたいということで、農業をした上で定住をしていきたいという目的を持って活動している。

外から見てなかなか見えにくいという任務、ミッションで動いている方もいらっしゃいますので、そういう意味では御理解をいただきたいと思えます。

○13番清水和弘議員 今、企画調整課長も言いましたけど、私も1人の地域おこし協力隊は最初から農業がしたかったんだと。ところが、この配置されたところは本人のやる気が前面に出たらできるんだと思うんだけど、そこをなぜそういう目的で来とるのに全然違う。行政が力添えをしなかったのか、こういうことで地域おこし協力隊も萎えてしまうんですよ、もう。

せっかく枕崎で何とかしようと、自分を磨いてみようとするわけだから、そういうとき協力するのが行政じゃないんですか。それがまた枕崎の財政浮揚にもなりますよ、そのようなことは考えてないんですか。

○東中川徹企画調整課長 地域おこし協力隊を採用する場合には、その方のミッションというのをお示しします。遊休農地の活用による営農とかですね、地域行事等への参画、そういった過疎地域をですね、活性化する、寄与するための活動に取り組んでいただくということで採用をしたと。

ただ、そのミッションの一つであります営農等を進めていくためには、土壌づくりであったりとか、畑の管理など農業についての研修等も必要があるということもありましたので、今現在、

市内の営農者の方々から指導を受けながらですね、活動できるような体制というのに改めましてとか、そういう支援というのを行っているところであります。

○13番清水和弘議員 私がもう一番心配するのはですね、せっかく枕崎に地域おこし協力隊として来た人にですよ、がっかりさせないような状況で対応していただきたい。本当悲しい思いですよ、相談を受けるけど。

次にですね、地方の移住・定住の推進についてなんですけど、これまで東京一極集中で人口の転入超過が続いている状況でした。私は今回思うんですけど、このコロナ禍によってですよ、東京一極集中は終わりじゃないかと、地方が活躍できる場になると私は信じているんですよ。

そういう中でですね、今のこのコロナの状況、コロナフローをですよ、枕崎はいかに生かすのか、そのための、私は本当にいい事業になると思うんですよ。このコロナ状況を枕崎はどのように生かしていこうとか、何かそういう計画はあるんですか。

○東中川徹企画調整課長 さきの6月定例会におきまして9番議員の一般質問でも答弁いたしましたように、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を契機としまして、大都市部への過度な人口集中が感染拡大のリスクを高めるということから、地方への分散の流れというものが進みつつあるというのは認識をしておりますし、実際に本市へのUターン等を検討する方も徐々に出てくるのではないかと考えております。

さきの定例会等の答弁とダブりますが、今後新型コロナウイルス感染症の影響に端を発しました新しい生活様式、それから新しい働き方などに対応するアフターコロナ対策としての視点からも、大都市圏等からのUターンなど移住に対する支援策の拡大、それから現在その活用が普及しつつあるテレワーク、リモートワーク等に対応するための環境整備を含めまして、本市の今後の活性化にどうつなげていくのか。先ほどからもありましたように全職員でこれまで以上に創造力を働かせて知恵を絞りながら検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

○中原重信議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○10番下竹芳郎議員 まず初めに、昨日、おとといの台風10号で被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

また、徹夜で不測の事態に備えていた市長をはじめ職員の皆様に敬意を表します。

今年は、世界的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会生活、経済を脅かし、日本中が待ちに待った東京オリンピック、パラリンピックが1年延期となり、鹿児島県民が期待していた、本市もなぎなた競技の会場となっていた第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」、そして第20回全国障害者スポーツ大会も延期が決定いたしました。

また、その他ほとんどのスポーツ大会、イベントも中止、延期を余儀なくされました。選手、関係者のことを思うと、どんな言葉も見つかりません。日本中はもとより、本市もスポーツ一色となるはずが一転いたしました。これについて市長の見解をよろしく願います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染防止と拡大防止のため、3月には東京オリンピックの1年延期が発表され、本市におきましてもスポーツに限らず、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりなど、いろいろなイベントが中止、延期になりました。

国体については、県と日本スポーツ協会などが6月19日に来年以降に延期を発表いたしました。

た。本市で開催予定でありましたなぎなた競技会についても、全国から多くの選手や関係者が訪れることから、感染リスクも高く感染拡大も懸念され、予防対応策を講じて開催するには準備期間等が短い、そして市民や選手、監督、大会関係者などの感染防止を考えますと、10月に安全な中で開催するのは困難ではないかと我々も考えておりました。

しかしながら、かごしま国体での活躍を目標に競技力強化に励んでこられた、特になぎなた少年女子などの年齢制限がある競技については、どうにか開催できないものかという思いもございました。また、選手の心情を考えますと、質問者からもありましたように、延期になったことは痛恨の極みでございます。市内の宿泊業者や運輸業者などの経済への効果も期待しておりましたので、改めて残念であるというふうに思います。

大会運営の準備につきましては、国体枕崎市実行委員会で準備を進めており、昨年5月には国体なぎなたリハーサル大会となる全国規模の第60回都道府県対抗なぎなた大会を開催しました。県なぎなた連盟、各種団体、ボランティア、中学生・高校生の式典補助員、中学校吹奏楽部などのたくさんの方々に御協力をいただき、国体本番さながら真心の籠もった魅力ある大会であったというふうに評価しております。皆さんの御協力には感謝いたします。

延期になりましたかごしま国体につきましては、3年後の2023年開催で調整が進められておりますが、これからの国体は今までと違い、新しい生活様式を取り入れた「新しい国体の開催に向けた方針」を策定するなど、感染防止などの対策を講じる必要がございます。しっかりと準備を進めていきたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 本当に選手、関係者のことを思うと心が痛いのですが、平成30年に国体の準備のために新設された保健体育課の国体推進係も一生懸命、開催予定であったかごしま国体なぎなた競技の準備、啓発のために奔走してくださいました。大変であったと察します。

それで、延期されたかごしま国体は、先ほど市長も言われましたが、3年後を軸に開催を調整していると聞いていますが、国体に関わる職員の配置、予算関係はどのようになっていくんですかね。

○松田勇一保健体育課参事 保健体育課国体推進係の職員体制につきましては、10月10日から12日に開催予定のなぎなた競技会が延期になり、開催準備業務が大幅に縮小したことから、3名から1名減員となり2名体制となっております。当面は、この体制で準備を進めることとなります。

予算につきましては、本9月議会に補正をお願いしており、歳出につきましては実行委員会の負担金を1億0,453万4,000円減額し173万7,000円にして、歳入は県補助金の国体会場地市町村運営交付金の5,498万2,000円を減額と、新たに歳入で実行委員会の精算金の受入金として731万5,000円を計上しております。

○10番下竹芳郎議員 職員の方々もこれから3年間頑張ってくださいたいと思います。

今年開催予定であった国体に向けて、総合体育館、また周辺の整備を相当な予算をかけて行ってきましたが、3年後、このコロナ禍が終息するかもしれないですが、コロナ対応等も考えてどういった改善が必要でしょうか。

○豊留信一保健体育課長 国体の会場となる総合体育館及び武道館は、国体の開催に向けて平成28年度から整備を進めておまして、施設の内部につきましてはほぼ改修が終わったところです。

新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態宣言以降、本市の体育施設においても屋内外問わず、利用・活動の自粛、3密を避けるための利用人数制限、入館者への記名のお願い、入館前の手指消毒、マスクの着用などをお願いをしまして、感染拡大防止に努めております。

国体の開催においては、選手、監督、大会関係者や一般来場者が、感染リスクに対して不安とまらないような安全対策を講じる必要があることから、「ウイルスを持ち込ませない、感染させ

ない、感染しない」の環境整備が必要であると考えております。

具体的な対策としまして、8月の臨時会においての地方創生臨時交付金事業の公共施設等の感染症対策事業で、サーモグラフィカメラ、非接触型体温計、アルコール消毒液、空気清浄機を整備いたします。また、今議会の補正予算に国の補助事業と地方創生臨時交付金を活用した総合体育館競技環境整備事業によりまして、総合体育館の別館に空気調和設備を設置する予算をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症の今後の情勢ははっきり見えないところではありますが、現在ではこういった感染症対策の環境整備を行った上で、国体開催に向け準備を進めていきたいと考えております。さらに、来年度開催されます三重国体においても、三重県津市においてコロナ禍における新しい国体の開催に向けた取組方針というのが策定されております。三重国体が手本となると考えられますので、参考にしていく必要があると考えております。

○10番下竹芳郎議員 感染防止は十分にさせていただきたいと思っております。その頃は、コロナが完全に終息していることを期待しますが、それがいい方向になって、さらに盛り上がることを期待いたします。

それと身障者、特に車椅子を利用されている方々の対応は十分でしょうか。

○豊留信一保健体育課長 障害者の方の体育施設利用については、総合体育館においては玄関先にスロープを設置し、車椅子等でも入場ができます。トイレも一昨年度多目的トイレに改修し、それからフロアも滑りにくい材質で改修しております。

ただ、観戦目的で来場した場合に、体育館の場合は観戦席が2階となっていることから、検討の必要があると考えております。国体開催の場合は、1階のアリーナ競技場の中に障害者用の観戦席を設けることとしております。

体育施設の全体的なバリアフリー化については、これからも利用者ニーズに応じた対応が必要であると考えております。

○10番下竹芳郎議員 私が常々申している、どんな人にも優しい環境、そして対応をよろしくお願いいたします。

さらにまた、3年の猶予がございますので、今回できなかった分、足りなかった分を気づいてもらいまして、充実した施設にさせていただくようお願いをいたします。

昨年5月にリハーサル大会もあって、市民への周知も少しずつできたと思うのですが、どうなんですかね、なぎなた大会が開催会場になると決定してから、今まで小中学校の児童生徒を中心になぎなたの普及啓発活動をされてきていますが、その効果のほどはどうなんでしょうか。

○松田勇一保健体育課参事 なぎなたの普及啓発については、市内4中学校で体験を通した普及を目的に、平成30年度から武道の授業に取り入れております。令和元年度は、鹿児島県武道等地域連携推進事業を活用して、県なぎなた連盟の外部指導者による授業を実施しました。体験を重視した授業内容で礼法指導、自然体、構え、打突など基礎・基本を正しく学んでおります。

その結果、授業を通して礼法の大切さやなぎなたのよさを実感し、実際に触り身近にすることで理解を深め、改めて関心を持つ生徒が増え、国体なぎなた競技会の気運をより一層高めることができました。

こういった活動の影響から、なぎなた部のある高校へ進学して、なぎなた競技に励む生徒が数名いると聞いております。今年度も継続して中学校体育の授業に取り入れることとしております。

広報啓発活動につきましては、市広報紙等で特集記事の掲載や市内各所にのぼり旗の設置、市内事業所に卓上のぼり旗やリハーサル大会のポスターの設置をお願いするなど広報啓発活動を行ってまいりました。

また、かつおまつり等各種イベントでは、リズムなぎなたの披露、なぎなた体験コーナーを設置し、訪れた子供から大人までたくさんの市民の方になぎなたを手にして体験していただいたと

ころです。

市内の小中学校では、応援のぼり旗の製作、花いっぱい運動として花育て、小中高校生を対象にポスターコンクールを実施し、さらに水産高校の生徒には、市役所の玄関や体育館に設置してありましたカウントダウンボードの製作に協力をいただきました。

こういった広報啓発活動の取組により、たくさんの市民の方々になぎなたに関心を持っていただき、市全体で国体なぎなた競技会を盛り上げていこうという意識の醸成が図られたところです。

○10番下竹芳郎議員 今年ですかね、なぎなたを指導できる教職員の先生が来られたと聞いたんですが、コロナ禍でなかなかそういう指導をするのも厳しいとは思いますが、そういう効果はどういうふうなのがありましたか。

○松田勇一保健体育課参事 立神中学校のほうに、今年体育の指導教諭が来られております。

少し聞いたところですけども、体育の授業が学校のほうでなされているということまでは聞いているところです。

○丸山屋敏教育長 立神中学校に、なぎなたを専門にする先生を今年配置していただきました。配置するに当たってはですね、やはりきちっとした指導ができるのか、学習指導ができるのかと。その上で、なぎなたはどうですかということで配置していただきましたので、その効果はですね、4月でしたので徐々に出てくるものと思っております。

○10番下竹芳郎議員 頑張っていたきたいと思います。

今現在、枕崎でなぎなたの競技で強化選手みたいな方はいらっしゃるんですか。強化選手というか、候補というか。

○松田勇一保健体育課参事 今のところはないということで聞いております。

○10番下竹芳郎議員 国体についての最後の質問となりますが、3年後に調整しているかごしま大会延期についてのしっかりとした方針も定まってない中とは思いますが、延期された大会で目指すものは何でしょうか。

○松田勇一保健体育課参事 今年開催予定だった国体なぎなた競技会の大会運営につきましては、県実行委員会の開催基本方針の趣旨に基づき、枕崎市実行委員会は市民総参加の下、その英知と総力を結集して枕崎市らしさを生かした大会を開催する基本方針を策定し、準備を進めてまいりました。

特に枕崎市のすばらしさを感じることでできるような心の籠もったおもてなしをするとともに、火之神公園や東シナ海の雄大な自然、かつおぶしやお茶など豊かな食文化、先人より受け継いできた文化や伝統など、本市の誇れる魅力を余すところなく全国に発信することとしておりました。

延期された国体は、市民、選手、監督など大会関係者や来場する全ての方が安全で安心できる国体でなければなりません。そのためには、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や日本スポーツ協会と日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」などに沿って、新しい生活様式を取り入れた新しい国体の開催に向けた取組方針を定めて準備を進めていくことが大事になります。

方向性としては、開会式、閉会式の縮小、来場者の人数制限を行う、おもてなしを行わないなどが考えられ、来年開催が決定している三重国体やその次の栃木国体を参考に準備を進めてまいりたいと考えております。

また、競技につきましては、県が天皇杯及び皇后杯を獲得するため、選手の育成・強化に取り組んでおり、県なぎなた連盟も競技力強化に力を入れております。

もし3年後の開催になりますと、今の中学生が少年女子の対象選手となりますので、中学校でなぎなた授業を継続することにより、本市の生徒が国体なぎなた選手になる可能性もあります。

また、国体会場となる市立総合体育館は、強化練習場として確保するなど配慮してまいります

ので、ぜひ優勝を目指していただきたいと思っております。

○10番下竹芳郎議員 次の3年間、選手、関係者また所管職員の方もモチベーションを持続するのが大変なことと察します。

また、なぎなたに感化された子供たちが育って、地元枕崎の国体選手が現れることを期待しまして、3年後の大会を楽しみにしていきたいと思えます。

次に、市長の公約の目玉でもあります災害に強いコミュニティFMラジオ局の開設について質問をしていきます。

私は、2年前の平成30年6月定例会で、このことについて進捗状況を伺わせてもらいました。そのとき、庁内全体で開設に向けた研究を進めるという答弁をいただきましたが、市長の任期もあと1年数か月となり、その後はどうなったのか、今の時点での進捗状況を教えてください。

○小泉智資副市長 今、御質問のありましたコミュニティFMに関しまして、現在県内におきまして民間企業やNPO法人、第三セクターが事業主体となって、離島も含めまして13のコミュニティFM局が運営されております。

複数のコミュニティFM局及び関連自治体に取材を行いまして、コミュニティFM局運営における現状と課題の抽出を行っております。

各自治体におきましては、防災対策としての必要性、有効性を目的として整備資金の拠出・運営支援を行っており、本市においては既に整備済みの防災行政無線との連携の在り方、また市民のコミュニティFM局の需要に関する研究を進めていきたいというふうに思っております。

コミュニティFM事業は、地域づくりに有効な方策と考えられる一方で、将来的に健全な事業運営をしていくためには、有効な事業、それから制度の活用、事業エリアの検討、適正設備の選定による最小限の経費に収める工夫、運営事業者が広告収入だけに頼らない新たな収益につながる取組を探る、そういったことが考慮すべき課題として考えられております。

特に運営に関しましては、自治体がというか、市役所がということではなくて、民間が主体というふうになるということでは収入確保が厳しいことが想定されています。

また、設備の維持管理、それから番組の制作等にノウハウを持った専門スタッフの確保ということが大きな課題になるというふうに考えられております。

○10番下竹芳郎議員 今のお話で、県下13のコミュニティFM局があるとおっしゃったんですが、その運営状況とか、経営状況とかは聞いていないのでしょうか。

○小泉智資副市長 それぞれ取材にお伺いしたコミュニティFM局、それから自治体のほうで教えていただける範囲のことについては、いろいろヒアリングをさせていただきました。

全ての情報が開示されているということではございませんので、ある程度の概略はつかんでいるというそういう状況であります。

○10番下竹芳郎議員 はっきりしたことは言えない状況ですね。

開設する場合なんですけど、大まかでもいいですから、イニシャルコスト、ランニングコストの試算、運営方法の形は見えているのでしょうか。

○小泉智資副市長 本市におきましての必要なコストにつきましては、現在のところ、事業計画がまだ作成されておられませんので、具体的な試算という段階ではございません。

それから、御質問のあった運営体制につきましては、行政主体で設備を整備して民間に運営を委託する公設民営方式というのがいいのではないかと今の段階では想定しております。

それから、イニシャルコストということで一言だけ申し添えておきますと、最低限の簡易な機器類の調達ということに関しまして専門の事業者にはヒアリングしたところ、3,000万円程度というふうに聞いております。

ただし、その電波をどこまで届けるのか、それからその強度を含めまして、いろんな機材の選択も発生するというので、そこからまだ具体的な検討の段階には入っていないと、そういうこ

とでございます。

○10番下竹芳郎議員 それでは、今の時点では、どこを基地局にするとかそういうのは全然決めていないわけですよね。

○小泉智資副市長 基地局という今お話がありました、アンテナをどこに立てたときに電波の状況が枕崎市はどういうふうになっているかっていう電界調査をするところから多分始まっていくかと思いますが、今のところまだその電界調査にも着手しておりませんので、電界調査の結果、アンテナをどこに立てるべきか、それからアンテナを立てるということは、いわゆる事業エリアをどこまで想定するか、それによってもまた全然規模が変わってくるということになりますので、そこら辺の具体的な検討までは入っていないという状況でございます。

○10番下竹芳郎議員 このコミュニティFM事業なんです、市民に対してニーズの調査とかは行う予定はないんですか。

○小泉智資副市長 今のところ、まだ具体的にいつ調査をとというような段階ではございません。

ただ、今回の台風10号にあるような、そういう災害の広報ということで防災デジタル無線、それからいろんなメールを使った展開等ございますが、それプラスそのコミュニティFMみたいな可能性につきましても、そこは費用対効果を含めましてどこまでそれが必要なのか。あるいは防災ということではなくて、市長公約にもありますコミュニティの再構築ということでもあります、そこに対しての効果というものが期待される場所ではありますが、しかし、コミュニティFMの導入ということになりますと、当然そのための設備投資、それからそれを委託して民間で運営をしていくための委託先を含めまして、まだ検討しなければいけない課題がたくさん散在しているというのが今の状況でございます。

○10番下竹芳郎議員 全然着手しているような状態ではないってことですね。このコミュニティFMを期待している市民の方々もいらっしゃいます。今回みたいに停電が長引くと役に立つと思いますが、防災行政無線との兼ね合いも考えながら、運営面、経営面、しっかりとしたプランで構築していただいて、明確に分かったときはまた御報告をください。

○前田祝成市長 私の市長公約ということでございますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

今、副市長から答弁があったとおり、庁内に副市長をリーダーにして調査チームといいますか、まだチームというところまでいかないのかもしれないですが、取り組んでいるところでございます。

そして、実はこの今回のコロナウイルス感染症においてですね、私も防災行政無線を使って発信をさせていただきました。今回の台風の避難に関しましても、防災行政無線を通じて発信をさせていただきました。

防災行政無線のデジタル化が進んでおまして、そのポテンシャルといいますか、そこも評価しないといけないなというふうに思っております。あるいは災害情報のエリアメールであるとか、その辺りがどのくらい市民に届いているかという部分についてはですね、十分に調査をしないといけないというふうに思っております。

防災関係につきましても調査というのも、今回取り組む予定にしておりますので、その辺りを踏まえて防災行政無線、あるいはその他の情報発信の現段階での評価っていうのをさせていただこうというふうに思っております。

それを踏まえて、プラスアルファのツールとしてFMというのは、非常に効果があるのではないかと今のところ私は思っておりますので、その辺りについてはですね、その可能性を探っていくというふうに思っております。ですので、前向きに取り組んでいくということを進めていこうということで今思っております。

具体的な動きということになりましたら、また改めて御報告させていただければというふうに

思います。

○10番下竹芳郎議員 少しでも早く、また答えをお願いいたします。

それでは、1日でも早いコロナの終息、そして台風10号、7月豪雨の復旧・復興を御祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後1時9分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 昼食後の眠たい時間ですが、しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

九州全域を暴風圏に巻き込んだ台風10号は、農産物や家屋に被害をもたらし、今でも停電が続いている地域が多いようです。

本市においては、死者や負傷者などの人的被害はなかったものの、園芸ハウスや農作物をはじめ、家屋や工場等に被害が見受けられました。また、過去に例を見ないような長引く停電によって、冷凍・冷蔵設備を使用している製造業や生活関連業者等に二次的被害が出ており、新型コロナウイルス感染症の影響から立ち直ろうとしていた事業者の士気をそぐような被害により、事業継続への意欲が減退しなければよいかと案じているところでございます。

被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げ、1日でも早い復旧を心から願って質問に入らせていただきます。

市長は、本市の新型コロナウイルス感染症の影響について、宿泊・飲食業界などの生活関連サービス業をはじめ、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業や農林水産業への影響も大きく、幅広い業種に影響は及んでおり、事業者の経営悪化の状況が懸念され、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題である。市民の日常生活を守る、事業活動を支えて地域経済を守ることを第一に考え、雇用の維持と事業の継続を最優先課題と捉えている。

対策については、各課職員からの施策の提案によって全庁的な取組を検討すると一貫して述べられております。地場産業を基幹産業とした産業のまち枕崎市民にとって、市長の雇用の維持と事業の継続の理念は力強く、高く評価するところです。

そのような中で、国は雇用調整助成金事業を12月まで延長する方針を示しましたが、新型コロナウイルスによる本市経済、本市税収への影響をどのように分析されているのか、まずもってお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市内経済への影響につきましては、影響の出始めた4月から商工会議所と協力して聞き取り調査を実施しておりますが、市が単独で行った事業者への7月の聞き取り調査におきましても、引き続き多くの業種に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が及んでいる状況は変わらず、特に宿泊業や飲食店、観光施設においてはその影響が大きく、調査したほとんどの事業者が売上げ前年同月比20%以上の減少、中には50%以上の減少が見込まれると回答した事業所もございます。

7月に入り東京や大阪など都市部を中心に感染者が増加し、県内でのクラスターの発生、市内居住者の感染確認など新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、接待を伴う飲食店については7月8日から21日の14日間の県の休業要請があったほか、要請対象とならない店舗でも自主的に休業や営業短縮を行った事業者も多く、飲食店は特に大きな影響を受けており、宿泊業においても個人・団体の宿泊予約のキャンセルが相次ぐなど一層厳しい経営環境にあると認識いたしてお

ります。

また、理美容業などの生活関連サービス業、娯楽業、卸売業、小売業においても、外出自粛やお土産店等からの受注減等により売上げが減少、さらに本市基幹産業の一つであるかつおぶし製造業においても、特に外食産業の落ち込みに起因する業務用の商材の取引の減少が続いており、大量の在庫を抱え、休業等による生産調整を行う事業者もあるなど、幅広い業種に影響が及び、市内経済は非常に厳しい状況にあります。

お尋ねの持続化給付金の給付状況、雇用調整助成金、事業者応援資金の申請状況、そしてお尋ねがありました税収への影響については、私としましても税務担当と情報を共有しておりまして状況を確認しております。その点の詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、国の持続化給付金につきましては、8月24日までに全国で約312万件の中小企業者、個人事業者へ4兆1,000億円の給付がなされたところですが、個別の自治体ごとの給付件数、給付額の公表はなく、本市の事業者への給付状況の正確な数値は把握できていないところですが、市に寄せられました資金繰りや融資の相談、それと市の家賃補助等の支援相談を受ける中でお尋ねしましたところ、支給要件となる対象事業者のほとんどの方が申請し、既に給付があったと聞き受けております。市内事業者への給付総数につきましては、100件を超えるものと推察しているところです。

2点目の雇用調整助成金申請費支援事業の申請状況につきましては、8月末現在で27件の申請がありまして、281万円を交付決定しております。

事業者応援資金支給事業の申請状況につきましては、8月から申請の受付を開始しておりますが、8月末までに202件の申請があり、4,080万円を交付決定しております。

○神園信二税務課長 続きまして、本市税収への影響に関して申し上げます。

7月末時点で、調定額が大きく落ち込んでいる税目は法人市民税でございます。これが対前年度比29.8%の減少という状況でございます。

次に、国が打ち出しましたコロナウイルスの影響による収入減少に係る普通税の徴収猶予の制度がございましたが、こちらの決定件数は7月末時点で7社、猶予額は約510万円というところがございますが、この7社が年度末まで猶予申請を続けた場合、令和2年度末の猶予見込額は1,200万円程度になると予想しておりまして、普通税全体の収納率を0.6%引き下げる影響があると予測しております。

また、同じく国が打ち出しました介護保険料の減免申請、こちらにつきましては8月末時点で7件、減免額は49万2,000円、それと国民健康保険税の減免申請は8月末時点で11件、減免額は約150万4,000円となっております。

さらに、解雇等に伴いまして、社会保険を離脱しまして国保に加入した方、この方々への国保税の減免申請という制度がございますが、こちらの件数も増加傾向にありまして、平成29年度14件、平成30年度13件、令和元年度12件という申請件数でございましたが、本年度は8月末時点で既に10件に上っております。うち減免決定件数は9件、減免額は約150万6,000円となっております。

この申請が8月末時点で10件になっておりますが、例年ですと申請が増加する年末年始を今後控えておりまして雇用情勢が厳しいものになると、税収にさらなる影響を与えるものと考えております。

○4番沖園強議員 今、法人市民税、そしてまた徴収猶予等々の説明がございまして、非常に本市経済等へ影響があるなというふうに改めて認識するところがございますが、本市といたしましては交付金事業という限られた財源の中で、先ほど申しました職員の知恵を生かして様々な取組、今回で65事業ですかね、になったということとございまして、その事業の内容というものは非常に幅広く、市民サービスに還元する形になっていると、行政の守備範囲と申しますか、非常に

効果的な取組じゃなかろうかなど。そして、そのことによって事業活動を支えて、地域経済を守っていくことにつながっているなど重ねて敬意を表したいと思います。

そこで、今説明がございましたが、通告してございます今後の支援策については、午前中の御答弁でございましたので割愛させていただきますが、冒頭申し上げました台風10号によるいろんな生活関連サービス事業等に関係する被害、そういったもので今後支援策というものは考えられないのか、重ねてお尋ねしたいと思います。

○前田祝成市長 台風10号に関してですね、朝方も申し上げましたが、被害状況を確認させていただいているところでございます。

今、一報が入ってきているところでさえですね、かなりの被害額が出ているという報告も受けておりますので、その辺りは状況を把握した中でですね、今後どういう対応ができるかっていうのを早急に立ててまいりたいと思います。

この場で具体的に何をというのはちょっとお答えできないので、勘弁いただきたいというふうに思います。

○4番沖園強議員 午前中の答弁でもアフターコロナ対策というものも考えておられるようですので、ぜひ今回の台風10号の被害状況等を検討していただいでですね、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。今回、私は市有財産について何点か通告してございます。我々総務文教委員会に所管されており、所管事務調査等でも若干お尋ねしたんですが、まず公営住宅についてお尋ねしてまいります。

本市の市営住宅の中に入居率が50%を割り込んだ団地が複数あるようです。特に谷原団地と火之神団地の一部になるんでしょうけど、市ホームページの公営住宅の紹介に掲載されていないと。掲載されていない団地の政策空き家は、解体という方向に進んでいるのかどうか、今後の市営住宅の整備計画等をお示しいただきたいと思います。

○松崎信二建設課長 御質問の募集停止をしている政策空き家は、老朽化による維持管理費に高額な費用がかかることや入居希望者がいないことから、火之神団地は解体処分、谷原団地は建て替えの方向で考えております。

火之神団地の解体計画については、令和2年7月31日現在、管理戸数14棟72戸のうち今年度は2棟11戸の解体に着手しており、令和3年度も2棟10戸の解体を予定しております。

その後の管理戸数は10棟51戸となりますが、現在29戸の入居者が点在しているため、団地内で比較的新しい昭和52年及び53年建築の住宅7棟33戸につきましては、建物改修等による長寿命化を図り、点在する入居者を集約しながら、空き家棟となる住宅3棟18戸は計画的に解体する方向で考えております。

今後の市営住宅の整備計画につきましては、市営住宅長寿命化計画では今年度に亀沢団地の3号棟、4号棟外壁・屋根改修の長寿命化工事を実施しており、また令和3年度以降に計画している団地は亀沢団地の5号棟と火之神団地の一部と小山平団地などになります。

市営住宅の建て替え計画につきましては、利便性が高い谷原団地を第1候補としており、入居申込状況や既存住宅の整備状況等を考慮し、需要と供給のバランスを見ながら、新築予定住宅は新規入居と木場団地等からの移転希望者入居などを考慮して検討してまいります。

○4番沖園強議員 確かに、火之神団地を見に行けば解体予定の古いほうも新しいほうも入居者が点在しているんですね。今のそういう長寿命化、解体、旧棟と新しいほうの50年代のやつとそういう構想は分かります。そこでお尋ねしますけど、これまで政策空き家という点につきましては、低廉な家賃を望まれる市民が存在すると。そして、今建て替え構想も答弁がございましたが、建て替え等によって新規住宅に転居しない方のために、維持管理を政策的に空き家として保全管理するとそういった説明であったかと思うんですね。

しかし、今の説明を聞いている以上、募集停止している政策空き家は維持管理費が高額になるという説明でございました。そして、入居希望者がいないので解体すると。募集停止している解体予定の団地の空き家を指しているわけですよね。いつからその募集停止している空き家を政策空き家と位置づけたのか、そこをお聞きします。

○松崎信二建設課長 御指摘の募集停止をしている政策空き家につきましては、低額の家賃を希望される入居希望者用の政策空き家といたしておりますが、今までに建て替え事業による移転該当者や新規入居希望者はいない状況にあります。

時間の経過とともに、老朽化が著しくなり、空き家棟となった政策空き家については、団地の住環境や安全面から解体したほうがよいと考えております。

○4番沖園強議員 若干、ニュアンス的に政策空き家という位置づけが私とかみ合わないんですけど、高額なために、また入居希望者がいないということで改修しないと、そして古いほうから解体していくということですよ。

そうすると、建て替え計画の第1候補を谷原団地、それと新規入居と木場団地からの移転希望者の入居を考慮するという御説明なんですが、ということは木場団地は改修を考えていない、移転希望者を募るところ捉えていいんですか。

○松崎信二建設課長 御指摘の木場団地の改修と入居者の移転希望につきましては、木場団地の水洗化等の改修についてはトイレ等の水洗化を行い、合併浄化槽に整備しますと、水道代、共益費、家賃などの料金が上がることとなります。ほかに、浄化槽保守点検料も2,000円程度追加されます。また、谷原団地建て替えによる入居希望者につきましては、現在の家賃の4倍から5倍程度になります。

このような家賃等の変動を示しながら、今後、アンケート調査を実施いたしまして、その結果を基に検討してまいりたいと考えております。

○4番沖園強議員 今後、アンケートを実施するということですよ。

木場団地に入居者が20戸のうち19戸、谷原20戸のうち4戸入居者が現時点であります。そうすると、アンケート調査するという今の計画であるんですけど、今の現居住者にはその建て替え、移転等の相談はされているんですか。されたことはないんですか、今まで。

○松崎信二建設課長 今、居住している住宅の皆さんに、議員がおっしゃっているのが木場団地ですので、木場団地の住人の方に直接アンケートとかを取ったことは、今現在はありません。これからアンケートを取りたいとは考えております。

○4番沖園強議員 谷原団地が利便性等を考慮して第1候補と、環境はもう一番御存じのことと思うんですけど、まだ木場団地にしても水洗化を図ると非常に家賃も上がるんだと、2,000円程度ということなんです。

そうすると、亀沢団地の長寿命化計画も示されました。それと、火之神団地の50年代のやつも示されました。小山平のほうも示されました。これらの長寿命化を図ることによって、その低額所得者用の住宅不足は生じないというように見ているんですかね。

○松崎信二建設課長 御指摘の低額所得者の住宅不足につきましては先ほども申し上げましたが、令和3年度以降の市営住宅長寿命化計画では、亀沢団地の5号棟と火之神団地の一部と小山平団地のほか、亀沢団地の簡易平屋住宅も計画しておりますので、低額所得者の住宅不足は生じないと考えております。

○4番沖園強議員 公営住宅法の第3条で、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないというふうになっていますよね、当然不足が生じると。公営住宅の趣旨・目的にもとるということになるんですけど。

そうすると、その木場団地の計画はどうなっているんですか、その水洗化を図ると家賃が上がるんだということなんですけど、今後解体するんですか。

簡平ちゅうんですか、亀沢の簡平団地と火之神団地、小山平の長寿命化を図って、低額所得者の住宅は充足するんだということなんですけど、木場団地はどうなっていくんですか。

○松崎信二建設課長 先ほども説明しましたが、木場団地の改修等の計画につきましては、入居者に水洗化の希望アンケート調査を実施いたしまして、その結果を基に検討してまいりたいと考えております。

○4番沖園強議員 木場団地は、アンケートの結果で解体するか、長寿命化を図るか、まだはっきりはしていないということなんです。——はい、分かりました。

そうすると、住生活基本法に基づく公営住宅法ということで、公営住宅法では第1条で健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としてあるわけですね。当然、本市の条例もそういうふうになっております。

なぜ市のホームページで、ほんなら昭和42年建設の木場団地、アンケート調査をしてからはっきりするというんですけど、木場団地を水洗化するかどうかはまだはっきりしていない。アンケート次第で水洗化するか、長寿命化するか、解体するかということですね。

それと、昭和40年建設の亀沢の簡平団地というんですかね、これはトイレは水洗なんですけど、下水道があります区域内ですから水洗なんですけど、浴槽と風呂釜は持込みの家賃は3,100円、木場団地も3,100円、これはくみ取りで水洗じゃないと。確かに、非常に低廉な家賃にはなっていると思うんですよ。

ただ、その公営住宅法で規定されている健康で文化的な生活を営むに足る住宅なのかと、今の現状は、はっきり申し上げまして、生活環境は非常に劣悪であると。公営住宅として募集をかけていますよ、ホームページで。木場も、亀沢の簡平も、金山住宅もかけています。

そのような状況なのか、健康で文化的な生活を営むに足る住宅なのかということについてはどうお考えでしょうか。

○松崎信二建設課長 御指摘の木場団地と亀沢団地の簡易平屋住宅については、低額所得者用の住宅といたしまして、低額で住宅を提供しております。

当住宅は、建築いたしまして50年以上経過していることから、公営住宅法で規定されている住宅には少し劣ると思いますが、年数が経過している分、家賃は低額となっていることから入居者の入れ替わりもない団地となっております。

老朽化しておりますが、入居者からの補修等の要望に対しましては、できる範囲で対応しております。また、環境のよい住宅を提供するために、市営住宅長寿命化計画で改修等の長寿命化工事を検討してまいります。

○4番沖園強議員 いやいや、木場住宅については、まだアンケートを取らん分らんちゅうことなんでしょう。それを検討されていないということですよ。

本市条例でもあるんですが、まだ事業主体は市ですよ。市は常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならないとこう定義されております。

さらに、公営住宅法施行規則第10条、修繕の義務のある附帯施設として、事業主体が管理する給水施設、汚物処理槽を含む排水施設、電気施設、消火施設などこうなっているんですけど、先ほどから何回も申しますが、木場団地の汚物処理槽の蓋の件についてはもう以前からずっと私指摘してきた経緯があるんですよ。

もうつい最近も私ちょっと調査に行ってきたんですけど、マンホールちゅうんですか、肥料袋をかぶせてございますよ。そういう状況がずっと以前から続いていると、改善されていない。

そして、火之神団地や木場団地等、また亀沢の簡平団地にしてもそうなんですけど、老朽化しているのは当然なんですけど、公営住宅法や市の条例にも規定されているんですけど、これは法や

条例にもとるような増築をして、とてもじゃないが公営住宅という状況じゃないと。

先ほどから申しますように、公営住宅法の趣旨ですよね、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しする、それが目的であると、いわゆる事業主体の市の責務であるということだと思います。

そういった公営住宅、本当に公営住宅なのかと思われるような公営住宅をホームページで入居募集を行っている。それについての市長の見解をお聞きします。

○前田祝成市長 現状の公営住宅についての状況というのは、今建設課長からあったとおりだというふうに認識しております。低額所得者に対するその住宅の貸与というところにつきましてもですね、おっしゃられるように、やはり健康で文化的な部分と現実とのギャップっていうのがあろうかと思しますので、その辺りについては改善していかないといけないという認識です。

ただ、現状のあるもののその状況の中での今募集っていう形でホームページのほうにも掲載させていただいておりますので、それにつきましては手を挙げられる方がいらっしゃれば入っていただくということで、間口を広げているというような状況かというふうには思っています。

私もですね、今回のこの公営住宅に関して建設課とも話をしたんですが、その中でですね、やはり何ていうんですかね、これまでの住宅とか世帯の構成ですね、例えば両親がいて子供が2人いてというような一般的な、我々が家庭と思っていた構成というのがどんどん社会的にも減ってきている。例えば、独り親の家族だったりとかですね、そういうところとか、そういう現状をもう少し把握した中で、実際のニーズとその供給の体制というところのギャップを埋めていく作業というのは当然必要であろうかと思えます。

昨年、一昨年から鴻山住宅のほうを新設しているんですけども、あれなんかもある程度の所得があって、ある程度の家族構成があつてっていうようなベースで造られているっていう私も気がしてまして、それはそれでいいんですが、そうじゃなくて、やはり低所得者であり、少人数で入るとするか1人で入る、あるいは2人で入るといったようなですね、それに特化した住宅というのも整備していかないといけないというふうに認識しています。

その辺りをどういう形がいいのか分かりませんが、一人住まいあるいは二人住まいぐらいでも入って行って、それに相応な形の住宅というのをですね、集合住宅になるかもしれませんが、研究しておくように指示をしているところでございます。

ですので、その辺りでですね、やはり現実の家族構成だったりとか、所得だったりとかっていう部分とマッチするような、公営住宅の全体的なデザインという部分をしっかりとつくっていくっていうのは喫緊の課題だと思っておりますので、その辺りについては早急に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○4番沖園強議員 今、市長が答弁されたようなことだと思うんですよ。特化した住宅といいますが、そういったものを検討していかないとですね、公営住宅法では毎年度、入居者からの収入の申告に基づいてですね、当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定めるとそういったことで定められている。

しかし、先ほど建設課長の説明で、水洗化を図ると2,000円ぐらいの家賃が上がるんだということなんですが、ただ本市条例にもあるんですが、生活困窮世帯であれば法令や条例に基づいて家賃の減免、猶予もできるということなんですよ。

そこで、果たして本当に42年建設の木場団地、40年建設の亀沢簡平団地の家賃3,100円が公営住宅の家賃として本当にそういう生活環境を整備した家賃としてなら分かりますが、そういうもとるような状況の中でその3,100円が安いのか、経過年数がたっているから安いと言われるんですけど安いのか高いのか、ちょっと疑問に思うんですよね。

確かに転居しないと、永住しているような方々もいらっしゃいますけど、公営住宅法にもとる

ようなことはあつてはならないと、家賃が安ければよいという問題じゃなからうかなと思います。前向きに検討していただきたいと思います。

私が思うには、火之神団地が造成された昭和40年代になるんですけど、その当時は火之神公園の近くで非常に魅力があったんじゃないかなと。そして、車社会のはしりであったために、買物、病院、そういったインフラ等についてちょっと希薄じゃなかったのかなと。

だから、若い人が非常に入居希望がおったんですけど、だんだんそういった病院、学校、買物などの利便性、高齢化等によって今のような空き家が目立ち、スラム街みたいな感じになっているんじゃないかなというふうに思っております。

この傾向は本市に限らず、新興団地やこういった公営住宅に見られる傾向なんですけど、今国のほうでもまちづくりの方向性が、在り方が検討されて、コンパクトシティなるものの構想が出されているわけですね。ただ、既存の公営住宅の長寿命化を図るんだということも必要かとは思っています。

だけど、そういった利便性、学校や買物、病院等をそういった過去の火之神住宅の経験を踏まえてですね、再度検討する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、市長に最後にお聞きしときます。

○前田祝成市長 先ほどの答弁と重なる部分もあろうかと思えますけれども、本当に実際に求められている方、その方々の所得水準であるとかですね、その辺りの本当に個別に見ていかないといけない。その中で将来的にどう公営住宅の全体のデザインを考えていくかということだと思えます。既存のものを改修して使えるのかどうかも含めて全体的に考えていかないと、やはり持続可能なまちづくりというのは難しいんだろうなというふうに思っております。

その辺りも含めましてですね、先ほどちょっと答弁しましたけれども、そういう1人世帯、2人世帯当たりの廉価で借りられるような住宅というのもですね、かなり必要ではないかなというふうに思いますので、その辺りはしっかりとつくり上げていきたいと思えます。

○4番沖園強議員 次に、金山小学校跡地について伺ってまいります。

市のホームページによる平成29年度固定資産台帳では、10年前の体育館の耐震化工事、18年前の校舎大規模改修等を含めた残存価格が、土地は置いときまして、建物が4,800万程度残っております。

その金山小学校跡地をですね、仮に現在で行政財産から普通財産に用途廃止して売却した場合ですね、簿価そのものは幾らになって、補助金返納額ほどの程度になるのか、お伺いしときます。

○宮原司教委総務課長 補助金返納額について申し上げます。

補助金等の交付を受けて取得した建物等の財産処分を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、原則として文部科学大臣の承認が必要となります。金山小学校において、補助金等の交付を受けて建設された建物は校舎が2棟と屋内運動場1棟となっています。

交付を受けて取得した財産の処分制限期間は、鉄筋コンクリート造りの校舎が60年となり、それぞれの建物の経過年数を基に試算した結果で申しますと、令和2年度における補助金の返納額は640万円程度になると見込んでいます。

○佐藤祐司財政課長 私のほうから簿価について答弁をいたしたいと思えます。

今、質問者のほうから29年度末の固定資産台帳で建物の簿価については4,800万と言われましたかね。私が手元に持っているのは5,800万で、今最新版であります平成30年度末の固定資産台帳によりますと、建物の簿価については約5,400万、そしてまだ作業中でありますし、確定数値ではありませんが、令和元年度末の固定資産台帳では、建物の簿価は約5,000万円というふうになっております。

○4番沖園強議員 簿価については、なぜこういう誤差が出たか分かりませんが申し訳ございま

せん。

そうすると、今、金山小学校跡地については、総務文教委員会の所管事務調査では、鹿児島大学との連携した取組が新型コロナ関係で頓挫しているとそういった説明でございました。そういったことですが、その経緯については頓挫しているということで、それはそれでいいんですけど、そうずっと毎年の金山小学校跡地を維持管理している需用費は大体どんぐらいになるんですか。

○宮原司教委総務課長 お尋ねの需用費でございますが、金山小の維持管理に係る経費につきましては、電気料金、水道料金、修繕料等がございます。その合計額につきましては、直近3年間で申しますと、平成29年度が47万5,738円、平成30年度が48万8,621円、令和元年度が63万0,396円となっております。

閉校後6年たっておりますが、6年間を平均した場合、金山小の維持管理に関する需用費につきましては年平均60万円程度となっております。

○4番沖園強議員 鹿児島大学との連携した取組、そういったものが具体化すれば、それはそれでまた評価すべきことなんでしょうけど、年間60万の維持管理費、非常にもったいない施設ではあります。ただ、今この6年間ずっと遊ばしているような状況が続いていると。

今、適化法による返納額は640万程度ということなんですが、例えば企業誘致等も検討した経緯もあるんですけど、福祉施設等への無償譲渡というようなことは考えられないんですか、考えたことはないんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 先ほど来議員のほうからもありますとおり、本市におきましては今年度から鹿児島大学の産学・地域共創センターと共同いたしまして、金山小学校跡地の利活用策について協議を図る予定でございましたが、現在のコロナ禍の状況でその協議は思うように進んでいないところであります。

ただ、大学側とは連絡は適宜取り合っております、この協議に入る前であつたりとか、昨年度の段階からであつたりとか、今年度に入ってから適宜連絡を取り合うときに、大学側と話している内容といたしましては、具体的なところまではもちろん現段階では言えないところでありますが、その利活用の方策の方向性といたしまして、例えば複数の企業やNPO法人による共同利用や共同管理、そして今お話のありました福祉関係の拠点としての活用ができないかでありまして、または新たな地場製品の開発とか、それを発信するような場として、そのような場所として複合的な活用もできないかというようなところを、協議としてはまずは進めていったらどうだろうかというようなことで話はしているところでございます。

そして、その話をしていくに当たっては、やはり利活用については金山小学校にあるその地域の特性、枕崎市にある、そして金山にあるという特性を生かしたものにすべきであると思っておりますので、地元の方々の御意見であつたりとか、御要望にも積極的に耳を傾けたいと考えているところでございます。

○4番沖園強議員 今までもNPO法人や福祉施設等への検討はしたと、協議はしていると。具体的には、そういった個人企業とか、団体とか、福祉関連業界とか、話はされたことはないんですか。

○堂原耕一企画調整課参事 これまでの協議の経緯の記録を遡りますと、実際にその具体的な名称は申し上げられませんが、NPO法人であつたりとか、企業とその共同管理等の方策について具体的な協議はなされております。

ただ、その時々様々な事情によりまして、その話は実を結ぶまでには至らなかったという経緯が今までであるということは認識しております。

○4番沖園強議員 教育長にお伺いしますけど、所管は教育委員会ということで、その教育委員会を交えた中での協議をされているんですか。

○丸山屋敏教育長 教育委員会を交えた協議ということですがけれども、以前はありましたけれど

も、一、二度。現在はやってないというところですよ。

○4番沖園強議員 今後ですね、具現化するためにも、やはり連携を取り合って、あらゆる可能性を検討していただきたいと要望に代えておきます。

次に、クリーン堆肥センターについてでございます。

市がJA南さつまを指定管理者として、クリーン堆肥センターは無償と云えばいいんですかね、貸してJAは営利活動ちゅうかやっているわけですよ。そして、本年度も令和元年度の決算においても修理等が発生した場合は、9対1の割合で1割を市が負担すると。

令和元年度の決算書を見ると、ホイルローダーが約284万7,000円の負担金、シャッター修理が約92万1,000円、そして普通の負担金が5万9,000円と、そういった中で運営されているのが実態であると。

ただ、そのJA南さつまが管理している管轄内の堆肥センターは、管内に数か所あるんですけど、行政が介入して、こうして指定管理者として無償で貸し付けているそういった堆肥センターは枕崎のみであると。ほかにはJAが直営で行っていると、赤字であろうが何であろうか。

そういったことを鑑みた場合に、実は平成6年から7年にかけて本市が2億6,900万の多額の投資をして造った施設なんですけど、残の額が今4,850万程度でございます。

その施設をこうして修繕費を負担金として、1割なんですけど払っている現状、そういったことを考えた場合、無償譲渡としたほうがいいんじゃないかなと、JAに任せようかという考え方もできるんですが、どうお考えでしょうか。

○原田博明農政課長 ただいま議員のほうから平成5年と6年に広域畜産環境整備緊急対策事業及び堆きゅう肥総合利用対策事業で2か年にわたって当初建設をいたしました。総事業費が6億7,768万2,268円の建設をいたしましたところでございます。

負担金につきましては、修繕、それから備品等についての修繕等について、本市が1割、JA南さつまが9割という負担で支払っているところでございます。令和元年度はホイルローダーの改修・修理とシャッターの修理を行っております。先ほど言われた負担金につきましては、別の負担金でございます。

お隣の南さつま市、南九州市に2か所JAが経営している施設があるわけですが、本市のクリーンセンターにつきましては経緯がいろいろございまして、当初はJA南さつまの施設でございましたが、改修それから移転ということの協議がなされまして、移転先をいろいろと検討した中でですね、現在の荒ノ口に決まって建設に取り組んだところでございます。

このときに取得用地の大部分が畑地であったために、農地転用の手続などが所有者と事業者の関係でですね、農協が事業主体になると農地転用にかなり時間を要するというような理由がありまして、市が事業主体となり建設することになったところでございます。また、平成26年度には資源リサイクル畜産環境整備事業において、堆肥発酵機械一式の整備も実施しているところでございます。

こういったことから、当初はJA南さつまと管理・運營業務で委託業務を開始したところでございますけれども、平成18年度からは指定管理者制度による協定を締結して現在に至っているところですよ。

平成20年度前後からですね、数回にわたってJA南さつまと施設の譲渡の協議を行ってきたところでございますが、JA南さつまのほうから施設の無償譲渡については受け入れられないということで協議については不調に終わっているところでございます。

○4番沖園強議員 時間も大分押していますので、はしょって申し上げますが、取得額2億6,900万、これ固定資産台帳、本市の。事業費は6億7,000万だったでしょうけど、本市の固定資産台帳では2億6,900万ということですよ。

クリーンセンターにつきましては、本市の畜産農家の畜ふんの受入先として非常に事業効果は

あるんですね。ただ、いろんなやり取りの中、また指摘の中で本市の畜産業に対する支援策というものはないじゃないかというようなことも言われたりするんですよ。そいじゃないと、これ以上の支援策はないと私は思っているんですよ。

本市は、畜産農家にとって、他市町村で見られないような取組で受け皿となっていますよと、そういった答弁をしていただきたいなということを要望しておきます。

最後に2点ほど、はしょって申し訳ないんですけど、最後の質問でございますが、お魚センターの第三セクターの経営については私申しません。お魚センター、地場産業振興センターがこの新型コロナ感染症の関係上、非常に厳しい状況である中で、これは続けていけるのかなと非常に危惧いたしております。

前の議会でも私申し上げたことがあるんですけど、例えば市の政策としてですね、お魚センターに増資をすると。長期借入金の返済で非常に七転八倒している中での運営状況で、市の政策としてできないかな。地場産業振興センターと管理部門を統合して運営すれば、何とかなるんじゃないかな。

地域の観光拠点としての存続を我々議会も損失補償まで承認してきた経緯がございますので、市長の見解をお聞きしておきます。

○中原重信議長 時間です。以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時19分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 昼の眠い時間ですけど、よろしくお願ひいたします。

今、県内では、県内感染者の確認なしの発表が、この二、三日続いております。

それと同時に、台風10号も近づいて朝の市長の報告でもありましたように、死者数もなく重大な被害はなかったとのことで安堵しております。

また、コロナワクチンの日本での治験開始の発表もありましたが、ワクチンの供給の一部が来年1月から3月にも供給できるのではないかという見通しであるとのことが発表されております。それまでは新しい生活様式が大幅に改善することは、望めないだろうと思っております。

それでは質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の事務連絡・情報収集はどのようになされているのかをお伺ひいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について、国の政策や県の施策、他の自治体の取組に関する情報収集ということですが、私のほうから直接担当課長に指示をして、最新の情報をキャッチ・整理し、随時その報告も受けているところでございます。当然、私自身もメディア等を通じていろんな情報収集をやっているところでございます。

基本的に情報収集については、アンテナを各方面に立てて広く情報を集めるように全てに指示しております。情報収集の具体的な手法について、担当課長のほうに説明させます。

○鮫島寿文水産商工課長 新型コロナウイルス感染症の国の経済対策につきましては、内閣府から先行して関係施策が発表される場合が多く、随時ホームページ上で確認作業を行っております。

その後、経済産業省や厚生労働省よりホームページ上に具体的な施策の概要が示されますので、それらを確認し、関係する県内にある国の機関や鹿児島県に問合せをするなどして、迅速かつ確実な情報の収集に努めているところでございます。

○5番 禰占通男議員 今担当課長が内閣府などのホームページ、省庁のほうを検索・確認しているということですが、この国県などからの各市町村に対して直接の事務連絡というか、そういうものはどのようになっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 直接の事務連絡といいますか、通知というの今は郵送ではなく、インターネット上で、オンラインでメールで通知されております。

その資料にある添付ファイルを開きまして、具体的な国の政策、そういったものを確認して、先ほど申し上げました、ちょっと不明な点があるときには国の鹿児島県にある機関ですとか、また直接メールでお問合せをするなどして確認作業をしております。

○5番 禰占通男議員 私も今回質問するに当たり、内閣府のホームページ等に発表されておりますいろんな情報等について、それがほとんど県宛での連絡になって、県に対しては各市町村に周知願いたいという、そういう文面になっているんですけどね。

今、課長が言いましたように、直接ホームページ等で確認する、メール等で来ることで確認するというので、市長から担当者に情報収集をお願いしているということでしたので、うまくいっていると思っております。

それで、今回コロナウイルス関係で一番問題になっているのが、国の電算機のシステムと、各自治体のシステムが互換性がないということで、いろんな問題をはらんでいるということで、今課長が言いましたが、メール等については十分だろうけど、いろんな給付金などについても最初の国が予定したとおり進まない。

そういったことに関しては、県とか国からの何か連絡というか、周知方法については何かあるんですかね。一番の、何か今コロナ関係になって問題視されているのはそこではないかと思っ

○鮫島寿文水産商工課長 まず、代表的な例を申し上げますと、国の持続化給付金が4月中に発表がありまして市内の事業者の方もインターネット上で、たしか5月2日ぐらいから受付開始ということでしたが、なかなかこれにつきましては行政からのオンラインということではなくて、各事業所の持っているインターネット環境で申請するわけですが、その中でやはりシステムの互換性というよりも申請書類の添付漏れですとか、なかなか国がお伝えしている内容と違った記述、記載等がインターネット上でされて、それに対する回答が多過ぎてなかなか迅速に伝わらなかったり、そのメールの確認を逆に事業者側が怠っていたという、確実にそういったやり取りができてないところにおいて、持続化給付金におきましては給付が遅れたりとか、ただ、その中でも5月2日、3日に申請をしてですね、また会計士等をお願いをしたところによっては確定申告、特に青色申告のところにつきましては、スムーズに申請ができて5月の中旬には給付があったと私どもも確認している事業者の方もございました。

もう一方申し上げますと、先ほど来話が出ております雇用維持の関係で、厚生労働省のほう雇用調整助成金の関係、そこにつきましては質問者からありましたとおりオンラインでの申請が当初厚生労働省にシステムの不具合等がありましてできていないということで、最近システム復旧がされましたが、そこにつきましては私も6月1日にいろんな国の通知や、また県を通じての通知があった中で、管内の加世田のハローワークに出向きまして、直接所長のほうとお話をして雇用調整助成金の申請のやり方ですとか、また市独自の支援策ということで雇用調整助成金の申請費補助の考え方についても御意見を伺いながら、今市のほうの支援としてもしているところです。

その中で、やはりどうしてもお聞きした所長も国のほうのシステムの不具合ということでしたので、どうしても対応ができないということで、労働局への直接申請ということになっていたところなんです。しかしながら、最近復旧されましたので、オンライン上でも申請が今できるものと確認しているところです。

いずれにしても、国も急々な対応ということで、そういったオンラインでの、密を避けるためのオンライン申請ということで推進したわけですが、そこについては私どもも迅速に事業者の皆さんが申請できるように、商工会議所なりも協力を得ながらサポートしていければなと思っていますところでは。

また、今現在、地場産業振興センターのほうでは、国の家賃補助のサポート会場も設置されておりまして、これにつきましても8月いっぱい予定でしたが、9月21日までサポート会場を開設するというところでお聞きしているところでは。

○5番 禰占通男議員 次の質問ですけど、国の事務連絡、それについては課長からお伺いしたけど、この県の事務連絡ということで、県の事務連絡についての専用窓口、また近隣市町村の情報収集についてはどのような横のつながりがあるのか、またそれをどのように生かして情報を仕入れているのか、それについてお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、県との連絡ですが、県につきましても商工政策課であったり、中小企業との関係の対策の課であったり、また外国人労働者の関係の課があったり、複数の課にまたがっておりますが、そこにつきましても直接連絡のやり取りというのはインターネット上でメールでの通知となります。

そして、先ほどと同様に、分からない点、不明な点がありましたらお聞きしたり、また県の方も直接こちらの現状視察ということで来られる場合もございました。そういったことで、県とはやはり郵送ではなくて、基本、インターネット上のシステムを使ってやり取りをしているところでは。

あと、近隣市につきましても、この時期に直接会ってということができない状況で、3月末には1回皆さん近隣市でいろんな支援策を意見交換しながらやりましょうという話にもなったんですが、やはり感染拡大のほうで非常に急速に広がった関係で、直接会ってという形はとれていないところでは、まずは緊急的な経済支援であったり、そして地域内の消費喚起、アフターコロナの自治体の施策についても随時電話でやり取りをしたり、またメールで意見交換をしているところでは。

そういったことで、県と国も同様ですけど、近隣市町においてもやはり電話とかネット上のメール交換で、そういった対応をしているところではございます。

○5番 禰占通男議員 次の質問ですけど、あとの2番以降にもいろいろ影響を及ぼすんですけど、本市の景気を——経済の状況ですよね、それについては先ほど市長でしたかね、何かいろんな情報収集ということでちょっとありましたけど、このいろんな支給、助成ということで市内の経済の状況というのは大変重要なことだと思うんですけど、それはどのように情報を得ているのか。

日本全国、県単位だとどこそこ研究所、生命保険会社の研究所とか、経済研究所とか、いろいろありますけど、それにホームページで毎月のように発表されているんですけど、本市としては本市の状況を事細かに見るには、どのような方法で行っているのかをお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の景況感といいますか、そういったものにつきましては、まず政府のほうで先月27日に公表した8月の月例経済報告、また県内の景況につきましては、鹿児島県財務事務所が先月初旬に発表した7月の経済情勢——7月判断と言われるものを参考にしますとともに、あと議員がおっしゃいましたが、県内のシンクタンクが県内景況ということで、雇用情勢、消費、そして観光関連の悪化の状況、そういったものを見ながら私どもも市内の景況感というのは参考にしているところでは。

本市の景況、経済状況につきましては、この前の質問者の市長答弁と重なる部分がありますが、やはり直接事業者にお聞きしたり、会って話を数回している事業所もございます。

基本的には4月から商工会議所と協力して聞き取り調査を実施して、そして4月にはやはり一番市内の経済状況的には厳しい状況もございましたので、市のほうで職員と私のほうで直接経営

者の方から生の声を聞いて、先ほど市長が申し上げましたとおり、売上高前年比、7月は50%以上、60、70というところもお話を聞いたところです。

そういったことで、情報収集としましては、まずは全国的な国内の経済情勢、それと鹿児島県内の景況、そういったものは国の機関であったり、また民間のシンクタンクの情報を参考にしながら、市内の経済情勢、景況感というのは直接事業者の皆さん、会議所の皆さん、それと市内の金融機関の方からも御意見をいただいて、各支店の支店長と私のほうで直接お話をして状況を確認し、市長のほうにも随時報告を申し上げてまして、これまでの経済支援策というのを検討してきたところでございます。

○5番 禰占通男議員 今、コロナが発生してから4月で底を打って、大体5月、6月、県内で発生する7月まではある程度上昇していた。それで県内の発生、全国的な感染者の増大ということで、8月はほとんど経済活動も減になっているということで、先ほど昼に帰ったときも4月から6月のGDPで年換算28.1%のマイナスだということで、これからの経済の先行きが危ぶまれるんですけど、そういった感じでコロナが収束して、今、緊急対策でいろんなことやっていきますけど、その後は財政健全化が必要であろうと、これは専門家が言っていることなんですけど、望むことは早く終息することなんですけど、今後、うちを含めて財政の健全化をどうするのかということが、これからの大きな課題になると思います、素人の私でも。そこは皆さん気を引き締めてやってもらえたらと思っております。

2番目の質問ですけど、この事業者応援資金や中小企業等事業継続支援事業補助金等の支給要件の根拠についてなんですけど、先ほど情報収集ということで、これが一番重大なことになると思うんですけど。それと、枕崎は枕崎で支給要件がちょっと下げられて、その効果も見られるのではなかろうかと思っております。

国とかも20%、50%という数字を挙げてはいますが、それより低く抑えてもらっていることに対しては本当にありがたく思っております。それについて、どのような状況でその要件にしたのかということをお伺いいたします。

○鮫島寿水文産商工課長 まず、事業者応援資金の支給事業について申し上げますが、目的としまして新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が全国的に増加傾向にある中、本県においても7月にクラスター発生、本市でも本市居住者の感染が確認されまして、新型コロナウイルスの感染拡大によります影響で売上げが急減し、事業継続に支障を来している市内事業者の支援として新しい生活様式への対応など、事業全般に広く使える応援資金として支給することとしたところです。

お尋ねの売上減少率などの支給要件につきましては、市内の全ての事業者の経営状況、売上高などを調査して支給要件等を定めたわけではないところです。

4月から行っている、先ほど申し上げました聞き取り調査や商工会議所、金融機関などの関係者からの情報を総合的に検討し、他の自治体、特に県下18市の事業者支援の制度も参考にしながら、全ての業種を対象として、現在多くの市内事業者が資金繰り、資金調達で活用されている県の融資制度、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金に係る危機関連保証の認定要件となっている売上高減少要件と同率、対前年同月比の売上減少率15%以上として広く、多くの事業者を支援できるように制度設計したところです。

中小企業等事業継続支援事業補助金（家賃等補助）の支給要件についてですが、これにつきましては、売上減少率20%以上としましたのは4月からの同事業の検討を行い5月15日の臨時会をお願いをしたところですが、その時期に発せられました新型コロナウイルス感染関連資金——融資ですけれども、融資のセーフティネット保証4号の認定要件の減少率と同率としたところです。

○5番 禰占通男議員 今、課長も言いましたように、下げてもらったということでありがたいことなんですけど、この支給要件としてほかの自治体も違うと考えると、今ここに私が質問に書いてあ

る支給要件として売上高等などの統計的な指標とか、そういうのは何か示されているのか、また統計的なものはあるのかについてお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 今、新型コロナウイルス感染症が発生して、5月、6月、7月なりの基本的に事業者応援資金の支給時期につきましては、7月、8月の売上減少の率ということで15%としましたが、この時期の実際の統計的な売上げが幾らですとか、そういったものは少し先ほど申しあげましたとおり、統計的な数値を私どもも把握しておりません。

また、実施に当たっての検討も7月も検討中でございましたので、確定的な数値も持ち合わせていなかったところですが、肌感覚といいますか、実際に事業者の皆さんからお聞きしたこと、そして実際に事業者応援資金の申請が始まりまして200件を超える申請がありますが、その中で申しあげますと、製造業、そして農林漁業、そして主に飲食店・宿泊業、支給要件は15%以上としましたが、今申しあげました業種においては申請の平均減少率が50%を超えております。なので、厳しい事業所においては、やはりそういった状況にあると。精緻な統計の資料というのはございませんでしたが、そういったことで総合的に勘案して、統計的な数値ではなく、そういったもので施策の支給要件というのを判断したところです。

○5番禰占通男議員 一番ここで私がお伺いしたいのは、50%以上いろんなやつで20%、15%ってありますけど、これに達しなかった事業者、経営者、個人もあるわけでしょう。そしたら、そういう数とか把握なさっているんですか、対象にならなかった方っちゃうこと。

○鮫島寿文水産商工課長 最近では、あまり発表はないんですけども、コロナ禍の中で国のほう、いろんなシンクタンク等が発表された内容によりますと、やはりコロナ禍でも影響を受けていない、また今議員がおっしゃいました15%、20%という影響のない方というのが、やはり2割から3割ぐらいいるのではないかということで、統計的な数値、リサーチがあったと記憶しております。

その中で、本市におきましても、先ほど申しあげましたとおり、8月末で200件を超える申請がございましたが、私どもが最初統計的な事業所数、それと個人事業主、農林漁業、そういった方を足しますと1,000を超える件数を想定しておりましたが、近隣の自治体においてもやはり申請率としては20%、30%台ということをお伺いしております。

なので、影響のない事業主、事業者数というのは把握は今できないところですが、まだ進行中で申請を準備されている方もいらっしゃると思いますが、2割程度の方は現状維持なり、また売上げが逆に伸びた方、それと売上げが減少したものの15%なり20%なりまでの減少率の低下がなかった方っていうのは、やはりいらっしゃると思います。

具体的に申しあげますと、飲食店を経営されている方でもデリバリーのほうが非常に伸びて、多くの店は5割以上の減ということであるんですが、中には20%未満のところもあるということは、私どももそういった声は聞いております。

○5番禰占通男議員 いろんな職種があって、片方は駄目で片方はいいということは社会の常識だと思うんですけど、なるべく構成する市民に損害が少ないことを望んでいるところです。

それで、次の質問ですけど、このいろんな支援策等々があった中で、感染症による経済対策に私が一番思っているのは、基金を充てた場合の扱いはどうなるのかっていうことが一番気になることです。

うちも財政が厳しくて、冒頭、市長の9月の議案上程についても質疑をしましたが、一番の問題は基金ということだと思うんですけど、今課長も言われたように15%未満の人にもあげるのか、20%未満の人にもあげるのかっていうのが、そこが一番の問題だと思うんですけど。

私が思っている地方創生の臨時交付金の基金ということは2番目に質問しますけど、これはいつも我々が資料でもらっている特目の基金ということで、本市が基金を使った支援事業ということはどうなっているのかということをお伺いしたいんですけど、お隣のいつも南さつまもですけ

ど、あそこはふるさと納税の基金を使ったプレミアム商品券等に多大な額を出したということで、最初から私も注目していたんですけど、そういうことについて、本市の基金を使った支援事業等の在り方ちゅうのはどのような考えなのかをまず伺っておきます。

○佐藤祐司財政課長 今年度の9月議会までの7回の補正予算におきまして、コロナ関連経費として約29億円の事業費を計上して、そのうち地方単独事業におきましては、1次分、2次分として臨時交付金の交付決定見込額が示されております4億7,562万4,000円の充当、そして一般財源部分には財政調整基金を活用するなどしてコロナ対策を進めてきたところでございます。

今回の9月補正で、これまで交付決定見込みとして示された臨時交付金の全額を予算に計上しております、7月臨時会において財政調整基金繰入金で対応しておりました事業者応援資金支給事業について臨時交付金を充てているため、その分今回の補正では財政調整基金を減額しております。

今後、地方単独事業でコロナ対策を計上する場合には、臨時交付金という財源はございませんので、財政調整基金やふるさと応援基金などを活用していく必要がございます。

もし事業が計画されれば、それらの基金の活用を図っていききたいというふうに考えております。

○5番禰占通男議員 市民の方々も今回もプレミアム商品券ということで、プレミアムがついた商品券も発売されたんですけど、うちも3,000円買って1,000円プレミアムということで、国のマイナポイントに比べると、国のマイナポイントに25%、うちは33.3、割り切れないんだけど。

そういうことで、率としてはうちのほうがいいんですけど、何かお得感は国のマイナポイントのほうが本当にあるんですよ、2万円とか額は大きいけど。だから、その何で3,000円に1,000円プラスして4,000円にしたのかち。だから、昔からヨーロッパのほうであるこのウサギ狩りの効率ちゅう言葉があるんですけど、費用対効果をどう考えるのかちということですよ。

そうした場合、市民にもやっぱりお得感というのをアピールすることが必要だと思うんですけど、担当としてはどのようにプレミアム率と効果ですね、市民に対してのアピールちゅうのはどのように考えているのかをお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 マイナポイントの関係は、議員がおっしゃいましたとおり25%、20,000円で5,000円のポイントがつくというのがありますが、本市のグルメ・宿泊クーポンにつきましては、3,000円で4,000円分のクーポンということで1,000円のプレミアム、33%ということでございます。

マイナポイントにつきましては、消費活動で使えるということで飲食店に限らず物を購入、そういったもので使えるわけですが、今回8月の初旬に発行しましたこのグルメクーポンにつきましては、飲食店の利用ということで、やはり7月に一番宿泊・飲食店が非常に厳しい状況にあったということで議会にお願いをしまして、こういった事業をしたところですよ。

アピール感としましては秋の10月初旬にプレミアムの今度は商品券をしますが、商品券とこのグルメクーポンの違いということで、商品券は先ほど言いました小売店等でも使えるんですけど、国のマイナポイントも同様ですけれども、やはり飲食店のみの、宿泊業のみのポイントということでしたので即使っていただきたい。

そして、1万円という大きなお金ではなく、まず3,000円で少ない現金の手出しで、そして1,000円のプレミアムということで、少ない金額でも昼間のお弁当ですとかデリバリー、そういったものも含めて使えるようにということで、住民の方の出す現金の出し前といいますか、お金の出し方もまずは3,000円からということですよ。

しかしながら、最大限のセットを購入して利用された方も結構いらっしゃいますので、次回の予定を12月の初旬に商工会議所青年部のほうではこのグルメ・宿泊クーポンを考えておりますので、そういった議員の意見もあったということでお伝えしながら、もう少しアピールできるようにですね、次回の2回目の販売については検討していきたいと考えております。

○5番 禰占通男議員 商品券を発行するんだったら、買えない人には10枚綴りだったら1枚でも、500円券を2枚ぐらいは配布するという方法もあると思いますから、そこら辺も考えてもらいたいと常々言っているんですけど、お願いをしときます。

次に、この臨時交付金と基金の扱いはどうなっているのかについてお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 地方創生臨時交付金の基金積立金への活用につきましては、当初はこれは禁じられておりました。しかし、6月24日なんですけど、このとき臨時交付金の2次配分が示されたわけですが、それと同時に発せられた内閣府地方創生推進室の事務連絡におきまして、一定の要件を満たす基金積立てにつきましては、その活用が認められることが示されたところがあります。

その要件といたしましては、まず基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されていること、まずこれが1点です。続きまして、その対象とする事業が利子補給事業または信用保証料補助事業である、それか内容が明確であり、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、もしくは事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものである場合と示されております。

この対象事業につきましては、令和2年度末までに事業着手をする必要があります。積み立てた基金につきましては、令和7年度末までに廃止をしなければならないこととなっております。

そしてまた、その基金を廃止した時点で残っていた額につきましては、国へ返還することとなっております。

○5番 禰占通男議員 今、担当参事が言いましたように、今回の補正にも利子補給事業が入っていますけど、あそこに大体対象になる数もあるんですけど、事業者にとっては国の支援については無利子・無担保ということは大きくなっているんですけど、この利子補給事業というのは相当大きくなると思うんですけど、今回この基金がある間は、これまでも利子補給という事業もうちの予算でも認めるのがありますが、基金に積立ての期間が終わっても取崩しが廃止になって返還せんといかんことだけど、これで立ち直れるかどうか分からないんだけど、新しくその新年度なんかには引き継ぐとかそういう考えというのはないんですかね、事業者支援、本当に支援ということで。

○堂原耕一企画調整課参事 今、お尋ねのありました新型コロナウイルス関連資金利子補給・保証料支援事業ですが、これにつきましては今回の議会にも提出しております一般会計補正予算（第7号）におきまして、令和3年度から令和5年度にわたる債務負担行為として予算計上しているところです。

令和2年度中に支出する分につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、後年度の令和3年度から令和5年度の間には支出が予想されるものについては、一般財源で賄うという考えになっております。

それは、その臨時交付金の活用を現年度分に絞りましたのは、先ほども申し上げましたとおり、地方創生臨時交付金と申しますのは、基金の残高があった場合には国へ返還しないとけないというところがございますので、その交付金の活用については現年度の事業を優先いたしまして、この利子補給事業に対する活用は見送ったところであります。

○5番 禰占通男議員 今回、国の臨時交付金事業が設定されて各自治体に配付される。それで経済が活性化するかということは未知数なんですけど、市長にお伺いしたいのは、経済の活性化ちゅうのは今コロナの関係でどこそこ行って飲み食いするわけにもあまりいかないし、また県境をまたぐ、市境をまたぐちゅうのもこれもちょっとやばい感じがするんですけど、この経済活性化には市民の購買力促進というのが一番の柱になると思うんですよね。

そうした場合、その購買力を向上させて活性化するには、一言で言えば、当初地域電力という言葉なんかではあったんですけど、そうした場合、地産地消という言葉だけが一番効果があると

思うんですけど、こういった経済対策に対しての構想、やり方ちゅうのは市長はどのようなお考えをお持ちですか。

○前田祝成市長 今後のコロナ対策、経済対策なんですけれども、幾度か申し上げておりますが、やはりこのコロナっていうのは長期化するであろうということを想定して、進めていかなければいけないというふうに思っております。

その予算の配分といいますか、予算の使い方についてなんですけれども、質問者の質問に対して、今ずっと水産商工課長が情報収集という話を中心にさせていただいたと思います。まさにですね、市民の経済状況がどうなっているかっていうのを我々が本当にきめ細かく現状認識をするというのが、まず第一であろうということですね、今回とにかく聞けと、ヒアリングをしなさいということを言っています。そして、それで集まってきた情報を我々全てで共有してですね、じゃあどうやって予算として落とすかということをやっております。

そういった面で考えたときにですね、質問者からございました市民の購買力を向上させて活性化させるっていうお話がございましたが、まさにそうだと思うんです。

市民の購買力を向上させるっていうか維持させるためには、おそらく市民の所得が落ちないっていうことが一番だというふうに考えております。

ですので、何度も申し上げて申し訳ないんですけれども、市民がコロナが来る前と同じような生活水準で暮らせるためには、まずは雇用を何とか守りましょうと。そして、その事業者の事業を継続させましょう、それが雇用を守ることに繋がりますので、そこをやっぱり第一に考えないといけないだろうということで、いろんな施策をやっているところでございます。

財政状況が豊かな自治体で、ふるさと納税の基金を使って1万円の商品券を1,000円でやっているところもございますが、その辺りは我々がいろんな施策をしていく上ですね、やはり現状、身の丈に合った中で、いかに市民の生活の持続可能性を担保するかということを見ると、なかなかそういった、言葉は悪いですが、ばらまきの施策っていうのはないだろうなという判断でこれまで続けてきたところです。

今後に関しましても当然、地産地消ということもございまして、いかに経済を地域の中で回すかということは非常に重要だと思いますので、その辺りも視野に入れつつですね、地産地消もそうですし、事業者の方々が外に対してもいろんな発信ができるように、そして枕崎自体の産業の価値を上げられるような施策というところをですね、今後重点的にやっていこうというふうに思っているところです。

○5番 礪波通男議員 それからまた、担当課長が秋にも商品券等を考えていると。であればですよ、枕崎の名産、枕崎でしか手に入らないいろんなものがあると思いますから、その活用に商品券等が活用されて、また枕崎市内で市民の所得が回るようお願いをいたします。

次の質問にまいります。

第2次補正予算において2兆円が追加計上され、第1次補正予算と合わせて総額3兆円措置されることになった。6月と8月の補正で54事業が示されて交付金事業の1次・2次事業の措置がなされたが、本市が重要視する事業また3次に対応する事業は何になるのかということをお伺いしますが、どれも重要視する事業だと思います。その中で、とりわけこの事業は何ということをお伺いしたいんですけど、それについてもまた3次の補正についての事業についてお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 地方創生臨時交付金を活用した事業について、市としてどのような方針で決定していったのかについて答弁させていただきたいと思っております。

今回の9月定例会に提出した一般会計補正予算（第7号）を含めまして、これまでの補正予算で提出させていただきました本市へ配分された地方創生臨時交付金、総額で4億7,562万4,000円が配分されておりますが、これらを活用した事業につきましては、今質問者のほうからは途中

の数字になるかと思いますが、54事業というお話でしたが、総事業数は65事業、総事業費では6億7,363万7,000円となっております。

この地方創生臨時交付金を活用した事業の検討に当たりましては、まず感染症防止対策の充実、そして先ほども市長のお話にも出てきましたが、雇用の維持・継続という2つの観点を特に重要視いたしました。

このため、市役所庁舎における感染症対策でありますとか、市民や学校や医療機関、福祉介護施設など、多様な対象に対する感染症防止対策を実施するとともに、事業費の中で最も多額な事業者応援資金支給事業をはじめ、雇用調整助成金申請支援事業ですとか、中小企業等事業継続支援事業など、雇用の維持・継続に向けた様々な取組を盛り込んだところであります。

○5番 禰占通男議員 今、言ったように65事業ということで、それについて3次補正の事業になるんですけど、地方負担分の額ということになっておるんですけど、この6億7,300万円に対して地方負担分は幾らなのか、またそれが全て地方分が補填されるのかについてお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 私がただいま答弁いたしました配分額のまず4億7,562万4,000円、そしてそれを活用して行う予定であります総事業費6億7,363万7,000円。これは全て本市の独自事業でございます。単独事業でございます。

今、質問者が先ほどからおっしゃられている第3次配分と申しますのが、今まで1次配分、2次配分と来ておりまして、この第3次配分の中身についてなんですけど、これは国の今年度に入ってから第1次及び第2次補正における国庫補助事業の地方負担分に対する配分でございます。

具体的な例で申し上げますと、今回予算計上されております公立学校情報機器整備事業でございますとか総合体育館競技環境整備事業など国庫補助事業を活用して行った事業、これの地方負担分に対する交付額が改めて示されるものでございまして、それらの金額と申しますのは、先ほど申し上げました現在までの配分額4億7,562万4,000円には含まれていないものです。

それらの先ほど申し上げました条件の配分額というのがまた改めて示される分があるということでございます。ただ、示される時期でありますとか金額については、現在のところ国からは示されていないところでございます。

○5番 禰占通男議員 担当参事が今説明しましたけど、枕崎が単独事業ということで取り組んでおりますけど、それについて交付対象事業別表1、別表2で算定率も1と0.8と示されているんですけど、それを見ると、本市が80%は単独事業ということで取り組んでいるんですね。

私は、そっちのほうにそれも対象になるものと認識していたんですけど、どうも何か私の認識が甘かったのか分かりませんが、私はそれを楽しみにしていたんですよ。結局、本市の手出しは何もなくなれば一番いいと思ってですね。対象事業ももう6月時点で発表されております。ただ、あとは何か9月まででしたっけ、何か申請の締切りがあるということでしたので、そのように私は理解しておりました。

次の5番目の質問に移らせていただきます。

この新型コロナウイルスの影響により収入に減少があった方の納税を猶予する特例制度が講じられている。周知・広報がどのようになされ、本市の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 次の質問に入ったんですが、先ほどの前の質問の最後に、今質問者がおっしゃられた部分について少し説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

今、質問者のおっしゃられておりました国の通知に載っております別表1、別表2と申しますのは、確かにおっしゃられるとおりの算定率1.0と0.8に分かれております。

これについては、今年に入ってから国の1次補正、2次補正で感染症対策として実施された事業で、このうち幾つかは本市でもその補助事業を利用して活用して行われているものでござい

ます。

今のところ予定では、ここの事務連絡の説明にもございますとおり1.0となっている事業につきましては、地方負担分の全額が、そして0.8となっている事業につきましては、地方負担分の8割が地方創生臨時交付金として今後配分される予定とはなっております。

ただ、実際にその金額というのが幾らになるのかですとか、先ほども申しましたが、配分の時期がいつになるのかというところは、まだ今のところ全国市町村にも国のほうは通知はしていない、発表はされていないところでございます。

ですので、単独事業とはこれは別な話で、まだ今のところ本市には配分もされておられませんし、その金額も今のところは申し訳ないですが、まだ分からないところでございます。

○神園信二税務課長 徴収猶予の特例制度のお尋ねにつきまして御答弁申し上げます。

徴収猶予の特例制度の広報につきましては、6月以降のお知らせ版に毎回掲載して行っております。特に6月のお知らせ版のほうには、議会にも御提供いたしました徴収猶予制度のチラシを綴じ込んでお知らせをしております。市のホームページにも6月以降継続して掲載してお知らせを行っております。

さらに、水産商工課及び商工会議所等に対しまして、今回の国の経済対策の申請に、事業者の皆さんが水産商工課、商工会議所を訪れるということがあるんですけども、その場合に、そういう事業者の皆さんには徴収猶予制度もありますよということをお知らせしていただきたいということをお願いしております。

ただ、市内の事業者においてはですね、そういう周知をした場合も徴収猶予の制度というのは現金給付や税の減免とは違って結局、来年度分と今年度分は合わせて納めないかんのでしょうか、そうなってくると負担が重いので、猶予制度は使いませんというふうな反応がほとんどであるというふうに聞いております。

これまで、市内3事業者が猶予制度はどういう内容でしょうかということで税務課のほうを訪れておりますが、3者とも猶予制度はお使いになっておりません。

○5番禰占通男議員 税目ごとのこの納期が来た納税額というのは把握できているんですか。

簡単に言えば、ただ待っていてもその猶予とか延期にはならないわけでしょう。ですから、やっぱり申請して、申請日が6月何日でしたっけね、何か申請日も6月30日までか納付期限がそれより遅いか早いかで期限が来ているんですけど、これについて納期が来た納税額ということで本年度分は分かっているんですか。

○神園信二税務課長 納期到来分の納税額、今議員のお尋ねを聞いていますと、例えば徴収猶予の対象となる法人税等々は、一期通算して中間納付をすることもありますがけれども、決算が終わって1年間を合わせて法人税を納めて額が確定するというふうな性質のものであります。

固定資産税については、4期に分けておりますけれども、1月1日の税の対象の固定資産の評価額に対しまして、年間通しての分を4期に分けて納めていくということになります。

それは全体のお話になりますので、納期ごとの納税額というお尋ねですけれども、それをこちらのほうで把握しても、その徴収猶予を申請される方、されない方、一般の個人事業者もいますし、普通に商売されてないいろんな市民の方、年金生活者もいますので、その分を把握をしても何もならないというふうな状況です。

ただ、今ちなみにお知らせできる分で、7月末現在で猶予制度の許可を得ている方々は7事業者ですということで先ほどお知らせをしましたがけれども、猶予した金額につきましては税目ごとに、固定資産税が5つの事業者で43万8,200円、法人市民税が1つの事業者で20万5,000円、市県民税が4つの事業者で57万3,700円、合計で511万6,900円を徴収猶予の決定をしていると。

7つの事業者で、ちょっと何税が幾つということで計算が合いませんけれども、これは1つの事業者で固定資産税も法人市民税もと、2つの税を徴収猶予の申請をされて決定を受けたという

例もございますので、御承知おきをいただきたいと思います。

○5番 禰占通男議員 時間もありませんので、相談件数、業種ごとの状況、また令和4年、3年度の税収予測ということについてお伺いいたします。

○神園信二 税務課長 相談件数につきましては、徴収猶予の相談は10件でございます。そのうち7件が猶予申請を行いまして、7件全て許可になっております。

職種ごとの状況につきましては、許可になった7事業者の業種は交通運輸事業者が3社、総合商社が3社、給食宅配業1社となっております。

それから、令和3年度の税収への影響でございますが、法人市民税、軽自動車税の環境性能割額、市たばこ税につきましては、新型コロナウイルスの経済活動への影響に伴う企業決算の落ち込み、またこれに伴う労働者賃金の落ち込み等に伴う買い控え等の影響から、令和2年度現年度分調定額の減少というものが予想されておりますが、3年度においてもその動向は影響すると考えております。

個人市民税、国保税の令和2年度の現年度分調定額への影響に関しましては、課税標準が前年の所得に対する課税となることから、令和2年度分につきましては影響はありませんが、令和3年度分に影響が現れると予測をしております。

さらに、固定資産税の家屋分、それから償却資産分につきましては、2年度中の家屋購入、設備投資の意欲の減退がありますと、令和3年度にその影響が現れるものと予測されております。

それぞれがどの程度増減するかというところは、どの経済予測、税収予測というレポートを見ましても、モデルとなるものはございません。現時点でこれを数値的に予測することは困難でございます。税の収納動向につきましても、モデルとなる予測はございませんというふうな状況でございます。

○中原重信 議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時32分 再開

○中原重信 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番 立石幸徳議員 台風10号につきましては、伊勢湾台風並みという勢力と言われておまして、市民の方々も極めて神経を使っておりました。不幸中の幸い、海水温が下がってまいりまして勢力が若干落ちたようでありますけれども、しかしながら市内のあちこちに大きな被害が見られております。一刻も早い復旧を希望をいたしておきます。

通告に従い一般質問をいたします。

先月8月25日、鹿児島県におきましては、新型コロナウイルス対策本部を開き、感染拡大の警戒基準を定めております。これは8月7日に政府有識者会議、新型コロナウイルス感染症対策分科会が感染発生状況を「散発的」「漸増」「急増」「爆発的」の4段階、4つのステージに分類することを受け、国や都道府県は複数の指標を総合判断し、感染状況に応じて機動的に対策を講じるためであります。

感染状況を総合判断する指標は、1番目、病床の逼迫度、2番目、人口10万人当たりの療養者数、3番目、PCR陽性率、4番目、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数、5番目が4番目の前週比較、6番目、感染経路不明の割合、以上の6項目であります。

この中で、3点目のPCR陽性率については、現在多くの問題点、課題が指摘されております。

コロナウイルスの感染再拡大に歯止めをかけるには無症状者や発症前の患者を把握する必要がありますが、早期発見にはPCR検査は不可欠のため、政府の対応を待たず独自の取組を始める

自治体も出てまいりました。そういう背景の中で、去る9月4日、厚生労働省はこれまでの方針を変えて、保健所などが開設する相談センターに相談して医療機関を紹介してもらう現状の検査の仕組みを転換すると発表しました。

これからのPCR検査体制を充実していくため、本市の対応はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 今年の秋以降、発熱や倦怠感など風邪や季節性インフルエンザの患者の増加と併せて新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の増加が予想されます。

それらの疾患は症状により区別することが困難であるため、市内の学校や事業所、さらには医療機関窓口等で混乱が生じることが予想されます。そのため、市民の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から本市医師会に対し、新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充等について要望書を提出しております。

本市としては、今後とも本市医師会や加世田保健所等の関係者と連携を密にし、市民の安心安全な暮らしのために、感染防止対策に取り組んでまいります。詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○田中義文健康課長 本年7月28日付で本市医師会に対し、新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充をはじめ、入院施設の確保、インフルエンザワクチン予防接種の積極的な協力につきまして要望を行いました。

その後、9月4日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県に対し、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について事務連絡が発出されております。その中で、季節性インフルエンザの流行に備え、10月中を目途に多くの医療機関で発熱患者等を相談・診察・検査できる体制の整備を求めています。

それにより、これまでは感染が疑われる方はまずは保健所に電話で相談した上で帰国者・接触者外来等を受診し、必要な場合に検査を受ける流れでありましたが、今後につきましては、発熱患者等とはまずかかりつけ医に電話で相談し、当該医療機関を含め診療可能な医療機関を案内してもらい、必要に応じて検査を受けることができるようになります。

医師会といたしましても、本市からの要請を受け、市内における検査体制の拡充に向けて明日の夜に加世田保健所との協議を行うこととなりました。会議には本市から私が出席し、改めて要望書の内容について要請することとしております。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の陰性の証明のための自費検査への対応などにつきましても、本市医師会と加世田保健所との会議の中で私のほうから要請をして協議していただく予定となっております。

○9番立石幸徳議員 具体的には、今健康課長のほうから説明をしていただきましたので、いずれにしてもこれまでの検査の在り方と大きく変わっていくということはもうはっきりしていると思うんですね。

ただ、振り返って、これまでの日本のといいましょうか、我が国のこの新型コロナの検査体制ちゅうのがどうあったのかっていうのを取りあえず整理をしてですね、今後どうあるべきかということにまた質問を進めていきたいと思うんですが、今朝ほどからもコロナの経済対策というのがいろいろ言われておりますけど、私は最大の経済対策はコロナの感染防止、何はさておき感染防止をすることが最大の経済対策であると、そういう側面が非常に私は強いと思います。

ですから、これ以上感染をやはり広げないという努力が、市長も申されたように今後インフルエンザの時期を踏まえてですね、一緒に考えていきたいと思っています。

国際的に見てですね、日本のこのPCR検査の能力あるいはPCR検査を実施している実施数、これは9月1日現在で1日に約6万件が検査能力、そして実際検査をしているのは1日に2万件

前後と。この実態は米国、英国と比べると人口当たりでですね、人口で比較して10倍から20倍多いんじゃないなくて、それぐらい少ないわけです。日本の検査数がいかに少ないかということが、これで明らかになっております。

日本で新型コロナが1月28日に1人目の感染者が出て、それ以降、安倍総理はなぜこの検査は増えないんだと盛んに言っておりました。そして、4月には2万件に増やすとかですね。そして、とうとう去る8月28日、このPCR検査数を20万件にすると辞意表明の中で申されたわけです。

それぐらい、なぜ日本の検査数が少ないかっていうことでは、私は原因もある意味で自分なりに理解しているんですけども、時間の関係でそれは割愛しますけれども当初、検査対象を制限をしてくれていた。これはどこにそれが現れているかというと、保健所に、どうもコロナの疑いがあると問合せをしても、それじゃあ4日以上も高熱であったら考えてみましょうという状況だったんですよ。これも非常に問題があると指摘されて、訂正をせざるを得なくなった。

そういう背景があつていよいよ10月からは、もう保健所を通さなくても、健康課長が言ったようにいろいろかかりつけ医で対応できるように本市医師会にもぜひ頑張つて、明日の会議ではしっかりと結論を出していただきたいと思ひます。

そういう中で、コロナで一番気をつけなければならない、仮に症状を持つとつても死亡に至るまでのリスクは持たないという人は一応置くとしてもですね、重症化リスクの高い介護施設などの職員検査、こういったものを無料で実施している自治体もあるんです。

そういうやはり本市の検査体制というものは、全般的にいろいろと検証し直す必要があると思ひますけれども、この本市の検査体制をどう構築するか、この点については市長の決意を聞いておきたいと思ひます。

○前田祝成市長 ただいま御質問にありました本市の検査体制についてでございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、医師会に対しまして、今までとは違った形でかかりつけ医で何とか検査ができるようにという要望書は既に出しております。そして、医師会のほうとも健康課長を通じて何度も打合せと申しますか、協議もしているところです。最終的な結論と申しますか、明日ある程度の方向性を示すということで会議も予定しております。

国のほうから9月4日にこのような表明があつたわけですが、我々としましてはですね、以前からですね、そのかかりつけ医での検査ということに対する強い要望というのは既にしてまいりました。逆に言いますと、9月4日にこのような形で国がこのような発表されたということについてはですね、我々の要望の後押しをしてくれているなというような非常に前向きな捉え方をしているところでございます。

その中で、本市の医師会のほうがですね、ぜひそういう形で協力していただきたいということで、話をしておりますので、そういう意味では、明日の会議の何ていいますか、後ろ盾と申しますか、バックアップになつたのかなというふうに認識しておりますので、やはり議員おっしゃられるように感染をまず防ぐというのが大前提でございますので、その辺りについてはですね、市としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思ひます。

あわせて、自費検査の部分についてもですね、やはりそういう要望があろうかと思ひますので、その辺りについてもですね、どういう形で我々市として支援できるのかということについても前向きに検討してまいりたいというふうに思ひしております。

○9番立石幸徳議員 検査の在り方についてはまだ申し上げたいことがたくさんありますけど、1点だけ、私これ新型コロナの当初から対策本部の在り方の中で、対策本部の一員として市立病院を抱えている枕崎市の医者をやはり対策本部にアドバイザーという形でもなく、きちっと入れるべきじゃないかと。

それは今後、当然この検査もそうですが、ワクチンの接種が始まろうとするときに、今国のほ

うではワクチン接種に関して法案を検討している。それはワクチンの免責事項を設けないと、この法律を成立させないと、ワクチン接種には踏み切れないという状況があるからであります。

そういうものも勘案しますと、どうしてもですね、対策本部の中に医者自体が入っていただきたいと思うんですけど、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○田中義文健康課長 私が新型コロナウイルス対策本部の事務局をしている関係で、私のほうから答弁をさせていただきます。

対策本部につきましては、先日の本市における感染が確認された状況等を見た場合にも、速やかに開催する必要がある場合もございます。市立病院院長につきましては、診療等がありまして出席が難しい場合があることが予想されております。そのため現時点では、対策本部役員を担っていただくのは困難であると考えているところです。

本市新型インフルエンザ等対策行動計画の中で、対策本部の組織図におきまして対策本部と連携する庁内連絡会議は関係課長等で構成することとしております。

必要に応じて市立病院院長の出席を求めることができると考えておりますので、議員がおっしゃられるようにワクチン接種の問題等に関しまして、必要がある場合は市立病院院長の出席を求めるということも考えられるのではないかとこのように考えております。

○9番立石幸徳議員 この点は保留をさせていただきたいと思います。

次に、やはりコロナの関係で本年度、本市の予定された各種事業、イベント、そういった中でコロナ対策のためやむなくですね、中止となった事業、大会はどのようなものがあって、その歳出予算は現時点で幾らの、どの程度の不用額、合計になっているのか、その不用額の活用については検討、協議はされていないのか、お尋ねをいたします。

○佐藤祐司財政課長 6月定例会での3号補正におきまして、中止となった少年の船経費など一般財源で110万円程度を減額しております。そして、今回の7号補正におきまして、中止・延期となった国民体育大会やきばらん海港まつりの負担金に加え、火之神プールや台場プール、市営プールの開設経費、消防操法大会経費など一般財源で6,110万円程度を減額いたしております。

また、国体実行委員会の精算金として歳入で730万円程度を受け入れております。

これらを合計すると、既に6,950万円程度が今年度の補正予算編成の財源として活用をされております。

一般財源でございますので、これまでの減額分がどの経費にどれだけ活用されたかという説明は難しいところでございますが、歳出予算が減額されたもの、また一般財源として受け入れたものは、どちらもコロナ対策に限らず当該補正予算の財源として、全ての経費の予算編成に活用されるものでございます。それは、一般財源が不足する場合に繰り入れられている財政調整基金を減額調整するという場合でも同様に活用されることとなります。

今年度は、現段階で財政調整基金の繰入金を2億6,000万円計上しているなど多額の繰入れをせざるを得ない状況となっております。今年度末の財政調整基金の残高は前年度末より1億2,000万円程度減少する見込みとなっております。

できるだけ中止等になった経費は、年度中の補正予算の減額を行っていくよう働きかけ、今年度の補正予算編成の財源として活用するとともに、既にこれまで補正予算で歳出の減額や歳入の返納がされている6,950万円程度の中で、その大部分である5,700万円程度を占める国体関連の予算につきましては、数年後には再び県内で国体が開催される見込みがありますので、その場合に備え、予算上で財政調整基金繰入金を減額して財政調整基金として確保しておく必要があると思っております。

しかしながら、これまでの7回の補正予算で、コロナ関連事業への一般財源として財政調整基金繰入金を含めて1億8,900万円程度の一般財源を要しております。そのうち財政調整基金繰入金の活用を1億3,000万円程度にとどめ、従前の予算計上額の減額分も活用することで、現状

で必要なコロナ対策も行っているところでございます。

○9番立石幸徳議員 財政運営上の説明は、それぞれ財政課長が言われたとおりだと思います。

ただ、市民の発想はですね、例えば一例挙げると、きばらん海、今年はなかったよねと。あれ、きばらん海に幾ら予算があったの、そして中止になったけどその予算はどうしたのと、市民の発想というのはまさにこれだと思うんですね。ですから、もう少し分かりやすくそういった予算も有効に、そしてコロナ対策のために使われているんですという説明がつくようなことは考えとっていただきたいと思います。

それから、コロナ対策の3番目としまして、この感染者の情報提供に関する基準なんですね。これは私がただ勝手に思っているんじゃないで、去る8月11日に全国知事会が感染者情報を公表する場合の統一基準をつくっていただきたいということで国に申入れをしているんです。

市長自身の今度の9月議会の初日、行政報告の中でもですよ、本市におけるコロナウイルス感染者の10名は7月末までに全て退院をしておりますという報告ですね。しかし、一般的には新聞報道、メディア等において県内感染者の市町村別発表で発表されている中では、枕崎市感染者数10名と。この発表はですね、どうなのかと市民からも私自身問合せを受けました。

そうしますと、市内の人もですけども、市外の人もやっぱり枕崎の10名ということになると、外食であろう、観光であろう足を運ぶ際にですね、枕崎は10名もいるのかと。確かに、県のホームページとかいろんなところには、きちんと退院は何名しておりますよとなるんでしょうけれども、感染者あるいは感染状況の情報提供ということで検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどのようなお考えなのか教えていただきたいと思います。

○田中義文健康課長 鹿児島県は7月15日に県における新型コロナウイルス感染者の市町村への情報提供についてを発出し、その中で新型コロナウイルス感染者の発表に当たっては、感染拡大防止の観点から感染者等に対して不当な差別及び偏見を生じさせないように個人情報の保護に留意しつつ、感染症の発生状況等に関する情報を公表することとしております。

7月3日に本市において初めてとなる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された後の感染者や感染状況の情報提供に当たっては、この県の考え方に沿って、市民の感染拡大防止を最優先に感染予防対策の徹底と個人情報の保護に留意し、感染者への差別や偏見、市民の分断を生じさせないようにという観点から啓発に努めてきたところであります。

本市における感染確認を受けて、今後新たに感染者が確認された場合の感染者の感染状況の情報提供の在り方につきましては、引き続き市民の感染拡大防止を最優先に感染者への差別や偏見等の防止など加世田保健所などと連携しながら、真に必要な情報提供に努めていきたいと考えているところです。

○9番立石幸徳議員 答弁がですね、私の期待している答弁じゃないんですけどね。つまり、枕崎市で感染者が10名出たというのは、これはもう事実ですけども、その後どうなって、市長も行政報告で言われたように7月の末にはもうみんな退院しているんだという状況っていうのは、なかなか市民は分からないわけですよ。これもそれぞれメディアの書いたですね、感染者増を巡る報道に違和感というコラムがございまして。

そこで、感染者数の増加を殊さらに強調することがいかにナンセンスか。確かに、感染が増えていくというのは大変ですけども、退院をして、そして普通の人と変わらないような状況というのも、そういう感染者もおられるわけでしょうから、この辺も含めてですね、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは市民の声であります。

次に、外国人との共生の件で質問を進めていきたいと思います。

8月1日現在、本市に居住している外国人はベトナム人164名、フィリピン人170名、中国人36名、インドネシア人31名、ミクロネシア人4名、カンボジア人5名、米国・英国人5名、韓国人2名、ほかにもちょっとありますけど合計で418名が本市に居住している外国人でござい

す。多くが技能実習生の皆さんであろうと思うんですけどね。

この外国人の皆さんの消費あるいは納税、社会保障への責任、負担っていいでしょうか、そういった実態はどのようになっているのか、簡潔に時間の関係で教えていただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 本市におきます外国人の実態ということについてのお尋ねですが、質問の主題にあります外国人との共生ということで、様々な分野でその所管が各課にまたがりますので、私のほうからまとめた形で答弁を申し上げます。

まず、消費についてであります。外国人の方々が市内でどの程度買物など消費をされているかというのは数字的には把握はできておりませんが、食料品など生活必需品等については一般の市民の方々と同様に買物等をされているものと思います。

次の納税、社会保障につきましては、住民税、国民健康保険税等、個人に課税される税目の納税、社会保険や国民健康保険等の医療保険への加入、国民年金への加入等がございますが、これらにつきましては技能実習生の皆さん方であれば、事業主の皆さん方のほうで対応をいただいているということで、お尋ねの消費、納税、社会保障などそれぞれの面においても一般の市民の方々と同様の対応、取扱い等がなされていると、そして先ほど納税等もございましたが、それらに伴う義務も当然に果たされているものと認識をしております。

○9番立石幸徳議員 私がこの外国人の実態を前提としてお尋ねしているのはですね、今企画調整課長の説明にもあったように、本市の地域住民としての義務といいたいでしょうか、しっかり外国人の皆さんも義務を果たしているんだということを、なかなか同じ地域民も理解されているのか、いないのかというのをちょっと心配といいたいでしょうか、不安に感じているものですかから聞いているんですね。

確かに、これまでの中国人については、先般、税務課長のほうから教えていただきましたけれども、いわゆる中国人の場合は日本と中国との租税条約というものがあって、中国人が外国に行った場合は収入があろうがなかろうが、非課税の、課税されないということになりますけど、今一番多いベトナム人はじめ外国人は一定収入がある場合はしっかりと納税をされていると。地域社会の一員としての義務も果たしているんだということがですね、やはりまずお互い共生をしていく場合の認識、理解が、これが第一歩だと思うんです。

特に今度のコロナウイルスの状況の中で、外国人労働力の在り方や重要性が改めて問われてきていると思うんですね。人手が足りない一次産業は引っぱりだこであります。ただ、これからの外国人労働力など外国人材の受入れは日本の労働力不足を補うために行うべきではない、グローバル人材共生社会の構築を目指すものにしなければならないという、そういった趣旨の下にですね、7月29日に外国人材共生支援全国協会という組織が立ち上がりました。

この組織は、やはりただ外国人を労働者、人手不足を補うというそういった立場とは根本的に違うんだと。グローバル人材は同等かつ重要な就労者であり、消費、納税、社会保障負担の責任を有する生活者であると。こういった考え方の下に、地域社会での外国人との交流、それから活動、そういうものが私は非常に意味を持つと思うんです。

具体的に先般、南日本新聞に大隅地区の技能実習生の皆さんが地域住民と清掃活動を、仕事じゃなくてですね、清掃活動をして汗を流したという記事があって、私は非常に感動しました。やはり自分たちが暮らしている地域を外国人であろうが日本人であろうと一緒にいいまちをつくっていかないと、そういうことを目指すべきじゃないかと思うんですね。

我が市でもそういう交流とか活動、そういう面ではどういった状況になっているのか、教えていただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 地域社会で共生していくための交流や活動ということで、まず私どもの所管する部分で申し上げますと、水産加工業の外国人技能実習生の受入れの窓口となっている団体のほうから、企画調整課のほうに外国人技能実習生に対する研修会への講師依頼がございま

す。年数回、住民基本台帳の届出でありますとか、ごみの分別等について関係課のほうから講師として出席しまして説明いたしております。それで、本市への生活に理解を深めていただいております。この部分は、共生ということとはちょっと趣旨は違うと思いますが、そういう本市での市民生活に理解を深めていただくという趣旨で行っております。

また、昨年度につきましては、県の在住外国人を対象としました日本語講座のモデル地区に本市を選定していただきまして、計5回日本語講座を開催いたしました。これに続きまして本年度については、外国人技能実習生をはじめとして、多様な人材が参加、活躍できる社会の実現への取組の一環としまして、本市独自でも水産業、水産加工業、農業等に従事する市内在住の外国人を対象としました日本語講座を実施したいということで、これは水産商工課のほうで当初予算に計上をしております。

また、3月定例会で施政方針でも申し上げましたが、小中学生が外国人技能実習生との交流を深めまして、外国の文化や伝統について理解を深めることを目的としまして、異文化交流・国際理解教育推進事業を実施しまして、学校教育における国際理解教育を深めることとしております。先日の広報紙のほうでも紹介されている部分でございます。

ただ、ただいま申し上げました両事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で現時点では実施には至っていないところであります。

そのほか、昨年3月定例会で議員の質問でも若干お答えいたしました。総務省のほうで外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、2つ目に生活者としての外国人に対する支援、3つ目に外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組、4つ目に新たな在留管理体制の構築という4つを柱としました外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策というものを示しておりますので、本市において、今後その対応策等に沿ってどのような対応が必要となるのか、関係各課において情報収集等に努めながら、必要となる対応等については検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○9番立石幸徳議員 さらなるこの交流活動を促進していただきたい。最初紹介しました7月末に立ち上がったこの外国人材共生支援全国協会ではですね、いろんな具体的な計画がたくさんありますけど、もう全部言ってる時間はありませんけれども、一つに日本に技能実習生として来日し、一般的には3年間、特別な場合は5年間もおられるわけですがけれども、その期間、本国にですね、1年間に1回はその雇い主、会社のほうで経費を持って帰してあげなさいということルールにしようという提案がございます。私はこのルールを見てですね、これは非常にすごいなと思いました。

私はかつて経験した技能実習生の1人がですね、3年間枕崎に来て、その人が非常にお父さん子で、毎日と言っていいほどお父さんに電話をするけど、ある日から父親が向こうの本国から電話に出なくなった。そして、約2年近く電話をするけど今日も出ない。お母さんのほうは父が何か用事があるから今日はいない、電話に出ないつって。そして、3年たって帰って帰国して初めて、何と父親が死んでいたというのを帰国してから初めて知ったと、そういう事例もございました。

それではあまりにも人としてどうなのかとそういうこともあってですね、今後この外国人と日本人とのこのいわゆる地場産業での付き合いというのは、私は非常に今後とも大事になっていくと思いますので、ずっとやはりできるだけ持続できるような、1回日本に来た人たちが本国に帰ってですね、またあんなところには行くなと言うのか、やっぱり行って、日本はいいところだと言われるのかですね、その辺のことを考えれば、やることいっぱいだと思いますので、今後とも検討をしていただきたいと思います。

次は、畜産業の関係です。

本市の畜産振興という意味でですね、私自身もそれなりにいろいろ調べる中で畜産業はすごい

など考えるところでした。というのが、まず今コロナで本市の農業、水産業、あるいは焼酎をはじめいろんな産業、はっきり言って分かりやすく言うと全滅じゃないのかという気分です。

その中で、畜産も大変厳しい現状があるんですけども、私は畜産は非常に可能性があるんじゃないかと。そういう意味で質問をさせていただきますが、まず本市の畜産業におけるこの現状、生産額をはじめ農業生産額に占める畜産の割合ですね。それから、具体的には近隣の各市においては肉用牛特別導入事業基金条例を制定しているんですけど、本市にはこの肉用牛資源確保、そして畜産振興に資するための基金を設置されていない。なぜ枕崎市にはこの条例がないのか、その事情についてお尋ねをいたします。

○原田博明農政課長 まず、本市の畜産業の現状について答弁いたします。

本市の畜産部門は、令和元年度農業生産実績において、農業生産実績全体額約88億6,500万円のうち約45億9,600万円で約52%を占めております。畜産部門の中では、主に肉用牛部門が42%、養豚部門が約44%を占めています。

生産者数につきましては、令和2年1月1日現在で肉用牛飼養農家が11戸、飼養頭数は黒毛和種・交雑種・乳用種合計で3,424頭、豚の飼養農家が12戸、飼養頭数は2万5,943頭、酪農家が3戸、飼養頭数は218頭、ブロイラー農家が4戸、飼養羽数は13万6,170羽、種鶏が2戸、飼養羽数は1万8,000羽、採卵鶏が1戸、飼養羽数は6,000羽となっています。このように、畜産業につきましては本市の中核を担っている部門でございます。

もう一件の肉用牛特別導入事業基金条例が制定されてない理由ということでございますが、鹿児島県家畜導入事業につきましては、市町村が繁殖雌牛、これは子牛を産ませるために飼養される雌牛でございます。繁殖雌牛を導入し、農家に一定期間貸し付けるために造成する基金に対して助成する事業であり、貸付満了に伴う返納金は基金に繰り入れて新たな導入に充てる事業でございます。

近隣市の南九州市、南さつま市でこの基金について造成されていますが、この家畜導入事業により基金を設置し、繁殖雌牛を導入する農家に対して無償で一定期間、育成雌牛につきましては6年間、成雌牛につきましては3年間貸し付けて、期間が満了したときは貸付肉用牛を購入した当時の金額で譲渡する制度となっております。

このように、繁殖牛農家が対象となっているため、近隣市が当基金を制定した時点で本市を対象となる繁殖牛農家は1戸でございまして、飼養頭数も少なく、当事業に対して需要がなかったため、基金条例の制定に至らなかったということでございます。

○9番立石幸徳議員 需要がなかったということですけどね、私は今後需要を生み出してほしい。最初申し上げましたように、畜産はなぜ可能性があるかと私が考えるのはですね、本市もそうですけれども、鹿児島県の畜産ちゅうものは、すばらしいものが私はあるんだなど。例えば、和牛日本一を決めるため、5年に一度開催される全国和牛能力共進会で2017年、3年前鹿児島県が団体総合優勝を獲得したんですね。今現在、2022年、再来年の連続優勝を目指してその畜産、特に和牛農家頑張っておられます。

それから、もう一点の養豚のほうもですね、数字的なものは省略しますが、これも全国一で、本市が県下全体からするとある意味でささやかかもしれませんが、私は県下全体がそういうすばらしい環境にあるということは、枕崎もいろんなこの状況の中ではですね、大きく伸びる可能性があると思うんです。また、そうしてほしい。

ただ、この質問通告にも若干書いてありますけど、畜産の場合はこれまでの狂牛病とか口蹄疫、あるいは最近でも話題になっています豚熱等々、その豚熱の清浄国を日本は失ったということになっておりますけど、こういう大変な伝染病が畜産には大きな課題としてあるんですよ。

こういう畜産の課題、環境問題を含めて本市の畜産業を伸ばしていくために担当課としてはどういったことを整理してですね、今後の振興策として考えておられるのか、当然、10年に1回

の振興計画ではうたっているんでしょうけれども、改めてですね、現時点において枕崎のこの全体的な産業を見る中で、畜産振興の課題、振興策を教えてくださいと思います。

○原田博明農政課長 畜産を取り巻く情勢は年々厳しくなっています。質問者が御指摘されましたように、過去にはBSE——狂牛病でございますが、BSEや口蹄疫の世界的な伝染病の流行、現在もアジアで流行しているCSF——豚熱です。アフリカ豚熱（ASF）、高病原性鳥インフルエンザ、特にCSFにつきましては、日本でも感染が広がっているなど、畜産農家の経営に与える影響は甚大であり、経営不安につながっています。

また、TPPの発効による外国産の輸入も年々増えつつあり、農家の不安材料となっています。

このため、本市においても後継者がいない、先々が不安である、経営が成り立たないなどで廃業する農家が増えてきており、畜産農家の減少が顕著になっております。

小規模経営者が減少する中で経営拡大をしていく農家も増えているのが現状でございます。国は、畜産クラスター事業や資源リサイクル環境整備事業、経営安定交付金制度など拡充し、畜産農家の規模拡大や経営安定に向けた後押しを行っているところでございます。

本市の畜産農家においても、この事業により大規模な浄化処理施設を設置し、環境対策の取組を実施しております。また、畜産クラスター事業において、畜舎の規模拡大など計画も検討中であり、現在、振興局と連携して進めているところでございます。

先ほど答弁いたしました、畜産につきましては本市産業の中核を担う部門でありますので、総合振興計画でお示ししてありますように、飼養管理技術を遵守し、環境に配慮しつつ、自衛防疫体制の強化など、より高品質な畜産物の生産ができるように関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 JR指宿枕崎線のことで最後に質問をさせていただきます。JR九州がですね、2018年度分に続いて2019年度分の赤字路線の決算額を公表したんですね、これは8月24日に公表したんです。

私は、6月議会でもJR関係の質問をしたんですが、2018年度分は5月に公表したんですね。19年度分を1年たってからじゃなくて、日を置かない8月24日に公表、ここら辺りも非常にJR九州がですね、いろんな意味で大変な状況がもう想像できるんですけれども、まずこの18年度分と19年度分を比較しますと、指宿枕崎線の指宿から枕崎の区間で、2018年度4億0,500万円の赤字と、これは6月議会でも確認しました。

ところが2019年度分はですね、3億5,400万の赤字なんですけれども、18年度とすると5,000万ぐらいは収益が改善しているんですけれどもね、この5,000万の収益改善の要因は何であったのか。

それから、5月にその2018年度分の公表をした後に、宮崎県の関係の方々、宮崎県の鉄道整備促進期成同盟会はですね、赤字だけを発表せんでも、宮崎県内全部の鉄道の収支公表をしてほしいとJR九州に申入れをしているんですけど、鹿児島県内の全路線の収支というこういったものはどうなっているのか、まず実態を教えてくださいと思います。

○東中川徹企画調整課長 まず前段の2018年度それから2019年度の赤字額の差ですね、5,000万円程度少なくなっていると。その要因についてですが、JR九州が示しておりますのは、個々の最終的な数字だけでありまして、営業収益と営業費、それから赤字の額、それだけでありまして、その要因等について具体的なものは示されていないところでございます。

それと、県内全路線の状況をということでございますが、JR九州が公表しておりますのは、区間別の1日当たりの平均通過人員2,000人未満の線区別の収支についてでありまして、その公表されている中でですね、県関係の線区別の収支については申し上げたいと思います。

日豊本線の都城国分間が営業収益4億3,200万円、営業費7億9,900万円で3億6,800万円の赤字、肥薩線の人吉吉松間が営業収益5,800万円、営業費3億2,800万円で2億7,000万円の赤字、吉

松隼人間が営業収益1億1,000万円、営業費4億8,000万円で3億7,000万円の赤字、吉都線の吉松都城間が営業収益8,600万円、営業費4億0,500万円で3億1,900万円の赤字、日南線の油津志布志間が営業収益3,800万円、営業費3億9,500万円で3億5,700万円の赤字、そして指宿枕崎線の指宿枕崎間が営業収益4,300万円、営業費3億9,700万円、営業損益が3億5,400万円の赤字となっております。

○9番立石幸徳議員 18年度、19年度、過年度もそうなのですが、一番この気がかりなのは本年度、2020年度分がJRの関係はどうなるのか。まず出ているのが、4月から6月の分はJRが公表しております、本年度分ですね。これは今まで初めての赤字、今まで4月から6月はずっと黒字だったんだけど赤字になっている。最近、社長記者会見で言われているのが、もう新幹線にも人じゃなくて荷物を積んで走りますと、それを実証事業をしますとかですね。とてもじゃないけどこれから先、このJR九州がいい形でやっていけるのかなと思わざるを得ないんです。

そういう中でですね、枕崎指宿間の抜本策をどうするのか、これは我が市だけじゃなくて当然、近隣の南九州市、指宿市ともいろいろと語らないといけない状況だと思うんで、この抜本策については何か手をつけているんですかね。その辺を含めて最後にお尋ねをします。

○東中川徹企画調整課長 JR指宿枕崎線「指宿・枕崎線区」の利用促進に関する検討会というのを開催して利用促進の検討をしているということは6月定例会でお答えしたところでありますが、お尋ねの収支改善のための抜本策ということにつきましては、現在の線区の利用状況から見まして大変難しい問題であるということで、私ども沿線自治体としても、今後の方向性を含めまして現時点でお答えできるものは持ち合わせておりません。

しかしながら、JRとしては今年10月以降、1年半程度をかけまして、乗り心地の改善等のための線路設備工事にも取り組むというようなことも聞いておりますし、検討会におきましても、今後地域交通に関するコンサルタント会社を第三者の立場でオブザーバーとして参加してもらいまして助言を求めていくということや、線区の利用者の意識・利用実態も把握するためのアンケート調査等の実施等も予定をしております。

私たち沿線自治体としては、これまで申し上げておりますようにJR九州ほか関係機関と一緒にになりまして少しでも利用促進につながる活用策というのを見出していきたいということで、その検討は続けてまいります、あわせて路線の重要性というものを引き続き強く訴えながら、存続の要望というものを続けてまいりたいと考えております。

○中原重信議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時33分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和2年9月9日)

令和2年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第3号）

令和2年9月9日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	豊 留 榮 子 議員（66ページ～72ページ）
		永 野 慶一郎 議員（72ページ～82ページ）
		城 森 史 明 議員（82ページ～92ページ）
		東 君 子 議員（93ページ～102ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（102ページ～111ページ）
		上 迫 正 幸 議員（111ページ～119ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10番 下 竹 芳 郎 議員
11番 永 野 慶一郎 議員	12番 東 君 子 議員
13番 清 水 和 弘 議員	14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
原 田 博 明 農政課長	田 中 義 文 健康課長
高 山 京 彦 市立病院事務長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	宮 原 司 教委総務課長
満 枝 賢 治 学校教育課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○14番豊留榮子議員 コロナ禍で苦しんでいる最中に、さらに今までに遭遇したことの無いような大型台風10号による被害が至るところで発生しました。本市における被害状況の詳しい状況はまだ分かりませんが、人的被害に及ばなかったことは何よりでした。また、7日夕方5時現在の鹿児島県の停電戸数が10万7,810戸と記されていました。この2日間にわたる停電は、市民生活に大きな支障をもたらしました。

そして今、世界中を苦しめているコロナの収束はなかなか見えません。コロナは日本の経済に打撃を与え、仕事を失ったり、収入が大きく減ったりした人を増やしています。苦しい家庭が増え、それが子供の教育に反映しているとも言われています。

そうした事態に、きめ細かく対応し、家庭の格差を補い、一人一人を大切に教育をするために必要なのが、今、少人数学級ではないでしょうか。

今後、新型コロナウイルスと長期に共存していくこととなりますが、そのための新しい生活様式を推奨した上で、少人数学級が注目されているところです。

本市が今どのように考えているのか、まず市長の見解をお聞きします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 少人数学級のメリットとしては、学級全体の児童生徒の掌握が容易であり、学習面においても、生活面にしても、児童生徒を丁寧に見ることができ、コロナ禍においてはソーシャルディスタンスを保てる、そういうことなどが挙げられます。

デメリットとしては、切磋琢磨する機会や多種多様な考えや意見に触れる機会が少なくなり、児童生徒の社会性が育ちにくい、話し合い活動や協働作業的な活動で、学習内容を深めたり、広げたりすることがなかなか難しいことなどが挙げられます。また、少人数学級にすることで教職員数が増大します。人員の確保や人件費の拡大が予想されます。

このようなことから、本市では国で定める標準法や県の基準に従って学級編制を行っているところです。本市の具体的取組については、担当課長のほうに答弁させます。

○満枝賢治学校教育課長 各学校におきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、教育活動を進めていきます。外から教室に入るときや給食の前後、掃除の後、トイレの後の手洗い、大勢が触れる箇所や共有する器具・用具の消毒を徹底します。加えて、教室における学習でのマスク着用や教室の換気にも努めます。

教室における児童生徒の間隔についてですが、児童生徒数によっては厳しい状況もあります。しかし、できるだけ間隔を空けて配置するよう努めています。

なお、少人数指導については、指導方法改善加配が配置されている学校において、新型コロナウイルス感染症の流行とは関係なく、以前から取り組んでおります。

また、教科においては、感染リスクが高い学習活動もありますので、そのような活動を行う際は空き教室を活用して、学級を分けて少人数で指導を実施することもあります。

○14番豊留榮子議員 学校の様子は、大体以前からもお聞きして分かってはいるんですけども、今、小中学校の夏休みが明けてですね、9月1日から2学期がスタートしたところなんですけど、コロナ禍による子供たちの不安やストレスを解消して、学びに集中できる教育体制を今後どのようにつくっていくのかということが気になるんですけども、それをお聞かせください。

○満枝賢治学校教育課長 学校では学級担任が毎朝、健康観察をしています。健康観察を通して、

担任は子供一人一人の様子や表情を確認しながら、小さな変化を見逃さないようにしています。また、授業中の子供の様子もつぶさに観察をし、教職員で情報を共有しています。さらに、定期的にアンケートや教育相談等を実施して、子供の実態把握に努めております。

これまでに、新型コロナウイルス感染症に対する感染や、家庭状況の変化に起因する不安やストレスを抱えて学校を休むなどの児童生徒、教職員の報告はありません。

また、児童生徒については、養護教諭を中心にいつでも心身の健康について相談できるような態勢を取っています。加えて、本市の予算でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、必要に応じた相談体制を整えています。

教育委員会としましては、新型コロナウイルス感染症を起因とする児童生徒の不安やストレスにさらに手厚く対応できるよう、スクールカウンセラーの派遣回数を増やしたり、スクールソーシャルワーカーの派遣時間を延長したりして、子供たちが安心して学びに集中できる体制を整えているところです。

授業の際には、マスクの着用、換気の徹底、手指の消毒の徹底などの感染症拡大防止対策と併せて、机と机の間隔をなるべく空ける、グループでの話し合い等の学習をなるべく控える等の飛沫防止対策を取って、子供たちが安心して学習に取り組めるような対策を各学校で取っています。

○14番豊留榮子議員 本市には、都会がいわれるこの40人学級と比べたら、本当にゆとりのある学級人数であるかと思えます。しかし、コロナ禍による20人学級はですね、私なんかもう本当によそごとだと思っていたんですけども、一人一人の基本的な感染症の対策としてですね、やはり身体的な距離の確保ですか、人との間隔は2メートル、最低1メートルは取らなきゃいけないというふうな決まりもあるようで、またそしてマスクの着用ですとか、手洗いの3つが新しい生活様式の実践例として、新型コロナウイルス感染症対策の専門家会議でも提案しているところだと言います。

そして今、一日中、学校の中で距離感をもってということではないと思えますけど、本来、子供は仲間と遊んで育てて楽しい学校生活を満喫するのが子供たちの思いだと思うんですね。

ですから、子供に適した対応も取りながらですね、それでも1日で最も長い居場所である教室は、少なくとも身体的距離を保てる場所であるべきではないかと思うことから、20人学級をという発想になっているんだと思うんですね。

もう一度、それが持続できるのか、そこのところをもう一度お伺いしたいと思います。

○満枝賢治学校教育課長 議員がおっしゃるとおり、教室における感染防止のためには児童生徒の身体距離を保つことは必要であると考えます。教室内の児童生徒数が少なければ、座席の間隔を十分取ることができ感染リスクは低くなると思われれます。

学級を分ける際に、空き教室の確保ができるのかとか、あと学級を分けた際に担任が一斉に指導ができるのかというような課題も出てまいります。そういう課題も改善されなければですね、なかなか教室を分けて20人学級というのは難しいのかなというふうに思っております。

○14番豊留榮子議員 実際に20人学級にしようと思ったら、空き教室を使えば何とかできるんですか。職員の配置とかいうことはちょっとこっちに置きときまして、学級自体をそういうふうにつくろうと思えばできるんでしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 なかなかつくるというのは難しいのかなというふうに思います。子供たちの人数が減っていった中でですね、空き教室等も出てきているとは思いますが、違う活用等をされているところもあり、すぐに学級をとすることは難しいのではないかなというふうに考えております。

○14番豊留榮子議員 以前、別府中と別府小の、あれは何学級って言うんでしたっけ、そういうことも、合併じゃないですね、合併ではなくてあれは何て言うんでしたっけ、そういうことやまた本市においてですね、小学校、中学校の統廃合を考えているということはあるんでしょうか。

か。

○満枝賢治学校教育課長 本市の小中学校は、全ての校区が1小1中の特性を生かし、小中連携教育を行っております。本市の子供の教育の強みと考えています。

学校統廃合については、平成24年「枕崎市望ましい学校づくり審議会」で、小学校においては複式学級の人数が10人以下、または全校児童が30人以下となった場合、中学校においては1学年が15人以下または全校生徒が45人以下となった場合は、再編・統廃合を検討されたいという答申が示されています。

このようなことを踏まえて、検討の実施時期や必要性の有無等について慎重に研究していきたいと考えております。

○14番豊留榮子議員 例えば本市における4つの小学校、中学校、この教室を1クラス20人とすると、極力少人数クラスを20人とするような、20人にならなくても、極力その少人数クラスを維持していくという考えはあるのでしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 現在、国の標準法は学年の合計人数が40人までは1学級、1年生につきましては35人です。41人だと20人と21人の2学級になります。

このことを20人学級で考えると、学年の合計人数が20人までは1学級ということになり、21人だと10人と11人の2学級になります。今後、20人学級として国の標準法が示されるまでは、現在の標準法に基づき学級編制を行っていきます。

○14番豊留榮子議員 だから、数字だけで割ってしまうとそういうことになるんですね。21人のところはそこを2クラスに分けるとそれこそ十何人、総数2クラスってなるんですけど、何かおかしいなと思うんですね。人間を扱っている、生き物を扱っている、食べ物とまた違うわけですから。

生きている人間が、子供たちが、どうしたら健康的に毎日を過ごせるかということと考えたら、型にはまったことだけではなくて、取りあえず国がそう言うなら、その規則がきちんとできるまでは、県がありますけどね、ここではこういうことをやろうみたいなそういう何か発想というのはいないのでしょうか。やっちゃいけないんですか。子供たちのためにこういうふうにしたらいんじゃないかとか、何かそういう型にはまったのだけではなく。

○満枝賢治学校教育課長 現在の標準法ですけれども、平成23年度の法改正に伴い、この1学級40人という内容がですね、自治体の判断によって弾力的に運用しても構わないというようなところが示されました。

これを受けてですね、鹿児島県におきましては、1、2年生においては30人学級、31人から35人までは、すくすく非常勤といまして1人が入る形になります。36人からは2つに学級を分けて、すくすく加配という教員が配置されるというようなことも行っております。

県もこのような弾力的な運用ということで、特に生活のしつけ等が大変な低学年においては、そのような少人数の学級を設定しているところです。

○丸山屋敏教育長 先ほど、それぞれのところで法にのっとらなくてといいますか、弾力的に運用できないかという趣旨の質問だというふうに思いますけれども、国の標準法というふうに決めた場合はですね、20人となった場合は、そこには教職員の加配というのが出てくるんです。ですので、20人の場合は1人の教員ですけれども、21人になったら2クラスにしなさいということになります。

議員が言われたようにですね、自然にできるのはですね、東京なんかで今回コロナが蔓延しまして、分散登校といまして、本当は40人学級にいるんだけど午前20人来なさいと、午後20人来なさいというそういうことはですね、それぞれのところで学校長の判断あるいは教育委員会の判断でできますけれども、20人という定数を決めた場合はですね、教職員の配置と絡めてですね、先ほど課長が申し上げましたけど、11と10ということが求められてくるんです。

そういうことですので、今いろんな市町村で取組をやっておりますけれども、法にのっとりた場合はそういうことがあるということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○14番豊留榮子議員 自治体独自でいろいろな取組をされているということは、いろいろなニュースを聞いたり見たりで耳にはしているんですけども、本市においても、ぜひ子供を中心に加配の先生方のあれもありますから、実際には簡単にはいかないかと思っておりますけれども、財政的なこともありますし、市独自でやるとなると市がお金を出さないといけませんからね、そういうこともありますし、大変なことと思っておりますけれども、いろいろと考えてみて県のほうにも要望して行ってほしいと思っております。

次に、小中学校の教員の増についてお伺いしていきます。

本市において、20人を超えない少人数学級を維持していくには、実際に今、何人の教員数が必要になるのでしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 本市においては、1学級20人で学級編制した場合の教員数は、小学校においては、枕崎小学校が27人、桜山小学校が14人、別府小学校が14人、立神小学校が21人で合計76人になります。現在の教員数より23人増えます。

中学校においては、枕崎中学校が22人、桜山中学校が10人、別府中学校が8人、立神中学校が17人で合計57人となり、現在の教員数より15人増えます。

よって、20人で学級編制した場合は、小中学校で38人の教員増となります。

○14番豊留榮子議員 こういう数字になるんですね。これを今後県はどんなふう考えているのでしょうか。これ実際できる数字ですか。全国では、教員が足りない足りないで10万人は必要だということを、今大きな声で言っているところなんですけれども、実際にはどうなのでしょうか。

○丸山屋敏教育長 県教委のほうはですね、現在20人学級という話は全くないところです。

コロナが入りまして、少人数というふうには、学級ということには情報を得ておりますけど、具体的な20人にするとか、あるいは30人にするということは、現在私どものほうは聞いておりません。また、県のほうもそうした動きはないということを伺っております。

○14番豊留榮子議員 実際にはこのコロナ禍の中で、子供たちが元気に楽しく学校生活が送れるように、ぜひ子供たちの様子を見ながら先生方の体調も本当に気になるところです。

もう過重負担でいろいろ忙しく動き回って働いてらっしゃるんじゃないかなっていうことを感じますので、目配りのほうも、心配りもよろしくお願いしときます。

次に、PCR検査の拡充についてお聞きしていきます。現在の感染拡大は広がる一方です。これを少しでも止めるにはPCR検査を大規模に実施していくことが必要ではないかと思っておりますが、本市の考えはいかがでしょうか。

○田中義文健康課長 昨日の答弁の繰り返しになりますけれども、今年の秋以降、発熱や倦怠感など風邪や季節性インフルエンザの患者の増加と併せて、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の増加が予想されます。

それらの疾患は、症状により区別することが困難であるため、市内の学校や事業所、さらには医療機関窓口等で混乱が生じることが予想されます。

そのため、市民の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年7月28日付で本市医師会に対し新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充をはじめ入院施設の確保、インフルエンザワクチン予防接種の積極的な協力について要請を行いました。

その後、9月4日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県に対し、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について事務連絡が発出されております。

その中で、季節性インフルエンザの流行に備え、10月中を目途に多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制の整備を求めています。

それにより、これまでは感染が疑われる方はまずは保健所に電話で相談した上で、帰国者・接触者外来等を受診し、必要な場合に検査を受ける流れでありましたが、今後については、発熱患者等がまずはかかりつけ医に電話で相談し、当該医療機関を含め診療可能な医療機関を案内してもらい、必要に応じて検査を受けることができるようになります。

医師会としても本市からの要請を受け、市内における検査体制の拡充に向けて、本日夜に加世田保健所との協議を行うこととなりました。会議には、本市から私が出席をして、改めて要望書の内容について要請することとしております。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の陰性の証明のための自費検査への対応などについても、本市医師会と加世田保健所との会議の中で、私から要請をして協議していただく予定となっております。

本市といたしましては、今後とも市民の安心安全な暮らしのために、感染拡大防止対策に努めてまいります。

○14番豊留榮子議員 なるたけダブらないようにというふうに注意されてはいたんですが、申し訳ありません。

特に感染が広がりやすい幼稚園ですとか保育園、小中学校や介護施設、病院などで、この働く人も含めてですね、子供たちも含めてですが、PCR検査を実施することが特に必要ではないかと思うんですね。この現状は、そういうふうな体制を取ることができるのか、現状はいかがでしょうか。

○田中義文健康課長 本日夜に医師会のほうが主催をして加世田保健所長が来られて、本市と同様の要請を加世田保健所のほうからもしていただくことになっております。

先ほど申し上げましたように、まずはこの冬以降の季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が増加するという事に備えて、検査体制の拡充を要望しているところです。そのような体制が整った場合には、さらに今言われますように、自費による検査体制の拡充というものも、本日要請をしたいというふうに考えているところです。

○14番豊留榮子議員 次の質問は、そのPCR検査を希望する人が受けられるようにすべきだという質問なんですけれども、今日の会議でということなんです。

例えば自己負担でPCR検査を受けようとした場合、この検査費用は幾らかかるのでしょうか。

○田中義文健康課長 PCR検査費用につきましては、先に実施しております指宿市のほうで2万5,000円程度で、各医療機関がそれぞれ設定するというふうになっていると伺っております。

そのようなことから、金額的にはその程度の金額になるのではないかとというふうに考えているところです。

○14番豊留榮子議員 各自治体によって、医療関係によって額も違うというふうになってくるのでしょうかね。そうすると、この新型コロナウイルスの感染を未然に防ぐためには、やっぱりPCR検査っていうのはもう必要だと思うんですね。これは検査が必要な人にはこの検査費用にですね、市が補助をすべきじゃないかと思うんですけども、こういうお考えはあるのでしょうか。

○田中義文健康課長 先ほども若干申し上げたところなんですけれども、本日夜にですね、本市医師会に検査体制の拡充を要望することとしておりますが、まずは自分のかかりつけの患者が発熱等の症状があった場合に、適切に検査を実施していただくよう要望を行っているところです。その上で検査体制が整えば、どのような基準を設定するのか、まだ不透明ではありますが、自費検査の実施についても要望したいと考えているところです。

医療機関の中には、検査を実施するとした場合に感染リスクがあることから、クラスターが発生した場合の対応等について危惧している施設もあると伺っております。

最終的には、各医療機関の自主的な判断に委ねることになるかと思いますが、本市としては、市民の安心安全な暮らしを守るために協力を要請したいというふうに考えているところです。

そのようなことから、市内医療機関における検査体制が拡充し、自費検査が実施できる環境が整った場合には、基準を設定した上で、市からの補助についても検討したいというふうに考えているところです。

○14番豊留榮子議員 政府が28日にですね、先月の。対応方針ということで感染流行地域での医療機関、高齢者施設への一斉、定期的な検査や地域の関係者の幅広い検査、この実施を都道府県に要請する方針を打ち出したことが一歩前進だったかなと思うんですね。

今後、政府はどこが感染流行地域かを明確にして、検査費用を持ち検査体制をしっかり支えていくことが重要だと思います。この方針が徹底されるまでの間ですね、いつになるのか分からないですからね、そういう方針を出したとはいうものの。ですから、この方針が徹底されるまでの間は市の補助で住民を支えて、この新型コロナウイルスの感染の恐怖から脱出できるよう援助すべきではないかと思うんですが、市長の見解をお尋ねします。

○前田祝成市長 政府のほうの方針ですけれども、先ほど健康課長のほうからありました。昨日の答弁でも答えましたが、9月4日の日にですね、かかりつけ医での検査体制ということで、全国的に充実するよというところで動きがございまして。

本市といたしましては、それより早くからですね、医師会並びに市内の医療機関、そして健康課含めて協議をしております。その中でですね、本市としての要望も昨日もお話ししましたが、出させていただいております。

検査体制につきましては、本日の会議の中でですね、どれぐらい市内の医療機関の皆様が手を挙げていただいて、検査体制を充実されるのかというところが見えてこようかと思っております。その辺りの状況を鑑みまして、我々としても市民の皆様の安心というか、そこを担保していかないといけないのかなというふうに思っているところです。

検査体制、先ほど健康課長から答弁ございましたが、検査をする医療機関で医師の判断で検査が必要だというふうになった場合は保険適用になるわけですけれども、そうではなくて、自費検査という形ですね、御自分でちょっと心配だから検査をしたいとか、そういう部分につきましては先ほど申し上げましたような費用がかかってくると。ただ、そこを全ての市民に自費検査は市のほうで支援しますのでという形ではないと思います。

どちらかという、例えば高齢者施設で従事されている方であったりとか、感染リスクの高いところでお仕事をされている方であったり、あるいはここはちょっと判断の必要性があると思うんですね、長期間海外で仕事をされて帰って来られたりとか、いろんなケースがあるかと思っております。

そのような形ですね、感染リスクが高い順番に、当然、陰性確認といいますか、そういう形でのPCR検査というのもあるかと思っておりますので、どの辺りまで市として支援していくのかというところにつきましてはですね、今後また対策本部等を通じて検討してまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、繰り返しになりますが、まず感染予防を市民お一人お一人が徹底していただくというのが全ての出発点であるというふうに思います。

いろんな情報を収集したりとか、あるいは市中の感染の状況を知るということも大事ではあるかと思っておりますが、まずはお一人お一人が感染の予防をしていただくと、していくということが全てのスタートになりますので、やはり市としましては、その辺りをしっかり徹底しながらですね、このコロナウイルスに対していきたいなというふうに思っております。

○14番豊留榮子議員 今回の質問はこれで終わりなんですけれども、本当にこのコロナに脅かされながら、皆さん一人一人が毎日を感染防止のために気を使いながら生活をしているところなんです。その上に、今度台風が来たもんですから、みんなショックで何か、ちゃんと立ち上がってね、前向いて歩こうねってふうには言うんだけれども、もう内心はみんなね、本当にお

びえていますよ。ですから、そういう状況も見極めながら、市が市民にとっていい方向でこのコロナが退治できたり、この台風の後も生活がまともにできるような、そういう体制を取っていただけるように尽力していただきたいと思いますところですので。これで終わります。

○中原重信議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時13分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○11番永野慶一郎議員 私が議員になりまして一般質問の質問者が11名ということで、私は初めて経験する人数でございまして、台風の影響もございまして、本日変則日程となっております。今日6名の方が質問されるということで、長時間に及ぶ質問等になるかもしれませんが、しばらく私の質問にお付き合いいただきますようお願いを申し上げます。

まず、台風10号で被害に遭われた方々へお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

今回の台風は、接近前からかつてない勢力の非常に強い台風だとの報道等がなされ、大きな被害が出るのではないかと大変心配いたしました。人的被害や甚大な損害がなかったことは幸いでございました。

本市行政においても防災無線等を通じ、早めの避難や台風対策を何度も何度も繰り返しお伝えし、市民に防災意識、危機意識を高める役割を果たしたのではないかと考えます。今後も自然災害に対し、さらなる防災・減災対策に市民とともに取り組んでいかなければいけないと考えます。

さて、昨日の質問でもございましたが新型コロナウイルス感染症における本市の経済状況でございますが、いまだ飲食店は客足が伸びず苦勞しているような状況と見受けられます。本市独自の支援策も出されておりますが、金銭面以外の支援策というのを何か考えていらっしゃるのか、市長のほうにまずはお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市内飲食店への支援につきましては、店舗の家賃等を補助する中小企業等事業継続支援事業で直接的な金銭的支援を行い、また雇用調整助成金申請費支援事業などを活用いただくことで、雇用の維持、事業継続の一助になっていると考えております。

さらに、8月11日から申請受付を開始しました事業者応援資金支給事業につきましては、8月末時点で200件を超える申請があり、約4,000万円を交付決定しております。その3分の1に当たる約70件が飲食サービス業となっております。

間接的な支援としまして、8月初旬で完売しましたグルメ・宿泊クーポン券の利用が始まったことで、少しずつではありますが客足が戻りつつあるとの声もお聞きしております。市内飲食店での消費推進につながっているものと考えているところです。

お尋ねの今後の支援策についてですが、11月から令和3年1月末までの期間において「コロナ復興ぐるっと枕崎スタンプラリー」を枕崎市観光協会のほうで予定しております。観光や料理を楽しみながら、市内飲食店や観光施設の3店舗のスタンプ獲得で豪華賞品が当たるスタンプラリーです。市内の方々に市内周遊、市内飲食を促すことで消費喚起をさらに推進したいと考えております。

また、12月初旬には枕崎商工会議所青年部が2回目のグルメ・宿泊クーポン券の販売を計画しており、年末年始の地域経済の域内循環を促し、飲食店支援に資する取組を継続する形で進めてまいります。

金銭的なこと以外でということでしたが、さらに新しい生活様式に対応するための営業スタイル推進事業において、感染防止対策用品の整備や店舗施設の改修費用についても補助を行うことで、利用者に安心して料理を堪能し、食事を楽しんでいただける空間づくり、そこで働く人、従業員に対しても安全な職場環境を提供することなど、コロナを前提とした営業スタイルを確立し、継続的に事業活動が行えるよう今後も支援してまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 私、平日のお昼、ほとんど市内の飲食店を回って昼食を取っております。行った先でですね、大体、どうですかと、売上げとか客足ってどんな感じですかっていうのをお聞きするんですけども、食事中心のところはですね、あんまり影響はないのかな、まあ影響はあるんですけども、やはり夜にアルコールを提供するところとかっていうのがやっぱり宴会等そういったものがないことによってですね、やはり今までとすると売上げっていうのは大分減っているというような話もお聞きします。

そういった中で、いろんな経済支援策等ございまして大変助かっておりますと、また今回ありました施設の改修費用とかですね、そういったものを今回利用して、コロナ対策に活用しようというような事業者もいらっしゃるんですね、大変喜ばれているのも現状でございます。

今、何を一番心配しているかっていうとですね、金銭面もなんですけども、売上げの減少というのなんですが、やはり自分のお店から感染者が出るというのが今一番心配だっていうような声をお聞きします。

やはりそういった後の風評被害とかをかなり気にされている事業者がいらっしゃるまして、そういったときに、その後に事業の継続を本当にしていけるのかということ、すごい不安に駆られているみたいなんですけども、そういった場合の市の行政としての何かアフターフォローっていいですかね、そういった対策、取組んでいっているのはどうなっているのかっていうのをちょっと教えていただけませんか。

○鮫島寿文水産商工課長 市内飲食店で感染者が出た場合の経営の打撃はとても大きいものになると推察される場所ですが、そういった事態にならないよう、先ほども市長の答弁でもありましたが、新しい生活様式に対応するための営業スタイル推進事業を活用し、感染防止対策用品の整備や店舗施設の改修を推進し、感染防止対策をまず講じていただくよう事業者にも周知してまいりたいと考えております。

お尋ねの市内飲食店で感染者が出た場合、行政としてどのように取り組むのかということにつきましては、個々の店舗に特化した消費喚起や販売促進の手だてというのは難しいのではないかと考えております。

市内飲食店で感染者が確認された場合につきましては、全国的な傾向としまして、その店舗への風評被害、店舗の家族や従業員に対する偏見や差別、そういった広がりがあるかと思いますが、当該店舗の関係者が心身共に苦痛となるような状況に陥らないよう、また事業継続の支障とならないよう市の新型コロナウイルス感染症対策本部の感染対策部とも連携してフォローしていきたいと考えております。

コロナウイルスが見えないものであること、収束がいつになるか分からない、先が見えない状況に置かれている中で、多くの市民が不安や動揺を抱え込んでいるのは当然のこととは思いますが、そのような事態が発生した場合には、特に冷静な対応を取っていただきますよう丁寧に周知をしていくことで、関係者の支えになればと考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 今、課長の答弁のほうでですね、感染者がもし出たお店があれば、そのお店に特化して利用することはできないというような答弁がございましたが、今聞くところによりますと職員の皆さんもできるだけ市内の飲食店でテイクアウト、デリバリーなり利用するようということで積極的に試みをしているようでございます。そういったお話も聞きます。

本当にですね、風評被害からまずは守っていただくこと、そしてですね、そういったところの

御利用もちょっとでも増やしていただいでですね、市民にそのお店だけっていうのはもちろん行政のほうからは言えないでしょうけども、市内ではですね、そういった形で何らかの支援をしていただければありがたいのかなと、今聞いて思ったところでございます。

今、この風評被害とかそういったお店で感染症対策をしてもやむを得ない場合ですね、感染症が出るという可能性もございますけども、そんな中で、今新型コロナ対策推進宣言の店っていう丸いステッカーを何か市のほうで準備をしているようでございますけども、そういったのを貼ってですね、うちはちゃんとそういった感染防止の対策をしていますよというフラッグといいますか、目印になるような取組をされていると思いますが、ちょっとホームページのほうで拝見させていただいたんですけども、ステッカーはもう出来上がっているんですかね。いつか、プリントして使ってくださいというような文言もございましたが、今そのステッカーはどうなっていますか。

○鮫島寿水水産商工課長 ステッカーにつきましては、新型コロナ対策推進宣言ポスター・ステッカーということで、8月17日ですかね、議会のほうで予算を可決いただいた経費の中で印刷製本費を組みまして、今準備中でございます。

少し経緯を申し上げますと、本市では新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら社会経済活動を維持するため、県や業界団体のガイドラインを参考に飲食店向けに新しい生活様式に対応するための枕崎市ガイドラインを7月10日に作成をし、各事業者の積極的な感染防止対策の取組をお願いしているところです。

このような中、飲食店はじめ様々な事業者に新型コロナウイルス感染症対策の取組をさらに推進し、安心な店舗づくりと取組のPRを進めていただくために、各事業者が自ら適切な感染防止対策を宣言する新型コロナ対策推進宣言ポスター・ステッカーを枕崎商工会議所はじめ飲食店の方とかと連携して作成をしたところです。

今現在の状況を申し上げますと、ポスター、シールになったステッカーを今作成中ですが、市のホームページ上ではですね、議員がおっしゃったとおりもう8月12日、盆前にですね、飲食店の方から盆に店を開けるんだけれども、安心ということで宣言をしたいという話があったので、7月10日のガイドラインを作成していた段階である程度取り組むべき事項ですね、マスク着用であったり、ソーシャルディスタンスということで一定の空間を取っているとか、あと従業員の手指消毒、そういったものを含めた取組についての協議をしておりましたので、今ホームページのほうではそのような宣言ポスター、そしてステッカーをダウンロードできますが、近日中にですね、各事業者の皆さんには必要な飲食店等がありましたら配付する準備を進めているところでございます。

○11番永野慶一郎議員 ステッカーなんですけども、飲食店の事業主からちょっとお話があったんですけども、結局、私もホームページで見て、当面の間このステッカーのPDFをダウンロードしてお使いくださいって書いてあったんですけど、これ誰でも出せるよねって、出して印刷して貼るだけでいいのかって思ったんですね。

飲食店の事業主から相談を受けたときに、ちゃんとやっているところ、できてないところ、できてないところって言うとおかしいんでしょうけども、お店も完璧にやっているところ、不完全なところもあると思うんですけども、それみんな、じゃあ貼れるんですかっていうような、ちゃんとやっていてどのお店よりも対策をばっちりしていて、それでも感染者が出てしまったっていったら、ふが悪いといえますか、それで済まされない話かもしれませんが、何か不平等じゃないですかというようなお話もございました。

先ほど課長からございました7月10日に新しい生活様式に対応するための枕崎市ガイドラインというものが出されておりますけども、10項目ぐらいございますけども、このうちのせめて5項目は守られているよとか、そういった何か基準を設けないと、このステッカーを発行できない

とかっていうような取組をしないとまずいんじゃないかというような話もしたんですけども、実際問題、そういったのが可能なのかどうか教えていただけませんか。

○鮫島寿文水産商工課長 ホームページを確認された方は見られたと思いますが、宣言ポスター・ステッカーのところにですね、一応宣言ポスターに自分で書く欄がございます。そこにある程度宣言内容の記載例として、こちらのほうで先ほど申し上げましたその内容を申し上げますと、頻繁・適切な換気設備で徹底した換気対策を行っているとか、また従業員はマスクを着用し、適切な手洗いを徹底しているとか、あとお客様同士が密着しないよう座席の配置を工夫しているとか、それとお客様が入れ替わるたびにテーブル・カウンターを消毒しているなどということによって自分の店が取り組んでいる、先ほどおっしゃいました市の7月10日に作成した飲食店のガイドライン、幾つか10項目ぐらいあるんですが、その中で、主にこの4点ほどを書いていたいただければいいのではないかなど。

実際は、今議員がおっしゃいましたとおり飲食店、またいろんな関係者と話をする中で、東京都のように認証制度、認定というような感染症対策を保証する認定とか認証制度という形でやったほうがいいんじゃないかという声もあったんですが、飲食店の中にはちょっと店舗的に狭い店等もありまして、なかなかソーシャルディスタンスが取れないお店、またそういった形状の間取り等が非常に厳しいところもございましたので、飲食店として市全体で取り組むとした場合には、やはり県も同じように感染症対策を保証する認定、そういった認証制度ではないということでありましたので、先に私どものほうがこういった取組をしていた途中でした。

そこも踏まえながら関係者の皆さんとお話をして、若干、県とか他の自治体とは違う取組になったかもしれませんが、近隣の状況、あと少しフラッグの話が出ましたが、県外のほうでグリーンフラッグなりそういった話がありまして、日南市ですけれどもそれも6月の時点で、市長のほうからそういうお話がありまして、検討を進めて1か月ぐらい少し皆さんと協議している中で、やはり取り組めるものでなければ難しいであろうと。東京のほうでは実際に宣言した店で感染症が確認されております。

そうした中で、私どもとしては健康課のほうとも、感染対策部のほうとも協議をしたんですが、担保できる法的なものというのはなかったものですから、やはりまずは取り組もうということで、7月10日にガイドラインを定めまして、もちろん健康課のほうとも協議をしながら各業界のガイドラインを見ながら作成をして、そして8月のお盆の時期に早めにいただきたいという飲食店の声もありましたので、取りあえず印刷物はありませんでしたが、こちらのほうでステッカー、宣言書の案を、そして宣言の内容をある程度4項目ほど例を示してですね、それで使っているところです。

そして、議会にそういった経費の予算を上げましたので、その8月17日以降に調整をして枕崎市商工会議所、市内の飲食店の関係団体ですね、そういった連名でステッカーを貼るように調整が整いましたので、今その準備をしているということです。

県のほうのを参考に申し上げますと、県はダウンロードするときに10項目のチェック項目がございます。そこも検討したんですが、自由に取っていただいて、あとは自己宣言ということでお使いいただきたいと。まずは、その飲食店の方の対応に責任を持ってやっていただくということで考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 今、県のほうのステッカーは10個ぐらいチェック項目を入れないと出せられないちゅうことなんですけど、このチェック項目も調べようがないですもんね、チェックを入れたら印刷できるっていうような、自己責任でお願いしますというような話だと思うんですけども、そこら辺のですね、なかなか大変なところもあると思いますが、最低限の守るべきところはちゃんと守ってこのステッカーを掲げてくださいますと、宣言ポスターにもうたわれていることは守ってくださいと、そこはお伝えをしてやっていただきたいなと思います。

やはり飲食店の方と話をすると、やっぱり客足が伸びない、やっぱり怖いんじゃないかなと、お客さんもちょっと不安になっていると。安心して外食ができない状況がやっぱり続いているんじゃないかなという分析をされていたんですけども、このステッカーを活用して安心できるお店っていうのをお客さんにアピールするためには、まずですね、市民に、お客様にこのステッカーは何のために貼ってあるのかっていうのを周知することが大事じゃないかなと思うんですよね。

そのステッカーの意味が分かってないと、ただ貼ってあるだけであってですね、飲食店、従業員なんかはそのために貼っているんだっていうのは目的は分かっているんですけども、利用する人がそのステッカーの意味を分かってないと、何の効果もないじゃないかなと思います。

そういったところですね、このステッカーはこういうお店が貼っておりますよと皆さんが安心して利用できるお店ですよっていうような周知方法、今後これはどうやっていくのかっていうお考えをお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 ステッカーの周知方法、宣言をしているポスターの内容につきましては、9月の広報のお知らせ版のほうでですね、周知を図っていけないかということで検討をしているところです。

また、市内の飲食店の方にもその旨をお伝えして、今、事業者応援資金等で申請に来られた方とかですね、そういった方は郵送が多いんですが、関係業界を通じまして先ほど申しあげました商工会議所、そして飲食店の方も含めて市民への周知も広報のお知らせ以外にも何かできないかということで協議をしながら、市民の方への理解もですね、市内の域内循環を回すためにも、安心な店ということの周知方法については関係業界とまた協議をして進めてまいりたいと思います。

○11番永野慶一郎議員 このステッカーとかっていうのは、何ですかね、この新型コロナの対策だけでもなくて、食中毒の季節とかなると、こういったことにも気をつけていますよと、今後もしろいろいい意味で活用できていくようなステッカーじゃないのかなと思います。

まず、やはり市民にこのステッカーがどういうものだっていうのが浸透するまでですね、周知を続けていっていただきたいと思います。そこは要望をしておきます。

続いての質問なんですけども、ふるさとの味エール便事業、出身者、若い人たちもですし、枕崎会の方たちも大変喜ばれている事業だ、喜ばれた事業だというそういった評判もお聞きしております。

その一方でですね、枕崎に住んでいる若い方、このエール便事業のこの若い方たちの対象、平成7年から平成14年生まれまでの方たちが対象になっていたと思うんですけども、そういった同年代の方たち、市外にいる人じゃなくて、この枕崎に住んで頑張っている生活をしている方もいるよねと。そういった人たちにも目を向けていただきたいというような御意見もございましてですね、今回そういう市内に住む人たちへのこういった何か変わるものというのは考えてらっしゃらないのか、お聞かせください。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの「枕崎の、仕送り。」ふるさとの味エール便事業について、まずその概要について若干説明をさせていただきます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の急速な悪化等によりまして、現在の生活や将来に不安を感じている本市出身の学生、社会人などの若者に対してふるさと枕崎からの応援として、特産品と市長の応援メッセージを届けることで、郷土愛を深めてもらうということ、それから枕崎を離れ新型コロナウイルスの影響を大きく受けている大都市圏で暮らしている関東、近畿、東海のふるさと枕崎会の会員の皆様方に対しても特産品と市長の応援メッセージを届けることで、少しでも勇気づけたいという目的で実施するものでございます。

若い皆様方には、遠く離れた場所でふるさとの味を感じてもらうため、枕崎の食卓をイメージした詰め合わせなど6種類のメニューをつくりまして、その中から市のホームページ内の申込フ

フォームから申し込んでもらおうと、そして受付・確認後発送を行っております。8月28日現在で558件の申込みという状況であります。

申込みの際に、コメントをつける欄もございまして、二、三そのコメントを紹介させていただきたいと思います。「枕崎に帰りたくても帰れない中、少しでも枕崎に触れられ、ありがたい」「枕崎の特産品を頂き、若い人たちが改めて枕崎のよさを知れるいい機会になる」などといった声や「枕崎でも感染が確認されたようで心配ですが、お互い気を強く持って頑張りましょう」「地元のために何かできることはないか考えるいい機会になりました」などこちらが逆に励まされるような意見等も数多く寄せられております。

また、ふるさと枕崎会の会員の皆様方には、枕崎の風味等を感じてもらい、少しでも勇気づけできればということで、茶節セットといった特産品に市長のメッセージとともに757名に送らせていただきました。皆様方のほうからもお礼や励ましのお手紙等も頂いております。

枕崎に住んでいる同世代の方たちに対しての事業は考えていないかという議員からのお尋ねであります。ただいま申し上げましたようにこの事業については、ふるさとを離れて暮らしている皆様方への支援ということだけではなくて、ふるさととの、枕崎との関係を持ち続けてもらいたいという趣旨も含めて行っております。

市内で生活されている皆様方に対しましては、議員の御質問の趣旨とはちょっと違うとは思いますが、プレミアム付商品券やグルメクーポン券といった他の事業で御家族等を含めた形になりますが、そういう支援策も行っているということ等もございまして、現時点でエール便事業の対象を拡大して新たな給付ということまでは考えていないところであります。

○11番永野慶一郎議員 昨日も市長のほうからの答弁でですね、その前にもお聞きしたんですけど、やっぱりまずは雇用を守るという観点からですね、いろんな支援策を出しておりますということとございました。まずですね、経済を回すために雇用を守るちゅうのが第一の目的なのかなとは思っています。

今、課長のほうからございましたけども、今住んでいる方に対してはエール飯とか宿泊のクーポン券とかそういった形でお出ししているというような意見もございました。先ほどのコメントを聞いてですね、本当に温かい、ありがたいお言葉を頂戴して、本当にこの事業はよかったなどは思っております。

今回、この台風でですね、ホテルに避難された方たちもこのチケットを使って利用された方も結構いらっしゃるって話も聞いております。そういった意味では、この地元に住む人にも還元という意味ではですね、何かの形であったのかなと思います。

そうはいいまして、やっぱり若い世代の人たちがですね、今後枕崎を背負っていく、担っていく、そうやって頑張っているこの若い世代にもまた今後ちょっと、雇用を守るっていうその次にですね、また今実際住んでいる若い人たちに目を向けて、何らかの形でそういった支援といいますか、できないのかなというのを要望しておきます。

それで、次の質問なんですけども、公共施設とか自治公民館等へのアルコールの消毒液が支給されるということが決まりましたが、逆に交通弱者と言われる高齢者の方、例えば買物に行けなかったりとかそういった方たち、例えば免許を返納した方とかですね、なかなか買物に行きたくてもいけないと、アルコールが必要だけど、なかなか買いにいけないというような方たちへのアルコール消毒液の支給は考えていないのかお聞かせください。

○山口英雄福祉課長 新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、国が示しております新しい生活様式の実践例の中で、一人一人が実施すべき感染防止対策の基本といたしまして、1つ目に身体的距離の確保、それから2つ目にマスクの着用、そして3つ目に手洗いを励行すると、この3つが示されております。このうち手洗いにつきましては、30秒程度をかけて水と石鹸で丁寧に手洗いをするということが十分な感染予防の効果があるとされております。したがって、

まずは小まめでしっかりとした手洗いの実践をお願いしたいと思っております。

なお、交通手段にお困りの高齢者へのアルコール消毒液の支給をしてはどうかという御意見でございますけれども、揮発性の高い、おおむね重量割合で60%以上の高濃度アルコール消毒液は、火の近くで使用すると引火をするといった可能性もありまして、また直射日光が当たる場所で保管すると発火の危険があるというふうにもまた新たな問題も生じてまいりますので、ただいまの御意見に関しましては、新型コロナウイルス感染症の今後の推移を見ながら、支援の必要性について調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○11番永野慶一郎議員 私が以前、交通弱者でですね、デマンド交通の調査で警察に行ったときにですね、大体、免許返納者が年間100人前後で推移していたんですけど、100人ぐらいの方に免許返納に来たときに、もう買物に出れなくなったら不便でしょうからといってアルコールがお渡しできれば、その場ですね、どうなのかなってそういった思いがあったものですから、質問させていただきました。

アルコールで揮発性が高くて引火をする可能性も高いといった事故例もあるみたいなんですけれども、ジェルタイプのアルコールがございますよね。私、実際ちょっと試してみました。ジェルをちょっとお皿に盛って、上にライターで火をつけてみたんですけど、近づけないとですね、直にジェルタイプのアルコールに火を押し当てないと火がつかないような状況でございました。なので、液体のアルコールよりはジェルタイプのほうがちょっと安全なのかなというような感じは受け取れました。

今すぐってというような、配布できるかどうかってというような話かもしれませんが、今後この新型コロナウイルス感染症、ちょっとまだ長引くようであればですね、そういったところも御検討いただいて、本当に先ほど言いましたように今ここに住んで頑張ってもらってる市民の方への還元といいますか、そういったのもまた考えていただきたいとお願いを申し上げます。

今回、本市における今後の新型コロナウイルス感染症対策についてってということで最後になるんですけども、昨日からいろんな経済支援策とかどうなっているんだってというようなお話もいろいろございましたけども、今幸いなことに7月の中旬からですね、新型コロナウイルス感染症に罹患された方ってというのは、今いらっしゃらない状況でございますが、もう全国的に感染者がまだまだいらっしゃるということで、全く本市でも感染者が出ないというのはゼロではないと思います。

今後ですね、またそういった事態を受けて、せつかくちょっと動き出した経済がですね、本市の、また滞ることになる可能性もございます。そういった点も含めてですね、今後どのような支援策を考えているのか、まだ具体的に発表できないところもあるかもしれませんが、何かお示しできるのがあれば教えていただけないでしょうか。

○鮫島寿水文産商工課長 現段階でですね、今後の支援策について考えておりますのは、厚生労働省におきまして8月28日に、9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置について、令和2年12月末まで延長すると発表がございましたので、関係する本市の雇用調整助成金申請費支援事業について延長措置に係る支援拡充の検討を始め、既に関係者と協議に入っているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要の低迷で業績が悪化している事業者や本市では生産調整、かつおぶし工場等ですね、こういった生産調整をするため休業を与儀なくされている事業者を支える、また雇用を維持していただくためにも国の特例措置の期限延長を受けて引き続き支援していく方向で、国の動向を注視しながら本市の事業の拡充策を調整していきたいと考えているところです。

○11番永野慶一郎議員 今後もですね、また状況に応じてですね、いろいろ計画とか変わっていくとは思いますが、いち早くそういったものに対応していただくようお願いを申

し上げます。

続いての質問で、今回子供を中心とした観光拠点づくりについてということで、2つちょっと質問をさせていただきます。

3月議会でも私ちょっと質問のほうです、お魚センター横の公園に何か子供たちが遊べるような遊具を設置できないのかということで質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁は、一応お隣の市に海浜公園がある中で今すぐ枕崎にというのは、というようなお答えだったんですけども、3月議会後です、新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大していきまして、かなり子供たちも遊ぶところもないっていうか、いろんな制限を受けたりしてですね、なかなかもう遠くに遊びに行ったりとか外に出にくいような状況が続いておりました。

うちもなんですけども、やっぱり子供を連れてですね、動物園に行ったり、水族館に行くのもちょっともう心配だなと思って控えているところで、じゃあどこに遊びに行くっていったらですね、8月に入ってからだったんですけども、海浜公園のほうに行ってみました。

遊具がいっぱいあって、子供も喜んで遊んでいたんですけど、その中で枕崎の方も何人かいらっしゃってですね、やっぱり枕崎からも来ているんだっていうのは思っておったところなんですけども、その後です、池田湖にもちょっと行ってみたんです、池田湖のドライブインの横に、大きな遊具が1つあって公園になっているんですけども、たくさん遊具があるというわけじゃないんです。メインになる遊具が1個どーんとあるんですけど、そういった中でもですね、家族連れとか、おじいちゃん、おばあちゃん、お孫さんを連れてきているとか、そういった光景が見受けられました。

やっぱり諦めきれずにですね、車で毎朝お魚センターの横を通るわけですけど、あの公園を見るたびにですね、何かここに、遊具が今あるんですけども、もうちょっと何かメインになるのが1つあって、あと幾つか遊べるような遊具があれば、もうちょっと人が、家族連れとかですね、そういったのにぎわうんじゃないかなというような思いで、毎日見て通っております。そういった横の公園は県の公園だと思うんですけども、そういったところにそういった遊具とか設置できるのかどうか、まず教えていただけないでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 お尋ねの、お魚センター西側に隣接します緑地公園施設の概要及び管理状況について説明をいたします。

お魚センター西側に隣接する緑地公園は、枕崎市海洋センター及び艇庫の敷地を除く部分は鹿児島県の所有地で、県所有地内に設置されている遊具や建物も県の所有となっています。また、この緑地公園部分は枕崎漁港環境施設として位置づけされ、昭和62年9月14日に鹿児島県と本市において枕崎漁港環境施設管理委託契約を交わし、以後、市教育委員会が管理委託を受けて管理をしております。

この契約による維持管理については、施設の清掃、施設・設備の修理点検、利用者の指導及び安全対策の実施などを行うこととなります。当該施設は県所有であることから、その敷地内にある遊具等を撤去、更新、あるいは新たに新設等する場合は県が行うということとなります。

○11番永野慶一郎議員 ただいまの答弁を聞きますと、ちょっとハードルが高いのかなっていうような感もございしますが、6月定例会で、第三セクターの決算状況の報告がありました、市長からも話があったんですが、やはり市長の思いはお魚センターをランドマークにしてと、枕崎の観光の拠点にしてというような思い、これは今年も変わってなかったですね。

やはりですね、それを受けてお魚センターという施設があり、隣に公園があると。7月の末だったですかね、お魚センターのほうに子供を連れて行って、小さな水族館があって、中央にある水槽も今やっと魚がいっぱい入っててですね、魚が泳ぎ回っている状況ですけども、中でかき氷を売ったりしていたのもお見受けしたんですね。

私のイメージで話をさせてもらおうとですね、お魚センターの東側の駐車場にみんな車を止めて

お魚センターに行きますよね。お魚センターを通過して隣の公園に遊具とかあれば、枕崎市内の人も、また市外から来た人もですね、すごく子供連れの方とか楽しめるんじゃないかなと。遊んで、夏場ですと、休憩をするがと。クーラーも入っていますし、お魚センターはですね。そこでかき氷を食べたり、じゃあ昼食を取ろうかっていうようなそういったことにもなるんじゃないかなとは思っていますね。

私ちょっと今回そういったところを回ってもらったときに、条件はすごくいいなど、枕崎のお魚センターと隣の公園ですね、すごくいい立地条件にあるなっていうのをすごく感じまして、帰りには遊んだ方たちがお魚センターに寄って、土産の一つでも買って帰ろうかと、そういった感じになるんじゃないかなと。すごい私のこれイメージというか、本当に想像で今物を言っているんですけど、何かそういうのがすごくいいイメージがこう浮かんでくるんですけど。お魚センターの支配人であります参事としてどういったふうにそこは思われますか。

○新屋敷増水産商工課参事 今、議員からありました隣接する緑地公園のほうに遊具を充実させることで、市内はもちろん市外からの家族連れも増えて利用者も増えてお魚センターとの相乗効果が図られるということの質問だと思いますけれども、今現在、お魚センターのほうでですね、特に子供たちが楽しめる取組といたしましては、名物のわら焼きタタキや削り節など体験メニューに加えて、みなとの小さな水族館や今回夏休みの特別企画展として昆虫展を開催いたしました、こういったものが人気だったようです。

今後も行楽シーズンに向けまして、子供たちはもちろん家族そろって楽しめる企画、イベントを定期的に開催して、お魚センターに何度も行きたいと思わせる魅力づくりを進めていくとともにですね、あわせまして緑地公園と一体となった、特に西側のほうの仕掛けを充実させることで、そういう動線づくりにも努めていって、利用者がこれまで以上にお魚センターと公園を楽しく回遊できるように努めていきたいとお魚センターのほうからはそう聞いております。

○11番永野慶一郎議員 私、以前も言ったかもしれませんが、動線という意味ではいい流れですね、来たときに買物をするか、帰りに買物をするかっていう話なんですけども、隣の公園を利用してつれば、お魚センターへの人の流れというのがすごくいいものができるんじゃないかなって思っています。

もう一つ、ちょっと私がイメージしているのが、可能かどうか分からないんですけども、分かりやすく言えば、よくテレビとかで本日何々市は気温40度まで上がりましていったようなニュースが流れるときに、よく親子でこういて、下からですね、床から水がぼって出て、噴水じゃないんですけど、子供がそこで水遊びしているようなそういったニュースのシーンってよく出てくると思うんですけど、皆さんイメージが湧きますかね。

昔、広栄丸が置かれていたあその池っていいですか、ございますが、あそこに水をためていると、また衛生的なところもあるし、また事故とかそういったようなものにちょっとつながりやすいので、逆にあそこ埋めちゃってフラットにしてですね、何かこう下から水が出てきて、そういった涼を求めに親子連れの方とか、また地域の方が来るようなですね、そういったのができれば何かすごくいい公園、そしてまたお魚センターにとってもいい一つの起爆剤っていうか、そういうのになるんじゃないかなと思って、すごいそれを思っているもわくわくするんですけども、先ほど市長がこの議場に入ってこられるときにすごい疲れた顔で入ってこられてですね、ちょっと気になっていたんですけど、お疲れだなと。

逆に市長、そういった話でですね、市長としてはどうですか、私のこの夢物語じゃなくて、本当にこれを市民の方に語るとですね、絶対いいよねって、子供がいたら絶対連れていくとか、私も孫がいたら連れていきたいっていうような方が結構いらっしゃいます。そういった思いで、どうですか、わくわくする話だと思うんですけど。

○前田祝成市長 先ほど、保健体育課のほうから説明がありましたとおり県の施設というハード

ルが当然あります。その中でですね、どういうふうに活用していけばいいのかというのもですね、我々実際そこを預かっている自治体としてはですね、要望をどんどんしていく必要があるかというふうに思っております。

今、議員から御提案のございましたその噴水ですか、ミスト噴水につきましてもですね、今池として設置されている部分の有効活用策としてですね、そういう形でも非常におっしゃられるようににぎわいにつながる部分があるかと思しますので、県のほうも体制が変わったというかトップが変わったという部分もございますので、その辺りはですね、ぜひ話をしてみたいなというふうに思いますし、まずは振興局等と協議をしながらですね、そういう有効活用についてはですね、ぜひやっていきたいなというふうに思いますので、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○11番永野慶一郎議員 お魚センターのにぎわい創出の一翼を担うためにもというのもございますし、本当に、子供たちの遊べる場とかですね、子育てのしやすいまちだというようなそういったのも関連してくると思うので、今すぐそういったのが実現するか分かりませんが、私のお願いとしてはですね、粘り強く県のほうに要望していただきたいと思いますし、お願いをいたします。私も忘れないように、忘れられないようにですね、この話はちょっと、いろいろと質問等でまたお願いをしていきたいと思っております。

続いての質問なんですけども、最後になります。子供たちが安全に遊べる場を提供するために、スケートボード場を火之神公園に整備したらどうかということなんですけども、これ実際ですね、昨年の市民と市議会との意見交換会で市民の方から出された意見でもございます。オリンピックが今年はなかったわけなんですけども、今回の東京オリンピックからオリンピック競技にスケートボードがなったっていうことですね、今にわかにそのスケートボード人気が出てきていますよっていうことで、枕崎でそういった競技会とかいうのがあればですね、また人が来てにぎわうんじゃないのかと。特に火之神公園に造ればよくないですかっていうような市民からの御意見もありました。

また、スケートボードで枕崎市内の子たちが遊んでいたら、道路とか公園の駐車場とかでしていたみたいなんですけども、そこはやっちゃ駄目なところだということに怒られてしまったと。思い切りそういった滑れるところがあればいいのにねっていうようなそういった市民の意見からでございますね、こういったのも検討いただけないかということで、御質問をいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 火之神公園にスケートボード場ということですが、火之神公園は坊野間県立自然公園の一部でありますことから、来園される観光客や市民の皆様にも自然景観を楽しみながら過ごしていただくための施設として位置づけをしております。

お尋ねのスケートボード場の整備についてですが、公園内に整備するとなりますと、スケートボード利用による音ですね、ローラー音が結構すると思っております。私も南さつま市のローラースケート場、スケートボード場に行って子供としたことがございます。やはり音が気になったりする部分がございます。

そういったことを考えますと、キャンプをされるお客様や公園内の園路を散策される方が波の音を聞きながら静かにくつろいでいる中で、そういったローラー音を不快に思う方もいるのではないかなと。やはり自然を売り込んでいる公園でございますので、少しそぐわないのかなと考えているところです。今の段階ではですね、火之神公園につきましても、これまでどおり自然景観に配慮しながら整備、運営を目指したいと思っております。

しかしながら、議員がおっしゃいますとおり港の公園等でもスケートボードをされていたり、都市公園等でもされている方を私も見る機会もあります。そうした中で、スケートボードというのがオリンピック種目であったりすることもありますので、住民ニーズが高まって施設整備の必要がある場合には、今後場所の問題も含めてですね、火之神公園がいいのか、そういったことも

含めながら研究はしていかなければならないと考えております。

○11番永野慶一郎議員 先ほども言いましたけれども、やはり子供たちが安心して遊べる場というのをですね、特にこういった制限された中で、子供たちですね、先ほど豊留議員のほうからも子供たちのストレスを心配するような質問もありましたけれども、子供たちも、そしてまた市民の方も安心して暮らせるまち、ウィズコロナでやっていかないといけないと思うんですけども、そこをまた行政も私たちが一生懸命取り組んでいかないといけないところだと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午後1時7分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 まず、台風10号により被災された市民の方へ心よりお見舞い申し上げます。

次に、私もコロナ対策を第1番目に質問しますが、今回ほとんどの議員が質問しております。コロナが収束しなければ、本来の人間生活ができないことから、この問題を重要視し、危機感の表れじゃないかと思えます。

さて、内閣府が発表した本年4月から6月期の国内総生産速報値は、年率換算で27.8%減となりました。2009年のリーマンショック後の年率換算17.8%減に比べ、戦後最悪のマイナス成長となりました。新型コロナウイルスの感染拡大で、個人消費が激減したことが大きな要因であります。

新型コロナウイルス感染は、第一波が収束したものの、7月より第二波による感染拡大が発生し、今なお全国の感染者数は毎日500人前後で推移しております。また、インフルエンザが流行するこれから到来する秋、冬の季節を考えた場合、決して楽観的な状況ではありません。経済活動より、コロナから命を守る健康が第一であります。家族を守る経済活動も大事であり、その両立を図るための政策は絶対不可欠であります。

本市においては、6月中旬までは感染者が出ておらず、7月から徐々に経済活動が復活する気配がありましたが、感染者が出たためにその気配は一気にしぼんでしまいました。それから2か月、本市の感染者は発生しておりませんが、飲食店等は本来の姿には戻っておりません。

飲食店を経営する人、飲食店を利用する人、両方が徹底したコロナ感染対策を実施する必要があります。コロナの影響を直接に受けている飲食店及び宿泊業者に対する支援事業として、新しい生活様式に対応するための営業スタイル推進事業が実施されております。

県は、感染拡大防止に取り組む事業者向けに、新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを発行するとのことですが、このステッカーを得るための合格基準はどのようになっているのか、まず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 今、質問者からございました8月17日の臨時会で提案しました「新しい生活様式」に対応するための営業スタイル推進事業は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の両立を図ることを目的に、市内飲食店及び宿泊施設が実施する感染防止対策に対して補助金を交付するものであります。

御質問にございました県の新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーの合格基準等につきましては、担当課長に説明させます。

○**鮫島寿文水産商工課長** 県の新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー及び実施宣言書については、新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら、社会経済活動を維持するために新しい生活様式の徹底を推進するもので、事業者が実施している感染防止対策の見える化を後押しし、利用者に安心して店舗を利用してもらうことを目的としています。

各事業者が、ステッカー及び実施宣言書を利用するには利用者登録をまず行い、専用サイトでの手続が必要となります。その後、県ホームページからステッカー及び実施宣言書のデータをダウンロードし、印刷して使用することとなります。なお、県ではホームページ上で随時宣言事業者を公開し、県民にお知らせすることとしております。

お尋ねの合格基準といいますが、合格基準ではないんですけれども、このステッカーのダウンロード、宣言書のダウンロードにつきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の基本事項であります10項目をチェックして、完了後にダウンロードできるシステムでございます。

主なものを申し上げますと、入り口や施設内における手指消毒薬等の設置や、あと施設の定期的な換気及び清掃、それと利用者へマスク着用及び手洗いや手指消毒の呼びかけ、こういったことがチェック項目とされているところです。

○**6番城森史明議員** まず、この「新しい生活様式」に対応するための営業スタイル推進事業、この応募状況は今どういう状況なんでしょうか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 今、応募状況ということですが、9月の中旬、近々ですね、募集の申請等の手続をホームページ上でオープンする予定でございます。

今、国のG o T oキャンペーンの関係で、9月14日に市民会館のほうでG o T oトラベルの関係の説明会があるんですが、そのときに市内飲食店が集まると予想されますので、そこで具体的には手続等のお話、申請関係の必要な書類等の御説明もしていこうと思っております。

この制度を、仕組み、取組をする中におきまして、数件から換気対策をしたいとかですね、7月にやはり市内居住者の感染が確認されてからですね、先ほどの議員の質問でもありましたとおり、5月ぐらいからこういった話が出まして、そして最初のうちはですね、皆さん飲食店の方はそこまでこういった取組をしなくてもよろしいのではないかということだったんですが、7月に入り本市居住者の感染症の確認がされてからですね、やはり自衛的にといいますが、市のほうでこういったものをしていただけないか、またその取組の費用等の支援をしていただけないかという話があったので、先ほど申し上げました7月10日に飲食店のまずはガイドラインを作成して、そして県は8月20日からこのようなステッカー・宣言の取組を始めたところです。

私どものほうとしましては、先ほど申し上げました盆前にはですね、ホームページ上でこういった取組をやっていますということで、ステッカーのイメージ的なものは配付しているところです。お尋ねの応募状況につきましては、これからということで御理解いただきたいと思っております。

○**6番城森史明議員** この10項目を見るとですね、非常にもう3密に関する基本的な事項しか入っていないわけですね。

要は3密の消毒液の設置とか、換気とか、マスクの着用とかですね、距離を離すとか、3密に関する基本的な事項しか入っていないんですが、先ほど市のステッカーの説明があったときに、市は4項目ということでしたが、非常にそれではまずいんじゃないかなと思うんですね。県がこうして10項目を、基本的な分を定めている。そして、日本医師会「みんなで安心マーク」、これも9項目なんですよ。

ですから、そういうところに本市だけが4項目というのは、本当にコロナ対策10項目に対して4項目ですから、非常に不足しているわけですね、そういう面もあるし。私はそう思うんですが、その辺は何かこれから改善したほうがいいと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

○**鮫島寿文水産商工課長** 先ほどの午前中の答弁で申し上げました4項目というのは記載例でありまして、チェック項目4項目ということではございません。本市の飲食店のガイドラインも

10項目以上の取組を記載してあります。その中で、必要なものをそれぞれで自書——自分たちで書いて掲示していただくと、これが4項である方もいらっしゃるれば5項目である方もいらっしゃると思います。

その全てを書き出して宣言ということではなくて、主な取組を書き出していただく。県のほうもこの10項目をチェックしていただいて、実際に県の保証するものであるかといいましたら、県は保証とかですね、認定とか、認証制度ではないというふうになっております。

本市においても、飲食店の方とお話をする中で様々な御意見がありました。ぴしゃりと東京都のように立入検査とか、そういったその後の検証もすべきだという声もありますし、そこまでの必要はないと、やはり法的な根拠に基づいたものではございませんので、店舗内に入るとか、そういったこともなかなか難しい中で、市内の飲食店が一緒に取り組めるという内容ということで、今回このような自書による自分の店の取組を書いていただいて、それを貼り出すという仕組みにしたところです。

すみません、私の説明が悪かったかもしれませんが、4つだけの項目でオーケーということではなくて、本市のガイドラインも10項目以上掲げてございますので、その中で自分たちの店ができる取組を掲示していただきたいということで飲食店の方とも話をして、このような取組の内容としたところです。

○6番城森史明議員 法的規制はないことは十分分かるんですが、ただ市が発行するステッカーでしょう。そしたら、ある程度のやっぱりそこをきちっとしたところが、県みたいによ、10項目を示して、なおかつその一番最後に業界団体等が作成する業種別ガイドラインを理解し、取組の実施という項目もつけてあるわけですよ。当然、これはガイドラインもちゃんと読んで、それに従ってこの基本10項目を守りなさいという意味ですよ。

そして、塩田知事がですね、現場に足を運ばなければ分からないこともある。抜き打ちの可能性は否定しないということを言っているんですね。ですから、法的規制はないけども、ある程度厳格さがないとコロナに対しては負けると思いますよ。

経済と両立するとき、甘い条件だったら当然負けますよ。県のほうが厳しいわけですから、枕崎の4項目、枕崎の指定の基準はないわけでしょう、ないちことですよ。業者に勝手に書いてもらおうと。だから、せっかく行政が出すんだったら、ある程度の厳しい条件で出して、そして絶対コロナを、患者を出したらいけない、そうしなきゃ駄目だと思いますよ。その辺はどうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げました7月10日に作成しました飲食店のガイドラインにおきましても、今議員がおっしゃいました業界のガイドラインですとか、国県のそういった示されたものを参考に健康課のほうとも話をして策定をしたところです。

今回、県が8月20日にオープンになりましたこのステッカーの取組につきましては、保健所等の管轄している県の健康増進課のほうで進めた取組でありました。

私どもとしましては、対策本部内に2つの部が設置されまして、経済対策部ということで私どももこのほうで飲食店の方、また商工会議所とも協議をして、このよう取組を推進していこうとしたわけですが、今議員がおっしゃられたような御意見も多々あるかとは思いますが、先ほども申しましたが、この飲食店の宣言ステッカーなり、宣言書なりを仮に貼っていただいて取り組みを実施してもですね、いろんな関係者の方からお話をする中では、コロナウイルスが見えないものですので頑張ってやっても出る可能性もあると。その中で、抜き打ち検査なり、そういった検査を実施していった担保にするというのはどうなのかなということもありました。

今、議員がおっしゃるとおり、この宣言ステッカーの确实性を高めるためにそういったことが必要ということで議論があれば、またもう一回対策本部の感染対策部のほうとも話をして、どういった検証の方法が取れるか、また実際にエビデンスとして何項目やったほうが望ましいのか、

最低限必要な部分はどういったことなのかというのを検討して対応してまいりたいと思います。

○6番城森史明議員 一応、県の部分が出ているので、県を活用したらいいんじゃないですか。県の発行しているこのステッカーを、枕崎市も権利があるわけですから、これを活用して、そしてなおかつその両方と、そっちは市が出しているわけだけど、財政的にもこっちを活用したほうが安く上がるんじゃないですか、財政的にはどうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたが、県のほうが8月20日からこういった取組ということで、私どもも情報を持っておりませんでした。県のほうでなくて、県内の自治体でありますとか、先ほど申し上げました宮崎の日南市の例、そういったものを早くから検討していた中で、うちのほうは8月、盆前にどうしても市内飲食店の方々が、7月のそういった本市内で感染症の居住者の確認がされて非常に厳しかったので、行政また飲食店の方々と話をする中で先んじてこの事業をしました。

そして、17日の議会の中で、新しい生活様式のこういった取組の中で、その経費の一部としてこのステッカー・宣言書の印刷経費等も盛り込みましたので、これが何十万というものではございませんので、県の取組と市の取組も一緒にしていければと思います。

本当、議員がおっしゃるとおり、県のステッカーを使えば、自分ちでダウンロードしてステッカーではなく張り紙の形で使えるかなと思います。

また、市のほうの取組もあって、実際にステッカータイプのを準備してまいりますので、それが必要な方はそれを貼っていただくと。一番いいのは、議員がおっしゃったとおり2つを貼っていただければ確実な取組となろうかと思っておりますので、その辺も含めて、先ほどの効果的な宣言の在り方、そこも含めて検討させていただきたいと思っております。

○6番城森史明議員 そういうことで、目的はですよ、要は飲食店と両立させるために枕崎で出さないということなんですよ、コロナ患者をですね、感染者を出さない。そのために、やっぱりある程度厳しい基準で、こうして見える化をすればですね、利用者も安心して行けるわけでしょう、このステッカーが貼ってあったら。

当然、やっていく中では貼っていない店、貼っている店が出てきますよね。けども、貼っていない店はどうするかという対策も必要だと思うんですけども、貼っていたら安心できるじゃないですか。

そして、今ではもうだって高齢者なんか絶対に食べにはいかないですもんね。そういうコロナが怖くて今行かないですよ。そして、居酒屋なんかですね、土曜日でもがらんがらんしているんですよ。ですから、居酒屋なんか元に戻ってないことですよ。

そして、もう一つ聞きたいのは、その接待をする店、その点のところはどういうふうに——このステッカーを貼れるんですか、市のつくったやつは。特にスナックですよ、接待をするスナックのところは、どういうふうな対応をするんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、先ほどのちょっと質問につけ加えをしたいと思いますが、先ほど市内の飲食店の方とお話をする中で、やはり皆さんの店が取り組める宣言書であったり、ステッカーであってほしいということがございましたので、まず日南市の例を申し上げますと、最初5月中に日南市が始めましたグリーンフラッグにつきましては、市外、県外の方は立入りを禁止しますとか、非常に厳しい内容でございました。

そうした中で、やはりこういった取組は本市では難しい、中には市外、県外のお客様をお断りするというアナウンスをしている飲食店もございました。

やはり意見として、2つ目の質問であります接待を伴う飲食店等においても、なかなかそういったことで全てを排除ということではできず、全ての店が取り組める内容でなければならないという意見が大半でしたので、仮に厳しい宣言の内容としますと、本市の飲食店の中で、狭小な店、店舗的にどうしてもカウンターが数席、テーブルが数席という形で、少ないお店の中でソーシャ

ルディスタンス、キープディスタンスを取るに当たってそれを実践してしまうと、もううちの店はやめろということか、廃業せということかという意見まで出たところです。

そうした中で、最低限の取組として、私どもが健康課なり安全対策という意味での取組が何ができるかということとをずっと検討して、そして8月12日にホームページにアップしたことの御理解をいただきたい。

100%の感染防止はできなくとも、県のようにそういった最低限10項目ということで掲げてチェックしていただければよろしいかと思いますが、それをチェックできない店が多々あります。2つ目の御質問の飲食店におかれましては、半分以上はできないというようなお声も聞いております。

そうした中で、あえて私どもの側が判断したのは、やはり市全体として取り組んでほしいという中で、こういった感染対策においては非常に不十分という声もあるかとは思いますが、一方では厳しい宣言書の設定をすることで、行政は私どもの店を排除するのか、やめろということかという意見もございました。

その中で、最低限度の取組として、表現はよくないかもしれませんが、できる範囲での宣言書ということで検討をして、今回このような枕崎市、商工会議所、観光協会、飲食店組合、そういった連盟での取組をしていきたいと思います、8月12日の段階ではそこまでの合意形成、コンセンサスが得られませんでしたので、8月12日時点でのアップロードの内容については、市も含めた団体の明記はございません。

今、考えているのは、やはり……（「ちょっと長いので、簡潔に」と言う者あり）なので、全体を見たときに全てをやろうとすると、店の排除までつながってきますので、そういったことを勘案して経済復興のために店を閉める、安全対策のために店を閉めるということがないような取組として、現在のような支援の仕組みとしたところです。

○6番城森史明議員 それはいろいろ事情があると思いますが、この10項目っていうのは3密の本当に基本的なことですよ。それは最低限やれると思いますよ。だって、鹿児島島の屋台村もあんなに狭いですよ。だけど、感染対策を施して、あの狭いたった5人から10人しか座れないところでも商売やっているじゃないですか。

だから、その辺はもっと前向きに考えて、いろんなそういうところを参照にしながら、それは小さいところはそれはできないならしょうがないですよ。だから、それはある程度妥協点というものもあるだろうし、これも100%じゃないですよ、これ。たった3密を防止するための本当に基本的なことだから、これでやったら50点かもしれないですよ。これ100点じゃないですよ、だって検温するということも載ってないんですよ。従業員等を検温する、市役所でもありますよ。あれで検温するという項目も入ってない。

ですから、それはそれにしていので、この新しい事業でですね、その辺の設備を整えるわけでしょう。そのために、この事業があるわけじゃないですか。店を改善したり、そういう体温計ですか、あれを買ったりするための事業ですから、それはそれでいいと思いますよ。だから、やはり県のを活用するのも一つの方法ですので、両方でやっていけばいいのかなと思います。

次に、医師会のみんなで安心マーク、これも9項目ありますよ、やっぱり。もう時間がないのではしょっていきますが、その次のPCR検査の件です5番目のね。これはまず、PCR検査というものが本市にとってなぜ必要なんですか。どういうふうに考えているんですか、本市にとって、なぜそのPCR検査を、社会的な検査ですよ、要は。行政的な検査じゃなくて、社会的な検査がなぜ必要なのか。それはどういうふうに考えているんですか。

○田中義文健康課長 前の質問者への答弁でも答えているところですけども、現在市の考えとしてはですね、先ほど市長が答弁いたしましたように、高齢者のいる施設に従事する方であったり、海外等、もしくは県外、感染が拡大している地域等への出張等で、仕事上どうしても必要に

なる方が今後予想されます。

そのような方と、それと行政検査で検査対象にならないけど不安がある方等についても、自費検査というものを実施したほうが、市民の安心安全と仕事を継続するという意味から必要であるというふうに考えているところです。

○6番城森史明議員 墨田区とか、その辺も一応PCR検査を、社会的検査をしているちゆうことなんですが、ただ東京と枕崎では全然違うと思うんですよね。枕崎ではクラスター感染、これを防止するために医療・介護従事者、保育園の従業員を主体にすることが大事であるし、そして高齢者、まずそういう人たちを想定したPCR検査ってものを、市長もおっしゃられていましたけどね、そういうものをするんだということでPCR検査はしましたけども。今度ニュースで出ましたが京都産業大学、これが学生が1,000円で検出キットでPCR検査を受けられるということですが、これは御存じでしょうか。

○田中義文健康課長 京都産業大学のこともですが、今日の新聞にも鹿児島大学が企業と連携をして、インフルエンザと新型コロナの検査を実施できるキットを開発しているということで、今年中にもそれが開発される見込みになっているというのは伺っておりますので、今ありますのは、PCR検査も通常の鼻の粘膜からと、あと唾液からもありますし、抗原検査もありますけれども、その他の新たなそういうキットの活用をしたりして、その辺の市民の方々が簡単に受けられるような検査というものも、どんどん取り入れていきたいと思うんですけども、先ほど答弁で言いましたように、あくまでも医師会の協力、医師会の理解と保健所の連携も必要になってきますので、その点については、また本日の会議の中でも要請をして、いろいろお話を伺いたいというふうに考えているところでございます。

○6番城森史明議員 この京産大ですけど、クラスターが1回発生しまして、それで学生にコロナ感染者を出してはいけないということで、ノーベル化学賞を受賞した田中さんがいる島津製作所と連携をして、学生は1,000円で受けられるんですよ。そして、設備費には1,500万しかかかりません、検査する設備ですね。1,500万かかって、そしてキットは1万2,000円だそうです。

だから、そして医療関係でしかできないのかって聞いたら、この機械は医療機関でなくても大丈夫ですよ。医療機関には、陰性か陽性を証明してもらえばいいですよっていうことだったので、こういう例があるのでですね、やはりその辺のところを調べていただいて、はっきり言って枕崎が汚染されてないと調べるのはPCR検査しかないわけですよ。

2万人のPCR検査をしたら、ここは無菌地帯ですがね。だから、やはりPCR検査ってというのは、理想的には一番大事なものかなと私は思いますし、コロナに勝つにはですね、やはりそういうPCR検査というのは絶対今後必要なことですし、それを安くてできるような形を研究してもらってほしいんですが、その辺はどうでしょうか。

○田中義文健康課長 先ほども申し上げましたけど、検査の方法につきましては、様々な検査が今開発もされているようです。

ただ、今のところ、PCR検査の精度が最も高いということで、抗原検査につきましても、まだまだ精度が不足するということもありますので、先ほどおっしゃられましたその検査キットが今後開発されていくと思うんですが、そのウイルスの増殖の状況等で検査の結果が正確に現れるかということもございますので、あくまでも様々な検査の精度、陽性の検査の精度であったり、また陰性の精度もありますので、その辺のところを総合的に私たちも勉強して、そして枕崎市のほうでどういうものを取り入れたらいいかということは今後とも検討してまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 次の質問に移りたいと思います。

北朝鮮拉致問題ですが、この問題に対し、1978年8月12日に市川修一さんと増元るみ子さんが、吹上浜で北朝鮮に拉致されてから42年になります。この南薩においてですよ、このような

事件が発生したのは非常に残念なことだと思いますが、この問題に対し、自民党安倍総理は最重要課題として取り組んできたが、2002年における小泉総理のように拉致被害者の帰国は実現できなかったわけですよ。

北朝鮮という国家は、総書記の兄をマレーシアで暗殺したようにテロ国家であり、日本とは意志の疎通ができない、理解できない国家であり、そのような国からですよ、拉致被害者の帰国を実現するのは安倍総理にも至難の業だったのかもしれないです。

そして、拉致被害者は、横田めぐみさんのように中学生のとき拉致され、約40年間北朝鮮で過ごしているわけです。近い隣国なのに会いたくても会えない。もし拉致されなければ、日本で家族水入らずで本当に幸せな人生を過ごしていたはずですよ。そういう思いで市長にお尋ねしますが、この拉致問題が全く進展しないが、このような状況について市長はどのように考えておられますか。

○前田祝成市長 北朝鮮による拉致問題について答弁したいと思います。

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権問題であるばかりか、我が国の国家主権に関わる問題であります。日本政府が拉致被害者として認定した17名のうち一部の方々の帰国が実現、先ほどありました2002年、したものの、いまだ全面解決には程遠い状況であるというふうに認識しております。

本県におきましては、質問者からもございましたが、拉致被害者として市川修一さん、そして増元み子さんのお二人が認定され、また拉致の疑いが濃いとされる特定失踪者が11名とされております。その御家族については、悲痛な思いを胸に1日も早い救出に向けた活動に取り組み続けていらっしゃるというふうに認識しております。

しかしながら、拉致問題に対する両国間での進展は見られておりません。解決の糸口がつかめていない状況、非常に遺憾であります。また、拉致被害者及び拉致被害者の御家族の高齢化などにより、拉致問題が風化していくことを私といたしましても非常に懸念しているところです。

特に拉致被害者のシンボリック的存在である横田めぐみさんなんですけれども、実は私と全く同じ歳ですね、40年という長い歳月を北朝鮮で過ごされているってことを考えるとですね、非常にやはり痛恨の極みといいますか、遺憾だなというふうに思っております。

ただ、なかなか相手が相手なだけに交渉が進まないというところについてもですね、我々国民としてじれったい思いもございます。そういうところが、今この問題に関する私の心情でございます。

○6番城森史明議員 本当に会話すらできないことが非常に残念なことで、そういうもんでやはりですね、家族の方はもう胸が張り裂けそうになるぐらいの悔しさだと思うんですが、そういうふうに拉致被害者も高齢化が進んでいて、本当に今活動を起こしている人も、市川健一さんも75歳だったかな、そういう意味でどんどん高齢化して行って、もうはっきり言ってそういうふうにして家族が亡くなっていけば、風化してもう日本でもそういう拉致問題というのが取り上げられなくなるということが、一番、市川健一さんは心配しているわけですよ、拉致被害者家族は。

そういう意味で、これは非常に世界的にも類を見ない人権問題であるので、そしたら日本国民が何ができるか、私たちが何ができるかということで、はっきり言ってその辺を考えてやはりその活動に協力することしかないわけですね、そういうことで署名活動によって政府に訴える、国際社会に訴えるちゅうことで市川健一さんなんか一生懸命やっているわけですね。

そういう意味で、増元さん、南薩であった事件ですけど、市川健一さんが、私以前話したことがあるんですけど、南薩で1回も署名活動と講演をやったことがないんだっていうことで、1回ぜひやってくれんかということであったんですが、平成25年に枕崎市議会が拉致問題解決に関する意見書を出したんですね、政府に。そのときに、その12月に来れないかちゅうことで企画

調整課と話してしたんですが、忙しくて来れなかったみたいで、それでコロナ後になったらですね、ぜひこの枕崎において講演活動なり、署名活動についてお願いしたいんですが、その件はどう考えられますか。

○前田祝成市長 今も申し上げましたとおり、非常に解決が長引いていることに対しては、非常に悔しい思いをしているところでございます。

本市における拉致問題の早期解決に向けた取組について少し紹介しますが、県市長会の取組の中で、早急に全ての拉致被害者の救出・早期帰国を実現できるよう政府一丸となって全力で取り組むことということで、19市全ての市の総意として強く要望する旨の要望書、これは毎年度継続して国の関係省庁や関係機関、県選出の国会議員等に提出しているところでございます。

これにつきましてははですね、本年度におきましても10月にまた提出する予定としているところです。

今、議員からございました拉致家族による講演会の開催、拉致問題を風化させないための取組は非常に大切であるというふうに認識しますが、現在のところ、そのような啓発活動等を本市単独で行う計画というのは持ち合わせていないところでございます。

○6番城森史明議員 そういう意味で、特に増元のみ子さんと市川修一さんが吹上浜でしたちことでもありますので、ぜひ将来的になります、コロナ後になります、ぜひつくっていただきたいと要望しておきます。

次の質問ですが、「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトを実施し血圧計を設置したが、どのような効果が生まれたのか、質問いたします。

○田中義文健康課長 本市では、以前から脳卒中死亡率が高く、国保医療費が高いことが健康課題となっており、その課題改善に向けて、鹿児島大学大学院の大石教授の提案を受けて鹿児島大学や本市医師会と共同で、昨年度から高血圧対策事業として、高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトをスタートいたしました。

当初の計画では、3か年計画の1年目である昨年度は、まずは多くの市民に自分の血圧を知ってもらう取組を進めるため、5月17日の高血圧の日に合わせて「血圧を測ろう祭り」の開催や市内のコンビニ、パチンコ店、居酒屋など、100か所に自動血圧計を設置することなどを計画いたしました。

昨年度実績といたしましては、血圧を測ろう祭り当日はあいにくの悪天候でありましたが、それにもかかわらず約400人の参加の下、大石教授の講演や血圧大測定会などを実施して、血圧測定から始まる健康づくりの重要性について啓発を図ることができたというふうに考えております。

血圧計の設置に関しましては、市内の事業所等の協力を得て98か所に血圧計を設置することができました。測定した血圧データにつきましては、大石教授に送り鹿児島大学のほうで分析をしていただきました。

まだ、途中の段階だったものですから、大石教授からは海側の地域の方は血圧が高く、山側の地域の方は血圧が低いというデータがはっきりと出ていると。特に別府地域の血圧はそれほど高くないことなどの報告があったところでした。今後、詳細な分析を行うこととしました。

昨年度の成果につきましては、初めて大学と連携した本格的な健康づくり事業に取り組めたことや、本市医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会などの各団体との連携を深めることができたこと、さらには市内のコンビニ、パチンコ店、居酒屋などの事業所との連携を進めることができたことが、今度の健康づくり事業を進める上での足がかりができたのではないかと考えているところです。

また、市内いろいろな場所に血圧計を設置し、市民の目に触れることにより、自分の血圧を測り、知ることの重要性について啓発を図ることができたというふうに考えております。

○6番城森史明議員 健康まくらざき21に病気のデータがありますが、この標準化死亡比、脳

血管疾患の現在の数字はどうなっていますか。

○田中義文健康課長 脳血管死亡比、いわゆるSMRにつきましては、過去5年間の平均値でありまして、それを例年11月ぐらいに県のほうが発表しております。ですから、現在の最新の数字というのは昨年11月に鹿児島県のほうが公表しているものですが、それによりますと枕崎市は全国平均の1.6倍ということで、男女共に1.6倍ということで19市中ワースト1位、両方ともという状況でございます。

○6番城森議員 24年のデータがありますが、24年データは男が175.3、女性が128.9ということなんで、男性はよくなって改善されて女性が悪くなったということですか。

○田中義文健康課長 5年平均で、どうしても脳卒中で亡くなった数の人数をするものですから……（「30年のデータでいいですよ」と言う者あり）最新のデータで言いますと、毎年ですね、上がったり下がったりを繰り返しております、女性は一旦128ぐらいまで下がって、そして近年も下がっていたんですけど、最新のデータでは1.6倍にまた戻ったという感じです。男性はちょっと高いところで推移しております、過去にもあんまり減ってないです。ちょっと今減っているぐらいですけど、それ以上下降したことはあまりないです。男性はもうずっと高い状態です。

○6番城森史明議員 それと、死因別順位はどうなっていますか。男女の死因別順位ちゅうのが、これに健康まくらざき21に載っているんですけど。第1位から第3位まででいいですよ。

○田中義文健康課長 申し訳ございません、ただいま死因別の順位につきましては、把握していないところでございます。

○6番城森史明議員 平成20年のときには悪性新生物が28.1%、男性がですね、そして脳血管疾患が20.4%、肺炎が10.4%、女性が、悪性新生物が19.8%、心疾患、これは心臓病ですよ、17.6%、3位が肺炎ってなっていますよね。後でがんの質問もしますが、これからすると、確かにがんて亡くなる人が一番枕崎は多いということですが、その脳血管疾患が極端に全国と比べてたら悪いということ。非常に悪いことがいっぱい重なっているちゅうことがあるので、そういう状況になっていますよね、枕崎はね。

それで、その高血圧ゼロの街で血圧計を設置したのは非常にいいアピールで、それは非常にいいことだと思うんですが、この次の第1ステップに血圧計を置いた、第2ステップ、第3ステップの計画っていうのはもうできているんですか。それがあって、最終的に高血圧をゼロにしようというのが先に、ゴールがあるわけで、ステップがある程度ないと、その辺はどうなっているんですかね。

○田中義文健康課長 先ほど、プロジェクト3か年の1年目の御報告をしたところですけども、プロジェクトの2年目となる今年度については、当初計画では昨年度に引き続き自分の血圧を知るための取組を進めるとともに、高い場合は下げること目標に取り組むことといたしました。

具体的には、血圧測定促進対策として啓発用のぼり旗、看板、公用車マグネットなどによる啓発や高血圧患者が医療機関で十分な降圧療法が得られる仕組みづくりを推進するための対策として、市内医療機関に従事する看護師等に対する高血圧・循環器病予防療養指導士の資格取得費用への助成事業や、市内の内科の先生方への大石先生のセミナーなども計画をいたしました。

また、子供たちや保護者の血圧測定促進対策として、市内2つの高校と共同して、文化祭と血圧を測ろう祭りの共同開催や枕崎PR隊さつま乙女の活用などを計画いたしました。

しかしながら、本年に入り新型コロナウイルス感染症によりまして、市内の事業所等に設置した血圧計について接触感染のおそれがあると考えまして、大石教授に御相談をして3月末には全部撤去しているところでございます。

そのような状況であります、血圧測定を基本とする本プロジェクトが有意義であることには変わりなく、現在大石教授と事業内容の抜本的な見直しについて協議を進めているところであります。

なかなかこの新型コロナ対策と並行して進めているので進んでおりませんが、今年度の取組として、現時点では高校生の血圧測定と結果の分析や、新たな取組として厚生労働省の要請を受けて、特定健診の項目に尿中カリウム濃度の測定などを追加いたしましたして、その結果を基にした野菜の摂取の促進など、保健指導の実施などをできるところから実施していきたいというふうに今年度は考えております。

来年度からしっかりともう一回見直しをして、有意義な事業になるようにということで今考えているところでございます。

○6番城森史明議員 3番目の高齢者においてですね、適正な血圧を維持するためにどのような生活習慣が肝要なのか、血圧にはいわゆる食塩を減らせて、それが一番先に言われるんですが、なかなか食塩というのは減らすことができないんですよね。

だって、例えばラーメンを食べたら七、八グラムの塩が入っているんですね、ちょっとラーメン業者には悪いですけど。それで、とにかく塩分を減らせてというのがあれなんですよ。だけど、その辺を含めてどういう生活習慣をすればいいんでしょうかね。

○田中義文健康課長 高齢者における適正な血圧を維持するための取組ということにつきましては、一般的には、減塩、運動、適正体重への減量のように降圧効果や降圧薬の効果増強を期待するものがあります。そのほかにもですね、肥満、飲酒、喫煙のように、それ自体が心血管病発症リスクのために管理すべきものがありまして、高齢者であっても積極的に適切な方向に生活習慣の修正を行う必要があると考えております。

しかしながら、現実的には高齢者がこれまで培ってきた生活歴や本人の嗜好、現在の生活環境などによって指導が困難な場合も多く、極端な生活習慣の変更は生活の質を低下させる可能性もあります。

高齢者においては、その特殊性や併存合併症を考慮して、非高齢者高血圧で推奨されている目標値を参考に個別に対応する必要がありますので、本人だけでなく家族や介護者を交えた指導であったり、医師だけでなく栄養士、リハビリ職など、多職種が連携した指導も重要と考えております。

可能な限り、家庭血圧を測定することも重要であります。積極的な治療対象となる仮面高血圧というのがあります。診療室の血圧は正常だけど、診療室外で高血圧を示す状態ですけども、その仮面高血圧であったり、不必要な降圧治療をしないための白衣高血圧の見極めのために重要ということです。そのために、家庭血圧を測定することが重要だと考えております。

診察室血圧と家庭血圧に乖離があるときは、診断や治療において家庭血圧を重視しますので、高齢者のみならず、壮年期からの家庭血圧測定が非常に重要であるというふうに考えているところでございます。

○6番城森史明議員 いっぱいありすぎて、何かポイントが絞りにくいんですが、本当に血圧を下げるためにはこれといった特効薬ちゅうのはないので、食生活とか、野菜を食べるとか、運動するとか、食塩を減らすとか、そういう方法しかないのかなっていうふうには思いますけど、この高血圧ゼロの目的は、要は話を伺えばですね、最終的には全家庭に血圧計を置いてはかるちゅうことが、確かに置いとって血圧は1日ではかってもそれは全然大したことないので、1日でも血圧は変化しますよ。特に朝が高いですよ。だから、朝はからなければ本当は意味がないと思いますよ。だから、最終的には全家庭に血圧計を置くとなったときには若干の補助なり、そういうあれをするという、どういうふうな購入方法で全家庭に置くということになるんですかね。

○田中義文健康課長 その点につきましても、昨日、鹿児島大学の石先生の下であります赤崎先生という方とお話をいたしまして、その中では、おっしゃられたように将来の目標としてはですね、やはり家庭で皆さんが血圧をはかっている、もともとは市内の至るところに置くことによって、そこでもはかっていることを予定したんですが、このようなコロナの影響もあ

りますので、今後は市内の住民の皆さんが、目標としては全世帯に血圧計を設置したいということでは考えているところです。

まだ、健康課だけの考えですけども、血圧計の配布・購入に当たっては、何らかの補助を行うということも考えておりました。もともとこの鹿児島大学の事業に当たっては、オムロンヘルスケアとも連携を取っておりますので、そこから一括でどうにかできないものかなということで昨日お話をしたところでございます。健康課としては、今言いましたように何らかの助成等も考えているところでございます。

○6番城森史明議員 この問題に関しては、もう自分でやるしかないわけですよ。自分で意識を高く持って、例えばがん検診でも非常に低いわけでしょう。国保の特定健診も50%まで、あとの50%は健診を受けてないんですよ。

ですから、やはり自分の体は自分で守ろうという意識がないと、なかなか例えば血圧計を補助を出すから買ってちゅっても関心のない人は買わなわけで、だからその辺のところの意識を高揚させる、単純に言えば、以前政務調査に行ったときに静岡県のあるところは非常に豪華なパンフレットを作って——ですから脳血管疾患に関する食塩の注意とか、パンフレットを作って各家庭に配るとか、そういうことも必要じゃないのかなと。要は市民の意識を高めなければならないので、そういうこともお願いをしたいと思います。

次に、がんについてですが、さっき言ったように死亡原因で1位はがんなんですね、男性・女性共。この辺のがん疾患の状況、がん検診の受診率の状況はどのようになっているんですか。

○田中義文健康課長 本市のがん疾患の罹患状況につきましては、国保の方を対象としたデータですけども、令和元年度では、件数が多い順では、1位は前立腺がん351件、2位は乳がん344件、3位は大腸がん283件、4位は肺がん175件、5位は胃がん120件となっております。

医療費が多い順では、1位は大腸がんで約8,700万円、2位は肺がんで約8,000万円、3位は乳がんで約5,700万円、4位は前立腺がんで約3,100万円、5位は胃がんで約2,800万円となっております。

がん検診の受診率につきましては、議員がおっしゃるとおりなかなか伸びない状況でございますが、令和元年度実績で、胃がん6.6%、肺がん10.9%、子宮頸がん11.0%、大腸がん9.7%、乳がん19.2%、乳がんは無料クーポン券の対象者のみとなっておりますが、そのような現状にあります。がん検診の目標である50%には遠く及ばない状況にあります。

今後とも、がん検診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療につなげて、そのことによって医療費抑制にもつなげていきたいという考えでございます。

○6番城森史明議員 男性で前立腺がんと女性で乳がんが、性的なものに関するがんが多いということで、前立腺がんについては血液検査で即分かるので、その辺の重要性を、乳がんも早期に分かれば治りますよ、体を傷つけないでいいわけですから。その辺はやっぱり市としては、市民にそういう意識を向上させてほしいと思いますが、啓発をしてほしいと思いますが。

○田中義文健康課長 おっしゃるとおり、がん検診の受診率を上げないといけないと思っております。ただ、今年度はコロナの関係で、検診会場自体が密になると非常に感染リスクが上昇するというので、今年度はなかなか積極的な勧奨ができず、がん検診を受ける権利を確保するというのは私たちの考えです。来年度に向けてですね、受診率向上については積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中原重信議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時18分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 まず初めに、全ての医療従事者の方々、そしてコロナ禍の中、地域のために働いてくださっている市民の皆様に対しまして感謝の気持ちを伝えたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、正々堂々真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

鶴の恩返し、おじいさん、おばあさんに助けられた鶴がやがて一緒に住むようになり、世話になったお礼に恩返しをするというあまりにも有名な日本の昔話であります。ピンチを救ってくれたお礼にその人が一番欲しがれる物を与える。美しい昔話も市の行政運営をチェックする側、される側の立場に置き換えて眺めてみると、ずぶずぶの関係が浮かび上がってくるのではないのでしょうか。市民の大切な税金を市民のために使っていただきたい。

枕崎版特別定額給付金設立について伺ってまいります。SDGs 1 番目、貧困をなくす視点からの質問です。コロナ禍により貧困や失業が広がる中、枕崎版特別定額給付金を設立し、現金を給付できないのでしょうか。

[傍聴席で拍手する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、まずは市民の皆様生命と健康を守ること、これを第一に感染防止対策に全力で取り組んできておりますが、私は新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に及ぼす影響というのは、今後も長期化するものと思っております。

このことから経済対策や生活支援については、議員の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、雇用の維持と事業の継続、これを最優先の課題として取り組んできているところです。

今後とも、事業主の皆様方には市民一人一人の雇用が担保されるような継続して仕事を続けていけるような体制を維持していただけるよう、市といたしましては、地域経済の状況や各業界の実態等をしっかりと把握し、より効果的な支援を続けていながら市民の皆様方の不安を取り除いていこうと考えております。

このようなことから、今お尋ねの市独自の生活支援として、枕崎市版の特別定額給付金制度を創設し、市民一律に現金の給付を行うことは、現在のところは考えておりません。限られた財源の中、しっかりとした財政運営というのを念頭に置きながら、今後とも全庁的に知恵を出し合いながら対応してまいりたいと思います。

○12番東君子議員 大体、想像していたような回答が返ってきたんですが、たくさん支援制度が打ち出されています。もういろいろあって、それはそれで評価されるべきだと思うんですが、例えばですね、プレミアム付商品券、もうこれ購入したくても手持ちの現金に余裕がなくて買いたくても買えない。これは日頃から禰占通男議員のほうがですね、そういうことを常々おっしゃっておられますが、私のほうにも幾つかやっぱりそういう声がありまして、もう本当に苦しいんだと、1,000円でも2,000円でもいいから、やはりそういう対策が取られるととてもありがたいというような御意見をいただいております。

そして、いろんな支援制度はですね、全て書類を完璧に作成しなければもらうことはできませんよね。行政側の立場だと、やはり全ての書類がちゃんとそろわないと、もうそれは現金をお出しするっていうことはできない。それはもう重々分かっているんですが、本当に疲れているときにですね、中の何%売上げが減ったですとかそういうのを見たときにですね、見本はあるんですが、なかなかこれを完成させて、提出して、それで現金を受け取るまでっていうのはもう気力も体力もいるんですね。ですから、簡単にですね、現金を受け取れるようなシステムがあれば、

すごく今助かるっていうような現実の問題だと思います。

そして、今本当にですね、都会でも、昨日まで普通の生活を送っていたっていう方が路上に投げ出されている、そういう状況があります。車の中でも生活をしたりですね。枕崎でも誰が何に困っているかっていうのは、本当に見た目では分からないんですね。

私がこれを提案したのは、例えば市のほうに相談に行きたいと思ったときに、冷蔵庫を開けてみたらもう何も入ってないと、もう気力もないし、体力もない、そして現金もない。やはりですね、市に相談に行くのも、やっぱり御飯食べてないと相談にも行けないんですよ。ということはですね、これは単なる定額給付金ではなくて、命をつなぐ枕崎版の特別の定額給付金、こういうふうに理解をしていただきたいと思います。

それで、今の市長の話だとちょっと厳しいかなと思ったんですが、やはり今日1日ですね、家に帰られて、ちょっともう一回私が言ったことを想像していただきたいと思います。本当に1人でも命が助かればというようなお話を今しているわけです。ですから、枕崎からですね、そういう困った方が命を絶つようなことがないようにですね、もう本当に手続を待ってても、それはどうしようもないんです。こちらからどんどんアプローチをかけてですね、何とか枕崎市民を守っていただきたいと思いますというふうに考えています。

ちょっと今日は時間がないので次に行きますけれども、本市が取り組むコロナ対策についてお伺いをしていきます。

コロナ禍によって長い緊張状態が続いています。市民の心を軽くするため、本市が取り組んでいること、これは何かありましたか。

○前田祝成市長 行政報告の中でも報告いたしました。本市におきましては7月3日に初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、7月15日までに10名の本市居住の感染者が確認されております。また、8月には近隣市の医療機関でクラスターが発生、市民の皆様方は非常に不安を抱えながらの生活を余儀なくされているというふうに認識しております。

取組といたしましては、特に心の不安という部分に関しましては、市民の心の負担を軽くするための取組ということで、市内での感染確認、7月にあったわけですが、私自らの声で直接市民の皆様にお話しすることで、感染症に対する不安を少しでも軽減できるのではとの考えから、防災行政無線やホームページの動画等を通じて、市民の皆様には冷静な行動と基本的な感染予防等に努めていただくようお願いしたところです。

また、新型コロナウイルス感染症に関するいろんな根拠のないうわさ、不確かな情報で感染者やその御家族の心を傷つけることがないように広報まくらぎきにおきましても私のメッセージを折り込ませていただきました。

さきの全員協議会でも申し上げましたが、大学の客員教授の方からのいろんな専門的な知恵をいただきながらですね、市民の皆様方の不安を取り除くということについてはですね、今後も徹底的にやっていきたいというふうに思っております。

○12番東君子議員 防災無線で市長がですね、新型コロナウイルス感染状況について市民の皆様には呼びかけをされていたときに私の携帯が鳴りまして、今市長の声がしたねと、市民のことを心配して見守ってくださっているのがすごく伝わったということでした。うれしかった。ついでのときにですね、伝えていただきたいと思いますというお電話でした。

やはりですね、コロナ禍の中ですね、今枕崎はどうなっているんだろうって、すごく皆さん不安でいっぱいだったと思うんですが、やはりそういうときに、防災無線で直接、市長が語りかける、市民の皆さん大丈夫ですかみたいな感じでですね。

そうすると、我々が思っている以上に市民の方の心に響いて、それがすごくうれしかったって、またそのうれしかったっていうのを直接電話をしてくださって、それをまたついでのときに伝えてくださいというようなことだったので、そういう市民の声を聞いたときに、私もすごくうれし

くなりました。今回の台風状況のときも市長が一生懸命呼びかけていらっしやっただので、多分皆さんですね、すごい嵐だったんですが冷静な判断をされたのではないかなと思います。

市長どうですか、市民の皆様様の率直な御意見をいただいて、どういう感想をお持ちですか。

○前田祝成市長 こういう今までに経験したことのない状況をみんなで迎えているということ、それをどのような形で乗り越えればいいかっていうことに関しましては、当然私の立場としてはしっかりとその状況を皆さんと共有して、そしてこれを乗り越えていきたいと思いますということを直接、声で発信するというのは非常に大事なことだというふうな認識の中で、それぞれやっていることですので、それが少しでも市民の皆様方に届いていれば、それは私としてはありがたいことだなというふうに思っております。

○12番東君子議員 これからもですね、市民の皆様に対して生の声を聞かせてあげていただきたいというふうに思います。

それでは、次に入らせていただきますが、青年会議所とのSDGsの普及・啓発に関する連携協定についてでございます。SDGsを前に進めるために、新しい取組はなされたのかということなんですが、前回の一般質問でも私、SDGsを前面に打ち出して、市役所でもポスターとかを貼ってですね、市民の皆様と市の職員と一緒にSDGs、これを進めていったらどうかというような一般質問をしたんですが、新しい取組、これはなされたのでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 これまで本市におきましては、持続可能社会の構築を目指すSDGsを人口減少などの地域の課題解決に向けた有効なツールであると捉えまして、研修会の開催による職員への啓発ですとか、第2期地方創生総合戦略の事業それぞれに関連するSDGsのゴールをひもづけ、計画に組み込むなどその活用を図ってきたところでございます。

SDGsが目指す持続可能で多様性と包括性を持った社会の実現のためには、行政のみで取り組むのではなく、多様な主体との連携が必要かと考えます。特に地域の社会的課題の解決に向けては、SDGsを活用した官民連携の促進を図っていかねばならないものと考えております。

このため、今回、公益社団法人枕崎青年会議所とSDGsの普及・啓発に関する連携協定を締結したところであります。

この協定の内容といたしましては、学生や企業に対するSDGsの普及・啓発に努めることや、人づくりや若者の地元定着に向けた持続可能な地域社会の実現に向けた取組、これらの内容を連携して行い、持続可能な枕崎市を目指していくものとなっております。

現在、枕崎青年会議所派遣研修制度を用いまして、2名の本市職員が青年会議所に加入しているところでございますが、そのうち1名は、本市の地方創生の担当部局でございます企画調整課の職員であります。

そういった点からも、今後一層、枕崎青年会議所との連携を深めていき、SDGsの普及・啓発及び地方創生の推進を図っていきたいと考えております。

○12番東君子議員 持続可能な開発目標達成まで、残り時間がもう本当に迫ってきています。あと10年です。枕崎もですね、今の調子でもうどんどんと前に前に進めていっていただきたいと思います。

それでは、市立病院の医療体制について伺ってまいります。SDGs3番目、健康と福祉、11番目、住み続けられるまちづくりをの視点からの質問です。

診察を終えて会計までの待ち時間が非常に長いと市民の方々からの声を耳にします。スタッフの人数、これは足りていますか。

○高山京彦市立病院事務長 会計までの待ち時間については、当院に設置してある意見箱に会計までの時間が長いという声が数件寄せられておりまして承知しているところでございます。

外来患者につきましては、午前中の診察予約が多い状況ですので、混雑が予想される場合、現在は病棟担当の医療事務職員を午前中は会計窓口配置するなどして対応しているところでござ

います。

また、医療従事者の確保につきましては、現在当院が職員募集を行っていますのは、正規職員では薬剤師と医師事務作業補助者を各1名、また会計年度任用職員では、医療事務職員、看護師、看護補助者が各1名となっております。全般的に医療従事者は充足しており、看護師と看護補助者につきましても施設基準は満たしています。薬剤師につきましては、医師がその業務を代理するなどして対応しております。

○12番東君子議員 今は大丈夫な体制ということなんでしょうかね。様々な御意見をいただいておりますが、辞めるときというのはですね、家庭の事情など様々だと思うんですね。結婚退社だとか、もっと条件がいいところが見つかったかとかですね、自分自身で納得されている、そういうことで職場を辞められる、離れるということだったら問題はないと思うんですが、心配なのはですね、何か心に引っかかっているようなもの、しこりのようなものがある、辞める決断をもしされたのであれば、これは早い段階で打つ手があったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

今までの職員やスタッフの方々が辞める理由、これ一体何なんでしょうか。

○高山京彦市立病院事務長 職員の退職理由としましては、当院は診療科目が内科のみのため、今後の本人のスキルアップのために多様な診療科目を取り扱う医療機関への転職、そのほか健康上の理由や、議員がおっしゃいました家庭の事情などが主な理由となっております。

○12番東君子議員 納得ってというような理由が続いてはいるんですが、人が辞めて、そして募集をかけますよね。そして、せっかく新しい方が入られてもですね、慣れるまでには相当時間がかかるわけです。ましてや常にですね、命の危険と隣り合わせ、そしてミスが絶対に許されない職場ですので、丁寧な指導、働きやすい環境づくりを整えてあげることが大切だと思うんですね。

そして、収支のほうにですね、どのような感じでそれが影響しているのかってということが知りたいんですが、過去5年分の収支状況についてお聞かせください。

○高山京彦市立病院事務長 平成27年度から令和元年度までの収支状況につきましては、平成27年度が2,252万6,000円の黒字、平成28年度400万1,000円の赤字、平成29年度302万9,000円の黒字、平成30年度543万4,000円の黒字、令和元年度につきましては476万2,000円の赤字となる見込みでございます。

赤字の理由としまして、平成28年度につきましては、患者数の減少に伴う入院収益及び外来収益の減が要因であります。また、令和元年度につきましては、働き方改革を推進するため職員数が増加したことが一つの要因であります。

○12番東君子議員 赤がちょこちょこっと出てまいりましたが、これ市民の税金で運営している病院ですね、これ赤じゃ困ると思うんですね。その点をどういうふうに考えられていますか。

○高山京彦市立病院事務長 当院は、公立病院が果たすべき役割として救急医療、訪問診療及び小児医療など不採算医療とされている部門の対応を行っていることもあります。また、診療科目が内科のみであることから、収益が伸び悩んでいる状況でございます。しかしながら、企業である以上、常に黒字であることが望ましいとは考えております。

○12番東君子議員 確かにですね、外来の患者が来られたと、それで黒字目的、それが第一に優先されるのであれば、ちょっと色眼鏡でですね、もうかる、もうからないみたいな、そういうようなことが、患者を見るというようなことがあっては絶対にこれはいけないことですよ。

黒字、黒字を追求するとどうしても病院ではなくてほかの商売でもそういうふうなことになってしまうんですが、もうこれは命を扱うというそういう現場ですので、黒字ばかりを追求するっていうのもどうかとは思っています。

そして、いい点としてですね、市と直結をしている病院ということで入院されているときに、

例えば暮らしの相談であったり、何か心配事があると。そういうときに様々なサービスが提供できるという点では、市立病院の役割というのは、大変これは大きなものだと思います。

ただ、利益にとらわれない、イコール赤字でもいいんだみたいな、そういう言い訳の材料、こういうふうに使おうと思えば使えないこともないような気もするんですよ。

市民の方々にとって、いつも身近で安心して利用していただける市立病院になるには、万全な医療体制、これが大切だと思われま。

一番気になるのがですね、病院に、どこでもあると思うんですが御意見箱ありますよね、何か苦情なり、いいことなり、こういうことがあってうれしかったとか、そういうのが入ってくると思うんですが、それはですね、どういうふうに会議なりテーブルの上に出されて、皆さんでそれがもまれるんでしょうか、会議とか開かれますか。

○高山京彦市立病院事務長 これまで院内に設置してある意見箱に寄せられた意見等につきましては、外来や病棟の看護師、事務職員など各部署で組織する接遇委員会で利用者からの意見に対する解決策を協議しています。寄せられた意見につきましては、当院からの回答を院内に掲示しております。また医師を含めた管理職や係長級職員、各委員長等が集まる会議、全体会で報告しまして、職員間でも情報共有を行っているところでございます。

○12番東君子議員 これ会議の回数とか、月に大きな会議、月1回とか2回とかそういうふうには決まっていますか。

○高山京彦市立病院事務長 後段で説明しました全体会等につきましては、月1回は必ずするようになっておりまして、また接遇委員会につきましては2か月に1回というふうになっております。

○12番東君子議員 今日起こった問題、例えばスタッフの方、実はこうこうなんですけどとかですね、そういう問題が起きたときに、1か月後、2か月後、そんな緊急なトラブルっていうのはそんな待てないですよ。急に上がってきた問題というのは、どういうふうに対応されているんですか。

○高山京彦市立病院事務長 職員の問題、その問題の大きさ、程度、重要さにもよると思いますが、職員については何らかの問題等が生じた場合、職員はその直属の上司に相談しまして、そして問題の状況に応じて適切に処理するよう指示や指導を仰ぐことになると思っています。

その中でも解決できない場合、各部署の責任者が集まりまして対応策を協議することになるということです。

○12番東君子議員 問題を解決するときが一番大切なことは、早く動く、そして確かめる、場合によっては聞き取りを行う。スピーディーな確認作業、これがとても大切です。そして、女性が多い職場です。大変デリケートな問題にも真摯に耳を傾けて、話を十分に聞いてあげる。これがですね、とても重要です。

例えば、自分たちも毎日の生活の中に、これうわさだよと、こういうことはしょっちゅう使いますね。しかし、うわさっていうのは、確認をして初めてうわさって分かるわけですよ。確認をして違つたと。だけど、確認はしなかったら、それは本当なのか、うそなのか、分からないですよ。

ですから、スピーディーに確認をする、そして相手が誰であろうとですね、こういう話が上がってきたと、それはちゃんと聞いてくださいね、お願いしますね、確認をするということです。そして、自分たちだけで判断をしないということです。

これは、言いにくいからちょっとやめとこうとかかですね、様々な上がってきたデリケートな問題も、一旦、こういうのはテーブルに出してください。そして、確認をする。それがとても大事です。

そして、次にいきますが、病院内の職員の人事の権限、これはどなたにありますか。

○高山京彦市立病院事務長 職員の人事につきましては、任命権者である事業管理者の院長に権限があります。

○12番東君子議員 院長の人事についての権限、これはどなたですか。

○高山京彦市立病院事務長 事業管理者につきましては、地方公共団体の長が任命することになりますので、市長であります。

○12番東君子議員 市長ということですね、市長ですね。

職場が変わるということは、人生が変わるということです。その人の人生が変わるということです。人が仕事を辞めるということをお簡単に考えないでいただきたいと思います。

それでは次にいきます。枕崎市立病院の理念、これは一体何なんでしょうか。

○高山京彦市立病院事務長 当院の医療理念につきましては「地域医療に貢献し、市民の健康保持に必要な医療を提供します」と掲げております。

○12番東君子議員 それらを守るためには、市民やスタッフから信頼される病院であることこれがとても大切です。そして、令和に入って災害やコロナ禍により想定外の出来事、台風など起こり続けています。これから先も熱中症、コロナ、インフルエンザ、どれも発熱など似た症状の患者が市立病院にも電話したり、相談に来られると思うんですよね。そのとき一番大切なのが、人手が足りない、こういうことがあつては本当、診察に影響が出てしまうんですよね。

ですから、人が大事なときに確保されている、そういう医療体制でなければいけないと思います。

万全な医療体制が重要ではないでしょうか。

今までのことを振り返って、市長、この市立病院をどう考えられますか。

○前田祝成市長 これまで、るる市立病院の質問をいただいたわけですがけれども、今市立病院事務長からございました医療理念に基づいて、公立病院としての医療を通じて住民の健康と福祉の増進を図る、これが市立病院の一番重要な責務であるというふうに認識しております。

一次・二次救急への対応ですね。それとですね、もう一つはですね、公立病院としての役割ということが非常に重要になってくると思っています。

先ほど事務長からありました公立病院ならではの役割、民間病院が担えないことをやらなければならない。これはこういう人口が2万人というまちでですね、地域を全部広げていっても、南薩医療圏を考えてもですね、人口が少ない中でですね、なかなか民間医療が届かない部分というのは当然出てくるわけです。そこについては、公立病院に期待される役割というのは非常に大きいということです。これは南薩医療圏構想の中でもそれは共有されていましてですね、やはり各医師会であるとか、民間の経営者であるとかからですね、かなり、やっぱり公立病院に対する期待というのが非常にあります。

ですので、将来的にもその辺りをしっかり担っていくというのが、非常に重要な市立病院の立ち位置ではないかなというふうに思っております。

そして、もう一つは特にコロナ禍でですね、その帰国者・接触者外来という部分、一番最初にコロナで感染した方々を対応する、あるいは疑わしい熱発者を対応するという部分についてはですね、今回、枕崎市立病院は非常に頑張ってくださいました。最前線でやっていただきました。

7月に本市でも居住者の感染が確認されたわけですがけれども、そのときの医療体制のリーダーシップを取ったのは枕崎市立病院です。枕崎市立病院がしっかりとした医療体制の地域でのリーダーシップを取りながらですね、この感染を10名で抑えたというようなこともあります。

そういう意味では、昨年ですね、厚生労働省のほうで合併あるいは病院の再編統合の中でですね、枕崎市立病院は名前を挙げられたという経緯があるんですけれども、それも非常に私としてはですね、この何ていうんですか、地域医療の中での存在価値というのをなかなか御理解いただけていないんじゃないかなということですね、県や国に対してもいろいろ私自身も意見を申し

述べさせていただいたわけですが、今回のコロナ禍の中での公立病院のありようといえますか、価値というかですね、改めて見直されたんだというふうに思います。その辺りについてはですね、やはり我々、今後このまちで生活していく中で非常に重要な医療機関であることは確かです。

ですので、先ほど議員からございましたいろんな御提案、いろんな御意見ありましたが、その辺りもしっかりとクリアしていきながらですね、持続可能な医療体制というのをしっかりとつくっていかないといけない、その中核にある医療機関だということは認識しているところです。

○12番東君子議員 市長のお言葉を聞いて少しほっとはしたんですが、やはりですね、人の命を預かる現場ですから、やはり緊張状態っていうか、そういうのをしっかりと持っていて、どうしてもですね、この間転勤族の方と自分もそうだったんですが、お話をしたんですね。そして、もう嫌というほど異動させられてきたんです。県をまたいで、そしてそのときはなぜ異動しなければいけないのか、そういう意味っていうのがよく分からなかったんですね。

だけど、やはり議員になってみて、自分たちも4年に一度、市民の皆様からどうだったのかっていうことで、それが票につながったり、つながらなかったりするわけなんです、やはりある一定の緊張状態、これってとても大事だと思うんですね。

それは人間だし、市の職員の方々でも、もう慣れたと思ったら異動があるわけですね。ですから、なぜそういうふうに異動しなければいけないのか、やはりそういうこともですね、よく考えていただきたいなと思います。我々は人間ですから、あんまり慣れちゃうとよくない面というのも出てくるっていうのも確かです。その点のところもですね、よく頭に入れていただきたいなと思います。

それでは、次に入らせていただきます。男女共同参画について、SDGs 5番目、ジェンダー平等の実現の視点からの質問です。男女共同参画推進条例を年度内までに制定すると伺いました。この間の一般質問でもちゃんとつくりますよということだったんですが、現在の進捗状況はどうなってますでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 女性も男性も一人一人がお互いを尊重しながら誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、改めて男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者、行政が一体となった取組をより一層推進するために、男女共同参画推進条例の令和3年4月1日施行に向けて現在準備を進めているところでございます。

お尋ねの現在の進捗状況につきましては、8月に枕崎市男女共同参画推進懇話会を開催いたしまして、懇話会の委員の方々、一般公募の市民の方々ですとか、事業者の代表者の方々から様々な御意見をいただきまして、その意見を基に条例案を策定しているところでございます。

そして、この条例案をもちまして12月議会への議案の提案ができるようにただいま準備を進めているところでございます。

○12番東君子議員 着々と進んでいるような感じがします。

ジェンダー平等の遅れ、これは日本は国連から指摘をされている状態です。そして、なぜこのジェンダー平等の遅れ、前に進まないのか、その原因を掘り下げてみるとですね、やはりこの目の前にあるような状況でも分かるんですが、女性のことであったり、子供のことであったり、これを大多数の男性の方がやはり決めるっていうことですよ。

そうなるんですね、なかなか本当に女性の意見っていうのは組み入れられているのかなというふうに疑問に思います。ぜひ意思決定の場にもですね、どんどんと重要な会議で、そういうポストでない方が簡単にこういう場に入って意見をっていうことは難しいと思うんですが、その一歩手前の段階で、これはどう思うとか、今度こういうことを発言するんだけど君はどう思いますかとか、そういうような感じでもいいと思うんですよ。それをどんどんと取り入れていただいたら、もっともっといいまちになるんじゃないかなと思います。

あと、これは市民の方からの御意見なんですけど、男女共同参画推進条例を年度内で制定されたときにですね、できましたと、そのときに広報紙などを活用して、例えば男女の格差の現実をイラストで紹介をするなどしてはいかがでしょうかという御意見をいただきました。

関係資料としてお渡しをしていますが、ジェンダー平等の遅れでですね、いろんなものがここに分かりやすく載っていますね。例えば、結婚するとき男性の姓にする人、これほとんど96%だったりですね、家事、育児がほとんど女性の仕事になっているっていうのも載っていますね。様々ないろんなことがこういうふうになんと図で分かりやすく書いてあるわけですね。

こういうのをですね、広報紙にジェンダー平等の遅れ、枕崎市はこういうことに取り組みましようとかですね、字をいっぱい書きちゃうと、なかなか人も分かりにくるので、こういうイラストを1個ぽんと載せる。今月はこういうのに取り組んでみてはどうですかっていう感じですね、あとは子育て世代の意見を写真つきで子供とお父さん、お母さんと載せて、僕はイクメン頑張っていますみたいなですね、そういう画期的なアイデアでどんどん若い人も取り込んでいただきたいと思います。これはできるって今言えるんじゃないでしょうか。どうですか、いかがですか。

○堂原耕一企画調整課参事 ただいまの御質問の内容につきましては、男女共同参画の考え方におきまして、「男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない」と、男女共同参画社会基本法にもうたわれております社会基本理念の中の一つの政策等の立案及び決定への共同参画という大変重要な一項目についての御指摘、御意見であるかと考えます。

この点を私どものほうの理解で申し上げますと、社会面、経済面、文化面など様々な側面で男女が均等に利益を享受しつつ責任も均等に負うものである男女共同参画社会の形成のためには、意思決定の段階から男女を問わず均等な参画の機会が与えられるべきであるということであるかと考えます。

これは質問者も御指摘のとおり、本市の男女共同参画社会の推進、ひいては枕崎市の活性化のためにも大変重要なことであると認識しております。

ですので、本市では先ほども御質問に対し答弁いたしましたとおり、まず男女共同参画推進条例、こちらのほうにもその中に男女の意思決定への均等な参画の確保というのは盛り込みまして、その理念に基づいた市や市民や事業者の方々の責務について定め、本市における男女共同参画社会の推進を図っていきたくて考えているところでございます。

そして、これらの男女共同参画推進条例にうたった理念などの責務、役割について、市民の皆様への浸透を図っていくためには、今議員から御提案のありましたとおり市の広報の活用も含め、具体的に様々なアイデアも上げていただきましたが、そういったアイデアも参考にさせていただきながら、とにかく分かりやすく市民の皆様へ伝わりやすいような啓発活動に努めていきたいと考えているところでございます。

○12番東君子議員 多分ですね、市民の方々はまだ、ジェンダーって何やろか、SDGsって何ってたまに聞かれるのが、ドーナツ型のSDGsのこのバッジなんですけど、それは一体何かっていうふうに聞かれます。

ですから、こういうところから少しずつ浸透して行って、まち全体で本当に男性女性関係なくその個人を尊重して個性が発揮できるようなまちづくり、それが完璧にできたときにですね、大変すばらしい枕崎になるんじゃないかなと思います。男女共同参画、これからも見つめてまいりますので、お付き合いのほどよろしく願いいたします。

次に移りたいと思います。最後になりますけど、子供たちの心の教育について伺ってまいります。SDGs 4番目、質の高い教育の視点からの質問でございます。

コロナ禍により、子供たちが仲間と一緒に様々なことに取り組む体験が少なくなってきました。今後、感染予防に努めながら、それらの活動を少しずつ増やしていくこと、これは可能でしょうか。

○満枝賢治学校教育課長 各学校におきましては、3密を避けるなどの感染予防を検討し、何とかして体験活動を実施しようと努めています。

例えば、運動会、体育大会では、開閉会式の簡素化や種目数の削減による時間短縮、来場者の制限、応援席の間隔の拡張などを行って実施する予定であるとのこと。修学旅行では、春に計画していた学校は秋以降の実施に変更しています。また、小学校では訪問先を県内に変更する学校もあります。移動するバスも間隔を空けて座れるようバスの台数を増やしたり、中型バスから大型バスに大きさを変更したりして対応するなどの工夫を行う学校もあります。

文化祭、学習発表会等においても、運動会と同様に時間を短縮したり、密にならないよう演目の工夫を行ったり、来場者の数を制限したりするなどの工夫を行うとのこと。

○中嶋章浩文化課長 一つ紹介させていただきます。南浜館では夏休みの期間に募集人員を制限いたしまして、感染症対策を徹底したりして枕崎の埋蔵文化財展の関連行事として勾玉づくり体験、そして親子木工教室を実施しております。

これからの予定としまして、市内中学校吹奏楽部の生徒に限定して、南浜館において福岡工業大学吹奏楽団特別演奏会オンラインライブの鑑賞会や小学校5、6年生を対象に生の優れた児童演劇の舞台を鑑賞する市町村における青少年劇場を市民会館大ホールで計画する予定となっております。

○12番東君子議員 そうですね、感染予防等を徹底して、少しずつ子供たちにいろんな体験ができると、もう本当にすばらしいなと思います。

それで、実は8月29日に枕崎小学校で、コロナ感染症の広がりにより延期になっていました鹿児島県の子ども芸術祭典がこの間行われたんですが、開催については全国的に収束の兆しが見えない中、芸術祭典を開催すべきなのか、何度も何度もですね、劇団の方、実行委員の方々が会議を行われたそうなんです。

しかし、話合いの中で、このコロナ禍の中でも子供たちというのは今を生きている、そして日々成長をしている。様々な制限があるこのコロナ禍の状況が子供たちに与える影響、これはどれほどのものかと不安を感じずにはられません。子供たちには命を守るのと同じように心を守ることも大切ではないかなという思いから、開催に踏み切ったというお話でした。

その内容は、赤ちゃんが生まれることで自分はもう構ってもらえないのではないかと焦りの思いで近所の原っぱに家出をします、男の子が。そして、子供たちの様子を見ていてですね、食い入るように劇団の方々を見つめて、もう本当に目がきらきらとして印象的でした。

これからも感染予防対策を行いながら、心の教育に力を注いでいただきたいと思います。そして最後にですね、またよろしいですか、こんなに市長に当てて。心の教育について一言お願いをいたします。

○前田祝成市長 子供たちの心理的な影響というのは、今回のコロナウイルス感染症拡大の状況の中で、やはり我々が想像し得ないぐらいの大きなものがあるかというふうに思っております。

県といたしましても、いろんなコロナウイルス感染症に心で負けない行動をとっていくようないろんな啓発活動もしておりますし、私自身もやはり一番怖いのが差別とか偏見だというふうに思っておりますので、そこについてはですね、本当に誰もがかかる可能性があるコロナウイルスそのものが敵であって、罹患してしまった方っていうのは、ある面、守らなければならない存在だということを前々から言っております。

そこについてはですね、学校教育の中でもですね、教育長はじめ各現場でしっかりと伝えているというふうに思っております。

ただ、これもですね、子供たちのやっばり心理っていうのは、非常にか細いというか、弱いとかですね、そういう部分もございますので、しっかりと見続けていくということが大事であろうかと思っておりますので、その辺りについてはですね、本市としてもしっかりと子供たちを見守っていきなというふうに思っております。

○12番東君子議員 やはりこう机の上ばかりで勉強していても、なかなか、いろんな体験、これが大事じゃないかなと思います。市長もスポーツを今もされていると思うんですが、スポーツから学ぶべきこと、これも大変大きいと思います。そして、生の舞台を見るということもとても心の栄養になると思います。いろんなバランスが取れて、初めていろんなことが起きても、負けない子供、心につながるんじゃないかなと思います。

コロナがあったり、台風があったり、もう毎日何が起きるか分からない。それを指示して、また市長が東ねていかないといけない身だと思っております。市長っていうのは大変孤独だと思います。でもそれがなぜ乗り切れるかっていったら、やはり小さいときからいろんな体験をさせて、スポーツも一生懸命頑張ってきた。多分、それが根底にあるんじゃないかなと思います。

ですから、様々なことを子供たちに経験をさせてあげたいと思います。地域のお母さんたちの熱い思いで支えられている子供劇場でございます。次の枕崎での開催、これを楽しみにしています。

これで私の一般質問を終わります。

○中原重信議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 22 分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 今回、台風10号により家屋や店舗、工場などの被害、またビニールハウスの倒壊、農作物の被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染症に豪雨災害、大型の台風と様々なことを考えさせられる年です。コロナ感染症により生活がさま変わりしました。ウィズコロナ、コロナと共に生きる。これからは、特に社会が一つになり、誰もが感染し得るんだと認識して心をついに、感染をしない、拡大させないことが大事です。

そして、真剣に環境と自然の関わりを考える時期に来ています。自然に対して畏敬の念を持ち、便利になり過ぎた生活を見直すことが求められます。今回は長い停電となり、ろうそく、懐中電灯の生活となり、子供たちにはいい経験になったのではないのでしょうか。そして、このコロナ禍の中、大きなリスクを抱えながら献身的に働いてくださっている医療従事者の皆様へ、心から感謝申し上げます。

それでは、まず初めに新型コロナウイルス感染症に伴う農業の影響、そして振興策について質問させていただきます。

本市の農業に関しても、特にお茶ですが、今年は鹿児島県産の一番茶が1975年以降で最安値となったようです。近年、急須に入れて飲むお茶、リーフ茶の消費が低迷し、一番茶価格はここ数年下落傾向にあります。そして、今年はコロナ感染症の影響で、書き入れどきの新茶シーズンに販売イベントなど開けず、需要が伸びなかったようです。

花卉農家に関しても、イベントや葬儀の縮小などで急激に売上げが落ち込み、野菜農家については、学校給食や飲食店の休業、また自粛により消費が低迷し下落しました。このようなことから、国の支援事業がございましたが、栽培品種ごとに申請件数、対象面積などを教えてください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症の発生により、卸売市場で売上げが減少する等の影響を受けた野菜、花卉、果樹、茶等の高収益作物について、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や輸出等の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援として、高収益作物次期作支援交付金が創設されました。

本市の基幹作物である、お茶、花卉、果樹、その他野菜関係につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けており、厳しい生産活動を強いられているところです。

このため、市農政課、JA南さつま、各種協議会、生産団体一体となって、今回創設された高収益作物次期作支援交付金に取り組んでいるところです。

当事業の内容は、本市農家の支援に大きく貢献するものと考えております。農家への周知や申請手続について積極的に取り組むよう指示しております。申請状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○原田博明農政課長 高収益作物次期作支援交付金につきましては、推進事務費の公募が7月下旬となっており、農家の応募期間、第3回目の公募につきましては当初8月中旬を予定していましたが、全国的な大雨災害により若干遅れている状況でございます。今月中に公募が始まるということでございますので、公募が始まりましたら直ちに提出する予定でございます。

現在、本市で確認している件数につきまして答弁いたします。事業実施主体は、協議会、地域再生協議会、農協、農業者の組織する団体等となっており、県、市、関係団体等との連携のもと応募することになっておりますので、JA南さつま枕崎支所及び茶業協議会、花き生産者協会、各生産部会と連携して取りまとめてまいりました。

お茶につきましては、生産性または品種向上に要する資材等の導入に資する取組に対する交付金、新品種、新技術導入、有機農業、GAP等の取組に対する交付金、品質の高いものに限定して出荷するなどの工夫を行った取組に対する交付金と3段階の交付金が支給されます。これらの申請が99名、延べ711.92ヘクタールとなりました。

花卉、果樹、野菜で農協に出していない農家については、枕崎市再生協議会で取りまとめを行いました。交付金の取組内容につきましては、お茶と同じでございます。花卉については、ハウスでの栽培であることから交付金の額が変わってきます。合計で、花卉・果樹・野菜で申請者が39名、延べ75.86ヘクタールとなっております。

そのほか、JA共販のある農家につきましては、JAで取りまとめているところです。交付金の取組内容については、お茶と同じです。JAのほうに確認したところ、40名、14.55ヘクタール申請するというところでございます。

○2番眞茅弘美議員 お茶農家は、今もございましたとおり茶業協議会、花卉農家も協会などがありまして、野菜農家に関してはJAを通じて部会をつくっている場合もございますが、個人的に出荷契約をしている方等もいらっしゃいます。先ほど課長のほうから、まだ今からでも申請は間に合うという御答弁だったんですけども、締切りの後にまだ間に合いますかとかの問合せ等はなかったでしょうか。

○原田博明農政課長 高収益作物次期作支援交付金につきましては、各生産部会や協議会等で説明会を実施し周知してまいりました。また、生産部会や協議会等に属していない農家につきましては、市のお知らせ版で説明会の開催について周知し、総合体育館やJA南さつま枕崎支所において説明を行ってまいりました。

できる限り申請漏れがないように呼びかけてきたつもりです。ただ、まだ当事業について御存じでない農家もいるというふうに向っておりますので、今後も4回目、5回目という形で随時公募があると伺っておりますので、農政課もしくはJA南さつま枕崎支所のほうへ相談に行くようにお知らせいただければと思います。

担当課といたしましても、今後、様々な機会を通じて周知していきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 まだ間に合うということで安心いたしました。

今からまだ公募が続くということですが、今回は2月から4月出荷実績による高収益作物次期作支援交付金事業でしたが、その5月以降の出荷についてということでしょうか、今後も公募があるということは。

○原田博明農政課長 現在のところですね、実施要綱につきましては、2月から4月まで販売実績があった作物ということで示されております。ただ、今後の公募につきましては、5月まで延長するというようなことも伺ってはいます。ただ、今のところまだ2月から4月までという内容が変わってないところでございます。今後の状況をちょっと確認したいと思います。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。これは国の支援事業ですので、市のほうではどうにもいかないかと思っておりますが、今後コロナ感染症の影響が続いた場合など、その国のほうとか、市のほうとかで追加の支援金などの検討はないでしょうか。

○原田博明農政課長 この対象外の作物の生産者につきましては、国の持続化給付金または市の事業者応援資金支給事業、こういった事業の活用をお願いしたいというふうに考えます。

今後も、この状況ですので、また国の支援等があるかもしれませんので、その辺を注視していきたいと思っております。

○2番眞茅弘美議員 今回の高収益の支援金につきましては品種別に幅も広く、担当課のほうでは短期間で申請書の作成や品種別に説明会が行われました。私も説明会に出席しましたが、とても丁寧で分かりやすい説明会でした。農家のほうもですね、こうやって大変な思いをされているときにですね、今回のような説明会でもですけども、担当課のほうに相談に来られて、そのときにその方の立場になって親切な対応をしていただくとほっとすると思っております。また、これからもその農家が頑張ろうと、市役所の方もやれることをやってくださっていると前向きに考えると思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

あと、それからですね、お茶に関してなんですけども、今年は危機的状況でですね、国の交付金も持続化給付金とか、高収益に関しても物すごく幅広い支援のほうになされております。思い切った交付金を頂いたのではないかなと思うんですが、お茶の場合は経費が多く、農薬、肥料、機械代、工場経営の方は、燃料費、電気代、人件費と必ず必要とされる出費がかさみます。

来年の一番茶に向けての運転資金などが不足している事業所、またお茶に限らず農家に対しての低利の融資などはございませんか。

○原田博明農政課長 今回の新型コロナウイルス感染症により、資金繰りが厳しい農家への支援策として、農林漁業セーフティネット資金が設けられました。

融資当初5年間は実質無利子、一般の農家で当初、限度額600万または年間経費等の12分の6であったものが、今回1,200万円の限度額または年間経費等の12分の12と拡充されたということでございます。

窓口はJA南さつまの金融課となっております。JAの担当者に確認したところ、多数の農家が活用していると伺っております。特に、今質問者が言われたように、価格の低迷が大きかったお茶農家の利用が多いと伺っているところでございます。

そのほかに、つなぎ資金ではJA農業経営運転資金等がありますので、つなぎの資金や限度額を超えた分の対応もされているというふうに伺っているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 今、お話があったんですけども、本当にありがたいことだと思います。また、相談に来られた場合は、それぞれ対応をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。世界中で新型コロナへの対策が取られる中、輸出制限措置を導入する国もございます。海外から輸入される農作物が減少することで、国産の価値が高まることが期待されます。

食は命の源です。しかし、現状は近年の温暖化により非常に農作物が作りにくくなってきています。今回の台風でも、植えたばかりのキャベツやネギ、種まきしたばかりのニンジンなど農作物の影響が出ております。

それから、長雨による日照不足、異常な気温上昇が続き、カンショにおいても原因不明の病気、基腐病が発生しています。また、近年、焼酎用カンショの需要が減少し、作付面積を減らされているのが現状です。

このように、様々な要因が続いた場合、農家の方が別の作物に切り替えようと転作を考えた場合、何か補助金などはございませんか。

○原田博明農政課長 他の作物への転作ということだと思います。通常の作物の転作につきましては、現在のところ補助金はないところでございます。ただ、以前は水田の場合には転作奨励金等があったわけですが、畑作につきましては転作というのは設けられてないというところでございます。

カンショにつきましては、昨年、カンショの生産性向上の事業におきまして、基腐れの発生している畑の転作につきましては一時的に補助金が出されたというようなことはありますけれども、転作についての補助金というのは現在設けられてないというところでございます。

○2番眞茅弘美議員 それからですね、本市の新しい特産物として将来的に育てていく意思はないのか、例えば指宿市はソラマメ、オクラ、南さつま市はカボチャ、南九州市はクルクマなどがございます。

先ほど話しましたように、温暖化とかそういう影響ももちろんですけども、近年では高齢化、後継者不足なども課題となっております。先を見据えてですね、ちょっとお聞かせください。

○原田博明農政課長 本市のほうでも、カンショの裏作や転作として、キャベツ、ニンジン、ソラマメ、大根などを取り組んでいるところです。

年によって価格が安定している年もあれば、今年のように暖冬で野菜が大きくなり過ぎたり、鍋料理等の需要がなかったりと価格が暴落して廃棄しなければならなかったりということで農業の経営というのはなかなか簡単ではないというところがございます。

また、新たな特産物に取り組むということになると、栽培技術の確立や販路を見つけるなど課題が多いです。そのため、振興局農政普及課、JA、生産者と話し合いながら本市の気候、土壌、風土に合った作物の選定や開発など研究していきたいと考えているところです。

そのためにも、枕崎の農業を担う農家の育成が急務と考えます。人・農地プラン、農業次世代人材投資事業、農業後継者育成事業などを活用し、まず人づくりに力を入れてまいりたいと考えているところです。

○2番眞茅弘美議員 それでは、次の質問に入ります。

全国における市区町村の課長相当職以上に占める女性の割合は、平成30年度において14.7%、令和元年度においては15.3%と、僅か0.6%ではございますが上昇しています。本年度の市長の施政方針の中で「本市が将来に渡って活力にあふれ、魅力的なまちであるためには、市民一人一人が性別に関わりなく、互いを尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮できるまちでなければなりません。その実現に向け、男女共同参画推進基本条例の制定を目指します」とございます。

そこで、まず4月の市職員の採用人数を過去3年間男女別でお願いします。

○本田親行総務課長 本市におきましては、職員を雇用する事業主としての立場から、女性活躍推進法に基づいて、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5か年間で計画期間とする特定事業主行動計画を策定し、組織全体で女性職員の活躍の推進に取り組んでおります。

この特定事業主行動計画においては、職員総数に占める女性の割合を高めるという観点から、職員採用試験における女性の受験者数を増やししながら、採用者に占める女性の割合を40%程度とする目標を立てております。

過去3年間における新規採用職員の状況についてのお尋ねでございますが、この特定事業主行動計画に掲げました目標の進捗状況ということでお答えいたしたいと思っております。

平成30年4月1日採用の新規採用職員は11人で、男女別に申しますと男性が8人、女性が3人で、採用者に占める女性の割合は27.3%となっております。

平成31年4月1日採用の新規採用職員は17人で、男女別に申しますと男性が9人、女性が8人で、採用者に占める女性の割合は47.1%となっております。

また、令和2年4月1日採用の新規採用職員は17人で、男女別に申しますと男性が13人、女性が4人で、採用者に占める女性の割合は23.5%となっております。

なお、参考までに申しますと、特定事業主行動計画期間であります平成28年4月1日と平成29年4月1日の採用者に占める女性の割合についても申しますと、平成28年4月1日が40%、平成29年4月1日が52.9%となっているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 31年度は47.1%であったということで、大体半分半分かなとお察しいたします。

女性差別撤廃条約の中の第4条の1項の中に「男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」とございます。

つまり、目的を達成するためには差別にはなりませんということです。ですので、成績順で採用していきますと、いつまでたっても女性職員の比率は上がらないということになります。

それではですね、課長級、主幹、係長、それぞれの男女別職員数と比率を過去3年分お願いします。

○本田親行総務課長 過去3年間における課長級、主幹、係長の役職ごとについてのお尋ねであります。特定事業主行動計画におきまして、令和2年度までに各役職段階における職員に占める女性の割合を、課長級を10%、主幹を20%、係長・技師長を20%とする目標を立てておりますので、こちらにつきましても、特定事業主行動計画の進捗状況ということでお答えいたしたいと思っております。

平成30年4月1日の課長及び参事の管理的地位にある職員は33人で、男女別に申しますと男性が31人、女性が2人で、女性の割合は6.1%となっております。主幹は49人で、男女別に申しますと男性が45人、女性が4人で、女性の割合は8.2%となっております。係長・技師長は21人で、男女別に申しますと男性が15人、女性が6人で、女性の割合は28.6%となっております。

続きまして、平成31年4月1日の課長及び参事の管理的地位にある職員は34人で、男女別に申しますと男性が31人、女性が3人で、女性の割合は8.8%となっております。主幹は44人で、男女別に申しますと男性が40人、女性が4人で、女性の割合は9.1%となっております。係長・技師長は26人で、男女別に申しますと男性が17人、女性が9人で、女性の割合は34.6%となっております。

令和2年4月1日の状況につきましては、課長及び参事の管理的地位にある職員は34人で、男女別に申しますと男性が33人、女性が1人で、女性の割合は2.9%となっております。主幹は50人で、男女別に申しますと男性が44人、女性が6人で、女性の割合は12.0%となっております。係長・技師長は14人で、男女別に申しますと男性が9人、女性が5人で、女性の割合は35.7%となっております。

○2番眞茅弘美議員 先ほども課長からもございましたが、枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の中でも、平成32年までに課長、参事の職に占める女性の割合を10%にすることを目的とするとございます。

本市は、平成27年には女性管理職がゼロ%だったのが、昨年4月1日現在は8.8%でした。本年はこの数字を上回る、それか同じく3名は維持していただけるかと思っておりましたが、残念なことに減少しております。課長級の3名が1人に減少した理由をお聞かせください。

○**本田親行総務課長** 年度末に3人でありました女性の管理職が、3人のうち2人のほうが定年退職となったことで、本年4月1日現在の女性の管理職が1名となったところでございます。

○**2番眞茅弘美議員** 定年ということは予測されていたのではないかとお察しいたします。何とか来年以降はよろしくお願ひいたします。

次にですね、女性の管理職に向けた指導、研修についてお聞きします。

枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の中の4番目の目標の達成をするための取組の中に「係長・主幹・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う」とございます。女性職員の管理職に向けた指導、研修が行われておりますか。それがどういう内容で、何回ほど。また、その研修を受けた後の感想などございましたらお願ひします。

○**本田親行総務課長** 管理職候補層となっている職員など女性職員を対象とした特別な研修等は実施しておりませんが、職員全体に対する研修といたしまして、社会経済情勢の変化や地方分権の流れに的確に対応できるよう、職員の意識改革、能力開発を目的とした研修や採用年数、職務に応じた研修等に取り組んでおります。

具体的に申しますと、新規採用時の研修、新規採用半年後の研修、採用3年目の研修、採用7年目の研修、係長職昇格時の研修、課長職昇格時の研修など、職員として採用された後の各段階に合わせた職員研修を行うほか、専門的な実務研修や政策能力開発研修、企画力・創造力開発研修などの能力向上のための研修、またキャリアデザイン研修等も実施しているところでございます。

また、令和元年度におきましては、青年会議所への活動を通じた人材育成のため職員2名を派遣して研修を実施しておりますが、2名とも自ら女性の職員が名乗り出ていただいて、研修を実施しているところでございます。

○**2番眞茅弘美議員** 現在の職員の役職の配置人数や取組については分かりました。

私が女性職員を管理職にと申しておりますのは、現在の少子高齢化、経済活動の成熟化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、女性の視点が社会に反映されます。その観点からも、意思決定の場に女性職員を増やしていただきたいと思っております。先を見据えて本気になって取り組んでいただきたいと思ひます。

そこでですね、来年4月には条例の制定も計画されておりますが、採用や管理職について市長の考えをお願ひいたします。

○**前田祝成市長** 女性の活躍の場を広げていくということは、非常に私も大事なことだというふうに思っております。そして、意思決定の場に女性を登用するっていうのもですね、当然大事なことだと思います。

そこについてはですね、長期的な視点でやっていくということもありますし、それぞれの男性、女性かかわらずですね、全ての職員のスキルといいますか、その辺りをしっかり公平に見ていくということが、一番ベースとして大事なのかなというふうに思っております。

その中で、配置っていうところになってくるんですけども、令和元年度末に2人の女性の管理職が退職となったということですね、4月1日現在、女性の管理職が1人というふうになっているところでございます。

この辺につきましてもですね、管理職になる前の係長職であるとか、そこに人材が育っておかないと、なかなか次すぐ課長になっていくところにはいきませんので、その辺りにですね、係長になる前のところですね、非常にみんな優秀なといいますか、いろんな女性の方がいらっしやいますので、その辺りもしっかり動機づけをしてどんどんステップアップしていくっていうような組織の中の空気というか、そういうのをしっかりつくっていくと、なかなか簡単に来年いらっしやらなくなるから、あるいは来年もう一人必ず課長職を上げないといけないかっていうとこ

ろについてはですね、ちょっと長期的なスパンで見えていきながら育てていくということが重要ではないのかなっていうか、そういう現状であるというような状況でございます。

ただ、おっしゃられるように、若者の労働力等が減少する中でですね、職員の占める女性の割合は今後非常に高まってくるというふうに考えられますので、女性が就ける業務、限定される管理職になれないというような状況ではいけませんので、そういうしっかりとした組織のオーガナイズというか、構成を我々がしっかりしてつくっていかないといけないなというふうには思っているところです。

先ほどの質問でもありましたけれども、やっぱり意思決定の場に女性を登用するということはですね、やはり我々がどうしても見えない視点で物事を見ていただけるっていう部分もあろうかと思しますので、そこは積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○2番眞茅弘美議員 市長の話聞いて安心いたしました。今、言われたとおりですね、女性が管理職になるというのは、そういう雰囲気醸し出す職場づくりとかですね、先ほど言いましたその採用もですね、やっぱり女性を男性と同じようにといますか、女性はですね、どうしても結婚、育児、介護などで退職される方が出てくると思いますので、先を見据えてですね、そういう採用人数とかもいろいろ考慮していただきたいと思います。

それではですね、男女共同参画推進条例の制定に向けて聞いてまいります。

私は、昨年12月議会の一般質問でも要望いたしました制度に向けて、市民が参画できる委員会などの設置を検討されていませんか。そのメンバーの中にはですね、ぜひ農業・水産業などの従事者、障害をお持ちの方、そして幅広い年齢層をと考えますが、いかがでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 男女共同参画推進条例につきましては、男女共同参画に向けた理念でありますとか、市民、事業者、行政それぞれの役割などが定められているものでございますので、質問者からもありますとおり、様々な立場の方々からの御意見を伺い、その内容を反映させていくことが重要であると考えております。

このため、今私どものほうで取り組みましたのが、去る8月18日に学識経験者、事業者の代表、一般公募の委員などで構成されました男女共同参画推進懇話会におきまして、条例案について御審議をいただき、条例の表現方法などに対して様々な御意見を伺ったところでございます。

また、これ以外にも質問者のおっしゃられるとおり、それぞれの事業に携わる方々ですとか、一例を挙げますと、障害を持った方々といった様々なお立場の方々からの御意見も広く伺いたいということで、10月頃にはパブリックコメントを実施する予定でございます。

男女共同参画社会の実現に向け、この推進条例と申しますのを実効性のあるものとするために、さきに申し上げました懇話会での御意見の内容ですとか、今後行うパブリックコメントでいただく様々な御意見、貴重なこれら御意見をこの推進条例の策定に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 それではですね、進捗状況につきましてお聞きしたいんですけども、先ほど説明がございましたので、私から1点だけお尋ねいたします。

男女共同参画社会基本法が制定されてから20年以上がたちました。この年月の割には国も県もなかなか進んでいないのが現状です。国は、指導的地位に占める女性の割合30%程度の目標を今年引き延ばし、2030年までのできるだけ早い時期に達成するとしました。

ぜひ本市はですね、せっかく条例の制定をするのですから、文章にするだけでなく、先ほども参事のほうからございましたが、実効性のあるものになるようにぜひお願いいたします。

例えば、行動計画の中に何年何月までに何を実行する、また報告をするとかですね、加えていただきたいんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○堂原耕一企画調整課参事 本市では、男女共同参画社会の実現に向けまして「枕崎市男女共同参画プラン」を策定しております。

これに沿いまして、様々な取組を行っているところでございますが、この男女共同参画プランにつきましましては、来年度、第3次計画の策定に着手する予定でございます。

第3次枕崎市男女共同参画プランにおきましては、全ての人が性別に関わりなくお互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、令和3年4月1日に施行されます推進条例の策定を踏まえ、例えば重点的に取り組む内容ですとかといったところも推進条例の内容に沿いまして、改めて見直しなども行いまして、推進条例に沿った具体的な取組がより実効性のあるものとなるようなものを、男女共同参画プランの取組の中にも盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 基本法前文に書いてあるものにつながるような、実効性のある条例策定になりますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。3Rの取組についてです。

7月からレジ袋有料化になりました。本市では、ごみ減量化につなげる取組としてエコバッグを配布しております。——このようなですね、持ち手がついておりまして、縦45センチ、横41センチ、マチもついておりまして、色は黒と緑がございまして、ナイロン製です。買物1回分は十分に入る大きさではないかと思えます。そして、枕エコと大きく表示されております。

このエコバッグの枕エコサポーターに登録された方に配布していると思えますが、登録状況を男女別で教えてください。

○日渡輝明市民生活課参事 令和元年度より、新たにふだんの生活の中で身近に実践できるごみの減量化や節電・節水などの取組に協力していただける枕エコサポーターについて、広報紙等を通して登録の呼びかけを行ってまいりました。

令和2年8月末の登録者数は、男性269名、女性464名の計733名となっており、企業、団体をはじめ多くの市民に登録をしていただいております。

団体数につきましましては18団体、462名、個人登録271名となっており、登録していただいた方にエコバッグを配布し、買物の際に利用していただき、レジ袋の削減の協力や周りの方への呼びかけなどをお願いしているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 思ったよりですね、男性の登録の方も多いようで、びっくりしているところでございます。733名というところで残り二百六、七十枚ですかね、1,000枚たしか準備されていると思えますが、いかがでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 今、配布をしてありますエコバッグにつきましましては、令和元年度の事業で取組をいたしまして、1,000枚作成をしているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 1,000枚に達した後ですね、その後も枚数を増やす予定はございませんか。

○日渡輝明市民生活課参事 現在、配布を行っているエコバッグが1,000枚に達した場合、枚数を増やしていくのかという御質問でございますが、マイバッグを利用した買物を行うことは、レジ袋の削減によるごみの減量化をはじめ、環境課題に対する意識啓発・行動にもつながってまいります。

今後も継続して取り組んでいきたいと考えておりますが、配布数や予算措置も含め検討をしていきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 それからですね、登録のときにですね、ごみ減量についての何かしらのアイデアとかを募集していると思うんですけど、何かいいアイデアなどございましたでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 エコサポーター登録に関しまして、ごみの減量等についてのアイデアも募集を行っておりますが、ごみの減量に関して市民から寄せられた内容として「日頃からごみ減量に取り組んでいるものの、なかなか徹底できていないので、意識を持って取り組むために申し込んだ」とエコサポーターへの登録する前向きなきっかけとしている方が多くいらっしゃいます。

また、「だしに使った昆布などをつくだ煮加工している」「買物は必要な分だけ。買いだめをしない」といったふだんから実践していることをお話しになっている方、「ごみ経費などの現状を詳しく地区公民館などで教えてほしい」といった意見がありました。

エコサポーターに登録された方をはじめ、環境に対する意識が高い方が多いと感じているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 今、意識を高めるために使ったと前向きな意見も寄せられております。あとですね、団体等で登録されますと、その仲間内でですね、ごみ問題の話題が出たりして、ごみ減量についての取組に拍車がかかると思いますので、登録に来られた方にさらにですね、声かけをして、また広げてくださいと、宣伝してくださいと窓口のほうでお願いするのもいいかと思えます。それからですね、ごみの減量化を進めておりますが、何か市民の機運を高める方法はございませんか。

○日渡輝明市民生活課参事 ごみの減量化につきましては、本市は依然として1人1日当たりの排出量が県内19市の中で高い数値となっており、喫緊の課題となっております。

毎年4月には、ごみ出しカレンダーを活用した啓発として全戸配布するとともに、本年4月からはごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入し、ごみ減量化に向けて取組を進めております。

また、教育委員会、小中学校とも連携し、環境学習の機会や環境ポスターの募集など施策も行っているところです。

今年度から1人1日ごみ50グラム削減を目標設定し、具体的な取組事例を示しながら啓発を進めておりますが、ごみ減量、環境施策に対して関心の低い市民への意識啓発が課題であると感じております。

今年度、枕崎市環境基本計画策定のため作業を進めているところですが、環境保全に対する意識や環境保全行動の状況を把握するため、アンケート調査を現在実施しているところです。アンケート調査には、小中高校生を含む市民、事業者1,700件程度を対象としております。

今後、アンケート調査結果を分析し、環境施策における課題整理、達成目標、対策を整理し、他の自治体の先進事例を参考とするほか本市の社会的条件や地理的な成り立ちも考慮しながら検討を行うこととしております。

市民のごみ減量に対する機運が高まるよう構成する内容については、市民が主体となった具体的な取組を中心に施策していきたいと考えているところです。

○2番眞茅弘美議員 アンケート調査とかですね、いい取組だと思います。前向きな検討だと思いますので、よろしくお願いします。

それとですね、私からちょっと提案を二、三させていただきたいんですけども、先ほどもございました本市では1人当たり50グラムのごみ削減に取り組んでいるということですが、この1つ目の提案はちょっと市民の方からヒントをいただいたんですけども、具体的にですね、ごみ処理にこれだけの経費がかかっていると広報紙に掲載してですね、それで本市が1人当たり50グラムのごみ削減に取り組んでいるということですね、1人100グラムのごみ量を50グラムに減らした場合、幾らの削減になりますと、その経費削減が継続されれば、例えばですね、その削減された金額で給食費に還元できますとか、高齢者福祉に使いますとかですね、分かりやすくお示しすると、市民の皆さんもそれならやってみようと、頑張ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。

そして、2つ目は、ごみ出しやごみ減量に関してモデル地区の設定です。ごみ出しマナーや減量に意欲的に取り組もうとする地域を募集し、何かしらの補助金を交付するという内容です。

そして、3つ目は、これは提案といいますか、生ごみに水分量が多くて焼却費がかさむと聞いております。私はですね、かねてから家庭用ごみ処理機購入に補助金を支援していただけないかと思っていましたところですね、今回補正予算に組み込まれておりました。このごみ処理機は、室内

で使えてとても便利なものです。結構高価ですので、ありがたいことだと思いました。

以上のことを提案させていただきます。

○日渡輝明市民生活課参事 御提案のありました件について答弁いたします。

まず、ごみの減量に伴う削減効果の周知方法でございますが、ごみの減量に関しましては、令和元年度の内鍋清掃センターのごみ処理経費は、1キログラム当たり13.89円となっており、市民1人1日当たり50グラムの削減ができた場合、効果の目安として年間約500万円の節減につながってまいります。御提案のありましたとおり、効果の目安を市民に示すことで、より具体的なアプローチもできると考えますので、情報発信の方法も含め前向きに検討をしております。

ごみの減量化に取り組むモデル地区の設定や補助金の交付等の件についてでございますが、環境施策の実施は市民一人一人に理解していただき、市全体の行動につなげていくことが重要であると考えております。

モデル地区を設定し、その取組に補助金等を交付することは難しいかと考えますが、他の自治体では、ごみの分別や減量化などの取組を行っている先進的な地域もございますので、事例を参考に枕崎市として活用できないか研究をしていきたいと思っております。

生ごみ処理機の購入補助の件についてでございますが、今回の補正予算で地方創生臨時交付金を活用し、家庭用電気式生ごみ処理機の購入補助を計上させていただきました。予算委員会の中でも審議されますが、内容としましては、世帯を対象に購入経費の2分の1以内の額、上限を3万円として住宅内で処理ができる乾燥型、バイオ型を補助対象としておりますので、ぜひ家庭で活用して減量化に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

市民の皆様は、なお一層の御理解と御協力をいただきながら、ごみ減量化に対する意識の醸成と積極的な取組を図り、機運が高まっていくよう努めてまいりたいと思っております。

○2番眞茅弘美議員 この生ごみ処理機に関しましてはですね、ほかの自治体でもごみ処理機に補助金を支援いたしまして焼却費を減らしましたというところもございます。今後もですね、これぜひ継続していただきたいと思います。要望いたします。

最後にですね、人間はなかなか生活習慣を変えることは容易なことではございません。しかし、7月からレジ袋も有料になりまして、市民の意識も変わりつつあると思っております。循環型社会を目指すために……。

○中原重信議長 時間です。以上で、眞茅議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後4時22分 休憩

午後4時32分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○3番上迫正幸議員 本定例会、最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

初めに、今回の台風10号で被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げます。また、夜遅くまで対応に当たられた職員の方々、現在も後片づけに尽力されている皆様方に心よりねぎらいの言葉を送らせていただきます。

さて、今年の梅雨は例年になく長く、九州を中心に大きな災害をもたらしました。特に熊本県では球磨川が氾濫し、多数の方々が被災されました。そして、現在でも避難所生活で大変な苦労をなされている方がいらっしゃいます。政府は激甚災害に指定して復興に尽力しておりますが、新型コロナウイルスは復旧作業にも影響を及ぼしているようです。1日も早くふだんの生活に戻れるように心よりお祈りするばかりです。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

災害対策基本法第42条の規定に基づき、作成された枕崎市地域防災計画は非常に重要な防災計画であるわけですが、一般災害対策の中でも本市が最も重要と考えている災害応急対策と警戒避難期の応急対策は、何があるのかをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問者からございました令和2年7月豪雨により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、救助・復旧活動に今なお取り組まれている関係者の方々に対しましては、敬意を表したいというふうに思います。

さて、質問のございました枕崎市地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務または業務に関し、関係機関及び地方公共団体等の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画であり、本市防災会議により決定されるものであります。

お尋ねの一般災害対策編の応急対策につきましては、風水害時において迅速かつ的確な災害応急対策のため、気象状況や災害規模及び範囲などから総合的に判断し、活動体制の確立が最も重要であると考えております。

また、警戒避難期につきましては、気象庁等から発表される情報を的確に収集し、避難を要する地域の実態把握に努め、避難所開設と併せて迅速に避難勧告等を発令することが最も重要であると考えております。

今後も本市地域防災計画におきましては、激変する災害等に対応するため国県の防災方針や市の情勢等を勘案して、必要に応じ検討及び修正を行い、防災関係機関と連携協力し、総合的かつ長期的観点での防災対策の計画的推進を図ってまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 実際、風水災害が発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策、例えば避難誘導員は誰が担うのか。また、前回の質問で要配慮者の把握と避難行動要支援者の支援体制の確立に努めたいとの答弁でしたが、現在ほどの程度進捗しているのかをお聞かせください。

○山口英雄福祉課長 災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠でありまして、高齢者や障害者、乳幼児など特に配慮が必要な者に対する避難支援対策は大きな一つの課題というふうに考えております。

本市では、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者、いわゆる避難行動要支援者でございますけれども、こういった避難行動要支援者の避難支援対策を確立することを目的といたしまして、平成21年に枕崎市避難行動要支援者の避難支援プランを策定いたしまして、災害対策基本法の改正に伴う大幅見直し等を行いながら、避難支援体制の整備に取り組んでいるところでございます。

支援体制確立の進捗状況ということでございますけれども、本年3月の時点で要配慮者が7,078名ございます。それで、そのうち避難行動要支援者と位置づけられる方が938名となっております。

なお、災害発生時における避難支援を実効性のあるものとするためには、平常時から避難支援の関係機関・関係者等が避難行動要支援者に関する情報をいかに共有するかが重要となりますけれども、避難行動要支援者、先ほど申しました938名のうち、情報提供の同意を得ている方は今年の8月25日現在で58名にとどまっているところでございまして、今後とも避難行動要支援者本人及び御家族のさらなる御理解、御協力をいただきながらよりよい避難支援体制の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 現在、避難行動要支援者が58名、938名のうち58名と、大分少ないように思うんですが、これからはどういうあれをして、人数を増やそうと思っていらっしゃいますか。

○山口英雄福祉課長 先ほど申しました避難行動を御自分でなかなかするのは難しくして支援が必

要な方は938名おられます。そのうち先ほど申しましたとおり、避難行動がなかなか難しい、御自分で避難するのは難しいという方は、多くの方が近くに住んでいる方とかの助けが必要でございます。

なので、常日頃からその避難行動要支援者に関して、関係者が情報共有をしておくことが避難行動を的確に迅速にできるための非常に重要な要素だと考えているところなんです、その常日頃から情報を関係機関とか関係者に提供していいよという同意を得た方がまだ58名にとどまっていると、そういうことでございます。

ということで、今後ですね、ふだんから情報提供に対して同意をしていただく方をどんどんどんどん広げていきまして、災害時における避難行動要支援者の迅速な、安全な避難につなげていきたいと、そういった体制を整えていきたいと考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 今、答弁がありましたようになかなかプライバシーの問題もありまして、この58名がまだたくさん増えるように願うばかりですが、なかなかその辺も難しいと思うので、これからもまだ増えるように努力していただきたいと思います。

それでは、次に、被災者が避難所に一時的または数日滞在する場合の避難所の運営は誰がするのか。また、避難所で定員がオーバーした場合の対処方法をお尋ねいたします。

○田中幸喜総務課参事 本市におきましては、台風の接近、上陸や大雨などによる災害発生が事前に予測される場合においては、市長以下、関係課長等による事前対策会議を開催し、災害関連情報等を収集しながら、災害対応や避難所開設の有無等を検討しておりますが、避難勧告等を発令し、一時的に滞在する指定避難所、いわゆる第一避難所の開設を決定した場合においては、避難所ごとに避難所担当職員2名を配置して運営に当たっております。

しかしながら、地震などの大規模災害等によりまして、被災者の滞在が長期化する指定避難所、第二避難所の運営につきましては、避難所管理運営マニュアルに基づき、住民の主体的な組織やボランティア組織等の協力をいただき、それらの組織等が主体となって運営していただくこととなります。

なお、大規模災害等の発生や新型コロナウイルス感染症の予防対策等により、第一避難所及び第二避難所の指定避難所に収容しきれない場合の対応といたしましては、指定避難所以外に公共施設の空き施設や自治公民館などの活用を図ることを考えておりますが、先般、避難所として施設使用に関する協定を鹿児島水産高等学校と締結したところでございます。

また、災害救助法が適用された場合等においては、国の財源措置もなされますので、旅館・ホテル等の活用も考慮しておく必要があるものと考えます。

なお、先般の台風10号においては、かつてない記録的な大雨・暴風・高潮・高波となることが予想され、最大級の警戒が必要であるとされたことから、避難所については、第一避難所8か所、第二避難所4か所に加え、臨時避難所も合わせて13か所の避難所を開設し、対応したところであります。

激甚化する災害への対応や新型コロナウイルス感染症予防を考慮いたしますと、今後とも多くの避難所の確保と開設が重要となると考えているところでございます。

○3番上迫正幸議員 今回は13か所の避難所を開設したということで、収容人数は何名ぐらいになると予想されましたか。

○山口英雄福祉課長 今回の台風10号につきましては、先ほど参事が答弁しましたとおりコロナ対策の観点から収容定員をかなり絞って、制限して、その上で受入れをしたところでございますが、第一、第二避難所併せて開設しました、水産高校も含めてですが、合わせて受入定員といたしましては、1,300を超える避難所を準備したところでございます。それに対しまして、実際に避難された方、収容した方は554人というふうになったところでございます。

それから、先ほど参事も説明申し上げましたが、各自治公民館、自主避難所ですね、そういっ

たところも開設していただきました。自主避難所につきましては、5か所で25人が自主避難をされたというふうに報告を受けております。

○3番上迫正幸議員 579名の方が避難されたということで、これは1泊だったわけですよね、その被災された方が長期の避難生活になった場合に仮設住宅の建設はあるのか。また、あるとすれば、どこを予定しているのかをお聞きいたします。

○田中幸喜総務課参事 大規模災害発生時におきまして、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、地域防災計画に基づき市長が実施することとなります。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が実施者となり、国がその費用を負担することとなります。

本市地域防災計画では、応急仮設住宅の建設候補地として、妙見グラウンド及び片平山グラウンドを定めておりますが、このことにつきましては、鹿児島県地震等災害被害予測調査により示されております最大被災ケース想定地震、種子島東方沖における全壊・焼失戸数を40棟と想定し、建設候補地を先ほどの2か所にしているところでございます。

○3番上迫正幸議員 はい、分かりました。それでは最後に、避難所で考えられる問題点として、どのようなことを想定しているのか。特に感染症対策については、どんな対策を立てているのかをお尋ねいたします。

○山口英雄福祉課長 避難所の運営に関する問題点ということでございますけれども、避難所の管理運営に関しましては、プライバシーの確保、高齢者、障害者、女性や乳幼児など配慮を必要とする方に対する適切な心配り、それから今おっしゃられた新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症防止のための的確な対応といったことが課題となります。

それで、新型コロナウイルス等の対応につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、これまでの定員を感染症対策ということで大分絞りました、しかも今回第一避難所のほかにも同時に第二避難所も、それから臨時避難所も開設して収容人員を広げたところでございます。そういった対応を取っております。

また、運営面での問題といたしましては、大規模災害時など長期間の避難所開設を余儀なくされる場合等におきましては、トイレの確保、それから避難所内の衛生面の維持、避難者の健康面に関する配慮等のほか、先ほど総務課参事も答弁申し上げましたとおり避難所運営を自主防災組織等の地域の住民の方にお願ひしなければならないということで、そういった場合になかなか円滑な避難所運営ができるのかといった問題もありまして、それらの様々な問題が想定されるところでございます。

避難所を適切に運営するためには、運営の指針となる避難所管理運営マニュアルの整備が非常に重要となると思っております。本市では、平成21年6月に避難所管理運営マニュアルを策定し、運用してきたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の視点も含めた総合的な避難所管理運営マニュアルの整備に向けまして現在、鋭意作業を続けているところでございます。

○中原重信議長 一般質問の途中であります、あとしばらくで午後5時になります。本日の会議時間を本日の議事が終了するまで延長いたします。

上迫議員、一般質問を続けてください。

○3番上迫正幸議員 災害が起きないことが一番であります、もしものときの防災というのは大変重要になってくると思いますので、またこれからも防災のほうにもっと力を入れて頑張りたいと思います。

それでは、次に消防団活動体制について質問いたします。消防団員の育成、強化策は進んでいるのかをお尋ねいたします。

○松田正知消防総務課長 消防団員の育成につきましては、鹿児島県消防学校への入校をはじめ、

毎年開催しております新入団員教育及び機関員講習の開催並びに毎月実施しております定期訓練におきまして、規律訓練や現場活動における基礎訓練などの反復訓練を行い、育成を図っております。

また、新たな取組といたしまして、平成25年度から地図を用いて地域の大規模災害を想定し、危険が予測される事態をシートに書き込む消防団図上訓練を市内各地域で開催するとともに、公務災害の防止を主眼といたします消防団S-KYT研修、いわゆる消防団危険予知トレーニングや安全管理セミナーなど関係機関と協力して随時開催しております。

このような取組により、様々な視点から消防団員の育成・強化が図られ、一定の成果を得ておりますが、今後も消防団員の資質のさらなる向上を目指し、効率的で質の高い訓練を実施していきたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 団員の育成強化策は順調に進んでいると見受けられます。

それでは、消防団員の高齢化対策に取り組むとの前回の答弁でありましたが、その後どういった対策を取られて、その成果はあったのでしょうか、お答えください。

○松田正知消防総務課長 消防団員の高齢化対策については、昨年の9月議会での質問に対しまして、適材適所で活躍できる環境の整備と処遇や装備の充実を図ることに取り組んでまいりたいと答弁したところでございます。

まず、適材適所での活躍につきましては現在、各分団に普通救命講習会の開催をお願いし、各分団が積極的に講習会を受講しておりますが、高齢の団員に対しましては、さらにもう一段ステップアップさせ、女性消防団員と同様に応急手当普及員の資格を取得させ、自主防災会や地域の救急訓練時に消防職員とともに住民に救急指導できるような体制を整備し、高齢の団員が消防活動はもとより救急活動の現場においても地域に貢献できるような体制の構築を計画しているところでございます。

次に、処遇につきましては昨年、新たに2事業所に消防団協力事業所表示証を交付し、消防団活動への御理解と御協力をお願いしたところでございますが、今後も協力事業所の拡大に努めまして、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

○3番上迫正幸議員 もし火災が発生し、本部の到着前に初期消火ができるように地域住民にポンプ車または小型ポンプの操作方法を教えるなどの考えはないのでしょうか。

○松田正知消防総務課長 地域住民が初期消火を行う場合は、消化器などの簡易な消火器具により行うことを想定しております。

お尋ねのポンプ車等を活用しました消火活動につきましては、車の鍵の管理の在り方や特に事故などが発生した場合における公務災害補償の観点から、整理すべき課題があると考えております。

しかしながら、消防隊到着後に、消防職・団員の要求により、ホース延長や消火作業に従事するなど消火活動に協力することは可能でございますので、今後は地域住民に対しまして、自主防災組織の訓練を活用し、ホースの延長要領やとび口の取扱要領など消火作業に関する基本的な消防訓練も併せて行い、消防職・団員、地域住民が一体となった消火活動を行うことで、被害の軽減が図られるような方策を検討してまいります。

○3番上迫正幸議員 ポンプ車、小型ポンプはなかなか利用が難しいということで、これからは消防団員を交えて簡単な消化操作方法を教えてくださいということで、ぜひやってほしいと思います。

次に、現在の消防団の資材、装備は十分であると考えますか。また、分団長、班長に貸し出されている通信機で火災時の通信は十分なのか、お聞きいたします。

○松田正知消防総務課長 まず、消防団の車両につきましては、小型ポンプ積載車を平成26年度から平成28年度の3年間で全分団の更新を完了し、令和4年度からは消防ポンプ自動車の更

新も計画しているところがございます。また、平成29年度からは老朽化しておりました小型動力ポンプを更新計画に基づきまして、順次更新を行っております。

次に、装備につきましては、平成27年度からライフジャケットや消防団員用防火帽などの更新を順次行い、装備の充実を図ってまいりましたが、今後も消防団員の安全の確保に万全を期してまいります。

次に、通信手段につきましては、消防無線のデジタル化に合わせまして、全ての消防ポンプ自動車にデジタル無線を装備しております。

また、消防団員から要望のありましたデジタルトランシーバーを消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金を活用いたしまして、令和元年度に23台購入し、従来、副分団長以上に貸与しておりましたデジタルトランシーバーを班長以上に拡充を図り、現場活動における通信手段の充実を図ったところがございます。

○3番上迫正幸議員 消防団に装備される資材等、トランシーバー等も十分では、私はないと思うんですが、徐々に増えてきていると思います。

それでは、前回、団員定数を質問いたしました。現在の定員数減は現在考えていないのか。また、団員の定年制は検討しないのか、お聞きいたします。

○松田正知消防総務課長 まず、定数につきましては、平成25年度に女性消防団員の採用に伴い、団員を12名増員し、条例定数は260名になったところです。

定数の減につきましては昨年の9月議会でも答弁いたしましたが、本市では一部の分団では、消防団員の平均年齢が高く、団員の確保に苦慮していると承知しておりますが、自治公民館など関係機関の御協力により条例定数を確保できておりますので、地域防災力の維持という観点から、現状では定数の減ということは考えていないところでございます。

次に、定年制の導入につきましては、全ての消防団員は高い使命感を持って活動していただいております。高齢な団員も含めまして団員のモチベーションも非常に高く、一概に年齢で線を引くということは現状では考えていないところでございます。

また、これまでも答弁いたしておりますが、高齢の消防団員の消防団活動につきましては、様々な視点から検討を重ねまして、救急活動を含め適材適所での活躍ができるよう環境を整えてまいります。

○3番上迫正幸議員 消防団員の定年は考えていないということで、適材適所の役割を与えるということではよろしいですか。——はい、分かりました。

それでは、次の質問にまいります。

梅雨時期の農作物への影響についてお尋ねいたします。今年は例年になく梅雨の期間が長かったが、農作物への影響についてどのように考えておられますか。

○原田博明農政課長 今年の梅雨は5月30日から7月28日までと、例年より2週間ほど長く、雨の降った日が多かったため、6月から7月にかけてナス、キュウリ、ニガウリなど夏野菜の生育が不良となっていましたが、梅雨が明けてからは晴天が続き、夏野菜については状況が回復してきたと分析しております。

長雨の影響を受けた作物としては、カンショが影響を受けています。先日の坪掘調査では昨年の同時期と比べて、青果用・加工用の品種で前年比75%、工業用の品種で前年比85%となっていました。長雨による日照不足など気象的な影響と、各種病虫害被害（基腐病、ナカジロシバタなどの害虫）の影響と考えています。

果樹については、梅雨明け後、高温による果実の日焼けが見受けられ、今後の状況では出荷のできない果実もあるのではないかと危惧しているところがございます。また、今回の台風10号でも倒木や果実の落下など被害も出ていると把握しているところがございます。長雨などで湿度が高い状態が続くと、黒点病などの病害が発生しやすい環境になります。生産者に対しては、現

地での栽培講習会等において予防剤による防除の周知を図っているところがございます。

お茶については、大きな影響が出ていないと伺っています。ただ、台風9号で若干塩害の被害が見受けられるということで報告がされています。果樹同様に病害虫が発生しやすい環境になっていますので、通常の防除体系で対応するように周知しているところです。

米については、日照不足や長雨による害虫の発生により、例年とすると1割から2割の減収であったと報告があったところがございます。

○3番上迫正幸議員 梅雨が過ぎたら毎年雨のせいで野菜の価格が大変上がるわけなんですけど、今年も多分に漏れず、野菜の値段が2倍、3倍したように伺っております。

先ほど説明ありましたが、今年ももう既にカンショは基腐病が畑のところどころ、または畑全体に広がっているように見受けられます。基腐病以外の考えられる原因と今後の病気に対する対応を今一度説明をお願いいたします。

○原田博明農政課長 南薩地域振興局農政普及課、JA南さつま、市において、主要な地区を巡回し、地上部の萎凋、枯死などの発生状況を毎月調査していますが、8月の調査内容としては萎凋、枯死などによる地上部の被害率については被害率0%が60%、3%未満の被害率が37%、3%から20%の被害率が3%となっており、基腐病の発生は全体の約1割と見ています。県全体の発生状況も約1割と把握しているとのことでございます。

カンショの萎凋、枯死の内容としては、7月の長雨とその後の日照りや干ばつ、基腐病などの病害の拡大によるものと見られています。また、ナカジロシバタやイモコガなどの害虫の発生が例年より早く、食害による枯死の状況も見られています。

このように、カンショの茎や葉が枯れている状況としては、大きな原因として基腐病、害虫の発生、干ばつによるもので、全てが基腐病であるというわけではありません。ただ、長雨等の影響で基腐病の菌の拡散など、今後の発生拡大は心配なところではあります。農家の方々は塊根が大きくなるまでの期間を置くか、基腐病が発生する前に収穫するか、判断に苦慮していると伺っています。

県農政部からは令和2年産原料用サツマイモの早期収穫への対応について、各酒造メーカーやでん粉工場に依頼がされていると伺っているところがございます。

今後の対策としては、県やJA等と連携し、病害が発生した株は抜取りをすること。また、予防剤の散布についても呼びかけをしているところです。

枕崎市甘しょ対策協議会を中心に次期作の健全種芋の確保による苗づくりや本圃の残渣処理、土壌消毒など基本技術の徹底を指導してまいります。

その他、国県に対して支援事業等の要望と事業実施時の内容説明や申請の支援を行う考えでございます。

○3番上迫正幸議員 いろんな対策をやられているようで、秋には収穫量が去年並み、それ以上になるように希望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、梅雨の大雨の影響で、耕作地の崩壊があると聞きますが、把握している分ではよろしいので崩壊した箇所と現在の補修工事の進捗状況をお尋ねいたします。

○小湊哲郎農政課参事 5月中旬及び7月初旬の豪雨による被災状況につきまして、農地の被災につきましては13件報告を受けておりますが、そのうち12件は国庫補助災害に該当しないのり面の崩壊がほとんどでありました。

土のう積みによるのり面の復旧、土のう袋の支給及び崩壊した土砂の撤去をお願いしているところがございます。

○3番上迫正幸議員 国庫補助が出ないということは、補修する場合は地権者の手出しがあるということですか。

○小湊哲郎農政課参事 国庫補助に該当しない農地の災害につきましては、基本的に農地は個人

の財産ということで補助をしていないところであります。

平成24年までは補助金等の支給をしておりましたが、平成25年度から県内各市の状況等を調査しまして、少額災害への補助は行っておりません。土のう袋の支給のみを行っているところであります。

○3番上迫正幸議員 基本的に持ち主が資金を出すとなると、資金が大きくなればなるほど、本人はもうしなくていいんじゃないかみたいなことを考えると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○小湊哲郎農政課参事 議員がおっしゃるとおり、高齢化とかそういうので農地の被災を受けたときに復旧できないとかっていうことも考えられますので、今後はまた県内各市の状況とかを調査しながら、少額災害についての補助等の検討をしてみたいと考えているところです。

○3番上迫正幸議員 持ち主が補修しないと、耕作者はその畑では結局もう作物を作らなくなるわけです。それで、この耕作放棄地が広がっていくおそれはないんですか。

○小湊哲郎農政課参事 議員がおっしゃるとおり、そういうことも考えられますので、多面的機能支払交付金という国の制度を使った事業も取り組んでおります。令和元年度で8組織12集落が取り組んでいるわけなんですけども、ほかの集落への取組の支援とか啓発を図って、耕作放棄地ができない、発生しないような対策を考えていきたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 できるだけの対策を取られまして、耕作放棄地が増えないように努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

市長は令和2年度の施政方針でお魚センターを体験型観光拠点施設としてポテンシャル強化を図るとおっしゃいました。現在もその考えに変化はないのかという質問を準備しておりましたが、永野議員がさっき聞いてお答えしたので、それはちょっと割愛させていただきます。

今年度は新型コロナウイルスの関係で営業自粛を余儀なくされ、観光客、来館者ともに激減していると思われまます。今後の見通しも不透明ですが、コロナが収束し、平常営業に戻ったときのお魚センターの集客の施策としては、どのような考えをお持ちなのかをお聞きいたします。

○新屋敷増水産商工課参事 今、議員からもありましたとおり、お魚センターの観光客、一般客を合わせました総入館者数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、7月末時点で昨年度と比べて約50%落ちて大幅に入館者数が減少しております。

こうした状況から、今後のにぎわいづくりの取組ですけれども、お魚センターとしましては新型コロナウイルスの感染予防対策に努める中で、9月には敬老の日になんだイベント、11月はいいふしの日にちなんだイベント、その後も定期的にイベントを継続して開催していく中で、お魚センターのにぎわいづくり、魅力づくりを図っていききたいと、そういうふうには聞いているところでございます。

○3番上迫正幸議員 定期的にイベントを計画しているということで、客足が少しでも伸びることを願うばかりでございます。

それでは最後に、最近火之神公園でキャンプをしている大勢の方々が見受けられます。キャンプをするには絶好の景色だと思いますが、まだ公園を生かし切れていない印象を受けます。公園周辺を整備するという計画はないのですか、お答えください。

○鮫島寿文水産商工課長 朝の一般質問の答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、火之神公園につきましては、坊野間県立自然公園の一部でもあることから、来園される観光客や市民の皆様自然景観を楽しみながら過ごしていただくための施設として位置づけをしております。

これまでの公園整備を少し申し上げますと、県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、平成22年度に園路、東屋及び炊事場を、また平成27年度から28年度にかけては、火之神公園広場からプール東側までの園路、ベンチ及び照明施設等を整備したところです。平成30年度末に

は公園の西側に「未来をつむぐ幸せの鐘」のモニュメントが民間団体の御厚意により寄贈されております。また、昨年度は県の地域振興推進事業を活用しまして、公園西側からプールまでの園路等の新設を行い、公園とプールとの周遊性を高めたところです。

このように公園周辺の周遊性を高めること、また自然景観に配慮しながら東屋や炊事場等の整備を行ってきたことで、公園内の利用者も増加してきていると感じております。週末、また週末に限らずキャンプ客や朝夕に市民の散策の様子をよく目にするようになりました。

火之神公園については、冒頭にも申しあげましたように自然公園の一部でありますので、本市としましても自然景観に配慮しながらの整備・運営を目指しております。今後の大規模な開発については計画しておりませんが、公園の利用状況等を勘案し、周辺の駐車場整備等の検討をしてまいりたいと考えているところです。

○3番上迫正幸議員 お魚センターから火之神公園までの道路整備の計画はないのかをお尋ねいたします。

○松崎信二建設課長 お魚センターから火之神公園までの道路整備につきましては、現時点での道路拡幅等の改良事業の計画はないところでありますが、道路の老朽化対策として、平成25年度から平成27年度にかけて、内鍋清掃センターへ向かう交差点付近から火之神公園までの区間におきましては、舗装補修工事を実施済みであり、馬追川からただいま申しました交差点付近までの区間におきましても、舗装の老朽化の状況を把握しながら、必要に応じて補修を行ってまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 火之神公園までの道路の補修整備の計画があるということで、これが整備されてもっとたくさん枕崎に観光客が来ることを願ひまして質問を終わりたいと思います。

○中原重信議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時23分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和2年9月25日)

令和2年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	63	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	総文
2	陳6	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	〃
3	62	枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
4	陳5	（自家増殖を原則禁止とする）種苗法改正の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情	〃
5	56	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予特
6	57	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	58	令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
8	59	令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	60	令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	61	令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
11	66	（自家増殖を原則禁止とする）種苗法改正の取りやめを求める意見書	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	駒水孝広 農委事務局長兼農業振興係長
小峯恵美子 監査委員事務局長	水流敏幸 監査委員
堂原耕一 企画調整課参事	小湊哲郎 農政課参事兼耕地林務係長
新屋敷増 水産商工課参事	日渡輝明 市民生活課参事
山口美津哉 会計管理者兼会計課長	田中幸喜 総務課参事
丸山屋敏 教育長	宮原司 教委総務課長
満枝賢治 学校教育課長	上園信一 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
山口太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号及び第2号を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号及び第2号について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

本件は、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする枕崎市過疎地域自立促進計画について、生活環境の整備の分野の対策に係る本文中の文言の追加を行うほか、令和2年度の当初予算で計上し、本年度以降に実施を予定している事業の計8件の追加と1件の削除を行うとともに、事業の見直し等による事業内容の変更1件、事業名の文言整理3件を行うものであり、今回の事業の追加等により、当計画期間中における事業数としては、令和元年度末の217事業に対し、224事業になる。過疎債を借り入れるために今回事業計画を変更するもので、県との協議も既に整っているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について申し上げます。

委員から、コロナ禍の中で、現場で働いている学校職員は今どういう状況なのかという質疑があり、4月から7月までの時間外勤務が、昨年と比較して若干増えているが、校長が各職員にコロナのための時間外勤務を命じたりしたことはなく、負担感もないという報告を受けているとのことです。

また、委員から、現在、教員確保が非常に大変なようだが、どういう状況にあるのかとの質疑があり、特別支援学級が昨年度も県内で100学級以上増えている。教職員を特別支援学級に多数配置する必要があるため、教職員が不足する傾向にあるとのことです。

そのほか、委員から、とにかく人の命を守ること、そして子供たちが安心して学校で学び、友達とも会える、そういう環境をつくるために20人学級にするべきだとの意見や、20人学級が現実的に可能なのか、緊急にできるようなものでもないとの意見が出され、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○6番城森史明議員 過疎地域自立促進計画の変更についての中で、公共下水道の追加がありました。それと、給食設備の追加がありました。この2件については、どのように具体的に委員会で質疑応答があったのか、質問いたします。

○永野慶一郎総務文教委員長 公共下水道と給食センターの追加については、委員会の中ではそういった質疑はございませんでした。

○6番城森史明議員 質疑はなかったと言いますが、実際、具体的にこれが上がっているわけですから、どういう内容での変更があったのか、それと給食センターもそうですね。その辺が分からないと採決はできないと思うので質問しているところであります。

○永野慶一郎総務文教委員長 給食センターは、特に質疑は委員会のほうでは出ておりませんでした。

下水道のほうについてはですね、本年度は3,490万を過疎債で計上しているというような答弁がありました。以上、それだけでございます。

○6番城森史明議員 これ当局に聞いていいのかわかりませんが、この2点はどういう内容なんですか。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号に対する委員長報告は、不採択でありますので、採択するかどうかについて起立により採決いたします。

日程第2号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第3号及び第4号を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第3号及び第4号について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第3号枕崎市児童厚生施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、枕崎児童館に新たに冷暖房装置を設置したことに伴い、その使用料を定めようとするもので、設定される冷暖房使用料については、片平山児童センターの使用料と同額になるということです。

委員から、近隣の自治体では児童館の使用料を徴収していないとのことだが、本市はどのようになっているのかとの質疑があり、使用料については、条例で基本的に無料としているが、使用できるものの範囲以外のものが使用する場合には、条例で定める使用料を納入しなければならないということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号（自家増殖を原則禁止とする）種苗法改正の取りやめを求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市岩戸町の日本の種子を守る会の方から提出されたものです。

本件は、第201回国会に上程された種苗法改正案によると、これまで認められてきた農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に許諾手続・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないこととなり、日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家には大きな負担が生じることから、農家の経営を圧迫し、農業の衰退を招きかねず、今後の地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食糧を確保する観点から種苗法改正案の取りやめを求める意見書の提出を求めるものであります。

委員から、愛媛県の紅まどんなや鹿児島県の大將季にしても農協を通じてしか買えない状況にあり、作った物は農協に納めないといけない条件となっており、改正されても変化はあまりないのではないかとの質疑があり、今回の法改正の主なポイントとして、現在優良品種が海外に流出

され、海外で作られて逆輸入されてきている中、育成者権者に対しての保護、日本の産地・農家の保護にもなると認識しているとのこと。

また、委員から、主要農産物の取扱いと登録品種の規制についての質疑があり、品種には一般品種と登録品種があるが、一般品種が全体の9割程度を占めており、枕崎で作られている農作物についてはほぼ一般品種ということで登録や許諾が必要になることはないとのこと。

多くの委員から、優良品種の海外流出防止については理解できるとの意見が出されたものの、登録品種の許諾料を支払うことについては農家にとってマイナス面が多いという意見や、許諾料は安く、栽培についても限定されるので本市には大した影響はないなど意見が分かれたところがありますが、採決の結果、本件は賛成多数で採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○9番立石幸徳議員 ただいまの委員長報告の中で、日程第4号の陳情第5号についてですね、質疑をいたしたいと思います。後もって意見書も提案されるようになっていきますので、要点のみをお尋ねをさせていただきます。

まず、今度のこの種苗法改正の目的、委員長報告でも少しはあったように思うんですけども、明確に今度の法改正の意義ですね、どこに狙いがあるのか、この点を委員会ではどのように整理をされたのか、このことをお尋ねをします。

それから2点目に、陳情文の中に自家増殖を原則禁止と許諾制という形で事実上一律禁止することとなると思うんですが、農水省のこの関係の解説書を読みますと許諾制なんですね。許諾制ということは、許可を求めればちゃんと自家増殖もできるということですよ。何が禁止されるのか。現在の法律の中でも、許諾制っていうことが取られているわけです。ですから、この事実上一律禁止になるという改正で陳情文に出ています、この点について委員会ではですね、何が禁止されるんですかね。

3点目に、これも陳情文にある許諾に当たって大きな負担を伴うと陳情の中で言っているんですけども、大きな負担というのはどれぐらいの負担になるんですかね。この点を委員会ではどう論議されたのか。

最後に、種苗法が現在の法案どおり改正された場合に、本市に与える影響、幾らか出されましたけれども、本市に与える影響について、委員会では詳細に審査をされているのかどうかですね、以上4点お尋ねをいたします。

○吉嶺周作産業厚生委員長 1番目の質疑に対してはですね、委員長報告で述べたような法改正の主なポイントは、優良品種が現在海外に流出され海外で作られて逆輸入されている現状があり、法改正により育成者権者、日本の産地、農家の保護にもつながるといようなそういった答弁が出たところであります。

2番目の自家増殖の禁止に対してはですね、特に禁止についての質疑はなかったところではありますが、許諾登録品種に限り、許諾料を払って導入した苗は、今後自分で生産するため増殖することは何の問題もないということでした。

次に、3番目の法改正により大きな負担が生じるという部分、許諾料についてはですね、米で苗代が1,600円の場合、自分の県の農業者の場合は2.56円、ほかの県の農業者については8円、ブドウについては4,000円の苗代に対して60円の許諾料を払わないといけないというふうに示されているということでもあります。

それから、最後の質疑の枕崎市の影響についてはですね、枕崎で作られている農作物につきましては9割程度が一般品種ということで、登録されたり、許諾が必要になることはないということで委員会でも審査したところであります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○4番沖園強議員 1点だけお伺いしときたいと思いますが、法改正によって海外への不正持ち出しの抑止力になるものの十分とは言えないというような不安材料があるんですけど、現在農家が保有する品種、種苗を厳密に把握しなければ、流出の防止の効果は小さいと言われているんですけど、許諾料の例が示されているのは何品目あるんですか、議論はされなかったですか。

○吉嶺周作産業厚生委員長 許諾料につきましては先ほど言ったとおりですね、ブドウの品種については4,000円の苗代に対して60円、米で苗代が1,600円の場合、自分の県の農業者の場合が2.56円、ほかの県の農業者については8円、許諾料が必要となる改正になると思います。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、起立により採決いたします。

日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、陳情第5号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第5号から第10号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[立石幸徳予算特別委員長 登壇]

○立石幸徳予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第10号までの6件について、去る9月11日に委員会を開催し、委員長に立石幸徳、副委員長に東君子委員を選出し審査いたしました。

委員会では各般にわたり質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成されており、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経過につきましては配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

日程第5号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）、日程第6号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第7号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9号令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第10号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の6件については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号から第10号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号から第10号までの6件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[吉松幸夫議員 登壇]

○7番吉松幸夫議員 議案第66号（自家増殖を原則禁止とする）種苗法改正の取りやめを求める意見書でございます。

農林水産省は、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会で種苗法の現行制度の見直しを検討し、2019年11月15日、新品種保護に関する対策を取りまとめ、これに基づき、さきの通常国会に種苗法改正案を提出し、継続審査となっております。

日本の農業を支える圧倒的多数の小規模農家にとって、これは新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては農業の衰退を招きかねず、国連家族農業の10年や小農の権利宣言の精神とも相反するものであります。

今回の法案では、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、小規模農家を萎縮させ在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もあり、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行していると考えるところであります。

よって、国会及び政府に対し、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法の改正を取りやめるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月25日、枕崎市議会。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番城森史明議員 この意見書の中に小規模農家っていうのが出てきますが、その小規模農家の定義っていうのはどういうものなのか。要は、家庭菜園でやっている人たちも小規模農家に入るのか、それとも販売をしてない人も小規模農家に入るのか、その辺の定義はどうなっているのか。

それと、海外流出が事実上避けられないということを書いてありますが、実際、和牛がですよ、日本の黒毛和牛の精液が海外に流出されそうになりました。この種苗法でそれを規制しないと、例えばブドウにしる、果物にしる日本の農産物は非常に世界から評価されているわけですね。それが世界中の至るところで栽培されたら日本の農業はどうなるんですか。日本の価値は下がりますよ、和牛の価値は下がりますよ。

だから、それを規制するのが一番じゃないんですか。それを規制するためにこの法律がしようとしている一番の目的はそこなんですから、その辺はどう考えているんですか。これをつくらなかったらどんどん出ていきますよ、海外に、それをどう考えているんですか。2点質問します。

○7番吉松幸夫議員 小規模農家の定義はというふうなことですけれども、日本であるのが家族で個人経営しているところは小規模農家に当たるとはならないかなというふうに考えております。それと、その種苗法を改正して種が海外に流出するという部分も、現行でもそういう規制はあるであろうし、ただ、今回の改正という部分があまりにも個人経営の農家とかそういうところに不安をあおっていると、不安を。誤解とか分かりませんが、そういった形の不安を与えてい

るということは間違いないことですので、そういった観点で我々は意見書を提出したまでです。

○6番城森史明議員 その答えじゃ、日本の農業を全然知らないですよ。小規模農家っていういろいろあるわけですよ、個人経営だっていろいろあるわけでしょう。個人経営だって大規模にやっているとこもあれば、本当その販売もしない農家、それと小規模、そこら辺の道の駅に出したりする農家、売上げが100万円以下、200万以下もあるわけですよ。

だから、その辺を理解しないで意見書提出はできないと思いますよ。だって100万円以下でやっている人たちは、ほとんどこの法律では影響ないわけですよ。なぜかという、ほとんど一般登録品種ですよ、この人たちが作っているのは一般品種ですよ、登録品種じゃないですよ。登録品種についても今でも規制があるわけですよ、ちゃんと。

だって、作ったものを勝手に日本で栽培されたらその人も困るわけですがね。だから、当然さっき言ったように大将季とかそれも自由に栽培できないんですよ、個人は。種も買うこともできない、農協を通してじゃないと。

○中原重信議長 城森議員、質疑をしてください。

○6番城森史明議員 ですから、例えばさっき言ったように枕崎ではほとんどこの法律は農家に影響ないですよっていうことでしたよ。その辺の枕崎に対する影響はどうなんですか。

それと、再度質問しますが、この日本の優秀な品種が海外で自由に作られるようになったら、日本の農業はどうなるんですか。今度も農産物輸出を増やそうって鹿児島県も言っていますよ、塩田知事も。農産物も輸出できなくなるんですよ。なぜかという、もし栽培がされたら向こうで安く栽培できるわけですから、その辺はどう議論されたんですか。

○7番吉松幸夫議員 先ほどの産業厚生委員長の報告にもありましたけれども、海外へ品種流出を防ぐということもありましたが、その前に、先ほども言いましたとおり個人経営の農家とかそういうところの生活もやはり確保しなければならない。

去る、南日本新聞の報道ですね、こういう記事がありました。

法改正に対する不安は根強いようであると、法案審議で望むことは、法改正は海外への不正持ち出しの抑制にはなるものの十分とは言えない。許諾料の例が示されているのは、ブドウ苗など4品目だけである。改正案をめぐっては、不確かな情報も多く、農家をはじめ食の安全性に敏感な消費者が納得する丁寧な議論が求められると書いてあります。

だから、日本国民が納得する法案が出なければ、それはまだ審議が足りないということから、我々はこれに賛成した意見書を出したということです。

○9番立石幸徳議員 私は、ここに農水省の今度の種苗法改正案のQ&Aですね、質問と農水省の提案されたほうの回答の解説文を持ち合わせているんですが、この意見書は陳情文全くそのとおりの同一の文になっております。そこで、先ほどの産業厚生委員長への質疑で幾らかは分かったんですけども、全然検討違いのところが見られる。

まず、農水省のQ&Aに「自家増殖は一律禁止になりますか」というクエスチョン。回答は、まず自家増殖が一律禁止とはなりません。現在利用されているほとんどの品種は一般品種であり、今後も自由に自家増殖ができます。法改正案で自家増殖に許諾が必要となるのは、国県の試験場そういうところが開発するので、公的なものが開発したものは登録許諾料も安い。そのような登録品種でも許諾を受ければ自家増殖ができます。

この農水省の解説について、意見書を出された方はどのように考えられるんですかね、お尋ねをいたします。

○中原重信議長 それでは、提案者のどなたでもいいですので、答弁を。（「じゃあ関連で、追加でいいですかね」と言う者あり）今、答弁を求められていますので、提案者が答弁してください。

○2番眞茅弘美議員 今、一般登録のものがほとんどなんですけども、この種苗法自体がですね、

まだまだちょっと不透明なところが多くて、今後登録品種に変わっていったりしますと、現在農家におきましては様々な問題がございまして、高齢化とかですね、後継者不足とか、そして最近では温暖化ということで、これから先、本市におきましても、どういう作物を作っていくか分からない状態でございます。

許諾料というのが発生するんですけども、許諾料もまだまだ今の段階で非公表なものがほとんどでございます。例えば、そのブドウの苗につきましても60円とございますけども、農家につきましては、本当に小規模農家、御夫婦でされている農家から、人を使って大きくされている農家もいらっしゃいます。1本60円の苗ですけども、本当に1,000本、1万本とかなるとかなりの金額になりますので、その種苗法自体はですね、海外流出の持ち出しに規制をかけるということで、非常にこれは本当に大事なことだと思うんですけども、この種苗法の中身自体がまだまだちょっと不透明なところが多いですので、ちょっと本市におきましてもですね、課題があるというふうに私は思います。

○9番立石幸徳議員 私がお尋ねしたこととの回答は若干違った。つまり、私が聞きたいのは、この意見書に明確に書かれている今度の法改正は、事実上自家増殖を一律禁止にすると、果たしてそうなんですかということ聞いていますが、今2番議員から出された御意見は拝聴させていただきます。

もう少し別な点でですね、意見書の最後のほうに、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行をしていると書いているんですね。今の日本の食料自給率は何%になっていると認識しているんですかね。それから、なぜ逆行することになるんですか。

むしろ、私は先ほど6番議員も言われたように、日本の農業をどんどん海外に進出するぐらい振興していくためには、この種苗法はなくてはならないですよ、改正は。その逆行する意味を教えてください。

○7番吉松幸夫議員 逆行するという意味は、種苗法の絡みで2番議員がおっしゃったように高齢者の方々がなかなか農業をしづらくなってくると。そうすれば、余計にそういう食料不足というのが生じてくるんじゃないかという考えでございます。

○9番立石幸徳議員 意見の相違もあるでしょうけれど、私は、そういうことでは日本の農業は守れない、あるいは今後発展していかないと思いますね。

それから、今提案者のお1人である7番議員が先ほど地元新聞の新聞記事から紹介された文、私もその記事をここに持ってきているんですが、新聞報道の記事の、本市は種苗法をもうちょっと進めなさいと、もうちょっとしっかりしたものにしていく、そのためにまず法律そのものは当初から完璧な法律案というのはなかなかできづらい。法律を進めていって、不備な点が散見されれば、またその点を法改正で手を加えていくことが、むしろ農業発展につながっていくわけですよ。その改正を取りやめるっていうのは、まさしく逆行じゃないですか。

だから、海外への不正持ち出しのために今度の法改正は十分とは言えないと、十分とは言えないんだったら、また十分になるようにいろいろ手を加えていけばいいわけですよ。ですから、なぜこの種苗法取りやめちゃうことになるんですか。

○7番吉松幸夫議員 今、9番議員がおっしゃることもごもっともだと思います。

ですから、今回の意見書の冒頭でありましたように、通常国会に種苗法改正案を提出しとあります。しかしながら、今まで質疑した不透明な部分など様々な問題が出たというところで、継続審査となったということですので、一旦これは取りやめたほうがよろしいんじゃないかということがさきの産業厚生委員会でも議論されたところでもあります。

○9番立石幸徳議員 全然、国会の動きの認識は私と違います。国会で継続審査になったのは、物理的に時間切れだったんです。いわゆるコロナの影響でですね。物理的にこの法案審議がなかなかできづらかった、会期中までに法案がきちっと採決できなかった。

問題点があつて延びたつていう部分、それは幾らか各国議員の皆さんも持たれているかもしれませんが、大きな要因は物理的なものです。それで、あとは質疑というより、また最後に討論をさせていただきたいと思っておりますのでね。

ただ、いずれにしても、もう少し意見書を出すに当たって私は非常に残念ながら認識不足を感じておりますので、その点について何かまた見解でもあればお伺いして、討論を後もってさせていただきたいと思っております。

○中原重信議長 今、提案者に対して質疑をしておりますので、提案者の方で誰か答弁できる方があれば。（「12番」と言う者あり）繰り返しますけど、提案者に質疑をしておりますので、東議員は提案者じゃありませんので。9番議員に対する答弁はありませんか。――ほかにありませんか。

○8番吉嶺周作議員 この陳情の一番上の主題といたしますか、（自家増殖を原則禁止とする）種苗法改正の取りやめを求める意見書の提出の陳情になっているんですけど、これ大きな誤想をしているといたしますか、理解不足といたしますか、自家増殖は原則禁止とならないんですよ。自家増殖はしてもいいってなっているわけですよ、今度の改正でも。禁止とならないのに、この提出の文面もおかしくないですか。

先ほども言われたと思いますが、現在利用されているほとんどの品種は一般品種であり、今後自由で自家増殖ができます。法改正案で自家増殖に許諾が必要となるのは、国や県の試験場などが年月や費用をかけて開発し、登録された登録品種のみです。そのような登録品種でも許諾を受ければ誰でも自家増殖できる、こういう改正なんですよ。どこにも原則禁止とは書いてないんですよ。

ですから、この意見書はちょっと、最初からおかしいと思うんですけど、その点について説明をお願いします。答弁ができないんであったら、この議案は引込めるべきですよ。原則禁止とならないんですから、禁止となる意見書を出しているわけですよ、そこがおかしいですよ。

○7番吉松幸夫議員 ですから、先ほどから答弁していますように、この原則禁止ということも不透明な中に入っているというところで、それはやはり1回取り下げたほうがいいだろうという意見でございます。

○8番吉嶺周作議員 この自家増殖原則禁止というところは不透明じゃないじゃないですか。一律禁止とはなりませんってなっていますよ。不透明の中で賛成とか表決をする自体がおかしくないですけ、おかしいですよ、それって。不透明な審議の中、賛成、反対、そういう採決を取るのはおかしいですよ、先ほど賛成者が多かったですけど。その辺についても説明をお願いします。

○7番吉松幸夫議員 新品种を開発する企業・団体なりには、この種苗法改正案というのは有効であろうかもしれませんが、先ほどから何遍も言っているように、個人経営の農家とか高齢者の農家が安心してできる法案が出ない限りは、これを二つ返事で認めるというわけにはいかないという考えであります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 今、7番議員からありましたけど、そもそもですよ、品種登録されているのは先ほどからブドウを含めて4種類とありますけど、そのほかの種類は何なの。それを自家繁殖どうのこうのって、それ以外はどうなっているの。私はそこを聞きたいんですけど、ずっと。

○7番吉松幸夫議員 県内において栽培されている主な登録品種というのがあります。稲、大麦、バレイショ、カンショ、ニガウリ、イチゴ、実エンドウ、サヤエンドウ、温州ミカンその他かんきつ類、ブドウ、お茶、サトウキビと。サトウキビも7種類ほど、稲に関しては10種類ほど登録されております。ブドウに関しては、シャインマスカットとかクイーンニーナというのなどが登録品種とされております。

○5番禰占通男議員 今現在ですよ、今言われた品種をですよ、自家増殖した場合はどうなるの。

○7番吉松幸夫議員 自家増殖した場合には、まずは開発者の許可が必要であると、海外の持ち出しは禁止されています。悪質な場合、10年以下の懲役または1,000万円以下、法人の場合は3億円以下の罰金というふうになっております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○12番東君子議員 すいません、さっき賛成で手を挙げたんですけど、はっきり言わせてもらって……（「議事進行」と言う者あり）。

○中原重信議長 質疑をしてください。

○12番東君子議員 はい、これ読んだときにですね、よく分からないんですよ……（「議事進行」と言う者あり）もう少し分かりやすくお願いいたします。以上です。

○8番吉嶺周作議員 先ほども言いましたが、この陳情はこのまま意見書として提出されるんですかね。間違った文面になっているんですけど、これでいいんですか。国に対してこの間違った文面を提出するんですかということを知りたいです。

○中原重信議長 上程されておりますので、そのままです。

ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○中原重信議長 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○中原重信議長 再開いたします。

まず、立石議員。

○9番立石幸徳議員 私は提案された意見書に対して反対の立場でですね、討論をいたします。

先ほど提案者の1人、7番議員から地元新聞のこの件の記事が紹介されましたけど、その前段にこの種子法の反対論が現在いろいろと論議されているのはどういうことかということで、学識経験者の方が言われている部分、この種苗法の前に種子法という法律の廃止があったんだと。

そして、この法律廃止がいろいろと論議を呼んで、そしてその過程でいろいろと不安を呼んだのは事実だと、不信感をですね。ただ、そうであっても、要は種苗法改正の本質とは全く違ったところでのそういった論議であることはもう間違いないんです。

ですから、先ほどの質疑の中でも出た、6番議員からも出された日本農業をこれからいろんな優秀な品種を海外に、農畜産物含めてですね、日本の固有の本当に立派な品種のものを輸出するために、この種苗法でもって品種のしっかりした管理、そういうものがなされると、日本農業は本当にどうなるのか、日本国自体が人口減少の中でこれからは海外市場というのが一番大きな農水産物の市場になっていくわけですよ。そういうときに、まず足元のきちとした管理をするためには、種苗法の改正がなされると、そのことは達成できないと考えます。

法律改正でもって全てが解決するとは思いませんけど、まず第一歩の改正が今回の種苗法改正であるということを申し上げて、意見書に反対の討論をいたします。

○中原重信議長 次に、沖園強議員。

○4番沖園強議員 ただいまの質疑のやり取りでもるるあったんですが、まず公的機関で開発したものは許諾で増殖ができるというような御意見等もございました。ただ、公的機関ばかりで増殖、開発するものではないと。農家サイドも開発する品種もあります。

また、何よりも種苗法そのものの改正というものは、海外の不正持ち出し等の抑止力になったり、理解するところではございます。ただ、消費者、そしてまたそういった農家の不安を払拭するものでないと。もうちょっと審議を深めてほしいということで賛成するものでございます。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第11号は、起立により採決いたします。

日程第11号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和2年10月1日)

令和2年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第5号）

令和2年10月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認2	令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	令和元年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
6	認6	令和元年度枕崎市立病院事業決算	〃
7	認7	令和元年度枕崎市水道事業決算	〃
8	67	令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	
9	68	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖園信也 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	佐藤祐司 財政課長
田中幸喜 総務課参事	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
小湊哲郎 農政課参事兼耕地林務係長	田中義文 健康課長
神園信二 税務課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
駒水孝広 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
新屋敷増 水産商工課参事	川崎満 市民生活課長
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
山口美津哉 会計管理者兼会計課長	堂園力郎 地域包括ケア推進課長
丸山屋敏 教育長	宮原司 教委総務課長
満枝賢治 学校教育課長	上園信一 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
神浦正純 建設課主幹兼土木係長	中村俊彦 建設課主幹兼都市計画係長
大工園昭則 建設課主幹兼建築係長	大江武史 水産商工課観光交流係長
中原勝一 総務課危機管理対策係主任	山口太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

[東君子決算特別委員長 登壇]

○東君子決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、去る9月14日から16日までの3日間にわたり委員会を開催し、委員長に東君子、副委員長に立石幸徳委員を選出し、審査を行いました。

委員会では各般にわたり質疑、答弁が交わされたところではありますが、本委員会は議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成されており、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経過につきましては配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

まず、日程第1号令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算については、農地費の工事請負費の中で、当初計画していた水路内の補修工事部分が相手方と協議が整わず、変更契約により未施工となり、現在も協議が続いていることについて、委員から、引き続き協議を行って早期の問題解決に努めてほしいとの意見や、相手方が工事をするよう求めて予算を組んで工事に着手したが、4回変更契約を行っても解決していない。相手の要望を酌んで設計変更を行えば、ほかの事業も全部こういうことがまかり通るようになるとの意見が出され、採決の結果、賛成少数で不認定とすべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第4号令和元年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第6号令和元年度枕崎市立病院事業決算の4件については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和元年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、賛成多数で原案のとおり可決すべきもの、日程第7号令和元年度枕崎市水道事業決算については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○14番豊留榮子議員 ただいま報告がありました認定事項につきまして、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

認定事項第1号令和元年度枕崎市一般会計歳入歳出決算につきましては、まず教育関係ですが、臨時特例交付金事業により市内小中学校の普通教室をはじめ特別支援教室、さらに職員室、主事室、事務室への空調整備工事が完了し、近年まれに見る猛暑の夏を、子供たちをはじめ教職員の皆さん方も乗り切ることができたことと思います。

就学援助費においては、小中学生とも給食費は80%から100%への助成となり、また新中学生の学用品費を入学前にという要望がかない実現されました。このことは生徒、保護者はもとより、市としても義務教育の円滑な推進が図れたのではないのでしょうか。

そして、社会資本整備総合交付金事業による市営住宅長寿命化事業においては、湯山団地の新

築工事をはじめ亀沢団地の給湯設備や外壁、屋根の工事など団地が生まれ変わり住んでおられる方はもちろんのこと、通りがかりの者でさえ心が和みます。

本市には、まだまだ手を加えなければならない公営住宅がたくさんあります。トイレがくみ取り式であったりする住宅など市内における公営住宅を総合的に見て、早急に改善すべきではないでしょうか。

また、本市におけるマイナンバーカードの経費は、369万円と年々増えてきているところです。マイナンバーカードの交付は3,579件、交付率17.23%とのこと。このマイナンバーカードの普及については、国は必死になっていますが、カード一つで全ての手続から個人情報、財産まで把握できるこんな便利なものはないと思う人や、きちんと管理できるのかとても怖くて持てないという人、様々ではあると思います。幸いにして、本市においてはマイナンバーカードによる被害情報はなくのことですが、まだ安全性が確保されているわけではありません。

今は、マイナンバーカードを取得するかどうかは本人の判断に委ねられているところですが、国がいろいろなことを言ってきても、自治体としては市民の判断を尊重すべきと国に抗議すべきではないでしょうか。

次に、認定事項第2号枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、国民健康保険は全ての国民が加入することができる国民皆保険です。

国保の加入者は高齢者や自営業、農家の方が多くを占める中、本市は昨年同様に県下19市中徴収率が1位でした。しかし、滞納者がゼロということではなく、285の方が国保税を納めることができず苦しんでいるところです。

今は、税の徴収率が上がる保険者努力支援制度により評価されます。そして、御褒美として補助金が増えるということもあり収納に力を入れていることと思いますが、国民皆保険が成り立つように、払いたくても払うことができない人に寄り添い、国に対して国庫負担金を大幅に増やして、一般会計からの繰入れも今までどおり認めさせ、高い国保税を引下げ、誰もが払える国保税にすべきです。

次に、認定事項第3号枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、75歳以上の方を年齢で切り離す差別医療です。

令和元年度の加入者4,348人のうち、滞納のある方が15人。病弱であったり、高齢で年金が少なかったり、失業中などで納めることはできないようです。

この後期高齢者医療制度になって、はや12年でしょうか、国はさらに医療費を1割負担から2割負担へ引き上げようとしています。高齢者の皆さんにとっては負担が重くなり、ますます受診を控えるようになると重症化を引き起こすことになるでしょう。

国は、自治体に制度の丸投げをするのではなく、元の老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げもなくなることから、後期高齢者医療制度の廃止を国に求めていくべきです。

次に、認定事項第4号枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、介護保険の対象者の多くは年金受給者で少ない年金から容赦なく天引きされます。この年金から天引きの特別徴収の方からは滞納が発生しませんが、無年金の方や年金額が年に18万以下の方は普通徴収となり、口座振込など自分で納める必要があります。

介護保険は3年に1度の見直しがされ、そのたびに保険料も利用料も引き上げられ、サービスを受けようとする制限がある中で、なかなか受けられないのが現状で、よく言われるのが制度あって介護なしです。

要介護認定者数は1,350人のうち、要支援1が104人、要支援2が150人、そして要介護1の方が310人、要介護2の方が207人、要介護3の方が191人、要介護4の方が211人、要介護5の方が177人で、介護サービスが受けられるのは、この要介護者の1,096人です。

介護保険料の滞納者は87人ということですが、高齢者が増える中で制度の見直しや介護保険

料、利用料の引下げが必要ではないでしょうか。

次に、認定事項第6号枕崎市立病院事業決算につきましては、常勤医師が2名、非常勤医師が11名の診療体制で、小児科診療は年間57回の医師派遣により延べ496人の診察を行い、また地域の子ども・子育て支援策として取り組んでいます病児保育事業の利用者が延べ339人ということで、働く人たちをはじめ子育て中の人たちには大変喜ばれていることと思います。

外来患者数、そして入院患者数も安定してきていることから、頼りになる病院として市民に受け入れられるよう引き続き医師を含む医療従事者の確保をはじめ、働きやすい職場をつくり、処遇改善に取り組むべきです。

最後に、認定事項第7号枕崎市水道事業決算につきましては、毎年のように給水戸数が減り続けているところです。今年度は給水戸数が1万0,403戸、給水人口は1万8,021人と、昨年度より給水戸数が94戸の減、給水人口は344人の減となっています。人間にとって大事な飲み水が、このままでは市民への水道料の大幅値上げになりかねません。水道事業を守ることから、一般会計からの繰入れで水道事業の立て直しを図っていくべきです。

以上で、反対討論といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

日程第1号から第4号までの4件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号に対する委員長報告は、不認定とすべきものでありますので、認定するかどうかについて採決いたします。

日程第1号は、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

日程第6号及び第7号について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和元年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、令和元年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第67号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,210万円を追加し、予算総額を179億6,360万円にしようとするものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の変更によるものです。

補正予算の内容は、台風10号等による災害復旧事業のほかインフルエンザ予防接種助成事業の対象拡大を行うものです。

災害復旧事業関係の補正は、総額で1億1,130万円となっています。また、インフルエンザ予防接種助成事業につきましては、現在、生後6か月から未就学児までを対象に接種費用の一部助成を行っているところですが、今回、妊婦と小学校1、2年生を助成対象に追加することとし、その事業費として80万円の増額をお願いするものです。インフルエンザ予防接種助成事業の補正に至った経緯等につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○田中義文健康課長 インフルエンザ予防接種助成事業の対象者拡大につきまして、9月11日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについてという通知を発出し、今冬のインフルエンザワクチンについて、過去5年で最大量の約6,300万人分を確保できる見込みとなっている一方で、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があるとしています。インフルエンザワクチンについて、65歳以上の方等は予防接種法に基づく定期接種対象となっております。

また、日本感染症学会は8月3日の提言で、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、生後6か月から小学校2年生までの小児への接種を強く推奨しております。

国はインフルエンザの流行に備え、これらの方々がインフルエンザワクチンの接種を希望する場合に、その機会を逸することのないよう接種時期について協力を呼びかけているところです。

その接種時期は、10月1日から65歳以上の方等、次に10月26日からは医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、生後6か月から小学校2年生までの小児で、そのほかの方については10月26日以降に接種するよう呼びかけております。

今回の補正については、インフルエンザの重症化予防及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、インフルエンザ予防接種事業について、既に本市の助成対象となっている65歳以上の方等や未就学児に加え、日本感染症学会が接種を強く推奨する方々のうち、妊婦と小学校1、2年生まで助成対象を拡大しようとするもので、そのための経費として委託料75万

円を含む80万円の増額をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議事進行上、まず最初にちょっと苦言を申し上げますけれども、ただいま
の健康課長の説明は、本会議審議が決定してから説明をしていただかないと、まだ委員会審査に
なるかどうか定かじゃないわけですので、そういうことでお願いをしておきたいと思えます。

最初に、この予算全体の補正額が1億1,210万、市長のほうから台風等の関係が1億1,130万
円になっているという説明でございました。

そこで、この災害関係でですね、まず既定予算を充当して対応した事業が事業費としてどのぐ
らいあるのかですね。それから、台風10号もなんですけれども、その後に大雨等が発生しまし
て、その関係の災害対策事業費が幾らになっているのか、もう少しその辺のことを詳細に教えて
いただきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 当初予算で枠としまして、単独災害復旧費を公共土木施設で400万円、農
林水産施設で400万円、文教施設で200万円、その他公共施設等で200万円の計1,200万円計上し
ておりました。5月中旬にありました豪雨等の対応によりまして、既に420万円を事業課に所管
替え済みでありまして、留保予算としては780万円ございました。

今回の災害に対しまして、倒木除去や土砂除去などの早急に対応しなければならない業務につ
きましては、今回780万円の災害復旧費の留保予算のうち、既に330万円を所管替えすることで
対応しております。また、災害廃棄物運搬処理業務につきましても、従前の予算を流用するこ
とで早期対応を図っているところです。また、今回その他公共施設災害復旧費で25万円を別に
所管替えすることで、施設の災害復旧の対応も図っております。

そして、2点目の質疑で台風災害と豪雨災害との区分ということなんですが、ほぼ台風災害で
ございまして、合わせて豪雨災害でも被害を受けた箇所もございまして、具体的にこの金額が
台風災害分、そしてこの金額は豪雨災害分と分けることはできないものもございまして、そこ
のところはもう大部分が台風災害分であるということで御了解いただければと思います。

○9番立石幸徳議員 そこで、具体的に説明資料にある、まず1番の危険空家等対策経費ですね、
この中で3つの項目が出ていますが、最初に特定空家等緊急安全措置業務委託が3棟、30
万ずつ全体で90万計上しているんですけれども、まずどのような業務を委託するのかですね、
それを見るためには、この3棟がどのような状況、状態にあるのか。それから、これは当然、本
市の空家等の適切な管理に関する条例第6条の緊急安全措置を条例上の措置として対応されると
思うんですが、この条例は当然ながら空家等対策特別措置法に基づいての条例になっていますの
で、この3棟がどういう状態にあって、そして空家等の特別措置法の第14条になりますけれど
も、相当期間を置いて、例えば指導をする、その後勧告をする、命令をする、といろんな手だて
を踏まえて緊急安全措置を適用するということになると思うんですけれども、現在の3棟の状態
とこれまでのそういった対応、経過ですね、この辺について説明をいただきたいと思います。

○田中幸喜総務課参事 お尋ねの今回提案しております3棟の状態と対応ということですが、ま

ず台風10号に関連いたしまして、現時点において家屋被害、いわゆる建物の被害等の相談等が50件を超えており、いまだに情報提供や相談が寄せられているところでございます。

このため、現在危険空家と相談のあった物件等の調査を実施していく中で、今回、周囲の状況、住宅等の状況、いわゆる密集地であるとか、それから台風10号により損壊度が悪化した、例えば状態と言いますと屋根、瓦等が壊崩されている、物件によって割合が違いますが、そういった状態の把握、それから周辺住民からの多数要望が寄せられている箇所などを、早急に安全措置が必要である、指導、助言等も、物件も含めてなんですが、そういった緊急安全措置が必要であると思われる3棟分を提案するものでございます。

今後も台風等の接近も予想されておりますので、こういったものに対しては迅速かつ的確に対応する必要があると考えておりますが、それからどのような措置をされるのかということのお尋ねですが、それにつきましても建物の階数だとか、平屋だとか、どこが抜けているだとかで一概には申せませんが、今までやってきた措置といたしましては、13ミリ程度のネットで覆って飛散防止措置をまず取って、またそれが飛ばないように形でロープ、アンカー、詰め込みなどによって飛散防止を図ることとなると思います。

○6番城森史明議員 この3棟がありますが、松下公民館の危険空家は入っているんですかね。

○田中幸喜総務課参事 調査をしていく中で優先度を当然つけてまいります。ただし、まだ調査をしている段階でございますので、取りあえず今の時点では、一応そこは対象の候補地として考えてはいるところではございます。

○6番城森史明議員 先ほど、対象空家の説明がありましたが、まさに松下公民館のはそういう状況にあると思いますよ。なぜかという、市道に面しているんですね。それと、市道より5メートル、6メートル、一つ上の台地に造ってあるものですから、市道に落ちてくる可能性があるんですよ。そして、真向かいに住家があります。この前の台風のときも瓦が飛んだと、そういうあれを聞いているんですよ。

その市道があるということは不特定多数の人に被害が及ぶ可能性があるわけで、絶対これは即対応してもらわないと。そういう状況にあるんじゃないですか、さっきの説明からしたら。

○本田親行総務課長 松下の空家につきましては、6番議員からありましたように、道路に面して危険な状態であるということを確認しており、これまでも指導、助言等を行ってまいりました。

空き家につきましては、第一義的には所有者の責任において行われるべきものでございます。現在も連絡を取り合っておりますので、所有者についてもできる限りのことは行っていきたいというようなことで連絡しておりますので、それでも危険を排除できないときには実施していくことになると思いますけども、まずは第一義的に、市としましては指導、助言を行って所有者に対応を行っていただき、それでも危険が及ぶような場合には危険を排除するような対策を取っていきたいと考えております。

○6番城森史明議員 私も真向かいの人と話をしたんですが、関東に住んでおられてですね、その写真を送っても、手紙を出しても対応してもらえないという状況でしたので、今の説明によりますと、市の相談については前向きに進んでいるということだと受け止めましたが、平地にあるならまだいいんですけど、高いところにあってもう壁も壊れてですね、瓦も落ちそうな感じなんで、それは早急に対応をお願いしたいと思います。

それと、先ほどその災害の説明がありました。我が東鹿籠地区はですね、台風の災害もそうですが、さらに大雨についての災害もそれ以上に出ているんですよ。私が調べたところ30か所ぐらいの農地の土手崩れ、市道の崖崩れが発生しておりました。

そういうことで、それが台風10号の予算がほとんどだと説明がありましたが、そしたら大雨災害についてはどうされるんですか。この補正予算の中にはほとんどないということでしたが、今後どう対応するんですか。

○佐藤祐司財政課長 私は、ほとんどないというふうには申し上げておりませんで、公共施設、建物の被害については、当然に風の被害が多くてたくさんその分の被害が出ております。

農林水産施設につきましては、ここに数字は上がっているんですけども、豪雨被害の影響のほうが大きいものです。ですから、今議員が言われましたように、豪雨被害についての災害復旧費を計上していないということはありません。

私のイメージで、建物のほうが被害の影響が大きいというイメージがあったものですから、台風災害のほうの影響が大きいと申し上げたことでありまして、数字的には農林水産施設の被害についても大きく計上しておりますし、この部分については豪雨被害のほうの影響が大きいということでございます。その分につきましても計上はしてございます。

○9番立石幸徳議員 総務課長の説明で、当該所有者といろいろと指導、それから勧告、場合によっては命令、そして最終的に行政代執行法の法律に基づいて市のほうで代執行をしなければならぬというようなことになっていくんでしょうけれども、この予算で聞きたいのはですね、条例でも第6条第3項で書いているんですけども、当該措置に係る費用、これは徴収することができるかと条例上はなっているんですね。特措法の中でも徴収をするという規定がございます。この代執行した場合の3棟の費用徴収の見通しはどうなっているんですかね。

○本田親行総務課長 枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の第6条の緊急安全措置のことかと思えますけど、実際これまで3棟やってまいりました。その条例の中でも、係る費用を徴収することができるかと第6条の第3項でうたっておりますけれども、これまで実施してきた3棟が所有者不明であったり、ちょっと経済的に倒産といいますか、そういったような住宅であったり、適切な管理を求めることが難しい住宅であって、危険度が切迫している住宅に緊急安全措置を施してきておりますので、その費用の徴収の見込みとしては厳しいところでございます。

○9番立石幸徳議員 今度の台風災害でもですね、いろいろ終日この被害の防災という面で御苦労された消防の皆さんの一つの意見として、本市も空家対策をこれまで以上に力を入れないと、いろいろと被害が起きる。そして、その被害の後片づけといいたいまいしょうか、そういう中で、どうしてもですね、公金が本当に適切なのかどうかというような形で使われていくというんですね、そういうことはもう容易に想像できますので、きちんとした対応をしっかりと組み立ててやるべきだと思うんです。

それで、もう一つ、この説明資料の1番目の最後に相続財産管理人経費ですね、これは、つまりその代執行とは違った形での危険空家対策ということになるんだろうと思うんです。

具体的に新町で起きた、決算委員会の中でもちょっと触れました新町の件がこの相続財産管理人経費、そこに使われていると、使われていくと確認してよろしいですかね。

○田中幸喜総務課参事 御指摘の物件に関しましては、新町の今回倒壊した物件に関して、自治体で行う予定でございます。

○9番立石幸徳議員 そうしますとその新町のケースは、なぜこの相続財産管理人というのをな、置かなければならないのか。と申しますのも、この物件ももうある意味で非常に期間がたっているはずですよ。今さら何でこの相続財産の管理人を置くのか、これ多分、多分というより民法の第951条並びに第952条に基づいての対応だと思っているんですよ。

しかし、新町がいろいろ危険空家として話題というか問題になったのは、もうはるか数年前ですよ。今頃何でこの相続財産の管理人を置くようになったんですかね、お尋ねをいたします。

○田中幸喜総務課参事 当該物件につきましては、議員御指摘のとおり平成27年10月に危険空家として判定した物件でございます。その指導、助言に係る部分の所有者等を洗い出して、指導、助言等の通知を相続順によって通知をかけていきましたが、そういった関連する全ての親族等の相続放棄が次々と期間はかかりましたけれども、他県にいらっしゃる方もいらっしゃいますので、その情報を得るのに時間を要して相続を放棄されている。ということは、この物件は所有者が亡

くなっておりますので、所有者がいないということが判明している物件でございます。

そういった中で、海岸線にございますので当然、塩害等による腐食状況が著しかったということで、平成30年に条例改正を3月議会で提案いたしまして条例改正を行い、緊急安全措置を行えるような形となったものですから、緊急的な即時行為として飛散防止のための防護ネットをかぶせ、ロープ等により押さえ込むなどの措置を業務委託したところでございます。

再度、今年の7月にも台風シーズンということでネット張りのほうの補修作業を実施したものであります。しかし、その後9月の台風10号により倒壊したものでございます。

その後の対応につきましては、ここの物件に関しては関連するものがございましたので、そことの確認を取りながら、9月25日金曜日から緊急安全措置委託業務を先ほど申しました条例第6条の緊急安全措置に基づいて施工委託を行いまして、取りあえず敷地内に物件を戻す作業、それから飛散防止としての防護ネットをかぶせ、ロープ等により押さえ込むなどの措置を行っており、履行期間については本日までとなっております。

お尋ねの相続財産管理人をなぜ置くのかということのお尋ねですが、先ほど申しましたとおり当該物件は所有者が存在しないことや諸課題等がある物件でございまして、これについては公的な措置である相続財産管理人制度の活用を予定しているところでございます。

この制度につきましては、相続人の存在及び不存在が明らかな場合、相続人全員が相続を放棄して、結果として相続する者がなくなった場合を含み、それから申立人による申立てにより、家庭裁判所において相続財産の管理人が選任されます。この選任された相続財産管理人により、相続財産の管理及び清算を行う民法上の手続でございまして。

実は、この制度につきましては、平成30年度に県の事業であります空き家対策啓発等支援事業の中で、空き家等対策専門家派遣事業を本市のほうに活用をお願いいたしまして、そのメンバーといたしまして県の担当職員をはじめといたしまして、弁護士、司法書士、県の住宅総合センターによる一級建築士などをメンバーとして当該物件の現地調査を含め3回の相談会を開催して、専門的見地による御意見、御指導により検討した結果、新町の当該物件につきましては、土地と所有者が同一であるということや売却の可能性があることなど、それであれば相続財産管理人制度の活用が有効であるという御指導をいただき、この制度の活用に至ったところでございます。

○9番立石幸徳議員 経過も含めいろいろ細かい説明もいただきましたけど、一番のポイントはその所有者がいないと、当該物件がですよ。所有者がいないと判明したのはいつなんですか。

○田中幸喜総務課参事 平成30年度に事業を行う際にあつて、市ができる限りで追っかけた分で相続放棄ということを確認したもので、そのときにこの事業において御相談させていただいたということとなります。

その中で、御指導いただいた結論が、この制度が一番この物件には適合しているという御回答をいただいたところでございます。

○本田親行総務課長 所有者がいるのか、いないのかということにつきましては、これまで調査をしましりました。相続人がいないというのが確定することにつきましては、この予算をお願いしております相続財産管理人制度の中で相続人捜査の告示というのを6か月かけて行うことになっております。

その中で、告示していなければ、相続人が全くいないっていうのは確定されるということに法的にはなると考えております。

○9番立石幸徳議員 この件で少しお尋ねすることはあるんですけどもね、できるだけ簡潔にお尋ねをしますけど、まず幸いと申しますか、もう既に新町のその物件は既定予算で対応して、道路にはみ出してきた建物をきちんと元どおり押し込んでですね、二次被害、もらい被害が出ないような格好にはもう既に工事は終わっているみたいなんですけどね。

私はそういう中で、これまで二次被害、もらい被害が少しはあったんでしょけれども、あま

り大きな被害は聞いてないんですけど、これは本当に災害というべきですよ。長期間、周辺住民の方々は非常にああいっただうなるのか分からないような危険空家がですね、長期間置かれていること自体が問題なんですからね。なぜ早めに、こういうきちっとした対応ができないのかっていうことを申し上げたいわけです。

それで、民法の952条では、相続財産の管理人を選任する場合は、家庭裁判所に利害関係人または検察官の請求によってこの管理人を選任するというんですけど、今度の場合は誰が請求することになるんですかね。

○本田親行総務課長 申立人につきましては、議員がおっしゃるように利害関係者であったり、検察官であったりするわけですけども、申立ては市長が行います。

市が利害関係者になる根拠としましては、特措法の第14条に基づく法的措置を実施していること、それから空家等の適切な管理に関する条例第6条の緊急安全措置等も実施しておりますので、そこで利害関係者に当たるということで、市長が申立人となって申立てを行う予定でございます。

○9番立石幸徳議員 この関係で最後に、市のほうで市長名で申立てをして請求するわけですけども、また管理人として選任する場合は当然、裁判所のほうである特定の方を、この方を管理人ということで選任するんでしょうが、その選任される人、個人名は別にしまして、どういう方が選任されることになっていくんですか。

○本田親行総務課長 弁護士であったり、司法書士であったり、こういう法律の専門家が選任されるものと考えております。

○9番立石幸徳議員 私、別件もありますけどね、一応保留をして、取りあえずこの関係の質疑は終わりたいと思います。

○5番禰占通男議員 1点目は今ありましたこの危険空家の安全措置業務委託、これ地域名と、2点目がインフルエンザ予防接種助成事業なんだけど、これについて接種はいつから始まるのか、ワクチンの確保はできるのか、そして今問題になっているのがワクチンは2回接種したほうがいいということなんだけど、1回でも効果があるということは今ちらほら中央のほうでは述べられていますから、その辺の考えはどうか。

それと、この公共施設、駒場公園相撲場屋根、これは相撲場ができて、台風のたび被害が出ると私は確認しているんですけど、今回で何回目なのか。そうであれば、台風のたび被害を受けるのであれば、屋根の形状が悪いのではないかと私は思っているんですよ。その辺の考えと。

それとですね、この単独災害復旧事業において市道22路線と文教施設、小中学校の被害ということで、そしてあと火之神公園の被害の小さいものはいいんですけど、大きなもののどういう被害が出たのか、それを教えてもらいたい。

○本田親行総務課長 まず、緊急安全措置のお尋ねでございますけれども、先ほども答弁いたしました、空家と申しまして第一義的な責任を有するのは当然その所有者でございます。

市としましては情報提供や助言、指導等を行い、適切な管理を求めていくわけですけども、所有者がいないなど、また経済的な理由などその措置が施せない住宅で危険が切迫しているような住宅があるところでございます。

今回の台風の被害を60件程度、先ほど参事からも答弁いたしましたけども、地域の情報等で調査しております。即対応をされた方、またこの解体補助の予算も出ておりますけども補助を活用して自ら解体される方、いろんな対応を取られるところでございます。

3件というのは、先ほどその対象の中には松下地区の住宅も考えていると申しましたけども、切迫度が高い、緊急度が高い住宅を3件、一応予算をお願いしたところで今後、併せて所有者の改善も求めていくところでございます。

当初予算につきましても2件、枠として計上しておりますけれども、それにつきましては倒壊

した新町の住宅の危険除去等に予算を使いましたので、今後そういった指導を行いながら、市が実施していかなければならないと判断した住宅について対応してまいりたいと考えております。

○田中義文健康課長 議員のお尋ねの、まずいつから予防接種が始まるのかということだと思いますが、予防接種につきましては先ほど申し上げましたように10月1日から国のほうでは65歳以上の方等をまず始めてくださいということで、その後に10月26日からそのほかの日本感染症学会が推奨する方々を含めて、そのほかの方々も接種に協力してくださいという考え方ではございますが、市のほうではですね、これまでもインフルエンザについては10月1日から12月末までの接種期間ということで、もう既に高齢者の方々には通知を出しているところです。小児の未就学児の方々に対しても、もう既に通知は出しております。

そのようなことから、国がお願いしているこの接種期間にかかわらずですね、一応はそれをお願いをしているところですが、10月1日以降に受けることを国としても妨げるものではないと言われておりますので、可能な限りそれを守っていただき、しかしながら、いろんな事情があると思いますので、10月1日からの接種についても認めているということでございます。

それと、ワクチンの確保につきましては、国のQ&Aの中でもですね、統計のある平成8年度以降で最大だった昨年の使用量よりも12%多い量を確保できているということで、今後とも国としても、できる限りそういう供給体制については努力をするということを言われているところです。

あと報道等でですね、1回でも効果があるんじゃないかということで、子供についてももう1回でいいんじゃないかとかですね、そういう議論もあるようですが、これにつきましては予防接種のガイドラインというのが毎年送られてくるんですが、本年度のガイドラインにつきましては、やはり13歳未満については2回接種を基本とするということでされております。

その後にですね、報道等にあるような関係の通知が正式に届いておりませんので、本市としては、やはり13歳未満については2回接種を推奨、推奨というか市民の皆さんから問合せがあった場合は、そういう形でお願いしていくというふうに考えているところでございます。

○松崎信二建設課長 ただいま質疑のありました、まず最初に駒場公園の過去の被災状況ですけれども、平成16年と今回の2回ほどだと思っております。そして、工法につきましても、今回北側のほうが下地も被災しておりますので、下地のほうのやり替えと、全面コロナールでまたふき替えをする予定であります。これが都市公園の国庫補助になりますので、これから災害査定を受けまして、最終的には決定となります。

それと、次の6の公共土木施設、市道22路線、交通安全施設18路線ほかの1,700万円についてですけれども、委託費を150万円計上しておりまして、市道の倒木、崩土除去処分及び路面清掃などの災害復旧のための災害復旧業務委託をまず計上しております。

そして、工事請負費の単独費として1,500万円計上しておりまして、説明資料にあります22路線の道路災害復旧工事費を1,100万円、この1,100万円の地区の内訳といたしましては、桜山地区が16路線、金山地区が3路線、枕崎地区が2路線、別府地区が1路線の合計22路線になります。被災箇所としましては、災害の復旧箇所としては34か所になります。

それと、市道等の18路線の道路反射鏡の交通安全施設、道路災害復旧工事費として400万円を計上しております。この被災箇所を地区ごとに説明いたしますと、桜山地区が8路線、金山地区が1路線、立神地区が4路線、枕崎地区が2路線、別府地区が3路線の合計18路線になります。被災しました道路反射鏡の復旧箇所といたしましては24か所になります。

それと、市道3路線の路面流出などの復旧に伴い、路面不陸整正作業に必要な土砂混合碎石の購入費といたしまして、原材料を50万円計上しております。

それと、一番最後のその他公共施設と火之神公園ほかの1,896万9,000円のうち、公園関係と住宅について説明いたします。

台風等の自然災害により被災した都市公園施設の照明灯や防球ネットなどの公園施設災害復旧事業費を113万円計上しております。これの詳細につきましては、国光公園の照明灯、迫園公園の防球ネット、それから台場公園の植栽ブロック、片平山公園の道路反射鏡などの復旧費を計上しております。

それと、市営住宅の9団地の自転車小屋やフェンスなどの市営住宅災害復旧工事費も562万9,000円を計上しております。被災した住宅の場所といたしますと、若葉団地屋根などの被災と権現団地自転車小屋、岩戸団地自転車小屋、それから瀧山団地のフェンス、桜山団地のフェンス、火之神団地の雨戸、金山団地の雨戸の被害などになっております。

○鮫島寿文水産商工課長 説明資料の末尾のその他公共施設等1,896万9,000円の火之神公園部分の復旧工事について説明を申し上げます。

主な被害箇所としましては、火之神公園のプール施設、それとキャンプ時期として利用しております広場等に被災があったものです。工事の主なものとしましては、プールのほうのフェンス、それとアスレチックプール、流水ポンプ等の復旧工を主なものとして計上してあります。広場のほうにつきましては張り芝をしておりますが、その部分が高潮でえぐられておりますので、その広場の復旧工事、それと擬木でベンチを作っておりますが、それが流されたりしておりますのでその復旧工、それと海岸沿いにあります転落防止柵の復旧ということで約900万円を計上しているところです。

○東中川徹企画調整課長 それに合わせまして、枕崎ヘリポートの防災ヘリを格納してある格納庫になりますが、ここの外壁の被害を受けております。そのほか細かいものもございますが、ヘリポートの格納庫、ヘリポートの部分で330万円予算計上しているところであります。

○宮原司教委総務課長 お尋ねのありました文教施設の小中学校部分について申し上げます。

小学校が約300万円、中学校が220万円程度、災害復旧費として集計をしております。主なものにつきましては、やはり風が強かったですので学校の風倒木が主なものでありまして、それに伴い倒れたフェンスの破損、防球ネット等の補修というものです。ガラス補修等も各学校においてはございましたので、そのようなものを今回の台風災害で計上をさせていただいております。

○5番禰占通男議員 大体分かりました。あと相撲場の屋根ということで、今回で2回ということなんだけど、前はたしかシングルか何かでふいていたと思うんだけど、どうなんですか、屋内の形状としてあまり高すぎるんじゃないですか。

それとですね、火之神プールの部分で、毎年台風のたびプール側のフェンス、今説明がありましたように転落防止の柵、あと何年か前のあれでも海岸の石が波で打ち上げられたっていろいろ被害もあるんですけど、景観があるからということでいろいろ取れる対策が限られてくると思うんですけど、何かこう今後どのようなことを考えていくのか、2度、3度ちなるとそこら辺の出費も多くなるし、その2点についてお願いいたします。

○松崎信二建設課長 まず最初に駒場公園なんですけど、1つ訂正を。先ほど私コロニアルというふうに説明いたしましたけれども、今既設が議員の言われたアスファルトシングルということで、災害の原形復旧はアスファルトシングルで申請するようにしているということです。そして、高さとかそこら辺の屋根の高さに関しましては、災害復旧になりますので、今のものをまた原形復旧という形になりますので、高さも今のままというふうに考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 火之神公園のプールにつきましては、アスレチックプール、長方形のプールの海岸側のフェンスが、議員がおっしゃいましたとおり平成27年でしょうか、台風の際にも大きな被害を受けて、玉石、また砂利等が流入し、大きな被害があったところです。

これまでも、高波・高潮等で越波をしてフェンスが倒壊ということがありまして、今回も同様の被害が出たわけですが、景観の問題であったり、またプールのGLといいますか、かさ上げというものもありますが、非常に大きな金額がかかりますので、何らかのいい方法がないかというこ

とで、少し技術者とも話をしているところですが、前面の海岸のほうにも階段を造って玉石等の侵入を防ぐように工法も以前取られておりますが、またよりよいそういった護岸整備といえますか、環境の整備ができないか検討してまいりたいと思います。

○中原重信議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分　休憩

午前10時48分　再開

○中原重信議長　再開いたします。

○6番城森史明議員　5番のですね、補助災害復旧事業、農林水産施設、これをまた校区ごとにちょっと説明をお願いします。

○小湊哲郎農政課参事　農業用施設の補助災害復旧に関する質問にお答えしたいと思います。

9月11日から12日にかけての豪雨によりまして、農地及び農業用施設、道路、水路が被災したことから、その復旧費用を増額するものであります。

農地としましては7件、石落地区、神ノ小野地区、犬牟田地区、山口地区、岩崎地区、茅野地区、国見地区の7件であります。

農業用施設としましては、石落地区、田布川地区、木原地区ということで補助災害ということで予算要求しておりますが、11月中旬に国の査定が行われる予定となっておりますので、被害のあった箇所につきまして詳細な測量等を行いまして、県とも協議しながら補助災害として申請していくことになります。

○6番城森史明議員　補助災害を受けられなかった災害箇所は何か所ぐらいあるんですか。

○小湊哲郎農政課参事　補助災害として該当しないものにつきましては、単独災害復旧費としまして予算計上しておりますが、農業用施設としまして水路が6件、農道が5件の11件であります。林道施設としましては、野平国見線と山内ヶ谷線の2路線を計上しております。

○6番城森史明議員　今度の大雨の災害はですね、農地に対する災害ですが、「8.6水害」あれと同等な被害状況なんですよ。8.6水害も大変な崖崩れとか被害があったんですが、それと同等の被害を受けているんですが、8.6水害のときには災害復旧費が単独であったということを聞いているんですが、それがなくなったと聞いているんですが、それはどういう経緯、何でなくなったんですかね。

○小湊哲郎農政課参事　6番議員がおっしゃるのは、農地の補助災害に該当しない部分のことに関しての質疑かと思えます。平成24年までは農地の補助災害に該当しない農地に関しましても補助とかの制度がありましたけども、平成25年からその制度は廃止しているところでもあります。

今回の補助災害に該当する農地災害としては、工事費が40万円以上が該当するというので、その部分に関しては7件予算を計上しているところでもありますけども、その補助災害に該当しない分については、土のう袋の支給だったりとかっていうことで対応しているところでもあります。

○6番城森史明議員　この農業施設が11件、単独災害ですね、これ以上にまだ件数は被害箇所はあるんじゃないですか、ないんですかね。

○小湊哲郎農政課参事　農政課のほうで調査をしたところ、あと住民の方から要望があった箇所について調査をして、農業用施設の単独災害ということで、同じく40万円以上かからないものとか、あと水路自体が被災してなくて、維持管理とみなされるものとかは、一応単独災害復旧ということで箇所計上しておりますが、今後またそういう報告とかが出てくることもあるかと思えますので、その際に、予算計上している予算が不足した場合には、また12月補正なりで要望していくことになるかとは思っています。

○6番城森史明議員　そういうことで、災害補助が25年以降なくなったということですが、やはり災害において激甚指定というのが国であるんですが、それに似たようなね、災害がひどいときにはそういうような、別にその単独災害費を復活するのが一番いいんでしょうけど、激甚災害

が起こったときには、そういう単独補助を要望としておきたいと思います。

○4番沖園強議員 その小規模災害、農地等の40万以下のその対応は分かるんですけど、単独災害復旧でここに特定財源のその他が上がってないということは、農地を入れてないから上がってないと。はっきり申しまして、その受益者負担金が伴うということになってきますよね。

そうすると、この補助災害復旧費の中で、国県支出金が46.8%程度なんですよ、総事業費の中の。大体補助災害復旧の場合、農地災害等においては八、九十%の補助率があると思うんですが、この46.8%っていうのはどこから算出されたんですか。

○小湊哲郎農政課参事 予算要求している補助率につきましては、暫定法の普通補助率ということで、農地災害が工事費の50%、農業用施設が工事費の65%ということで予算計上しておりますが、災害査定を受けて、これから補助率の増嵩申請を行いまして対応していく予定になりますので、過去の例からいきますと90%を超える補助率になってくるかなとは考えております。

○4番沖園強議員 ということは、後もって11月に査定があつて、その後にもた補正を組んでいくということになるんですかね。

○小湊哲郎農政課参事 議員のおっしゃるとおりでありますけども、査定を受けた後に補助率の増嵩申請を行います。それで、例年ですと12月に増嵩申請を行いますので、3月補正でまた歳入予算の補正等を出していくことになるかと思ひます。

○4番沖園強議員 それは分かりまして、そうすると補助災害復旧で農地が7件と、特定財源のその他が67万9,000円、これその受益者負担金に当たるんですか。

○小湊哲郎農政課参事 農地災害の場合は、受益者負担ということで工事費の5%以内ということで、分担金徴収条例で定められておりますので、その工事費の分の5%を計上しているところであります。

○4番沖園強議員 そうすると、あとの文教災害復旧費の特定財源のその他、それとその他の公共施設等災害復旧費の特定財源のその他を説明してください。

○佐藤祐司財政課長 公共施設関係につきましては、市有物件の災害共済会というところに保険を掛けております。今回、事業費の半分程度、物によって違うんですけども保険金ということで計上しております。

○6番城森史明議員 先ほど6番の件について地区別の説明があつたんですが、建設課の市道22件分ですね。これを見ますと桜山校区は圧倒的に多いんですね、16件。なぜこんな桜山地区が圧倒的に多いんですかね。

○松崎信二建設課長 先ほど言いました桜山地区が16路線ということで、22路線のうち16路線。一番多い原因はですね、どうしても桜山地区は山を抱えているから、今回の豪雨のときなどは山からの水が多くて、山の斜面にある樹園地等の被害が大分多かつたと思っております。

○6番城森史明議員 そういう意味からすると、対策が不十分なことですよ。この災害に対する対策が非常に不十分なためにこんな災害が起こっているっていう見方もできると思うんですよ。やはりある程度根本的な対策を打つ必要があるんじゃないですか。

○松崎信二建設課長 今、議員が言われました根本的なというのはどうしてもですね、その今回被災をされた地区は何十年以上前に水路の整備とかをしておりますので、単独災害の候補等を今検討しております。同じところをまた次の何年後かの豪雨により被災しないように、また被災しないような工法で今回の被災箇所は対応したいと考えております。

○6番城森史明議員 被災箇所を直すんじゃなくて、例えば私なんか野平道路なんか見ますと、非常にますなんかの容量が小さかつたり、そういうところがあるんじゃないですか。

そういう意味で、ある程度のこれからも時間100ミリというのはまた発生し得ると考えているので、やっぱりそれに対応した、特に桜山地区はこうして多いわけですから、ほかの地区は対策ができていりちことですよ、はっきり言って、1件とか2件ですから。

そういう意味では、そこに何らかの対策を打たないと、ずっともう災害が発生するわけですよ。だから、やはりその辺はどう考えているんですか、予防策ちゅうか対策というか、災害を減らす対策ですよ。

○松崎信二建設課長 今、議員が言われました野平道路などのますですね、ますのところに枯れ葉とか枯れ枝が相当詰まっております。だから、台風時期、梅雨時期はですね、そういう道路の側溝の点検、ますの点検等をしてですね、災害が発生しないようにこれからもパトロールをしていきたいと思っております。

それと、先ほど言い忘れましたけれども、今回の豪雨、特に桜山地区が多く降っているようです。水路をオーバーした、水路横の上流部にあります草等の水のオーバーしたのを見れば、桜山地区は主に雨が集中的に多かったために、被災が多かったのではないかなとは思っております。

○6番城森史明議員 ですから、確かに山が、西鹿籠もあるわけですよ。確かに雨が多かったと言いますが、今回だけじゃなくてずっと災害については同様な状況が大雨のたびに災害を受けているので、ある程度の、ごみが詰まらないような策とかそういうのをやっぱり考えていくべきだと思いますので、これ要望をしておきます。

あと4番の地区簡易水道施設事業補助について、どういうものなのか説明をお願いします。

○日渡輝明市民生活課参事 4番の地区簡易水道施設事業補助についての説明をいたします。

枕崎市地区簡易水道施設事業補助金交付要綱に基づきまして、9月11日から12日にかけての落雷により機能不能となった滅菌器の取替えに係る経費に対しまして2分の1以内の補助を行うものであります。

対象としましては、駒水水道組合滅菌器の取替工事で事業費14万9,600円の2分の1以内の補助で7万4,000円を計上しているところであります。

○6番城森史明議員 この駒水地区の水道についてはですね、議員と語る会でもたびたび取り上げられて、市民の要望があって、もう高齢化で水道管理ができないという願いを聞いたんですが、そういう意味ではこういうような非常時災害は、その補助の内容についてはどうなっているんですかね。どういうときにはどういう補助をするっていうのが、そういう決まりがあると思うんですが、どういう決まりになっているんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 市の地区簡易水道施設事業補助金交付要綱による補助対象経費としましては、当該地区における共同施行による取水、貯水、導水、浄水、送水、配水（家庭用引込施設を除く）の施設の設置または改善に要した経費ということで補助率は2分の1以内となっております。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○9番立石幸徳議員 9月14日の決算委員会の初めに、総務課のほうから今度の台風10号の被害状況が出て、その資料に基づいてですね、予算的なことというより、2つほど聞いておきたいんですが、6番目の避難状況、これ各市が設けた避難所に収容した人数やら出ているんですけども、今度の場合ですね、いわゆるコロナ対策のG o T o トラベルと兼ねてホテル、旅館へのですね、避難といいましょうか、この実態は担当課のほうは把握されておるんですかね。

それから、もうまとめて聞きます。最後に、停電の件で資料が出されているんですが、市内全域で1万7,420戸のうち9割を超える1万5,950戸が停電と。そして、停電期間もですね、正確に9月6日午後6時2分から9月9日午後6時11分と書いているんですけども、台風災害のたびにですね、停電が発生して、なかなか停電期間が長くなるといつ復旧をするのか市民は気がかりな面があって、停電の際の情報提供っていいましようか、完全にいつ復旧するとはなかなか言いづらいんでしょうけれども、大体そこらについては、市のほうでは停電についての九州電力あるいは九電工、そういったところとの連携、そういったものはどうなっているんですかね。2点だけ聞いておきます。

○**鮫島寿文水産商工課長** 市内宿泊施設への台風避難の状況ですが、水産商工課のほうで少しお聞きしております。市内の宿泊施設、全ての施設で避難者と思われる方が避難しております。市内の方、そして市外の方も利用があり、満室の状況であったと聞いております。

○**田中幸喜総務課参事** 停電等についてのお尋ねですが、停電等についての問合せ等も総務課のほうに住民の方からございます。その際に、取りあえず九電のホームページ等々を御紹介したりだとか、うちとして専用の九電とのやり取りのファクス様式がございます。そこに、どどこ地区の方からどういった内容でお問合せがありましたというのを、キャッチボールが向こうから、また直接それを受けて電話をして、その情報を聞かれた方にはお答えするという、そういった形での情報収集はやっているところでございますが、全体的な停電率の把握だとかいうのは私どものほうもホームページ等々で確認は行ったりするところで、直接電話をしてもなかなか通じないということでこちらへ相談が寄せられます。

その橋渡しとして専用ファクスでやり取りをして、向こうからこちらへ直接電話をいただいて情報を得ているというそういったシステムを取っているところでございます。

○**13番清水和弘議員** 今、停電のことなんですけどね、今回いろんなところを見て回って、私が一番気づいたのはトランス、電柱なんかにあるトランスと碍子がありますよ、碍子から取っとるわけだから。碍子のところから火花が出るところが何か所もあったですよ。やっぱりあそこでのアースがこのショートにつながるとるわけですからね。

その辺の定期的な点検とか、これは要望になるんでしょうけど、そういうのを要望する考えはないんですか。この停電によって相当の人が今回被害を受けとるわけですよ。真剣にそこは対応していただきたい。

○**中原重信議長** ほかにありませんか。

○**6番城森史明議員** 1つだけ忘れていたんですが、11日、12日の大雨なんですけど、これ天気予報は全然そういう大雨になるっていうことは伝えられてなかったんですが、その点の状況は市としてはどういうふう把握されていたんですかね。

○**本田親行総務課長** 6番議員がおっしゃるように、三島村辺りには警報が出ておったりしまして、テレビでも情報を12時前とか夜中の前に確認しておりました。

枕崎地区もその時点では警報が出てなくて、予測もされておりましたが、気象庁のほうから私のほうにも直接電話があつて、枕崎もちょっと今後の推移では大雨に、降った後でしたけれども、大きな被害が、記録的な大雨になっているので警戒をお願いしたいというような連絡が、降った後にはまいりましたけれども、降っている最中、終盤にございましたけれども、事前にそういう状況が見込まれるというようなことは、気象庁等からもございました。

○**6番城森史明議員** それでみんなびっくりされた、備えがなかったというわけですよ。それで中洲川工事のところにおいてもユンボが川に落ちたという事例がありましたが、今後その辺の気象情報を正確に把握する、そして警報を出す、その辺のところはどう考えておられるんですか。

○**本田親行総務課長** 気象庁についてもなかなか見込めず、警報をホームページ等でそういう対応ができなくて、電話連絡だったと思うんですけども、夜中でしたので避難をここで出すとなお危険になることから、垂直避難とか家庭の安全な場所にいていただくということを、夜中に防災無線で放送することもできませんし、日頃からそういう大雨等になった場合には、家庭の安全な場所で危険を避けてくださいというようなことを周知しておりますけども、今後ともこの間のような状況を踏まえまして、またそういう周知方をさらに行っていきたいと考えております。

○**6番城森史明議員** 確かに気象予報を見ていると、外れるケースも結構、多々あつて、その辺の気象予報というのは、やはり今の技術では不可能なことがあるんですか。

○**本田親行総務課長** 台風でありますとか、事前に情報もありまして、それに備えた対策を取っていくわけですけども、今回の大雨につきましては先ほど申しましたように急に警報等も出た

ような状況で、その情報の伝達についても電話で来たような状況でしたので、大雨についてはちょっと私も専門ではございませんから申しかねますが、急に雨雲が湧いて雨が降るような状況っていうのもあるんじゃないかならうかと思えます。

○6番城森史明議員 球磨川、熊本でも大災害がありました、やはり線状降水帯が事前に分かるケースもあれば、分からないということなんですが、やはり今後そういう災害というのは常に起こり得るものなので、民間会社と連携するとか、いかにその気象情報を正確に、集める努力については要望をしておきます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、提案理由の説明及び委員会付託を省略するとともに、質疑及び討論を省略いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第6回定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会

一般質問の要旨

令和2年 第6回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①清水 和弘	<p>市長就任2年半経過後の成果と反省について</p> <p>基腐病と磯焼けの対応について</p> <p>枕崎市地方創生総合戦略について</p>	<p>1 市長就任前、選挙活動で市民に約束した公約の経過について</p> <p>1 農業関係従事者（基腐病）・沿岸漁業関係従事者（磯焼け、白化現象）の被害発生に対する具体的対応について</p> <p>1 地方創生制度による人材確保と養成について、本市が採用した場合のこれまでの対応と結果について（メリット・デメリット等）</p> <p>2 国・大学・県などから派遣される人材確保に対する本市の取組について</p> <p>3 産学官推進の進捗状況及び産学官取組事業に対する補助事業について</p> <p>4 地域おこし協力隊について (1) 活動状況とこれまでの内容について (2) 地域おこし協力隊の本市への定住について取り組んできたのか</p> <p>5 市職員の労働意識について</p>	<p>市長 課長</p> <p>市長 課長</p> <p>市長 課長</p>
②下竹 芳郎	<p>国体の延期について</p>	<p>1 コロナウイルス感染拡大の影響で、本市がなぎなた会場となっていた「燃ゆる感動かごしま国体」が史上初の延期となり今年スポーツ一色となる予定が一転した。市長の見解は</p> <p>2 今年開催予定の国体に向けて総合体育館の整備を行ってきたが、今後どういった改善が必要か</p>	<p>市長 副市長 教育長 課長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③沖園 強	コミュニティFMについて	<p>3 今まで小中学生を中心に、なぎなたの普及・啓発活動をしてきたと思うが、効果のほどは</p> <p>4 延期された大会で目指すものは</p> <p>1 市長の公約の目玉でもある「災害に強いコミュニティFMラジオ局の開設」の進捗状況は</p> <p>2 開設する場合、イニシャルコストやランニングコストの試算、運営方法等の形は見えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	行財政一般について	<p>1 新型コロナウイルスによる本市経済・本市税収への影響についての市長の見解は</p> <p>2 今後の支援策について考えられることは何かあるのか</p>	市 長 課 長
	市有財産の管理について	<p>1 市営住宅の入居率50%を割り込む団地が複数ある中で、谷原団地と火之神団地は市ホームページの公営住宅紹介に掲載されていない。募集停止している政策空き家は解体の方向性と理解していいのか。今後の市営住宅の整備計画は</p> <p>2 金山小学校跡地の有効活用策はないのか。用途廃止をして普通財産として売却した場合、簿価と補助金返納額は幾らか</p> <p>3 市が保有しているクリーン堆肥センターは、実質的にJA南さつまに無償貸付の状況の中、修繕費などの負担金が生じている。JA南さつま管轄の堆肥センターで行政が関与している施設は本市のみと認識しているが、JA南さつまに無償譲渡したほうがよいのではないのか</p>	市 長 教育長 課 長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	第3セクターの増資について	1 コロナ禍におけるお魚センターや南薩地域地場産業振興センターの経営への影響は容易に推察できるが、筆頭株主である本市の政策としてお魚センターへの増資はできないのか。また、お魚センターと南薩地域地場産業振興センターの統合はできないのか	市長 課長
④禰占 通男	コロナ禍に対する経済対策について	<p>1 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の事務連絡・情報収集はどのようになされているのか</p> <p>(1) 国県の事務連絡、近隣市の情報収集について</p> <p>(2) 本市の景況は</p> <p>2 事業者応援資金支給事業や中小企業等事業継続支援事業補助金等の支給要件の根拠について</p> <p>(1) 支給要件として売上高等統計的なものはあるのか</p> <p>3 感染症による経済対策に基金を充てた場合の扱いはどうなるのか</p> <p>(1) 本市の基金を使った支援事業は</p> <p>(2) 臨時交付金と基金の扱いはどうなっているのか</p> <p>4 国の第2次補正予算において2兆円が追加計上され、第1次補正予算と合わせて総額3兆円措置されることになった。本市はこれまでの補正で54事業が示され、交付金事業の1次、2次事業の措置がなされたが、本市が重要視する事業、また3次に対応する事業は何になるのか</p> <p>(1) 先行事業の変更分も示されて、54事業の追加措置の今後について</p> <p>5 新型コロナウイルスの影響により収入に減少があった方の納税を猶予する「特例制度」が講じられている。周知広報はどのようになされ、本市の状況はどのようになっているのか</p> <p>(1) 税目ごとの納期到来分の納税額は把握できているのか</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤立石 幸徳	コロナ対策について	<p>(2) 相談件数は</p> <p>(3) 職種ごとの状況は</p> <p>1 コロナウイルス感染者で無症状の人や発症前患者の早期発見による感染拡大防止が重要になっている。そのためPCR検査体制を充実すべきである。本市の対応はどうなっているのか</p> <p>2 本年度、多くのイベント・催しや大会が中止になっている。本市歳出予算の不用額はどのくらいか。コロナ対策として活用する考えはないのか</p> <p>3 感染者や感染状況の情報提供に当たって、統一基準はどのようになっているのか</p>	市 長 課 長
	外国人との共生について	<p>1 本市における外国人の実態（消費や納税、社会保障など）について</p> <p>2 地場産業振興上の重要な労働力として、地域社会で共生していくための交流や活動はどのようになっているのか</p>	市 長 課 長
	畜産業振興について	<p>1 本市において肉用牛特別導入事業基金条例が制定されていないのはなぜか</p> <p>2 畜産業においては、狂牛病、口蹄疫、アフリカ豚熱など伝染病により経営が圧迫される。環境問題も含め、本市畜産業の課題をどのように整理しているのか</p>	市 長 課 長
	JR九州指宿枕崎線の赤字	<p>1 2018年度分に続き、2019年度分の赤字路線の決算額が公表された。黒字路線も含め、県内の全路線</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥豊留 榮子	公表について	<p>の状況を把握しているのか</p> <p>2 2020年度分については、現在のコロナ禍の状況で相当な赤字が予想される。将来見通しの中、抜本策を検討すべきだと思う。見解はどうか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	小中学校における少人数学級の推進について	<p>1 今後、新型コロナウイルスと長期に共存していくこととなる。そのための「新しい生活様式」を推奨していく上で少人数学級が注目されているが、どのように考えるか</p> <p>2 小中学校の夏休みが明け2学期がスタートした。コロナ禍による子供たちの不安やストレスを解消し、学びに集中できる教育体制をどのようにつくり上げていくのか</p> <p>3 今後、本市において小中学校の統廃合をどのように考えていくのか</p>	
	小中学校の教員増について	<p>1 本市において20人を超えない少人数学級にした場合、何人の教員増が必要になるのか</p> <p>2 今後、広い視野で子供たちを受け止めながら、学ぶこととともに、人間関係の形成、遊びや休息のバランスを取れるような教育が必要になる。教員の過重負担を軽減するためにも教員を増やすことが必要ではないか</p>	
	P C R 検査の拡充について	<p>1 現在の感染拡大は広がる一方である。P C R 検査を大規模に実施していくことが必要であると思うが、本市の考えは</p> <p>2 P C R 検査を希望する者が受けられるようにすべきだと思うが、どうか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦永野慶一郎	本市における今後の新型コロナウイルス感染症対策について	<p>1 市内飲食店の支援について</p> <p>(1) 金銭面以外の支援策を何か考えているのか</p> <p>(2) 市内飲食店で感染者が出た場合、行政としてどのように取り組むのか（アフターフォロー）</p> <p>(3) 「新型コロナ対策推進宣言の店」ステッカーの普及・活用について</p> <p>2 ふるさとの味エール便事業は、枕崎市出身者に対しての事業だったが、枕崎に住んでいる同年代への方たちに対しての事業は考えていないのか</p> <p>3 公共施設や自治公民館へアルコール消毒液が支給されるが、交通弱者と言われる高齢者への支給は考えていないのか</p> <p>4 今回の事態を受けて市内事業者に対し本市独自の経済支援等を出しているが、今後事業を継続していくために本市としてどのような支援策を考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	子供を中心とした観光拠点づくりについて	<p>1 お魚センター横の広場に遊具を設置することで、市内の子供・親子連れに限らず市外からの親子連れも増え、お魚センターで休憩をしたり、食事をしたりと相乗効果があるのではないかと考えるが、当局はどのように考えるのか</p> <p>2 子供たちが安全に遊べる場を提供するために、スケートボード場を火之神公園に整備したらどうかという声が市民からも上がっているが、どのように考えるのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑧城森 史明	コロナ対策について	1 コロナの影響を直接的に受けている飲食店及び宿泊業者に対する支援事業として「新しい生活様式」に対応するための営業スタイル推進事業が実施され	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 674 549 745">北朝鮮拉致問題について</p> <p data-bbox="360 1267 549 1417">本市の健康問題と国保における医療費抑制について</p>	<p data-bbox="595 241 1289 392">る。県は、感染拡大防止に取り組む事業者向けに「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」を発行するとのことである。このステッカーを得るための合格基準はどのようになっているのか</p> <p data-bbox="568 479 1289 551">2 本市におけるPCR検査の必要性をどう考えるのか</p> <p data-bbox="568 678 1289 869">1 1978年8月12日に市川修一さんと増元み子さんが吹上浜で北朝鮮に拉致されて42年になる。この南薩において、このような事件が発生したのは非常に残念に思う。拉致問題が全く進展しないが、このような状況について市長はどのように考えているのか</p> <p data-bbox="568 956 1289 1146">2 平成25年に枕崎市議会は拉致問題解決に関する意見書を提出した。市川修一さんの兄である市川健一さんは拉致問題が忘れ去られるのを最も心配している。本市において市川健一さんの講演活動等を行う考えはないか</p> <p data-bbox="568 1274 1289 1379">1 「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトを実施し、血圧計を設置したが、どのような効果が生まれたのか</p> <p data-bbox="568 1467 1289 1538">2 本市の脳疾患死亡率は高い状況であるが、プロジェクトの今後の展開はどうなるのか</p> <p data-bbox="568 1626 1289 1697">3 高齢者において、適正な血圧を維持するためにどのような生活習慣が肝要なのか</p> <p data-bbox="568 1785 1289 1856">4 本市のがん疾患及びがん検診受診率の現状はどのようなのか</p>	<p data-bbox="1310 678 1406 786">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1310 1267 1406 1375">市 長 副市長 課 長</p>
⑨東 君子	枕崎版特別定額給付金創設	<p data-bbox="568 1982 1289 2054">1 SDGs 1 貧困をなくそうの視点からの質問 (1) コロナ禍により貧困や失業が広がる中、枕崎版</p>	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	<p>について</p> <p>本市が取り組むコロナ対策について</p> <p>青年会議所とのSDGsの普及・啓発に関する連携協定について</p> <p>市立病院の医療体制について</p> <p>男女共同参画について</p>	<p>特別定額給付金を創設し、市民に現金を給付できないか</p> <p>1 コロナ禍により長い緊張状態が続いている。市民の心を軽くするため本市が取り組んでいることとは何か</p> <p>1 SDGsを前に進めるために新しい取組はなされたのか</p> <p>1 SDGs 3すべての人に健康と福祉を、SDGs 11住み続けられるまちづくりをの視点からの質問 (1) 診察を終えて会計までの待ち時間が非常に長いと市民の方々からの声を耳にするが、スタッフの人数は足りているのか</p> <p>(2) 過去5年分の収支状況について</p> <p>(3) 病院への様々な御意見や苦情をどのように解決しているのか</p> <p>(4) 病院内の職員の人事の権限は誰にあるのか</p> <p>(5) 枕崎市立病院の理念とは何か</p> <p>1 SDGs 5ジェンダー平等を実現しようの視点からの質問 (1) 男女共同参画推進条例を年度内に制定する計画と伺った。現在の進捗状況は</p> <p>(2) より多くの女性を意思決定の場へ参加させることが枕崎発展に欠かせない重要なポイントである</p>	<p>課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	子供たちの心の教育について	<p>と考える。広報紙などを活用し、男女格差の現実をイラストで紹介してはどうか</p> <p>1 SDGs 4 質の高い教育をみんなにの視点からの質問 (1) コロナ禍により子供たちが仲間と一緒に様々なことに取り組む体験が少なくなっている。今後、感染予防に努めながら、それらの活動を少しずつ増やしていくことは可能か</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
⑩眞茅 弘美	新型コロナ感染症に伴う農業の影響及び振興策について	<p>1 お茶、花卉、野菜農家に対しての支援策は (1) 現在の申請状況は (2) 今後の取組は</p> <p>2 運転資金等が不足している事業者に対して低利の融資があるか</p> <p>3 枕崎の新たな特産物（農産物）として将来的に育てていく意思はないのか</p>	市 長 課 長
	男女共同参画推進条例の制定に向けて	<p>1 令和2年4月の職員採用人数は（男女別）</p> <p>2 課長級、主幹、係長、それぞれの男女別職員数と比率は（過去3か年）</p> <p>3 女性職員の管理職に向けた指導、研修が行われているのか</p> <p>4 制定に向けての市民が参画できる委員会等の設置を検討しているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	3 R の取組について	1 エコバックの登録状況は 2 ごみ減量に関して市民からどのようなアイデアがあったのか 3 ごみの減量化を進めているが、市民の機運を高める方法はないのか 4 ごみ出しのマナーは（分別や事業所ごみ等）	市 長 課 長
⑪上迫 正幸	枕崎市地域防災計画について	1 一般災害対策で、災害応急対策と警戒避難期の応急対策について本市が最も重要と考えているものは何か 2 要配慮者の把握と避難行動要支援者の避難支援体制の確立は、現在どの程度進捗しているのか 3 被災者を一時的に滞在させる避難所は、誰が運営するのか。また、避難所が不足した場合の対処は 4 長期の避難所生活になった場合の仮設住宅建設等は考えているのか 5 避難所で考えられる問題点としてどのようなことを想定しているのか	市 長 課 長
	消防団の活動体制について	1 消防団員の育成・強化は進んでいるのか 2 消防団員の高齢化対策に取り組むとのことであったが、その後の経過は 3 もし火災が発生した場合、初期消火ができるよう地域住民がポンプ車（小型ポンプ）の操作はできな	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	梅雨時期の農作物への影響について	<p>いのか</p> <p>4 消防団資材と装備、また通信手段の整備は十分であるのか</p> <p>5 消防団員の定員削減は考えていないのか。また、定年制は考えていないのか</p> <p>1 今年は梅雨が例年と比べて非常に長かったが、農作物への影響をどう考えるのか</p> <p>2 もう既にカンショの基腐病で、畑のところどころまたは全面に病気が広がっているところも見受けられるが、今後の対策は</p> <p>3 大雨の影響で農地などの崩壊があると聞くが、崩壊した箇所と現在の工事の進捗状況はどうなのか</p>	市 長 課 長
	観光振興について	<p>1 今年度は、コロナの影響で観光客が激減しているが、今後のにぎわいのための施策は</p>	市 長 課 長
	火之神公園の周辺整備について	<p>1 近年、火之神公園でキャンプしている大勢の方を見かける。公園周辺を整備する計画はないのか</p> <p>2 お魚センターから火之神公園までの道路整備の計画はないのか</p>	市 長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎